農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインーデータ利活用編ー

令和2年3月 農林水産省

改訂履歴

- ・<u>平成30年12月</u>農業分野におけるデータ契約ガイドライン
- ・<u>令和 2年 3月</u> 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン データ利活用編 農業分野におけるAIに関する契約のガイドラインを策定したこと に併せ、利用者の利便性を高めるため一体化したことに伴う改訂。
- ・ <u>今和 6年 3月</u> 個人情報保護法の改正による条番号の修正等、形式的な修正を実施

第1 総論	1
1 目的	1
2 経済産業省「AI・データ契約ガイドライン データ編」等との関係	2
(1)経済産業省「AI・データ契約ガイドライン データ編」との関係	2
(2) 文部科学省「さくらツール」との関係	3
3 データ流出や不正利用を防止する各種手段	3
(1) 契約による保護	4
(2) 不正競争防止法による保護	4
(3) 民法上の不法行為による保護	5
(4) 不正アクセス禁止法による保護	5
(5) 不正利用等を防止する技術	5
第2 本ガイドライン(データ利活用編)の対象範囲	6
第3 契約当事者および対象読者に関する留意点	7
(1)契約当事者に関する問題点	7
(2) 対象読者に関する留意点	8
第4 「データ提供型」契約のモデル契約書案	10
1 データ提供型契約の意義	10
2 定義規定	10
(1) 提供データ等の定義	10
(2) 提供データ等の利用権限	11
(3) 「提供データ等」の特定	13
(4) データの粒度	14
(5) 個人情報等の取扱	15
(6) 利用目的の特定	15
3 提供データ等の提供方法	17
(1) 提供データ等の提供方法の特定	17
(2) 「提供データ等」の中に個人情報等が含まれる場合の配慮	17
4 提供データ等の利用許諾または譲渡	18
(1) データ提供型契約の類型	18
(2) 一方向利用許諾型	18
(3) 譲渡型	19
(4) 双方向利用型(共同利用型)	20
(5) データ提供者による利用停止措置	21
5 対価・支払条件	23
(1)対価の支払	23
(2) 売上を分配する際の留意点	24
6 提供データ等に関する保証および非保証	25
(1) 提供データ等の非保証に関する基本的な考え方	25

(2) 提供データ等の非保証の適用範囲	26
(3) 提供データ等を有償提供した場合	27
(4) 責任制限規定の利用	28
(5) データ提供者の表明保証	28
(6) 提供データ等の中に第三者が有していたデータがある場合の措置	28
7 責任の制限等	29
(1) 提供データ等を利用したことに起因して生じた損害についての負担	29
8 利用状況の報告および監査	31
(1) 利用状況の報告および監査	31
(2) データ受領者側による検討事項	32
(3) 監査費用の負担	32
(4)派生データの利用状況の報告・監査等	32
9 提供データ等の管理	33
(1) データ受領者による提供データ等の管理責任	33
(2) データ受領者による状況報告	34
(3) 提供データ等をデータ受領者が第三者に提供する場合	34
(4) 管理義務違反の場合の損害賠償請求権	35
10 データ漏えい等の場合の対応及び責任	36
(1) データ漏えい等の場合の対応	36
(2) 提供データ等に個人情報が含まれている場合の対応	36
(3) 損害賠償の制限	37
11 秘密保持義務	40
(1) 秘密保持義務	40
(2) データ提供者から、提供データ等に「秘密」と明示されて提供された場合	41
(3) 秘密保持義務の存続期間	41
12 派生データ等の取扱	42
(1) 派生データの利用権限に関する考え方	42
(2) 提供データ等または派生データの利用に基づき生じた知的財産権の帰属について	45
(3) 利用権限の行使方法	46
A. 派生データの利用方法について知的財産権の共有規定を参考とする考え方	47
B. 派生データの利用権限をデータ受領者のみに保持させる場合	48
(4)派生データに対する非保証	50
(5) 契約解除後の派生データの利用権限	50
13 有効期間	52
14 契約解除	53
(1) 本契約の解除	54
(2) 契約終了後の提供データ等の削除等(第6項)	54
(3) データ漏えいの場合の損害賠償の制限(第4項および第7項)	54
15 不可抗力免責	56
16 権利義務の譲渡禁止	57
17 通知	58
(1) 主任担当者の指定	58

(2) 通知	58
18 存続条項	59
(1) 存続条項に関する基本的な考え方	59
(2) いかなる条項を存続することにするのか	59
19 その他の一般規定	60
(1) 完全条項について	60
(2) 準拠法について	60
(3) 紛争解決条項について	61
第5 「データ創出型」契約のモデル契約書案	63
1 「データ創出型」契約の意義	63
2 「データ創出型」契約における課題	63
① 適切な利用権限の調整	63
② 個人情報およびプライバシー権に対する配慮	64
3 定義規定	65
(1) 当初データ等の定義	65
(2) 当初データ等の特定	66
4 当初データ等の取得	67
(1) 当初データ等の取得に関する規定	67
(2) 当初データ等に個人情報が含まれている場合	67
(3) 当初データ等の中に第三者の知見、実験、発見、農作業その他の活動によって	
取得されたデータがある場合の措置	68
5 当初データ等の利用権限等	69
(1) 当初データ等の利用権限	69
① 利用目的による制限	70
② 自己利用	70
③ 第三者への提供/利用許諾	71
(2) 「当初データ等」に対するデータ提供者のアクセス権について	72
(3) データ提供者による利用停止措置	72
6 派生データの利用権限等	73
(1) 派生データの利用権限に関する考え方	73
(2) 派生データに関する各自の利用権限	74
① 利用目的による制限	74
② 自己利用	75
③ 第三者への提供/利用許諾	76
(3) 派生データの利用に基づき生じた知的財産権の帰属について	77
(4) 「派生データ」に対するデータ提供者のアクセス権について	77
7 当初データ等および派生データの非保証	78
8 利用権限の配分に対する対価等	79
9 報告・監査等	81
10 相手方受領データの管理	82
(1) データ受領者およびデータ提供者の管理責任	82
(2) 提供データ等の管理	82

(3) 当初データ等の管理	83
① 当初データ等の管理責任の考え方	83
② 当初データ等の管理責任をデータ提供者側に負担させるべきか	83
(4)派生データの管理	83
① 派生データの管理責任の考え方	83
② データ提供者に派生データの管理責任を負担させるべきか	83
(5) データ提供者側に法的な管理義務を課さない場合も、管理状況の報告義務を課	
すことはできるか。	86
(6) 相手方受領データの第三者提供	86
11 データ漏えい等の場合の対応及び責任	87
(1) データ漏えい等の場合の対応	88
(2) 第三者の権利により利用が制限される場合の処理	88
12 責任の制限等	90
13 秘密保持義務	91
(1) 秘密保持に関する基本的な考え方	91
(2) 違約金条項	91
14 新たなデータ創出の場合の対応	93
15 有効期間等その他一般規定	94
16 契約の解除	95
(1) 契約終了後の当初データ等の削除等の適用の有無	96
(2) 削除等の証明	96
17 不可抗力免責	97
18 権利義務の譲渡禁止	98
19 通知	99
20 存続条項	100
21 その他の一般規定	101
第6 「データ共用型」規約のモデル契約書案	102
1 「データ共用型」契約の意義	102
2 「データ共用型」契約における検討事項	103
(1)契約当事者	103
(2) 契約の種類と数	104
(3) データ共用型契約のスコープ(4) データ H U E Filtrate の ままない。	106
(4) データ共用型契約の契約フォーム	106
(5) プラットフォーム事業者の責任	107
(6)利益分配について	108
	109
(1) プラットフォームの定義	110
① 「プラットフォーム」の定義	110
② データ提供者のスコープ	111
③ 複数の事業者の意味(2) 本ガイドライン (データ利活用編) が対象とすろプラットフォームのスコープ	111

① 同一企業グループ内で構築されるプラットフォームやSNS等	112
② クラウドサービス型およびデータ流通市場型(またはマーケットプレイス型)	112
(3) プラットフォームに提供されるデータの種類	113
(4) プラットフォームの役割	114
(5)参加者の範囲	115
4 プラットフォームの利用許諾	117
(1) プラットフォームの利用許諾	117
(2) プラットフォームに参加が可能な当事者	117
5 提供データの提供方法	118
(1) 提供データの提供方法	118
(2) プラットフォーム事業者には、一切の「プライベート・データ」に対するアクセ	
ス権限が付与されない場合	118
(3) 提供データに個人情報が含まれている場合	119
6 提供データに関する適切な取得および保証/非保証	121
(1) 適法かつ適切な取得	121
(2) 当初取得者からの同意取得	122
(3) 提供データに関するデータ提供者の責任(保証/非保証)	122
7 データ提供者による提供データのデータ利用者への提供	124
(1) プラットフォームの管理画面上での設定	125
(2) アクセス・キーの付与	126
(3) データの利用停止措置	127
(4) プライベート・データの管理責任	128
(5) 提供データを利用した結果生じた権利の帰属	129
(6) 提供データに関してデータ提供者が創作した著作物がプラットフォーム事業者に	
提供されている場合のみなし利用許諾	130
8 データ利用者による提供データの利用	131
(1) データ利用者による利用の範囲	131
(2) データ利用者の関連会社等が関連会社等ではなくなった場合の措置	132
(3) データの利用に基づき生じた権利の帰属	132
9 提供データの管理	134
(1) データ利用者の管理責任	134
(2) プラットフォーム事業者の管理責任	135
10 プラットフォーム事業者の運営責任等	136
(1) プラットフォーム事業者の運営責任等	136
(2) プラットフォーム事業者の責任限定	137
(3) 提供データの内容に関するプラットフォーム事業者の非保証	137
(4) プラットフォーム事業者の監査権	139
(5) プラットフォームに対する苦情処理	140
11 プラットフォーム事業者による利用サービスの提供	142
(1) プラットフォーム事業者による利用サービスの提供	142
(2) 統計データの提供	142
(3) 利用サービスに関する権利の帰属	143

12 責任の制限等	145
(1) 責任制限規定	145
13 派生データ等の取扱	146
(1)派生データの作成等におけるプラットフォーム事業者の責任	147
(2)派生データの知的財産権の帰属	147
(3) データ提供者またはデータ利用者が派生データまたは利用サービスを利用して	
新たな成果物を作成したり、新たなサービスを構築した場合の権利の帰属	148
14 データ漏えい等の場合の対応	149
(1) データ漏えい等の場合の措置	150
(2) データ漏えい等が発生した場合の責任	150
15 秘密保持義務	152
(1) 秘密保持義務を負担する相手方について	152
(2) プラットフォーム型で想定される秘密情報	152
16 規約の解除	154
(1) 解除当事者と解除事由	155
(2)参加者が申込フォームに虚偽の記載をした場合	156
(3) プラットフォーム事業者によるアクセスの一時停止措置	156
(4) 契約解除時の派生データの利用停止および削除義務等	156
(5) プラットフォーム事業者が規約を解除される場合の解除の効力	156
(6) 規約解除または脱退の場合の成果物の帰属について	157
(7) データの削除等の措置との関係について	159
① データ提供者が本規約を解除された場合	159
② データ提供者が脱退した場合/データ提供者が本規約を解除した場合	160
A. 提供データ(プライベート・データ)の取扱	161
B. 共有となる権利の取扱	162
C. データ提供者に単独に帰属する権利の取扱	163
17 プラットフォームからの脱退	164
(1) プラットフォームからの脱退と脱退時のデータ利用中止義務等	164
(2) 脱退時のデータ利用中止義務等	165
(3) データ提供者が脱退した場合のプラットフォーム事業者の提供データ削除義務	165
(4) プラットフォーム参加者が脱退した場合の共有の権利の帰属	165
(5) データ提供者がプラットフォームから脱退した場合のデータ提供者の権利の取扱	165
18 不可抗力免責	167
19 権利義務の譲渡禁止	168
(1) 同意を取得する相手方について	168
(2) プラットフォーム事業者の規約の地位の譲渡	169
20 通知	170
21 存続条項	171
22 その他の一般規定	172
(1) 合意管轄条項について	172

別添 ユースケースの紹介	-1-
【ユースケース1】	-1-
【ユースケース2】	-2-
【ユースケース3】	-3-

第1総論

1 目的

農業は、幅広い知識と経験の上に成り立つ高度な知的産業である。そして、近年ICTや人工知能(AI)などの最新技術を応用した、農業に関する知識と経験の幅広い利活用により、より高品質で、生産性が高く、かつ国際競争力を有する農業を推進する取組が進められている。これらの取組は、農業における後継者や人材確保の効率化に繋がるとともに、新たなプレーヤーの農業への参入を促し、農業をより大きな魅力あるビジネスへと変貌させる契機となっている。また、これらの取組により、異なる農業ITシステム間で農業データを利活用するなど農業データの相互運用性や可搬性の確保に対するニーズも高まっている。

しかしながら、そのためには、農業従事者または農業団体(以下これらを総称して「**農業関係者**」という。)による農業データの提供が、ノウハウや技術の流出とならないよう、農業関係者が安心して農業データを提供できる枠組みを提供する必要がある。他方、かかる枠組みの設定には、他の農業関係者や農業分野への新規参入者による農業データの適切な利活用に対する不当な足かせになることがないような適切な配慮をすることも必要である。

これらの観点から、内閣官房は、平成28年3月31日「農業ITサービス標準利用契約ガイド」 (新戦略推進専門調査会 農業分科会取りまとめ)を策定し、また同日付で、慶應義塾大学SFC 研究所は、農林水産省「平成27年度農業 IT 知的財産活用実証事業」における活動において、農業 現場の知的財産のさらなる活用を促すことを目的とした「農業ICT知的財産活用ガイドライン」 を策定した。「農業 I Tサービス標準利用契約ガイド」は、農業データ I Tサービスの提供者 1と、 当該提供者との間で当該サービスの利用契約を締結する者とを当事者とした利用契約の文例および 考え方を示したものであるが、このガイドラインの特に重要な点は、データの種類によるデータの 帰属のモデル例が示されたことである。例えば、このガイドラインでは、契約者や利用者がサービ ス環境に蓄積したデータ(例、作付計画、作業記録(農薬散布、施肥)、センサ取得情報、測位値、 環境制御設定、資材購買記録、収量、価格等のデータ)は、当該データを蓄積した者に帰属すると されている。また、「農業ICT知的財産活用ガイドライン」は、栽培ノウハウ等の知的財産を提 供する者と、当該知的財産を使って農業データITサービスを開発し、第三者に提供する者の二者 間での契約を想定したものであるが、このガイドラインは、栽培ノウハウに代表される農業現場の 財産を新しい「知的財産」として捉え、当該知的財産の保有者が当該知的財産の提供範囲を設定す ることによって、その知的財産の価値に見合った正当な対価を得られるような仕組みを提供すると ともに、過度な保護によって知的財産の普及や利活用を妨げることがないように、知的財産の保護 と利活用のバランスを考慮した仕組みを提供したものである。

これらの「農業ITサービス標準利用契約ガイド」および「農業ICT知的財産活用ガイドライン」は、いずれも安心できる農業データの提供とその利活用の適切な促進という側面で非常に示唆に富む提案をしている。しかしながら、その後、データの帰属に関する考え方については様々な意見が出るに至り、またデータの種類により保護すべき価値も保護すべき態様も異なることが指摘されるなど、これらのガイドラインに対しても、新たな事項を検討する必要が生じている。また契約の類型も単に、一方当事者が農業データを創出することを前提とした農業データやノウハウ等の提供者とそれを利用した農業データITサービスの開発者間、または農業データITサービスの提供

_

¹ 農業データ I Tサービスの開発者から、当該サービスの提供を受け、また気象、地図、市況、肥料、農薬情報等の提供者から当該情報またはデータの提供を受けて、農業データ I Tサービスを提供する者を意味する。

者およびその利用者間の二当事者間の契約というシンプルな形から、複数の当事者が関与することによって新たなに価値を有するデータが創出される場面や、プラットフォームを利用したデータの共有を目的とする場面など様々な場面が想定されるに至っている。したがって、これらの新しい場面に即した、使い勝手の良い、そして農業従事者等にとってわかり易いデータ契約ガイドラインを策定することは、農業関係者からの農業データの提供とそれらの適切な利活用を促進する上で、極めて重要な役割を担うことになる。今般策定する農業分野におけるデータ契約ガイドライン(以下「本ガイドライン(データ利活用編)」という。)は、これらの新たな考慮事項についても十分に検討をした上で、農業データの迅速かつ適切な利活用を促進することができるようなものとする必要がある。

2 経済産業省「AI・データ契約ガイドライン データ編」等との関係

(1) 経済産業省「AI・データ契約ガイドライン データ編」との関係

平成30年6月、経済産業省は、「AI・データ契約ガイドライン データ編」(以下「**経産省 ガイドライン**」という。)を策定した。経産省ガイドラインによれば、このガイドラインは、「契 約段階ではその価値がはっきりしないことが多いデータの流通や利用を対象とする契約について、 具体的な事案に基づく専門家の議論を踏まえたうえでデータ契約の各当事者の立場を検討し、一般 的に契約で定めておくべき事項を改めて類型別に整理した上で列挙するとともに、その契約条項例 や条項作成時の考慮要素等を提供するものである。」とされている²。また、経産省ガイドライン は、「当事者がデータ流涌と利活用について低コストで合理的な取引関係を構築する」ことを目指 す一方で、「データの利用権限は、契約により当事者の間で自由に定めることができるものである から、」経産省ガイドラインは、「あくまでも契約で定めておくべき事項等を示すにとどまり、契 約の自由を制約するものではない」とし、当事者は、当該ガイドラインを「参考としつつ、データ の創出や利活用に対する寄与度等を考慮し、当事者で協議して柔軟に利活用に対する寄与度等を考 慮し、当事者で協議して柔軟に利用条件を取り決め、利用権限等の具体的な内容を定めて取引の実 状に応じて契約を高度化させていくことが望ましい」と指摘する³。他方、経産省ガイドラインは、 「データ契約については、契約の当事者が、取引に関連するデータの有無、種類、価値等について 十分な知識を有さず、そのような知識不足を背景として、一方的に不利な条件で契約が締結されて しまうこともあり得る。本ガイドライン(データ編)は、そのようなデータ契約に関する知識格差 を補うものとして利用されることも予定している。」とも記されている⁴。経産省ガイドラインに おけるこれらの視点や機能は、行政庁が作成する契約ガイドラインの位置づけとして極めて重要な ものであり、農業分野におけるデータ契約ガイドラインにおいても踏襲されるべきものである。ま た後述するとおり、データの帰属や利用権限の規律となるべき法律は我が国に存在せず、データの 提供または利用に関する契約書は、一旦両当事者で締結されてしまうと、特定の条項が公序良俗に 反するなど特段の事由がない限り無効とはならない。したがって、法律に必ずしも明るくない可能 性のある農業関係者が一方当事者となることが想定されている本ガイドライン(データ利活用編) では、データ提供契約またはデータ利用契約に関するこのような事情も踏まえ、農業関係者に契約 文言の意味するところや背景を正確に伝えて、正しい判断による適切な内容の契約を締結してもら うことを意図している。

² 経産省ガイドライン2頁

³ 経産省ガイドライン4頁

⁴ 経産省ガイドライン12頁

また経産省ガイドラインは、契約類型を①【データ提供型】、②【データ創出型】、③【データ 共用型】の3類型に分類している。これらの意味については後述するが、農業分野においても、これらの分類はあてはまると言えるので、本ガイドライン(データ利活用編)においても、これらの 分類については踏襲をする必要がある。

このように、本ガイドライン(データ利活用編)の策定にあたっては、経産省ガイドラインで示された多くの考え方や規定を踏襲または参考にすることができる。しかしながら、経産省ガイドラインは、「Connected Industries」において重点取組分野として定められている5つの重点分野(①自動走行・モビリティ・物流、②製造・ものづくり、③バイオ・素材、④プラント・インフラ保安、⑤スマートライフ)を念頭において、各分野におけるユースケースを検討し、それらを反映して分野横断的な契約書の雛形が提示されているに留まる。すなわち、経産省ガイドラインは、「農業ITサービス」については、「生産者の権利が守られた形で農業ICTサービスの普及を実現という観点が重要となっている。」と述べられるに留まり、農業分野における具体的なユースケースが検討され、それを反映した形で策定されているわけではない「多しかしながら、現実的に農業や農業データには、上記の5分野とは異なる特殊性が存在するのであって、農業関係者や農業ITサービスに新規参入する者にとって使い勝手の良いものとするためには、具体的なユースケースを検討した上で、農業や農業データの特殊性を具体的に反映したものとする必要がある。

したがって、本ガイドライン(データ利活用編)は、経産省ガイドラインにおいて利用できるところは可能な限り利用し、当該ガイドラインとの整合性を可能な限り図りつつも、農業データの特殊性や農業に関するユースケースの検討において挙げられた具体的な事項を念頭に置き、経産省ガイドラインの農業版として、農業関係者や農業 I Tサービスに新規参入する者にとって理解し易く、かつ納得し易い内容とすることを目指したものである。

(2) 文部科学省「さくらツール」との関係

平成29年3月、文部科学省は、大学等が民間企業と行う共同研究の成果について、大学等または民間企業の単独帰属とする選択肢を含め共同研究契約書のモデルを11種類提示するとともに、これらの中から特定のモデルを選択する際の考え方を併せて提示する「さくらツール」を公開・提供した。これにより、契約交渉のスキルが十分でない担当者が所属する大学等に対して柔軟かつ効率的な契約交渉が可能となるように促すとともに、可能な限り共同研究契約前に共同研究等成果の事業化まで想定して契約を締結することにより、共同研究等成果が適切に事業化に繋がる可能性を高めることが期待されている。

「さくらツール」は大学等と民間企業との共同研究に関する契約ガイドラインであり、本ガイドラインと直接的な関係はもたないものの、本ガイドライン(データ利活用編)を農業関係者にとって使いやすいものにするという観点から、「さくらツール」のようにケース毎に複数の契約書モデルを作成したり、その中から特定の契約書モデルを選択する際の考えを示すことは、将来的な検討課題として考えられる。

3 データ流出や不正利用を防止する各種手段

_

⁵ 経産省ガイドライン別添118頁

⁶ http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1383777.htm

提供データに自社の営業秘密やノウハウ等が含まれている場合、データの提供によってデータに対するコントロールを喪失することに伴い、これらの営業秘密やノウハウが社外に流出してしまう、ないし、不正利用され得るという懸念をもつ関係者は多いで、そのような懸念から、データの提供について二の足を踏む事業者もいる。そこで、後記(1)から(5)では、データの流出や不正利用を防止する各種手段として、契約、不正競争防止法、民法上の不法行為による保護、不正アクセス禁止法、不正利用等を防止する技術について例示する。このような各種手段を理解しておくことで、適宜必要な手段を講じてデータの流出や不正利用を防ぎながらデータの流通・利用が可能となりうる。

その説明にあたっては、前述のように、データの保護は原則として利害関係者間の契約を通じて図られることになるため、契約による保護から説明し、その後に、法律に基づく保護等について説明する。

(1)契約による保護

まず、提供データに含まれる営業秘密、ノウハウの流出を防ぐためには、データ受領者に対して 秘密保持義務を課すことが重要である。提供データに含まれる営業秘密、ノウハウを保護するため に厳しい秘密保持義務を課すためには、たとえば、提供データにアクセスできるデータ受領者の役 員および従業員を制限したうえで、当該役員および従業員に秘密保持に関する誓約書を提出させる ことをデータ受領者に契約上義務付ける方法がある。

また、たとえば、高セキュリティのサーバに保管することや、他のデータとの分別管理を義務付ける等、提供データの保管方法・管理方法について具体的に契約で定める方法も有効である。さらに、提供データの管理状況についてデータ提供者がデータ受領者に対して報告や立入検査を求めることができる旨の規定を設け、その報告の結果または立入検査の結果、データ受領者の提供データの管理状況に問題があれば、データ提供者は提供データの管理方法の是正等を求めることができる旨を規定する方法もある。

その他、営業秘密、ノウハウが流出したことに伴ってデータ提供者に生じた損害額の算定が困難であることを踏まえ、営業秘密、ノウハウがデータ受領者から流出した際の損害賠償額の予定を定めておくことも考えられる。ただし、損害賠償額の予定は、その金額が小さければ契約の拘束力をかえって弱めることもあるため(契約違反を犯して予定された損害額の賠償をしても、営業秘密、ノウハウを流出させたことで得られるメリットのほうが大きければ損害賠償額の予定条項は営業秘密、ノウハウの流出を防止する手段としての意義が乏しくなる)、その点も踏まえた適切な金額を設定する必要があると考えられる。

(2) 不正競争防止法による保護

不正競争防止法第2条第6項の「営業秘密」として法的に保護されるためには、①秘密管理性⁸、 ②有用性、③非公知性の3つの要件を充たす必要がある。提供データがこの3つの要件を充足すれ

⁷ さらにいえば、提供データに営業秘密やノウハウが一見含まれていないように見えるケースであっても、他のデータと組み合わせることで営業秘密やノウハウが推測されるケースもあるとの指摘もある。

⁸ その情報に合法的かつ現実的に接触することができる従業員や取引先等からみて、その情報が営業秘密保有者にとって 秘密としたい情報であることがわかる程度に秘密管理措置がなされていることをいう。具体的には、マル秘マーク、アク

ば、当該データの不正取得、開示等の行為に対して、不正競争防止法に基づく差止請求等の民事措置や刑事措置の適用が可能となる。

また、IoT、AI等の情報技術が進展する第四次産業革命を背景に、ビッグデータ等の利活用推進を目的として、ID・パスワードによる管理を施し商品として広く提供されるデータや、コンソーシアム内で共有されるデータ等の一定の条件下で相手方を特定して提供されるデータ(「限定提供データ」)の不正取得、開示等の行為が「不正競争」行為に位置付けられ、これに対する差止請求等の民事上の救済措置が平成30年の同法改正により新設された(刑事措置は規定されていない。)。当該改正法の施行(平成31年7月1日)以降は、「限定提供データ」の法的保護も可能となる。この「限定提供データ」として法的に保護されるためには、①限定提供性、②相当蓄積性、③電磁的管理性の要件(秘密として管理されるものを除く)を満たす必要がある(改正法第2条第7項)。

「営業秘密」「限定提供データ」いずれについても、契約当事者以外の不正取得者や転得者の行為についても差止が可能である。

提供するデータを「営業秘密」、「限定提供データ」のいずれで保護するかといった視点でデータの管理方法を検討しておくことも重要である。

(3) 民法上の不法行為による保護

一定の投資と労力を投じた価値のあるデータをデッドコピーするような行為は、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業上の利益を侵害する行為といえ、民法709条の不法行為が成立することがあり得る 10 。

もっとも、最高裁第一小法廷平成23年12月8日判決・判例時報2142号79頁(北朝鮮映画事件)は、著作権法第6条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害する等の特段の事情がない限り、不法行為を構成しないと判示しており、この判例の論理に従えば、データベースの著作物ではないデータベースをデッドコピーしたとしても、不法行為が成立しない場合もあることに注意が必要である。

(4) 不正アクセス禁止法による保護

第三者が不正ログインやセキュリティ・ホールを攻撃することによって、データを取得した場合、 不正アクセス行為が刑事罰の対象になる(不正アクセス禁止法第2条第4項各号、第3条、第11 条)。

(5) 不正利用等を防止する技術

提供データの不正利用や不正流出を防止する方法として、提供データの暗号化、アクセス制限、 電子透かし技術を用いたデータの出所等を明らかにする方法、ブロックチェーン技術等がある。

セス制限、秘密保持契約等の措置が考えられる。詳細は「営業秘密管理指針

(http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf)」を参照。

9 平成30年不正競争防止法改正の概要等は以下に掲載。

http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei_archive.html#h30

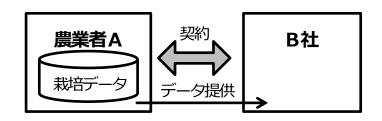
10 東京地裁平成13年5月25日中間判決・判例時報1774号132頁(翼システム事件)

また、データ受領者の手許から提供データの流出を防止するビジネスモデルとして、データ提供者の工場内にデータ受領者の分析システムが入ったサーバを設置して、そのサーバ内で稼働データ等の分析を行い、データ提供者に分析結果を提供する方法がある。このような、データ提供者内でデータの提供と分析が完了する(データをデータ提供者の工場内から外部に基本的には出していない)といった方法もある。

第2 本ガイドライン (データ利活用編) の対象範囲

前述のとおり、経産省ガイドラインは、契約類型を①【データ提供型】、②【データ創出型】、 ③【データ共用型】の3類型に分類している。

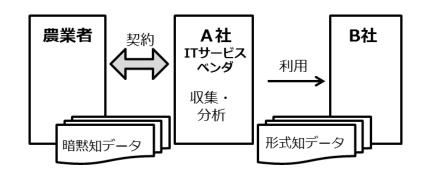
第1の類型である【データ提供型】は、取引の対象となるデータを一方当事者(データ提供者)のみが保持¹¹しているという事実状態について契約当事者間で争いがない場合において、データ提供者から当該データの提供を受ける他の当事者(例、農業データITサービス開発者および提供者)に対して当該データを提供する際の、他方当事者の当該データの利用権限や利用条件等を取り決めるための契約である。例えば、「熟練知」を有する熟練農業者が、当該「熟練知」を農業データITサービス開発業者に提供する場面や、農業経営に参入したベンダが、自社農場に設置した自社センサによって取得した土壌データを蓄積し、他のメーカーに有償譲渡するなどの事例がこの契約類型の対象となる。



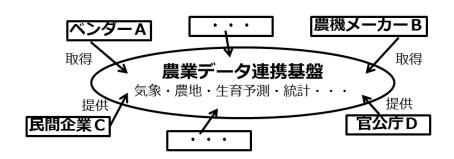
第2の類型である【データ創出型】は、複数当事者が関与することにより、従前存在しなかったデータが新たに創出される場面において、当該データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限について取り決めるための契約である。例えば、農業データITサービスベンダが、熟練農業者にウェアラブル端末を装着してもらい、当該端末についているセンサから、その作業と判断に関する「暗黙知」の情報を農業データITサービスベンダに提供してもらい、農業データITサービスベンダが、当該「暗黙知」の情報を集積し分析して、当該熟練農業者の「暗黙知」を一定の「形式知」として誰でもが理解できる形に変換されたノウハウとして加工した場合には、熟練農業者と農業データITサービスベンダはいずれも新しく当該「形式知」を創出させた当事者である。そして、この当事者間で、熟練農業者の「暗黙知」をどの範囲で利用することができるのか、「形式知」をいかなる条件で利用することができるのかを定める場合が、この契約の類型となる。

6

¹¹ 経産省ガイドラインは、「保持」を「データに対して適法にアクセスできる事実状態を指す用語として便宜的に用いている。」と説明している(同ガイドライン10頁、脚注9)。本ガイドラインも「保持」は同じ意味を有する用語として用いることとする。



第3の類型である【データ共用型】は、複数の事業者がデータをプラットフォームに提供し、プラットフォーム事業者が当該データを集約・保管、加工または分析をし、複数の事業者がプラットフォームを通じて、当該データを共用するための契約である。現在、農業の担い手が、データを使って生産性を向上させ、経営の改善に挑戦することができる環境を作るための農業データプラットフォームである「農業データ連携基盤」(通称WAGRI)が立ち上がり、平成31年4月からの本格稼動を目指している。WAGRIは、一定の共通したルールの下で、気象や土地、地図情報等に関する様々なデータを民間企業や官公庁が有償または無償で農業データプラットフォーム(WAGRI)に対して提供するとともに、プライベート・データと呼ばれる農業従事者および農業に関するデータも、農業関係者や農機メーカー等から当該プラットフォームに対して提供してもらうことによって、ICTベンダや農機メーカー等が個別に開発・集積した農業ICTサービスやデータベースを相互に連携させ、またWAGRI上で必要なデータを統合・解析することによって、質の高い分析データをWAGRI参加者に提供することを目的としている。このWAGRIのプラットフォーム上でのデータの利活用条件を定める契約は、この契約の類型となる。



なお、第3類型の【データ共用型】は、WAGRIのような大規模なプラットフォームを用いたものばかりではなく、複数の農業者等のデータを小規模に共用するような場合も含まれる。その際には、プラットフォームはあくまでもデータのやり取りをする「場所」を提供するに過ぎないことが少なくなく、この場合にはプラットフォーム事業者がデータの受領主体や提供主体となることはない。したがって、プラットフォーム事業者がデータ提供・利用契約の契約当事者となることはないが、プラットフォーム事業者が、データ保管契約の契約当事者となることはあり得る(この点については第6・2・(1)を参照すること)。

以上のとおり、経産省ガイドラインが設定したこの3分類は農業分野においてもあてはまると言えるので、本ガイドライン(データ利活用編)においても、この3分類の契約類型を対象として、それぞれの考え方を示すこととする。

第3 契約当事者および対象読者に関する留意点

(1)契約当事者に関する問題点

本ガイドライン(データ利活用編)においてデータ提供者は、個人としての農業者、農業協同組合、農業法人、法人格を持たない生産部会などを想定しており、またデータ受領者としては、株式会社や合同会社等の法人のほか、法人格を有さない協議会や民法上の組合などを想定している。

個人、法人格を有する法人、または法律によって法人格を付与された農業協同組合(農業協同組合法第4条)や農業組合法人(同法第72条の6)は契約主体となることができるので問題はない。 しかしながら、法人格を持たない生産部会や法人格を有しない協議会等については、契約の主体となることはできない。

したがって、このような場合、法人格を持たない生産部会や法人格を有しない協議会等の代表者やその代表となる法人が、当該生産部会や協議会を代表し、生産部会や協議会全体に法的拘束力を及ぼすことを目的として契約主体となる。例えば、「ABC生産協議会」が民法上の組合である場合に、かかる協議会の名称を用いて契約を締結する場合には、その業務執行組合員である個人または法人が、「ABC生産協議会業務執行組合員●」名で契約を締結する。そして、その上で、「ABC生産協議会」の構成員(組合員)全員で締結した協議会に関する契約(組合契約)で、「ABC生産協議会業務執行組合員●」名で締結した協議会に関する契約(組合契約)で、「ABC生産協議会業務執行組合員●」名で締結した契約に関しては、各協議会メンバー(組合員)が拘束されることを約束することにする(その他、この組合契約では、出資の方法、業務執行組合員の任期およびその選任、辞任、解任、組合からの脱退、除名、解散等の規定を入れ込むことになる)。

(2) 対象読者に関する留意点

経産省ガイドラインは、その読者として「契約に関係する全ての者(事業者の契約担当者のみならず、その事業部門、経営層、データの流通や利活用に関連するシステム開発者等を含む。)を幅広く想定している。なぜなら、データ契約が経営全体に及ぼし得る潜在的な影響や、データ契約によってデータ流通と利活用を可能にするシステム開発にも影響が生じ得ること等も踏まえると、契約締結に携わる者以外にも、契約に関係する全ての者を幅広く想定読者として、本ガイドライン(データ編)で提示した問題意識を理解していただくことが望ましいからである。」と説明している「2。本ガイドライン(データ利活用編)は、このような読者に加えて、一個人としての農業従事者や農業関係者等、従来IT関連契約に馴染みがない者も併せて想定読者としている。熟練農業者や先進的な農業経営者は、栽培ノウハウなどの流出に非常にセンシティブになることが多く、かかる流出をおそれるあまり、当該ノウハウまたはそのノウハウを構成するデータや画像を第三者への提供に対して慎重な姿勢を示すのが一般である。これは、特定の地域だけで共有していた栽培ノウハウ等を、研修目的で来た第三者に提供または開示した結果、無断で他の地域や海外で同種の農作物が栽培されるなど、ノウハウの提供者が意図しない態様で利用された例が多数報告されていることが影響していると考えられる。

したがって、本ガイドライン(データ利活用編)ではこの点に特に注意し、熟練農業者や先進的な農業経営者が、データの提供をすることによって自らの利益ともなり、またノウハウの流出とならないような歯止めがかかった契約雛形となっていると感じてもらうという視点から、経産省のガイドラインを必要な限度で修正している。また、この種の契約に慣れていない読者が想定されていることから、経産省ガイドラインであまり説明がなされていなかった事項(例えば、一般条項)、

¹² 経産省ガイドライン10頁。

このような想定読者にとって有益と考えられるところについては、本ガイドライン(データ利活用編)で説明を加え、また具体的な条文例を提供している。

第4 「データ提供型」契約のモデル契約書案

1 データ提供型契約の意義

本ガイドライン(データ利活用編)において、【データ提供型】とは、取引の対象となるデータを一方当事者(データ提供者)のみが保持しているという事実状態について契約当事者間で争いがない場合において、「データ提供者」から当該データの提供を受ける「データ受領者」に対して当該データを提供する際の「データ受領者」の当該データの利用権限や利用条件等を取り決めるための契約である。ただし、後述するとおり、「データ提供者」が提供するデータを加工、分析、編集、統合等することによって新たなデータ(派生データ)が生じる場合には、その派生データに関する「データ提供者」および「データ受領者」の利用権限や利用条件も取り決められることになる。本ガイドライン(データ利活用編)では、以下に条文案を示して、その条文案に関する考え方を提示することとする。

なお、経産省ガイドラインでは、当事者の表示を「甲」「乙」という表記にしているが、本ガイドライン(データ利活用編)では「データ提供者」「データ受領者」と記載している。我が国の契約実務では、当事者の表記を「甲」「乙」で示すことが多いが、この表記の場合、契約を作成する際、誤って「甲」「乙」が入れ替わってしまうことがあり、またそれが明らかな誤記かどうか分からない場合がある。また、農業関係者が契約書を示された際にも、当事者の表記が「甲」「乙」となっているよりも、「データ提供者」「データ受領者」と記載してあったほうが、権利義務の主体と内容が、その条文のみから理解がし易いというメリットもある。したがって、そのような観点から、本ガイドライン(データ利活用編)では「甲」「乙」に代えて、「データ提供者」「データ受領者」という記載を用いた。

2 定義規定

第1条 (定義)

本契約において、次に掲げる語は次の定義による。

- ① 「提供データ等」とは、本契約に基づき、データ提供者がデータ受領者に対して提供する データ提供者が利用権限を有する情報、データおよび/または画像であって、別紙に詳細に 定めるものをいう。
- ② 「本目的」とは、●をいう。
- ③ 「加工等」とは、「提供データ等」を加工、分析、編集、統合等することをいい、「派生 データ」とは、「提供データ等」を「加工等」することによって新たに生じたデータまたは データ群をいう。
- ④ 「売上金額」とは、データ受領者が、派生データを第三者に提供することによって、当該 第三者からデータ受領者が受領した金額をいう。
- ⑤ 「個人情報等」とは、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報、個人データおよび 匿名加工情報を総称したものをいう。

(1)提供データ等の定義

経産省ガイドラインでは、「提供データ」の定義を、「本契約に基づき、データ提供者がデータ 受領者に対して提供するデータ提供者が利用権限を有するデータであって、別紙に詳細に定めるも のをいう。」としていたが、本ガイドライン(データ利活用編)では、「提供データ等」とし、その定義を「本契約に基づき、データ提供者がデータ受領者に対して提供するデータ提供者が利用権限を有する情報、データおよび/または画像であって、別紙に詳細に定めるものをいう。」とした。データという場合、一般的にコンピュータで処理する情報またはデータベースを構成する情報をいうが、単に情報という場合には、例えば紙媒体などの有形の媒体に記載された情報および事実、何らの媒体にも記載または保存されていない情報および事実も含まれること(したがって、ITベンダなどのデータ受領者が熟練農業者からインタビューすることなどによって取得した情報はこれに含まれる)、我が国の法体系でも「情報」と「データ」はしばしば区別して用いられていること(たとえば、個人情報保護法上における「個人情報」と「個人データ」の区別)から、本ガイドライン(データ利活用編)では「情報」と「データ」を区別して用いることとした。また画像が画像データの形で提供されなかった場合にも対応できるようにする必要があることから、本ガイドライン(データ利活用編)では、情報やデータ以外の画像も提供対象とすることを明示する意味で、「提供データ等」とし、その定義を前述のとおり情報および画像を含める形に改めることとした。

(2) 提供データ等の利用権限

「提供データ等」には、「データ提供者」が利用権限を有するデータが含まれている。ここでいうデータの「利用権限」とは、データの利用権、保持・管理に係る権利、複製を求める権利、販売・権利付与に対する対価請求権、消去・開示・訂正等・利用停止の請求権等の契約に基づいて発生する権利を自由に行使できる権限のことを意味する¹³。

我が国の法律は、一定の条件を満たす発明や創作をした者に特許を受ける権利や著作権を付与し、 特許を受ける権利を行使して特許権を取得した者や著作権を取得した者に対して、当該特許権や著 作権の利用権限を付与している。したがって、「提供データ等」に、我が国の法律で認められたこ のような特許権や著作権などの「知的財産権」14が存在するのであれば、その保有者に利用権限を 認めることには何らの困難もない。しかしながら、「提供データ等」にそのような「知的財産権」 の存在が認められないか、またはその存在を認めるのがかならずしも容易ではない場合に、「デー タ提供者」にいかなる根拠によりその利用権限を認めるのかは、検討に値する事項である。この点、 「データ提供者」に、「提供データ等」に対する創造的活動は認められないものの、それを生み出 したことによる価値を考慮して、「データ・オーナーシップ」なる概念を創出し、それによる利用 権限の正当性を考慮するという考え方があり得る。しかしながら、我が国の現行の法体系では、デ ータに所有権等の物権の存在を認めることができないため、「データ・オーナーシップ」という用 語を用いて、「データ提供者」に所有権またはこれに類似する物権的な権利を認めるのは困難であ る。また、「オーナーシップ」は、しばしば「所有権」と訳されてしまうことがあるが、「オーナ ーシップ」の一般的に意味するところは、「特定の財産権の利用をし、第三者への譲渡をし、特定 の財産権からの利益を享受する権利の集合体」であって、我が国で使われている物権的な権利であ る「所有権」とはその意味内容が合致しない(例えば、諸外国では「特許権のオーナシップ」とい

-

¹³ 経産省ガイドライン 2 4 頁

¹⁴ 特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産(これには事業活動に用いられる商品または役務を表示するものおよび営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報を含む 。知的財産基本法第2条第1項)に関して、法令により定められた権利または法律上保護される利益に係る権利をいう。

うような使われ方をするが、特許権は物権ではないことから、これを「所有権」と訳することは誤っている)。したがって、「オーナーシップ」という場合、かえって読み手である農業関係者に、当該データに、法的な意味での「所有権」が存在するとの誤解を与えたり、あるいはこの契約により所有権や排他権を創出できるかのような誤解を与えてしまう可能性もある。したがって、この種の契約においては、「データ・オーナーシップ」という語は使わないのが適切である。なお、この点は経産省ガイドラインも同様であるが、一般的に呼称されている「データ・オーナーシップ」の意味は、「データに適法にアクセスし、その利用をコントロールできる事実上の地位、または契約によってデータの利用権限を取り決めた場合にはそのような債権的な地位」を指すものと考えられると整理している 15。

なお、経産省ガイドラインに記載されているとおり、提供されるデータは、「契約段階ではその価値がはっきりしない」ことが少なくない¹⁶。例えば、「熟練知」を有する熟練農業者が、当該「熟練知」を農業データITサービス開発業者に提供する場面における「熟練知」なるものは、ノウハウとして一定の財産的価値が認められる可能性がある。これに対し、農業関係者から提供されたと言えるデータであっても、当該農業関係者の知見が反映されていると言えるかどうかが微妙なケース(例えば、データの集積は、トラクタを提供した農機メーカーが自動で行い、農業関係者はいわゆる「熟練知」を有しておらず、当該トラクタを運転しているだけの場合)も存在する。

【農業分野において想定される「提供データ等」の例】

「提供データ等」の例	当該データ創出に対するデータ提
	供者の寄与度
・ 熟練農業者による知見や判断が示された農作業に	一般的に寄与度は大きい。
関するデータ(視認データ、画像データ、その他天	
候や時期等を考慮した耕作に関するデータ)。	
・ 農機メーカーが開発したトラクタに装着している	当該農機の稼動や運転にどの程度
センサを利用して取得されたデータ ¹⁷ 。	農業者の知見や判断が含まれてい
	るのかによって異なる。
I Tベンダなどのデータ受領者が熟練農業者から	一般的に寄与度は大きい。
インタビューすることなどによって取得した情報	
や、熟練農業者が永年に亘り作成してきた写真付の	
育成日記などに記載されている文字情報や写真画	
像。	

この点、経産省ガイドラインは、「【データ創出型】の契約の場面では、データの創出に対する 一方当事者の寄与度が大きく、かつ、当該データが当該当事者の事業に密接に関連するものである 場合には、当該当事者が、他の当事者に対して、当該データに関する利用権限を主張できるという 債権的な地位を契約で定めることに合理性が認められる場合があるといえる。もっとも、当事者が データ創出に果たした寄与度やデータと当事者の事業との関連性を評価する方法は、産業分野やデ ータの種類等により大きく異なり得るものであり、現時点において、どちらの当事者がデータに関

_

¹⁵ 経産省ガイドライン14頁から15頁

¹⁶ 経産省ガイドライン2頁

¹⁷ このデータは提供型というよりは創出型の契約になじむものである。

する債権的地位(データ・オーナーシップ)をもつべきであるという一律の基準を見出すことは困難である。データ創出に対する寄与度や機器所有権等は、(中略)データの利用権限の考慮要素として評価されるべきものであり、個別の利用権限ごとに、データの利用促進とデータを秘匿する必要性の観点からの各考慮要素を評価し、データの利用権限の調整を図ることが望ましい。」と述べている ¹⁸。しかしながら、この考え方は、【データ創出型】の契約の場面のみならず、農業分野における【データ提供型】契約にもあてはまる。

農業データの源泉となる農業関係者の知見は、農業関係者の永年に亘る不断の努力によって生み出されてきたものであるが、提供された農業データは一旦第三者に対する自由利用を許されると、利用される範囲が無限に拡散し、その価値を毀損するという可能性を秘めている。したがって、農業関係者が安心して農業データの提供をするという環境を作るためには、データ受領者に対する提供データ等の削除等要求(第3条第5項)や利用状況報告要求(第7条第1項)など農業関係者に対して当該データに対する一定のコントロール権を付与することが必要である。また、【データ提供型】においては、取引の対象となるデータを一方当事者(データ提供者)のみが保持しているという事実状態について当事者間に争いがないという状況を前提としている。したがって、「提供データ」に対する当初のアクセス権は「データ提供者」にしかないという事実状態についても争いがないのであるし、前述のとおり、「データ提供者」には、データ創出に対する寄与も認められるから、データ提供者とデータ受領者の関係性において、「提供データ」の利用権限を「データ提供者」が有するということには、合理的根拠もあるといえる。

したがって、農業分野において、農業関係者からデータを取得する場合には、原則として「データ提供者」が利用権限を有する内容の契約雛形の利用を推奨することとし、その価値や農業関係者の知見の寄与度などはロイヤルティや譲渡対価の算定において検討されることが望ましい。

なお、「提供データ等」が農業関係者が提供する農業関連データであって、知識、経験または実験等に基づき意識的または無意識的に選択、取得、発見、発明等した内容、画像およびデータである場合には、かかるデータには一定の財産的価値が認められるべきであるので、当然にその利用権限もみとめられてしかるべきと言える。この点、データ受領者側からは、顧客データや売上データ、あるいは特定の作物の生育に必要なノウハウが網羅され、検索可能となっているパッケージデータなどは、それ自体交換価値が認められるから利用権限が認められてしかるべきであるが、構造化されていないデータ(例えば、特定の農業者の視認データや土壌の様子を示すデータ)のみには交換価値が認められないから、利用権限も認められるべきではないという議論がなされる可能性もある。しかしながら、利用権限は、必ずしもそのデータそれ自体の交換価値のみに紐づくものではなく、前述のとおり、そのデータの創出に対する寄与度や知見等にも紐づくものである。したがって、提供データ等それ自体に交換価値が認められなくても、その利用権限は認められるべきであって、交換価値の有無は前述のとおり、ロイヤルティ額や譲渡対価の算定において反映されればよいと考えられる。

(3) 「提供データ等」の特定

データ提供契約においては、取引の対象となる「提供データ等」の対象、範囲(取得時期等も含む。)、項目等の詳細ができるだけ明確になるように契約で定めることが重要である。例えば、「提

¹⁸ 経産省ガイドライン15頁。

供データ等」の譲渡契約¹⁹の場合には、「提供データ等」の範囲や内容が契約上不明確であると、データ受領者は、想定していたデータとは異なるものしか受領できず、契約の目的を達成することができない可能性があるばかりか、かかるデータに対して不本意な対価の支払を余儀なくされてしまう可能性がある。また、「提供データ等」の利用許諾契約の場合に、「提供データ等」の範囲や内容が契約上不明確であると、データ受領者は、利用できる範囲が分からなくなってしまい、結果として取引関係を不安定なものにしてしまうし、また当該データが秘密情報である場合には、データ受領者は、いかなる範囲のデータを秘密として管理すればよいかわからなくなってしまう。したがって、契約当事者は、「提供データ等」の対象、範囲、項目等を、契約書の中で可能な限り特定しておくことが望ましい^{20,21}。

(4) データの粒度 22

経産省ガイドラインは、「対象データの範囲と関連して、データから営業秘密やノウハウが流出する可能性を低減するために、創出されるデータの粒度を粗くし、または、範囲・内容を限定することが考えられる。また、対象データが個人に関するものである場合、一部の情報をあえて収集しないことで、個人情報に該当することを避け、また、当該個人のプライバシー権に対する侵害となることを回避するということが考えられる。」と述べた上で、「もっとも、データの加工等は、データの有用性にも影響し得るものであり、データの利用の観点とデータ保護の観点を踏まえたバランスの良い検討が求められるところである。」と説明している。²³

熟練農業者は、土作りの手法や施肥の手法を始め、数多くの「熟練知」(ノウハウ)を自助努力により開発し、保有しているが、このような「ノウハウ」は一旦外部に流出してしまうと歯止めがかからず、その価値が大きく毀損される可能性がある。したがって、このようなノウハウの流出を未然に防止するという観点からは、データの粒度を当事者間で明確にし、契約で規定しておくということが考えられる。例えば、農業分野においては作物の生育状況に関する画像データの画素数を下げることや、どの圃場を使ったのかなどを特定しないことなどが一例として挙げられる。そして、このような粒度は、契約書の中では「提供データ等」を特定する場面で、それを特定し、記載することになる。

他方、経産省ガイドラインも指摘しているとおり、あまりにデータの粒度を下げると、データ受領者において当該データを受領する意味がなくなってしまうなどの懸念もある。したがって、この

19 ここは読者の理解に資するものとして「譲渡契約」という用語を使っているが、データには所有権等の物権がないのであるから、所有権の譲渡という意味での譲渡契約は成立しえないことになる。この点、経産省ガイドラインでは、「契約締結後にデータ提供者が提供データに関する一切の利用権限を失い、提供データを利用しない義務を負う類型」を「譲渡」と整理しているが(同24頁、脚注45)、本ガイドラインでもこれと同様の整理をすることとする。

²⁰ 秘密情報の範囲を可能な限り特定しておくことは、不正競争防止法における「営業秘密」の秘密管理性の確保に資する 措置としても有効である。

²¹ 特定の仕方を含め、秘密情報等の情報資産の適切な管理のための参考として、漏えいリスクへの対策例等を掲載している「秘密情報の保護ハンドブック~企業価値向上に向けて~

⁽http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf)]

²² データの細かさを表す用語として一般的に用いられているが、ここではデータの一部の情報を削除したり、またはデータにより特定できる項目を特定できないように加工することを、データの「粒度を粗くする」と言っている。

²³ 経産省ガイドライン54頁および55頁

点を検討する上では、契約において達成すべき目的を阻害することにならないようなバランスの良い配慮が必要となる。

(5) 個人情報等の取扱

本ガイドライン(データ利活用編)の雛形では、提供データの中に個人情報等を含めるかどうかについては特段明記はしていないが、「提供データ等」の定義の中で、「個人情報の保護に関する法律に定める個人情報、個人データまたは匿名加工情報は含まない。」とすることは可能である。実際「提供データ等」の中には、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報等が含まれている場合がある。例えば、圃場に関するデータの場合、その所有者名が提供データ等に入る場合があるし、熟練農業者が提供する「暗黙知」の場合には、その熟練農業者の氏名または名称、当該熟練農業者の氏名または名称と容易に紐付けができるブランド/品種名などが含まれている場合がある 24。一般に「データ受領者」として想定されている農機メーカーやICTベンダは、「個人情報データベース等」(例えば従業員の雇用管理に関するデータベース)を事業の用に供しているから「個人情報取扱事業者」に該当するが、農業関係者(「データ提供者」)も同様に、「個人情報データベース等」を事業の用に供していれば「個人情報取扱事業者」に該当する。そして、その場合には、データ提供者およびデータ受領者は、個人情報保護法第四章「個人情報取扱事業者の義務等」(個人情報保護法第15条から第39条)に従った対応をとる必要がある。

なお、「個人情報の保護に関する法律に定める個人情報、個人データまたは匿名加工情報は含まない。」という規定をした場合でも、それは【データ提供型】契約において「提供データ等」の中に「個人情報の保護に関する法律に定める個人情報、個人データまたは匿名加工情報」を含めてはならないことを意味するものではない。したがって、「提供データ等」の中に「個人情報の保護に関する法律に定める個人情報、個人データまたは匿名加工情報」等を含める場合には、①データ提供者において、事前にその旨データ受領者に通知する、②「データ提供者」が、個人情報または個人データを適正に取得したこと、その他その生成や提供に関して、何ら法令に違反する行動をしていないことの表明保証、③データ提供者およびデータ受領者において、個人情報保護法に準拠した取扱をすることなどの条項を追加検討することが望ましい。この点については、提供データ等の取扱に関する箇所で別途具体的な条文案を提供することとする。

(6) 利用目的の特定

熟練農業者や先進的な農業経営者は、栽培ノウハウなどの流出をおそれるあまり、当該ノウハウまたはそのノウハウを構成するデータや画像を第三者への提供に対して慎重な姿勢を示すのが一般

.

²⁴ 個人情報取扱事業者とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいい(個人情報保護法第2条第5項)、個人情報データベース等とは、「個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。」とされ、「一、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」「二、前項に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの。」とされている。したがって、仮に「データ受領者」が、「提供データ」の取扱を開始する前は「個人情報取扱事業者」に該当しなかった場合であっても、例えば、取得した「個人情報」がデータ受領者によってデータベース化され、それを事業の用に供している場合には、データ受領者は「個人情報取扱事業者」となる。

である。これは、特定の地域だけで共有していた栽培ノウハウ等を、研修目的で来た第三者に提供 または開示した結果、無断で他の地域や海外で同種の農作物が栽培されるなど、ノウハウの提供者 が意図しない態様で利用された例が多数報告されていることが影響していると考えられる。

そこで、かかる不安を取り除く第一歩として、かかる栽培ノウハウまたはそのノウハウを構成するデータや画像が、意図していない目的に使われないことを契約で明確に約束させることは非常に重要である。そして、かかる観点からは、農業関係者にとって予測し易い平易な文言で、目的の特定をし、契約書に記載することが望ましい。

なお、この利用目的の特定は、利用目的を制限することとイコールではないことに留意をする必要がある。「利用目的を特定する」とは、利用目的の一つ一つを明瞭に且つわかり易く記載するこことを意味し、「利用目的を制限する」とは、利用できる目的の全体の枠を制限することを意味する。利用目的の一つ一つが明瞭である限りにおいて、その利用目的の枠を広範にするのか、狭い範囲に制限するのかは政策的な判断に委ねられる。利用目的の特定が必要なのは、データ提供者が意図しない利用をデータ受領者がすることを回避し、データ提供者に安心したデータの提供を促すことを目的としている。したがって、利用目的が農業関係者にとって予測し易い平易な文言で特定され、当該特定された利用目的に対する農業関係者の理解と同意が得られているのであれば、利用目的の範囲を広げることについては問題がないし、むしろそうすることで、データ受領者側で、提供データ等を様々な目的に利用することができ、提供データ等の価値を増大させるという役割も期待できる。したがって、この利用目的の特定も、契約の目的との関連性を考慮したバランスの良い記載を心がけることが必要である。

3 提供データ等の提供方法

第2条(提供データ等の提供方法)

データ提供者は、本契約の期間中、データ受領者に対して提供データ等を、別紙に定める提供方法で提供する。ただし、データ提供者は、データ提供の●日前までにデータ受領者に通知することで、別紙に記載の提供方法を変更することができる。

(1) 提供データ等の提供方法の特定

データ提供者が契約締結当時既に有しているデータをデータ受領者に提供する場合には、上記のように提供データ等の提供方法について特定することで、データ受領者は、データの受領方法についての準備をし、予測をつけることができ、安定したデータ受領を確保することができる。なお、データ提供者が契約締結当時、提供データ等を有しておらず、契約締結後に提供データ等を創出、取得または撮影して、データ受領者に送付する場合には、提供データ等の特定作業において、データの提供方法も特定されることが多い。したがって、この場合には、提供データ等の提供方法の規定は不要である。

なお、「提供データ等」の中に個人情報等が含まれる場合、第2条の提供データ等の提供方法の中で、以下のような規定を入れることが望ましい。

第2条(提供データ等の提供方法)

- 1 略
- 2 データ提供者は、個人情報等を含んだ提供データ等をデータ受領者に提供する場合には、事前にその旨および提供される個人情報等の項目をデータ受領者に明示する。
- 3 データ提供者が個人情報等を含んだ提供データ等をデータ受領者に提供する場合には、その生成、取得および提供等について、個人情報保護法に定められた手続を履践していることを保証する。
- 4 データ受領者は、本条第2項にしたがって提供データ等が提供された場合には、個人情報保護 法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 5 データ提供者は、提供データ等の全部または一部を改ざんして、提供データ等をデータ受領者に提供してはならない。なお、「改ざん」とは、事実と異なる改変を加えることをいう。

(2) 「提供データ等」の中に個人情報等が含まれる場合の配慮

上記では、事前に明示すべき事項として「提供される個人情報等の項目」を入れたが、これは個人情報保護法において、個人情報、個人データおよび匿名加工情報で適用される条文が異なり、またその取扱に関する義務内容も異なるからである。この規定により、データ提供者に「提供される個人情報等の項目」を明示する義務を課すことによって、データ受領者において、当該提供データ等受領後、個人情報保護法のいかなる規律に服すべきかを明確に理解することができる。

4 提供データ等の利用許諾または譲渡

第3条(提供データ等の利用許諾)

- 1 データ提供者は、データ受領者に対して、提供データ等を本契約の有効期間中、本目的の範囲内で利用することを許諾する。この利用には、本目的のために、提供データ等を加工等することが含まれる。
- 2 データ受領者は、本契約で明示的に規定されるものを除き、提供データ等について開示、内容の訂正、追加または削除を行うことのできる権限を有しない。
- 3 データ受領者は、データ提供者の書面による事前の承諾のない限り、本目的以外の目的で提供 データ等を加工等その他の利用をしてはならず、提供データ等および派生データを第三者(デー タ受領者が法人である場合、その子会社、関連会社も第三者に含まれる。)に開示、提供、漏え いしてはならない。
- 4 提供データ等に関してデータ提供者が創出した知的財産権(データベースの著作物に関する権利を含むが、これらに限らない)は、データ提供者に帰属する。ただし、提供データ等のうち、第三者に知的財産権が帰属するものはこの限りではない。

(1) データ提供型契約の類型

データ提供型契約において、データ受領者による利用については、データ提供者の選択に基づき、 データ受領者に対して、①提供データ等の利用許諾をする場合(一方向利用許諾型)、②提供デー タ等を譲渡する場合(譲渡型)の2通りが考えられる。

なお、これに加えて、データ提供者がその利用権限を有する提供データ等をデータ受領者に対して利用許諾し、他方、データ受領者が単独で利用権限を有するデータをデータ提供者に利用許諾し、あるいはデータ受領者がデータ提供者と共に利用権限を有するデータの利用条件を定める形のデータの共同利用の形態(双方向利用許諾型または共同利用型)も存在する。なお、双方向利用許諾型(共同利用型)のうち、データ受領者が単独で利用権限を有するデータをデータ提供者に利用許諾する形(双方向利用許諾型)となるか、あるいはデータ受領者がデータ提供者と共に利用権限を有するデータの利用条件を定める形(共同利用型)となるかは、提供データ等を加工した結果生じたデータまたはデータ群の利用権限を、データ受領者のみが有するとすべきか、あるいはデータ提供者とデータ受領者の双方が有するとすべきかにより異なる。この点については、いずれの当事者が「派生データ」の利用権限を有するべきかに直結する問題であるので、本項での解説に加えて、後述する「派生データ」に関する利用権限の考え方を参照いただきたい。

また、合意された目的以外にも、例えば災害発生時等の人の生命、身体又は財産の保護のために国の機関又は地方公共団体から協力要請があった時は、必要な範囲でデータを開示・提供する等の対応が求められる場合があることにも留意する。

(2) 一方向利用許諾型

一方向利用許諾型の場合、データ提供者は、提供データ等の利用権限を自らにも留保したまま、本目的の範囲内で、契約書に明記した範囲の利用をデータ受領者に許諾することになる。この許諾には、独占的許諾と非独占的許諾があり、独占的許諾をする場合には、データ提供者は、利用許諾をした範囲の提供データ等を、受領当事者以外の第三者に利用許諾することができなくなる。また、独占的許諾をする場合には、利用許諾をした範囲の提供データ等をデータ提供者自らも利用できな

いと解釈される可能性があるので、独占的許諾をする場合には、契約書の中において、「データ提 供者が提供データ等の利用権限を自らに留保する」ことを明記しておく必要がある。なお、「利用」 については、類似の概念として特許法上の「実施」(特許法第2条第3項)、商標法上の「使用」 (商標法第2条第3項) などがあるが、データに関する利用についてはその意味するところが必ず しも定かではない。したがって、利用権限を有するデータ提供者の立場からすれば、いかなる範囲 および内容で、データ受領者が提供データ等を利用することができるのかを特定することは重要で ある。本ガイドライン(データ利活用編)では、「利用」の定義を設けていないが、第2項で、「開 示、内容の訂正、追加または削除を行うことのできる権限を有しない」と規定し、第3項で「デー タ提供者の書面による事前の承諾のない限り、本目的以外の目的で提供データ等を加工等その他の 利用をしてはならず、提供データ等および派生データを第三者(データ受領者が法人である場合、 その子会社、関連会社も第三者に含まれる)に開示、提供、漏えいしてはならない。」と規定する ことによって、これらの行為は「利用」から除かれることを明らかにしている。なお、「第三者」 は、通常「当事者以外のすべての者」を意味するので、データ受領当事者の子会社または関連会社 は、「第三者」に該当するという解釈が一般的には妥当する。しかしながら、この点については将 来争いの種にならないように、「データ受領者が法人である場合、その子会社、関連会社も第三者 に含まれる」などと規定し、解釈の余地がないようにしておくことが望ましい。

データ提供者が、本条第2項および第3項に規定する行為以外の行為についても禁止したいと考える場合には、それらの行為を禁止事項に追加してもよいし、また利用できる地域等を制限すること (例えば、「日本国内でのみ利用することを許諾する。」と規定すること) も可能である。

提供データ等に関しては、それをデータ提供者が創出し、かつ当該提供データ等がデータベース の著作権、営業秘密といった知的財産権の対象となることがある。その場合、提供データ等の利用 許諾をしたとしても、当該知的財産権の帰属には変更がないはずである。第4項ではこれを確認的 に規定したものであり、この規定は、データ提供者に対する安心材料を提供するものであるが、こ の規定がなくても、提供データ等に関する知的財産権の帰属が変わることはないのであるから、必 要不可欠な条文とまでは言えない。なお、経産省ガイドラインにも同様の規定があり、そこでは、 「提供データに関して知的財産権(データベースの著作物に関する権利を含むが、これらに限らな い)は、甲に帰属する。ただし、提供データのうち、第三者に知的財産権が帰属するものはこの限 りではない。」と規定されていた。しかしながら、農業データに関する限り、提供データ等の提供 者は、それを創出した農業従事者ではなく、農業従事者から許諾を受けた農業協同組合等の団体で あることがあり、その場合に、提供データに関する知的財産権の創出に寄与していないデータ提供 者(農業協同組合等)に知的財産権の帰属を認めるかのような条文は適切ではない。他方、農業従 事者から生データの提供を受けて、農業協同組合等の団体が外部の業者に委託して、価値のある派 生データを生み出し、それを第三者に提供するケースもあり得る。このようなケースにおいて、そ の派生データにデータベースの著作権などが発生した場合には、農業協同組合等にデータベースの 著作権が帰属させることが適切である(そしてこの場合には、当該派生データが「提供データ」と なって、データ受領者に提供されることがあり得る)。したがって、本ガイドライン(データ利活 用編)では、このような観点から、適切な結論となるように「データ提供者が創出させた」という 文言を入れた。

(3)譲渡型

一方向利用許諾型の場合と異なり、譲渡型の場合に、データ提供者は、提供データ等に関する利用権限を失う。したがって、提供データ等を受領当事者に譲渡した後は、それに対する一切の制限を加えることができない。したがって、一方向利用許諾型で規定した第2項から第4項は、いずれも譲渡型の場合には規定することができず、条文例としては、以下の通りとなる。

第3条(提供データ等の譲渡)

データ提供者は、データ受領者に対して、提供データ等に関する一切の権限(当該提供データ等またはデータ群に対して著作物性が認められる場合には、著作権法第27条および同法第28条の権利を含むがこれに限られない。)を譲渡する。

なお、「当該提供データ等またはデータ群に対して著作物性が認められる場合には、著作権法第27条および同法第28条の権利を含むがこれに限られない」と規定したのは、次の理由による。著作権法第61条第2項は、「著作権を譲渡する契約において、第27条または第28条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は譲渡した者に留保されたものと推定する。」と規定する。したがって、著作権譲渡契約においては、著作権法第27条に規定する権利(翻訳権、翻案権等)および第28条に規定する権利(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)を譲渡対象とする旨明記していないと、これらの権利が譲渡されていないと推測されてしまう。

提供データ等とは、本契約に基づき、「データ提供者」が「データ受領者」に対して提供する「データ提供者」が利用権限を有する情報、データおよび/または画像であるので、それらに写真としての著作物性やデータベースとしての著作物性が発生する場合があり得る。したがって、そのような場合に備えて、「当該提供データ等またはデータ群に対して著作物性が認められる場合には、著作権法第27条および同法第28条の権利を含むがこれに限られない」と規定し、当事者の意思どおり、「提供データ等」に関するすべての利用権限がデータ受領者に移転することを実現させたものである。なお、譲渡型の場合、「一切の権限を譲渡する。」とは言っても、「当該提供データ等またはデータ群に対して著作物性が認められる場合」には、著作者に著作者人格権(著作権法第18条~20条)が生じ、かかる権利は譲渡することができず著作者に留保されることになる。この点契約書に、「但し、著作者人格権は譲渡されない。」などと注意書きをすることも考えられるが、当事者の合意いかんにかかわらず、著作者人格権は著作者から第三者に移転されないのであるから、敢えてこの点を契約書で特記する必要はないと考える。

(4)双方向利用型(共同利用型)

一方向利用許諾型を前提とした第3条第1項および同条第3項の規定を総合すると、本目的の範囲内であれば、データ受領者は、データ提供者の書面による事前の承諾を得ることなく、提供データ等について加工、分析、編集、統合その他の利用をすることができることになる。そしてデータの創出に対する一方当事者の寄与度等によって、当該データに対する利用権限の合理性を図る考え方²⁵からすると、加工、分析、編集、統合の意味する内容によっては、派生データ創出に対するデータ受領者側の寄与度が低く(例えば、当該データの加工が、市販のソフトウェアやハードウェア

²⁵ 経産省ガイドライン15頁

等を使った単なる機械的作業に過ぎず、その加工作業に何らのデータ受領者側の知見も含まれていない場合がこれに該当する)、加工を行ったデータ受領者に、当該派生データの利用権限を認めるべきでないか、少なくとも単独での利用権限を認めるべきではない場合が存在する。なお、データ受領者による派生データ創出に対する寄与度が低い場合には、原始データの創出者であるデータ提供者に派生データのライセンスバックをすることを条件に、データ受領者に対して限定的な利用権限のみを認める(例えば、第三者に派生データのライセンス供与をする場合には、必ず原始データの創出者であるデータ提供者の許諾を求めるようにすることなど)という考え方もある。そして、このような対応をすることによって、データ提供者が自ら提供した提供データ等の利用権限を奪われるという心配を解消することが可能となる。

データの創出に対する一方当事者の寄与度等によって、当該データに対する利用権限の合理性を 図る考え方に依拠する場合、かかる観点からデータ提供者とデータ受領者は、いずれの当事者が派 生データの利用権限を有すると考えるべきなのかを検討し、これにしたがって、派生データの利用 権限をデータ受領者のみ有することとし、かかる派生データをデータ提供者に利用許諾する形(双 方向利用許諾型)にするか、あるいは派生データの利用権限の一部をデータ提供者に留保させ、データ提供者とデータ受領者間でその派生データの利用条件を定める形(共同利用型)とするかを決 することになる。

なお、双方向利用型(共同利用型)は、提供データ等の利用許諾に派生データの取扱に関する規定を加えたものとなるので、条文例はそちらで紹介することとする。

(5) データ提供者による利用停止措置

契約により「提供データ等」の定義を「データ提供者が利用権限を有する情報、データおよび/または画像」と規定する場合、当該契約によって、データ提供者に、いつでもその意思により「提供データ等」の提供を中止する権限を付与することが考えられる。この規定を設けることにより、データ提供者は、データ受領者側における「提供データ等」の利用に不安を感じた場合、直ちに「提供データ等」の提供を中止できるので、安心して「提供データ等」の提供を開始し、継続することができることになるのである。ただし、この考え方は、データ提供者が、有償で「提供データ等」をデータ受領者に供与した場合には、必ずしもあてはまらない。何故なら、データ提供者が、有償で「提供データ等」をデータ受領者に供与した場合にまでいつでも「提供データ等」の提供を拒めるとすると、データ受領者の投下資本の回収を不当に阻害する可能性があるからである。

なお、仮にかかる提供の中止措置を契約上で認めるとしても、当該中止措置を「提供データ等」を加工した「派生データ」の利用には及ぼさないようにする配慮が必要である。何故なら、「派生データ」は、提供データ等を加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータまたはデータ群を意味するところ、このように「提供データ等」とは異なったものとなった「派生データ」の利用停止や削除要求まで、何ら理由なく認めることは、データ受領者に不測の損害を与えることになるからである。また、今後「派生データ」のように一定程度集積されたデータについては、知的財産権と同様、「公共財」の一種として位置づけ、その価値を不当に毀損することがないような配慮も必要となってくる。そこで、かかる不測の事態を避け、「派生データ」の経済的価値を確保するという観点から、「派生データ」等に対する利用停止および削除要求は、契約解除または終了後であってもできないとすべきかどうかを検討する必要があり、その必要性がある場合には、その旨を契約書において明確にするのが望ましい。

したがって、データ提供者に、自らが提供した「提供データ等」の提供中止権および利用停止請求権を認める場合には、次のような条文となる。

第3条(提供データ等の利用許諾)

$1\sim4$ (略)

- 5 データ提供者は、本条第1項に基づく許諾をした後であっても、何らの理由なくして、いつでも、データ受領者に対して提供データ等の削除、消去または利用停止を求めることができる。ただし、この規定は、データ提供者がデータ受領者に対して提供データ等を有償で許諾した場合には適用がない。
- 6 前項にもとづき、データ提供者がデータ受領者に対して提供データ等の削除または消去を求めた場合には、データ受領者に対し、削除または消去の対象となった提供データ等が削除または消去されたことを証する書面の提出を求めることができる。
- 7 データ提供者は、本契約で別段の定めがある場合を除き、データ受領者に対して、派生データおよび派生データ内の提供データ等の削除または利用停止を求めることはできない。これは本契約が解除された場合でも同様とする。

この提供データ等削除等の要求は、「何らの理由なくして、いつでも」できるのであるから、本契約が期間満了により終了したとき、または解除されたときにも適用がある。条文に記載されているとおり、この規定は有償で提供データ等が提供された場合には原則として適用がないが、データ受領者側の債務不履行等によってデータ提供契約が解除された場合など、信頼関係が破壊されているような場合にまで、利用許諾権を継続させる必要はないので、その場合には適用がないことにしている。この点については解除の条文とその解説をご参照いただきたい。

なお、データ提供者が、有償で「提供データ等」をデータ受領者に供与した場合であって、データ提供者にかかる提供中止権等を認めるのが妥当ではないと判断された場合には、この規定を入れないことにより対応をするという考え方もあり得る。

5 対価·支払条件

第4条(対価・支払条件) 【従量課金の場合】

- 1 データ受領者は、提供データ等の利用許諾に対する対価として、データ提供者に対し、別紙1 の単位あたり月額●円を支払うものとする。
- 2 データ提供者は、毎月月末にデータ受領者が利用している単位数を集計し、その単位数に応じた利用許諾の対価を翌月●日までにデータ受領者に書面(電磁的方法を含む。以下同じ。)で通知する。
- 3 データ受領者は、本契約期間中、第1項に定める金額に消費税および地方消費税額を加算した金額を、前項の通知を受領した日が属する月の末日までにデータ提供者が指定する銀行口座に振込送金の方法によって支払うものとする。なお、振込手数料はデータ受領者の負担とする。

(1)対価の支払

データ提供者が提供データ等のデータ受領者に対する提供を有償で行う場合には、このような対価および支払条件の記載が必要となる。データ提供の対価の計算方法には、①従量課金による方法、②固定料金による方法、および③売上の配分による方法が代表例として挙げられる。上記は、従量課金の例であるが、固定料金による方法および売上分配による方法は、それぞれ次のとおりとなる。

第4条(対価・支払条件) 【固定料金の場合】

- 1 データ受領者は、提供データ等の利用許諾に対する対価として、毎月月末までに月額●円をデータ提供者が指定する銀行口座に振込送金の方法によって支払うものとする。なお、振込手数料はデータ受領者の負担とする。
- 2 前項の提供データ等の利用許諾に対する対価の計算は、月の初日から末日までを1月分として計算し、データ受領者による提供データ等の利用可能な期間が月の一部であった場合、対価は利用した期間の日割り計算によるものとする。

第4条(対価・支払条件) 【売上の配分の場合】

- 1 データ受領者は、本契約の有効期間中、各計算期間(4月1日~翌年3月31日とする。)に おける●●によって生じた売上金額その他データ提供者の指定する事項に関する報告書を作成 し、当該計算期間終了後15日以内にデータ提供者に対して提出しなければならない。
- 2 データ受領者は、●●によって生じた売上金額の●%を、提供データ等の利用許諾に対する対価として、第1項に定めた報告書を提出した日の翌月末日までに、データ提供者が指定する銀行口座に振込送金の方法によって支払うものとする。なお、振込手数料はデータ受領者の負担とする。
- 3 データ受領者は、本条第1項の報告書に記載すべき事項に関して適正な帳簿を備えるものとし、 これを本契約の有効期間中、保存・保管するものとする。データ提供者またはその代理人は必要 に応じて当該帳簿を閲覧および謄写することができる。
- 4 データ提供者は、前項における帳簿の閲覧および謄写により知り得たデータ受領者の機密事項を第三者に開示・漏えいしてはならない。また、データ提供者は、帳簿の閲覧および検査により知り得たデータ受領者の機密事項を前項以外のいかなる目的・用途にも利用してはならない。

(2) 売上を分配する際の留意点

上記の●●には、「提供データ等」である場合や「派生データ」である場合(例えば、「提供データ等」である場合や「派生データ」が第三者に販売された場合には、この●●には、「提供データ等」または「派生データ」が入ることになる)、あるいはそれらを利用してデータ受領者が行ったビジネスの名称が入る場合がある。

また【売上の配分の場合】には、「売上金額」の定義についても規定しておく必要がある。何故なら、「売上金額」が、データ提供者が帳簿上売り上げをたてたときに発生するという考え方を採るならば、データ受領者が当該売上金を回収していなくても、データ提供者に対して「売上金額」の配分義務が生じる。他方、「売上金額」を「受領した売上金額」とする考え方を採るならば、データ受領者は、当該売上金を回収しなければ、データ提供者に対する分配義務を負担しないし、当該売上金額の報告義務も負担しない。いずれを採用するかは、当事者間の協議によるところとなるが、本ガイドライン(データ利活用編)では、例として、「『売上金額』とは、データ受領者が、提供データ等および/または派生データを第三者に提供することによって、当該第三者からデータ受領者が受領した金額をいう。」と定義をし、「売上金額」を「受領した売上金額」とする考え方に基づく契約文例としている。

6 提供データ等に関する保証および非保証

第5条 (提供データ等に関する保証および非保証)

- 1 データ提供者は、提供データ等が、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。
- 2 提供データ等の中に第三者が有していたデータ(以下「**第三者提供データ**」という。)がある場合には、データ提供者は、当該第三者から第三者提供データを本契約に基づき利用許諾をする権限を付与されていることを、データ受領者に対して表明し保証する。
- 3 データ提供者は、提供データ等の正確性、完全性、安全性(提供データ等がウィルスに感染していないことを含む。)、有効性(本目的への適合性を満たしていることを含む。)、提供データ等が第三者の知的財産権および/またはその他の権利を侵害しないこと、提供データ等が本契約期間中継続してデータ受領者に提供されることをいずれも保証しない。また、データ提供者は、本契約において明示的に保証すると記載したものを除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、提供データ等について一切の保証をしない。
- 4 前項の規定にもかかわらず、以下のいずれかの事由を原因として、データ受領者が損害を被った場合には、データ受領者は、データ提供者に対して損害賠償を請求することができる。
 - ① データ提供者が、提供データ等の全部または一部を改ざんして、データ受領者に提供した場合
 - ② データ提供者が有償で提供データ等をデータ受領者に提供した場合で、提供データ等の正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、その他提供データ等が第三者の知的財産権および/またはその他の権利を侵害することを故意により告げずまたは重過失により告げないで、提供データ等をデータ受領者に提供した場合

(1) 提供データ等の非保証に関する基本的な考え方

経産省ガイドラインでは、この点に関して、次の説明がなされている。「データ提供型契約において、提供データ等が不正確である、不完全である、有効ではない(契約目的への適合性がない)、提供データ等がウィルスに感染しており安全ではない、第三者の知的財産権を侵害しているといったように、提供データ等の品質に問題があり、データ受領者が契約の目的を達成できず、データ提供者に対して提供データ等の品質について法的責任を追及するということがあり得る。ここでいうデータの正確性とは、時間軸がずれている、単位変換を誤っている、検査をクリアするためにデータが改竄または捏造されているというような事実と異なるデータが含まれていないことを意味し、データの完全性とは、データが全て揃っていて欠損や不整合がないことを意味する。また、データの有効性とは、計画された通りの結果が達成できるだけの内容をデータが伴っていることをいう。」の有効性とは、計画された通りの結果が達成できるだけの内容をデータが伴っていることをいう。」

農業は自然環境の影響を受けやすく、自然災害等により営農に支障が生じ、データを継続的に創出できなくなる可能性があるという性質を有する。また、センサが屋外等の厳しい環境に設置されまたはかかる環境で稼動することによって、そのセンサの故障等によるデータ不良を生じさせる可能性があり、相対的にデータの瑕疵(ここでいう瑕疵とは、データの正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があることをいう。)が発生し易いということが言える。そしてこのような

-

[∞] 経産省ガイドライン30頁から31頁

状況に鑑みれば、データ提供者に、かかる保証やデータに関する瑕疵担保責任を課す場合には、農 業者などのデータ提供者に対して、データ提供に対する萎縮的効果を生じさせてしまう可能性があ る。また、農業者等のデータ提供者に対して、「第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこ と」を保証させる場合にも、同じような効果を生じさせてしまう可能性がある。そこで、本ガイド ライン(データ利活用編)においても、経産省ガイドライン同様、データ提供者には、「適法かつ 適切な方法によって取得されたもの」だけを約束させ、「提供データ等の正確性、完全性、安全性、 有効性(本目的への適合性)、提供データ等が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと、 提供データ等が本契約期間中継続してデータ受領者に提供されること」のいずれも保証しないよう な条文とした。また本ガイドライン(データ利活用編)では、「また、データ提供者は、本契約に おいて明示的に保証すると記載したものを除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、提供デ ータ等について一切の保証をしない。」という規定も入れた。これは、確認的なものではあるが、 特に有償提供契約の場合に、弱い立場のデータ提供者が、データ受領者から「黙示的な保証」違反 を主張されて思いもよらない損害賠償請求を受けることを未然に防ぐという配慮の下、キャッチオ ール的な非保証条項を入れたものである。この条項を入れることによって、データ提供者は、提供 データ等が「適法かつ適切な方法によって取得されたもの」であること以外は保証しないのである から、例えば、データ受領者が、「提供データ等の正確性、完全性、安全性、有効性」の意味およ び/または範囲を争い、データ提供者による提供データ等に対する「黙示的な保証」を主張してき たとしても、データ提供者は、この規定を根拠にかかる主張を容易に排斥することが可能となる。 なお、経産省ガイドラインは、「上記のモデル契約書案では、提供データ等の安全性についてデ ータ提供者が保証しない内容としているが、提供データ等の安全性が保証されないとデータ受領者 のシステム等に直接的な損害が発生しうる可能性があるため、提供データ等の安全性について、デ ータ提供者が保証することが適切な場合が多いと考えられる。」と指摘する²⁷。しかしながら、「安 全性」の中には「提供データ等がウィルスに感染していないこと」まで含まれると思われるが、た とえ有償提供や有償譲渡の場合であっても、具体的な事情によっては、データ提供者にそこまで保 証させることが酷な場合もあるように思われる。また、工業製品等を制作するためのデータと異な り、農作物の生育の成否には、天候や気温等の様々な要因が密接に影響するため、農業データの場 合には、いかなる事態をもって「データが全て揃っていて欠損や不整合がない」と言えるのか不明 確なことが多いと思われる。したがって、この点は農業データに関する限り、慎重な配慮が必要で ある。なお、提供データ等の「安全性」といった場合に、IT業界の用語に精通していない農業関 係者の多くが、「提供データ等がウィルスに感染していないこと」という意味を想起するかどうか は分からないので、本ガイドライン(データ利活用編)では、「安全性」の中には、「提供データ

(2) 提供データ等の非保証の適用範囲

等がウィルスに感染していないこと」が含まれることを明示した。

経産省ガイドラインは、「データ提供者がこのような提供データの品質について一切保証しない旨の規定を契約書で定めた場合、原則としてその規定は有効であると考えられるが、データ提供者の故意または重大な過失により提供データの品質に問題があった場合には、データ提供者が提供データの品質について責任を負う場合があると考えられる(民法572条類推適用)」と指摘する²⁸。

☆ 経産省ガイドライン110頁

²⁸ 経産省ガイドライン30頁

この考え方は、有償で提供データ等を提供した場合に妥当する規定であり、農業分野におけるデータ提供契約にもあてはまるものである。しかしながら、仮に無償提供の場合であっても、データ提供者の故意または重大な過失により提供データ等の品質に問題を発生させることを許容することは、契約の目的を達成できなくしてしまうおそれがあるから、その場合にまで免責を認めることは望ましくないと考えられるし、そのようなことがないよう、契約書の中で明確に規範として謳っておくことは有益であると考えられる。したがって、かかる観点から、本ガイドライン(データ利活用編)では第4項を作成し、民法第572条の趣旨および公平の観点からデータ提供者に免責を認めるべきではないと考えられる一定の場合には、非保証の規定は適用がないこととした。なお、「改ざん」とは広辞苑によれば、「字句等を改めなおすこと。」を意味するが、これをそのまま使うとすると、データの粒度を本来のものから改変することも「改ざん」に該当してしまう可能性があるので、本ガイドライン(データ利活用編)では「改ざん」の定義を「提供データ等に事実と異なる改変を加えることをいう。」として、データの粒度程度の改変は、「改ざん」に該当しないようにした。

(3) 提供データ等を有償提供をした場合

経産省ガイドラインは、「データ提供型契約が有償契約である場合、データの品質について問題 があれば民法上の瑕疵担保責任(契約不適合責任)の適用があると考えられる。もっとも、提供デ ータ等の品質についての問題といっても様々な内容があるため、提供データ等の正確性、完全性、 有効性、安全性、第三者の知的財産権の非侵害等について、どの範囲でデータ提供者が責任を負う のか契約で明確にしておくことが望ましい(たとえば、表明保証条項を用いることが考えられる)」 としている²³。したがって、有償提供契約の場合も、無償提供契約の場合と同様、データ提供者に データの瑕疵担保責任を負担させるのかどうか、負担させる場合どの程度まで負担させるのかを慎 重に検討し、契約書に落とし込む作業が必要である。この点、経産省ガイドラインは、「提供デー タ等の正確性、完全性、有効性、安全性等について、たとえば、『データ提供者は、可能な限り、 提供データ等が正確かつ完全であり、契約目的の関係で有効であり安全であるように努める義務を 負う。』としてデータ提供者の努力義務とする方法もあり得る。ただし、データの正確性・完全性・ 有効性・安全性について努力義務とした場合であっても、データ提供者がデータの正確性・完全性・ 有効性・安全性について何らの努力もしていないような事実があれば、努力義務違反として債務不 履行責任を負う可能性はあるということに留意すべきである。」としている³⁰。無償提供の場合に はもちろんのこと、有償提供の場合であっても、このような努力義務を認めるべきかどうかは、契 約の目的やデータの取得にデータ受領者側の関与があるかどうか、データを取得するセンサの管理 責任や保守責任がどちらにあるのか等によっても異なると考えられるので、そのような事実関係を 慎重に考慮して決する必要がある。例えば、農業従事者にウェアラブル端末を装着して、当該端末 から発信されるデータを取得する場合で、農業従事者はかかる端末を装着して農業に従事するに過 ぎない場合には、かかる端末、センサ等の管理責任や保守責任はデータ受領側にあるのが通常であ るから、そのような場合に、たとえ有償提供契約であっても、そのような努力義務をデータ提供者 側に求めるべきかどうかは慎重な検討を要する。他方、データ取得者が、自らが取得および開発し たデータ群を、パッケージとしてデータ受領者に譲渡するような場合には、当該データの取得にデ 一タ受領者は関与しておらず、通常のデータ売買と同様と考えられるから、一定の範囲で、かかる

²⁹ 経産省ガイドライン30頁

³⁰ 経産省ガイドライン31頁

データに関する瑕疵担保責任を認める規定を入れたり、努力義務規定を入れることも検討に値する と考えられる。

(4) 責任制限規定の利用

経産省ガイドラインは、「データ提供者がデータの品質に関する事項の全部または一部を表明保証する場合、保証責任の範囲(データ提供者が損害賠償義務を負う範囲)を一定金額(たとえば、データ受領者から受け取った対価)を上限とする規定を設ける場合もある。このような規定は原則として有効であると考えられるが、データ提供者が提供データの品質に問題があることにつき悪意または重過失の場合、データ提供者の保証責任の範囲を限定する規定は無効となり、データ提供者は、提供データの品質の問題と相当因果関係のあるデータ受領者に生じた損害について賠償責任を負う場合があることには注意が必要である。」としている³¹。このような規定は、データ提供者が安心してデータ提供をすることを確保するために積極的な役割を担うと思われることから、データ提供者にデータの正確性や完全性等に関して一定の表明保証責任を負担させる場合には、その活用を検討すべき条項であると言える。

(5) データ提供者の表明保証

本ガイドライン(データ利活用編)の雛形は、データ提供者に、「提供データ等が、適法かつ適切な方法によって取得されたものであること」を表明し、保証させた。「適法」であることを保証させることによって、第三者のノウハウや営業秘密を不当に取得または利用したものではないこと、また「適切」であることを保証させることによって、違法とは言えないまでも第三者を欺くような対応で提供データ等を取得することがなかったことを担保することとしたものである。

なお、経産省ガイドラインは、第1項の表明保証を「データ提供者の知る限りにおいて」表明保証することも可能であるとしており³²、検討に値する。

(6) 提供データ等の中に第三者が有していたデータがある場合の措置

例えば、データ提供者が農協の場合、農協が組合員からデータを取得しまたは預かり、そのデータをデータ受領者に提供するという場合があり得る。しかしながら、そのような場合、データ受領者側としては、農協が組合員から適切に当該データの利用権限を得ているかどうかが分からなければ、当該データを利用してプロジェクトを進めることができない事態ともなりかねない。

もとより、このようなデータはその利用権限を公示する手段はなく、したがって当該データに誰がいかなる権限を有するのかを判別する術はない。したがってこの場合には農協等に、「当該第三者から第三者提供データを本契約に基づき利用許諾する権限を付与されていることを、データ受領者に対して表明し保証」してもらうことにより対応をすることが検討されてよい。

なお、データ提供者が農業者個人であり、提供データの原始的な創出者である(第三者から当該 データを取得したものではない)場合には、この条文(本条第2項)は不要である。

٠

³¹ 経産省ガイドライン110頁

³² 経産省ガイドライン30頁

7 責任の制限等

第6条 (責任の制限等)

- 1 データ提供者は、データ受領者による提供データ等の利用に関連する、または提供データ等の データ受領者の利用に基づき生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権のデ ータ受領者による利用に関連する一切の請求、損失、損害または費用(合理的な弁護士費用を含 み、特許権侵害、意匠権侵害、その他これらに類する侵害を含むがこれに限らない)に関し責任 を負わない。
- 2 データ受領者は、提供データ等の利用に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求(以下「**紛争等**」という)が生じた場合には、直ちにデータ提供者に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任および費用負担において、当該紛争等を解決する。データ提供者は、当該紛争等に合理的な範囲で協力するものとする。
- 3 データ受領者は、前項に定める紛争等に起因または関連してデータ提供者が損害、損失または 費用(合理的な弁護士費用を含み、以下「**損害等**」という)を被った場合(ただし、当該紛争等 がデータ提供者の帰責事由に基づく場合を除く)、データ提供者に対して、当該損害等を補填す る。

(1) 提供データ等を利用したことに起因して生じた損害についての負担

経産省ガイドラインは、「データ受領者が提供データを利用している際に、第三者から当該デー タに関する知的財産権の侵害を理由に損害賠償請求がなされるなど、提供データの利用に関連して、 データ受領者と第三者との間で法的な紛争が生じるようなケースがあり得る。この場合、その第三 者との法的紛争を解決するために必要になった費用や賠償金は、提供データに起因して生じた費 用・賠償金である以上、データ提供者が負担すべきという考え方と、データ提供者は提供データの 品質について保証していないことを前提にして提供データに起因して生じた費用・賠償金はデータ 受領者が負担すべきという考え方のいずれの考え方も成り立つと思われる。そこで、契約において、 提供データの利用に関連して第三者との間で法的な紛争が生じそれによって必要になった費用や賠 償金をどちらが負担するのかを規定しておくことが望ましい。もっとも、契約で定められた利用範 囲を超えてデータ受領者が提供データを利用した場合にまで(つまり、契約に違反する態様で提供 データを利用した場合にまで)、データ提供者が提供データに起因して生じた費用・賠償金を負担 する義務はないと考えられる。そのため、データ提供者がかかる義務を負担する場合、契約におい て「契約で定められた態様での利用に限る」といった限定を付したほうがよいと思われる。また、 データ提供者に当該負担を負わせる場合において、データ提供者の責任の範囲を限定するために、 データ提供者がデータ受領者から受け取った対価の金額をデータ提供者が責任を負う上限と規定す る方法もある。」と説明している³³。

この考え方は農業データにもあてはまる。そして、経産省ガイドラインが述べているとおり、データ提供者が提供データ等の品質等について保証していないのであれば、原則として、当該品質に起因して第三者からデータ受領者がクレームを受けたとしても、データ提供者がかかるクレームに対して責任を負担すべき合理的理由はないといえる。

-

³³ 経産省ガイドライン31頁

これに対して、特にデータ提供契約が有償契約の場合で、データの瑕疵に起因する損害についてはデータ提供者が負担すべきとする考え方に立つ場合には、以下の文例のとおりとなる。

第6条(責任の負担) 【対応責任をデータ提供者が原則負う場合】

- 1 データ受領者による提供データ等の利用(本契約に違反しない態様での利用に限る)に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求(以下「紛争等」という)が生じた場合、データ提供者の費用と責任で解決するものとする。また、当該紛争等に起因または関連してデータ受領者が損害、損失または費用(合理的な弁護士費用を含み、以下「**損害等**」という)を被った場合、データ提供者は損害等を負担するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、データ受領者は、本契約に違反する態様での提供データ等の利用に 起因もしくは関連して生じた紛争等について、データ受領者の費用と責任で解決するものとする。 また、当該紛争等に起因または関連してデータ提供者に損害等が発生した場合、データ受領者は 当該損害等を負担するものとする。

なお、この場合、データ提供者が損害賠償等の責任を負う範囲を、第4条に基づき受け取った対価を上限とすることもできる。その場合の条文例は、次のとおりとなる。

3 本条第1項に基づきデータ提供者が負担すべき損害等の賠償額は、本契約に基づきデータ受領者から受領した金額の総額をもって上限とする。

8 利用状況の報告および監査

第7条 (利用状況の報告および監査)

- 1 データ提供者は、データ受領者に対し、データ受領者による提供データ等の利用が本契約の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができる。
- 2 データ受領者は、データ提供者に対し、データ提供者による派生データ等の利用が本契約の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができる。
- 3 データ提供者またはデータ受領者は、第1項または前項に基づく報告が提供データ等または派生データの利用状況を検証するのに十分ではないと判断した場合、●営業日前に相手方に対して書面による事前通知をすることを条件に、1年に1回を限度として、相手方の営業所において、自らおよび/または自らが指定した第三者をして、提供データ等または派生データの利用状況の監査を実施することができるものとする。この場合、監査を実施するデータ提供者またはデータ受領者は、相手方の情報セキュリティに関する規程その他相手方が別途定める規程を遵守するものとする。
- 4 前項による監査の結果、データ受領者またはデータ提供者が本契約に違反して提供データ等または派生データを利用していたことが発覚した場合、データ提供者またはデータ受領者は相手方に対し監査に要した費用を支払うものとする。

(1) 利用状況の報告および監査

データ提供者は、データを提供することで、それが意図しない利用をされたり、漏えいされたりすることで、貴重なノウハウが流出するという不安にさらされる。意図しない利用を防止するという観点からは、①利用目的の特定と目的外利用の禁止規定が、②漏えいのリスクを回避するという観点からは、データ受領者に提供データ等の管理に関する規定(後述する第8条)がそれぞれ一定の役割を果たすことになるが、かかる規定を実効あるものにするために、データ提供者に対し、データ受領者に利用状況の報告を求めることができる権利等を付与することは極めて有益である。そこで、上記文例では、まずデータ提供者が、データ受領者に必要な報告を求めることができること、その報告内容では利用状況の把握が十分できなかったり、その内容の真実性に疑いがあるなど、データ提供者が「報告が提供データ等の利用状況を検証するのに十分ではないと判断した場合」には、データ受領者による利用状況の監査を実施する権限を付与した。なお、この監査は、データ提供者自らが行う場合のほか、弁護士等の適切な第三者に依頼して実施する場合もあるので、そのような要請ができるよう「自らおよび/または自らが指定した第三者をして、」という文言を入れている。

また、この場合、監査の内容としては、データ受領者の営業所への立ち入り、必要なドキュメントの閲覧やデータへのアクセス並びにそれらの謄写等が含まれると思われるが、「監査を実施」というだけでこれらが全て含まれると解釈できるかどうかは必ずしも明らかではない。特に、データに対するアクセスについては、不必要な営業秘密にアクセスされるリスクをおそれて、データ受領者側がこれを拒む場合もあり得る。

そこで、必要に応じて、「本条項の監査の中には、データ受領者の営業所への立ち入り、必要なドキュメントの閲覧やデータへのアクセス並びにそれらの謄写、データ受領者の従業員等に対する聞き取り調査が含まれる。データ受領者は、データ提供者の求めに応じて、かかる監査に対して合理的な協力をしなければならない。」などの規定を入れることも検討に値する。

(2) データ受領者側による検討事項

データ受領者によるこのような報告の要請および監査権の行使自体は合理的なものであると言えるが、そのような監査権の行使が頻繁に行われたりした場合や、データ受領者側から突然の対応を迫られる場合には、データ受領者側としては自らの業務に支障を来たすことになる。したがって、通常、監査権の実施に際しては、監査を実施するデータ提供者側に「●営業日前に書面による事前通知」をさせたり、その回数を絞るなどして、業務への支障を最低限に食い止める合理的な工夫が必要である。条文案では「1年に1回を限度として」とあるが、1年に1回とする条文案は実務でもよく見られるものであり、合理性のある回数制限といえる。

また、データ受領者側としては、データ提供者側に、「データ受領者の情報セキュリティに関する規程その他のデータ受領者が別途定める社内規程を遵守」することを約束させて、不必要な営業秘密へのアクセスや営業秘密の漏えいを防ぐ対策をとっておくことも必要である。その他、データ提供者に対し、監査の実施前に「秘密保持契約」を締結することを義務付けるような規定を置くということも検討に値するが、アクセスされる情報が後述する「秘密情報」に該当するような場合には、後述する秘密保持条項で足りるので、別途「秘密保持契約」を締結する必要はないといえる。

(3) 監査費用の負担

監査費用の負担は、その実施により利益を受けるデータ提供者側が負担するのが原則である。しかしながら、監査の結果、データ受領者が本契約に違反して提供データ等を利用していたことが発覚した場合には、公平の観点からしても、データ受領者に監査に要した費用および提供データ等の利用に係る追加の対価を負担させるのが合理的である。したがって、本ガイドライン(データ利活用編)では第4項でこのような場合には、データ受領者に監査費用を負担させる旨の規定を置いた。

(4) 派生データの利用状況の報告・監査等

第11条に基づき、データ提供者は、データ受領者から提供を受けて派生データを一定の利用条件の下で利用することができる。しかしながら、派生データは、データ受領者にとって貴重な資源であり、データ提供者によってその利用が適切に行われているかどうかを監査する権限をデータ受領者に与えることは適切である。

したがって、このような観点から、本ガイドライン(データ利活用編)では、派生データの利用 状況に対する報告・監査権限をデータ受領者側に与えることとし、その旨の条文を本条に入れるこ ととした。なお、派生データの利用に関する条文が第11条にまとめて規定してあることから、派 生データの利用状況に対する報告・監査権限に関する規定を第11条でまとめて入れ込むことも可 能である。

9 提供データ等の管理

第8条 (提供データ等の管理)

- 1 データ受領者は、提供データ等および派生データを他の情報またはデータと明確に区別し、我が国において一般にデータ保管のために用いられるシステムで通常利用されるのと同種同等のセキュリティおよびバックアップ体制を備えるなど、善良な管理者の注意をもって管理・保管しなければならない。
- 2 データ提供者は、提供データ等および派生データの管理状況について、データ受領者に対していても書面による報告を求めることができる。この場合において、提供データ等または派生データの漏えいまたは喪失のおそれがあるとデータ提供者が判断した場合、データ提供者は、データ受領者に対して提供データ等および派生データの管理方法・保管方法の是正を求めることができる。
- 3 前項の報告または是正の要求がなされた場合、データ受領者は速やかにこれに応じなければならない。

(1) データ受領者による提供データ等の管理責任

データ提供者が、データ受領者に対して安心して提供データ等を提供できるように、データ受領者には、善良なる管理者の注意をもって管理・保管する義務を課している。この点は、データ提供者が、提供データ等を有償で提供した場合と無償で提供した場合とで何ら変わることはない。

「善良な管理者の注意」は法律用語であり(例えば民法644条)、契約書では一般的に用いられている用語であるが、その意味するところが必ずしも明確ではなく、農業関係者には理解しづらい可能性がある。そこで、その例示を示して分かりやすくするために、本ガイドライン(データ利活用編)では「我が国において一般にデータ保管のために用いられるシステムで通常利用されるのと同種同等のセキュリティおよびバックアップ体制を備えるなど、」という例示を示した。なお、データ受領者が海外のサーバー等でデータ保管をする場合には、データ保管先の外国の諸法令の規制を受ける可能性があるし、当該データ内に個人データが含まれている場合には、我が国の個人情報保護法の規制を受ける可能性があるから、データ受領者はこれらの点にも留意し、関連する法律に準拠した適切なデータ保管措置を講ずる必要性がある。

また、経産省ガイドラインでは、データ受領者が管理責任を負担する対象を提供データのみにしている。これは、派生データについては、その利用権限をデータ受領者のみが有するのであるから、データ受領者はその管理責任をデータ提供者に対して負担すべき立場にはないとの考えを前提においたものだと思われる。しかしながら、①派生データの生成に一定の寄与をしたデータ提供者にも派生データに一定のコントロール権を付与することで、安心したデータ提供を確保するという考え方もあり得るし、②派生データであっても、例えば、市販のソフトウェアを使うことによって提供データ等が編集または統合されたに過ぎない場合のように、派生データのその作出にデータ受領者の知見が寄与していないかまたはその寄与度が小さいという場合もあり得る。そしてこのような場合には、むしろ派生データの利用権限をデータ提供者側のみが有する、あるいは派生データの利用権限はデータ提供者側が有するが、その利用権限の一部をデータ受領者にも留保させるという考え方もあり得る。そして農業データに関する限りは、多くの農業関係者に安心してデータ提供をしてもらう必要があるし、派生データの生成に対する農業関係者の寄与は否定できないのであるから、

原則として、契約書の雛形としては、データ提供者にも、派生データの利用権限が留保される方向 性のほうが望ましいとも言える。

したがって、本ガイドライン(データ利活用編)では、このような考え方に基づき、データ提供者に派生データに対する一定のコントロール権を付与することを前提とした条文を検討することとした。そして、派生データの生成には提供データ等が寄与しているという事実からすれば、派生データはデータ受領者のみが利用権限を有するものではなく、一部「他人のもの」ということもできるのであるから、派生データについても、データ受領者に「善良な管理者の注意をもって管理・保管」させることが適切であるという考え方はあり得る。そこで、本ガイドライン(データ利活用編)では、提供データ等のみならず派生データについても、データ受領者に「善良な管理者の注意をもって管理・保管」させることとした。そして、これに伴い第2項にも派生データを入れた。

なお、「派生データ」の管理義務をどのレベルに設定するのかについては、「善管注意義務」とするのではなく、「自己のためにするのと同一の注意」(民法第827条)や「自己の財産に対するのと同一の注意」(同法第659条)と同程度とするほうが妥当であるという考え方もあり得る。これに関するさらなる検討は、データ創出型契約における「相手方受領データの管理」に関する部分(第11条)で解説しているので、そちらを参照いただきたい。

(2) データ受領者による状況報告

データ提供者は、提供データ等および派生データの管理状況について、データ受領者に対していっても書面による報告を求めることができる旨の規定を入れた。第7条第1項では、「利用状況」についての報告義務を課し、本条第2項では、「管理状況」についての報告義務を課したが、「利用状況」は、データ受領者が目的内利用をしているか、あるいは許諾のない第三者提供をしていないかなどを確認するものであるのに対し、「管理状況」は、データ受領者が自らが管理する施設やコンピュータシステム内で、提供データ等および派生データをいかに管理しているか、適切な安全管理措置を講じているかを確認するものである。

なお、第8条第2項では、「この場合において、提供データ等または派生データの漏えいまたは 喪失のおそれがあるとデータ提供者が判断した場合、データ提供者は、データ受領者に対して提供 データ等および派生データの管理方法・保管方法の是正を求めることができる。」としているが、 第3条第5項の条文が採用されれば、データ提供者はこれに加えて、提供データ等の利用停止を請 求することも可能である(ただし、第3条第5項の条文によれば、この請求は無償で提供データ等 を提供した場合に限られ、派生データの利用停止を請求することはできない)。これに関しては、 第8条第2項の条文に「提供データ等および派生データの利用停止を求めることができる。」とい う条文を追加することで、利用停止措置を確保するという考え方もあり得る。しかしながら、デー タ受領者が多数の農業関係者から提供データ等の提供を受けている場合に、一当事者からの申出で、 事実上他の農業関係者から取得したデータをも利用して作出された派生データの利用を止めてしま うことは、データ受領者に過度な負担を強いることになるばかりか、当該派生データの利用者や他 の農業関係者の利益を不当に損なう結果ともなり兼ねないことから、本ガイドライン(データ利活 用編)では、派生データの利用停止措置は認めない方向での条文とした。

(3) 提供データ等をデータ受領者が第三者に提供する場合

経産省ガイドラインは、「本契約では、提供データをデータ受領者が第三者に開示または利用させることを想定していないが(第3条第3項も参照)、仮に、提供データをデータ受領者が第三者

(許容開示先)に開示または利用することを認める場合、データ受領者は、本契約に基づいてデータ受領者が負う義務と同等の義務を当該第三者に課して、その義務を遵守させるものとし、かつ、当該第三者においてその義務の違反があった場合には、データ受領者による義務の違反として、データ提供者に対して直接責任を負うといった規定を設けることが考えられる。」としている。この点は、本ガイドライン(データ利活用編)も同様である。

(4) 管理義務違反の場合の損害賠償請求権

経産省ガイドラインは、「データ受領者が本条のデータ管理義務や、本契約第3条第3項などに違反したことによって、提供データに含まれるデータ提供者のノウハウ等が流出等してしまった場合、データ提供者はデータ受領者に対して契約違反に基づく損害賠償請求をすることができる。もっとも、ノウハウ等が流出したことに伴ってデータ提供者に生じた損害額の算定が困難である場合もあるため、損害賠償額の予定を契約書に規定しておくことが検討に値する。この予定される損害賠償額は、提供データの重要度・規模などを勘案してデータ提供者が管理義務違反等を犯さないための抑止力となる合理的な金額を両当事者の合意に基づき定めることになる。ただし、損害賠償額の予定を契約で規定した場合(「違約金」との表現を用いても、賠償額の予定と推定される(民法420条第3項))、損害賠償がその予定額に限定されない旨の合意であることを立証しない限り、予定額を超えた損害額を請求することはできないと解されている。そのため、損害賠償額の予定あるいは違約金を契約で規定する場合には、実際の損害額が予定額を超えた場合には、その超えた部分についても請求できることを規定しておく場合もある。」としている。

農業データについていえば、特に非構造化データと言われるデータ単体(例えば、特定の農業関係者のウェアラブル端末から発せられる視認データなど、「暗黙知」とされるノウハウの一部に過ぎないデータで、何らそのデータの分析が行われておらず、「形式知」化されていないもの)については、交換価値の算定が困難であることから、データ提供者において損害を立証するのは難しいといえる。したがって、このような場合、違約金または損害賠償の予定の規定を入れておくことによって、データ提供者は、損害の立証がなくても違約金額を損害賠償の予定として請求することができるし、この規定を入れることによって、データ受領者側も、データの管理について契約を遵守しようというインセンティブを働かせる可能性がある。したがって、この点からしても違約金の規定は有益であると考えられる。ただし、あまりに法外な金額を違約金として入れると、裁判所でその金額が公序良俗違反として無効とされる可能性や、合理的な違約金の金額まで減額される可能性があることから、経産省のガイドラインに記載されているとおり、「提供データの重要度・規模などを勘案してデータ提供者が管理義務違反等を犯さないための抑止力となる合理的な金額」を協議の上入れることが必要となる。なお、違約金の条文案は、以下のとおりである。

【参考:違約金に関する条項例】

提供データ等および/または派生データの漏えい、喪失、データ提供者の許諾を得ない第三者提供、目的外利用等、本契約に違反するデータ受領者の提供データ等および/または派生データの利用により、データ提供者に損害が生じた場合、データ受領者はデータ提供者に対して違約金として●円を支払う義務を負う。ただし、データ提供者に生じた損害が上記違約金額を上回る場合には、データ提供者は実際に生じた損害額を立証することでデータ受領者に対し当該損害額の賠償を請求することができる。

10 データ漏えい等の場合の対応及び責任

第9条 (データ漏えい等の場合の対応及び責任)

- 1 データ受領者は、提供データ等の漏えい、喪失、データ提供者の許諾を得ない第三者提供、目的外利用等、本契約に違反する提供データ等の利用(以下これらを総称して「**提供データ等の漏えい等**」という。)を発見した場合、または提供データ等の漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちにデータ提供者にその旨を通知しなければならない。
- 2 データ受領者は、派生データの漏えいまたは喪失(以下これらを総称して「**派生データの漏え い等**」という)を発見した場合、または派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちに データ提供者にその旨を通知しなければならない。
- 3 データ受領者から派生データを受領したデータ提供者が、派生データの漏えい等を発見した場合、または派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちにデータ受領者にその旨を通知しなければならない。
- 4 本条第1項または第2項に該当する場合、データ受領者は、自己の費用と責任において、提供 データ等の漏えい等または派生データの漏えい等の事実の有無を確認し、提供データ等の漏えい 等または派生データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策につ いて検討しその内容をデータ提供者に報告しなければならない。
- 5 データ提供者が管理する領域で派生データ等の漏えい等が生じた場合または派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合には、データ提供者は、自己の費用と責任において、派生データの漏えい等の事実の有無を確認し、派生データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容をデータ受領者に報告しなければならない。

(1) データ漏えい等の場合の対応

これは経産省ガイドラインにおいて「損害軽減義務」というタイトルで記載されていたものをタイトル変更し、加筆を加えたものである。

データ受領者の管理下において、提供データ等の漏えい等または派生データの漏えい等が発生し、またはその発生が合理的に疑われる場合には、データ受領者において、その情報をデータ提供者に共有させるとともに、損害を最小限に留めるためにも、早期に適切な対応をするよう促す必要がある。そこで、本条では第1項および第2項で、データ受領者に対して、データ提供者への通知義務を課すとともに、第4項で、データ受領者に、①事実確認および②原因調査をさせるとともに、③再発防止策を講じさせて、それをデータ提供者に報告させることとした。なお、経産省のガイドラインでは、「提供データ等の漏えい等」の場面しか規定されていなかったが、データ提供者にも「派生データ」の利用権やコントロール権をもたせるべき場合があるという考え方から、本ガイドライン(データ利活用編)では、派生データ等の漏えい等があった場合にも、同様の対応をとるよう促すこととした。

(2) 提供データ等に個人情報が含まれている場合の対応

提供データ等または派生データにデータ提供者側の個人情報または個人データが含まれていた場合に、データ受領者の管理下で当該データの漏えい等が発覚し、またはその漏えい等が合理的に疑われる状況になった場合には、個人情報保護法に基づきデータ受領者は適切な対応をとる必要がある。この点については、第2条第4項で、データ受領者に、個人情報保護法に基づく適切な措置を

とることを約束させたが、当局に対する報告は、個人情報保護法上の義務とはされていない。しかしながら、当局は個人データの漏えい等があった場合には、当局等に報告することを推奨し、報告用のフォームも公開していること、実際にも当局に対して適切な報告をすることによって、有益なアドバイスが得られることが期待できることから、当局に対する報告義務等を課すことも検討に値する。その場合の条文例は次のとおりである。

6 漏えいまたは喪失(以下これらを総称して「**漏えい等**」という)が発生し、または漏えい等が発生した可能性のある提供データ等または派生データに個人データが含まれている場合には、漏えい等を生じさせたデータ受領者またはデータ提供者は、個人情報保護委員会に対してその旨報告し、その指示に従うものとする。

また、データ漏えい等の場合ばかりではなく、提供データ等または派生データの利用が、第三者の知的財産権その他の権利を侵害したものとのクレームを受ける場合もあり得る。したがって、この場合にも双方当事者が適時かつ適切な対応をとることができるよう、以下のような規定を入れることも検討に値する。

7 データ提供者およびデータ受領者は、相手方に提供したデータに、第三者の知的財産権の対象となるデータが含まれる等、相手方の利用につき制限があり得ることが判明した場合には、速やかに相手方に対してその旨を通知した上、相手方と協議および協力して、当該第三者の許諾を得ることまたは問題とされているデータを除去する措置を講じること等により、相手方が提供を受けたデータの利用権限を行使できるよう努める。

(3) 損害賠償の制限

第8条で「本契約に違反するデータ受領者の提供データ等の利用により、データ提供者に損害が生じた場合」の損害賠償義務について説明をしたが、データ受領者が管理するシステムの保守・点検、ウィルスの感染、ハッキング、コンピュータのバグ、設備または通信サービスの不備または停止、停電、誤操作、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メインテナンス、その他データ受領者またはオペレータのコントロールの及ばない事象により提供データ等または派生データが喪失または毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされた場合にまで、データ受領に損害賠償義務を負担させることは、損害の公平な分担という観点から適切ではない場合がある。例えば、データ受領者が派生データを作成してデータ提供者に対して提供することを目的として(換言すれば、データ提供者のためにも)無償で提供データの管理をしているような場合がこれに該当する。したがって、この場合には、データ受領者に対して損害賠償義務を負担させないとか故意または重過失によるデータ喪失等の場合のみ責任を負担させるという条文を入れることも検討に値する。ただし、かかる損害賠償の制限は、データ受領者において漏えい等が発覚したまたは漏えい等が合理的に疑われる提供データ等および/または派生データを管理するシステムに関し、適切な管理をしていたことを立証した場合にのみ適用させるのが合理的である。条文例としては、以下のとおりとなる。

8 データ提供者は、データ受領者が管理するシステムの保守・点検、ウィルスの感染、ハッキング、コンピュータのバグ、設備または通信サービスの不備または停止、停電、誤操作、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メインテナンス、その他データ受領者のコントロールの及ばない事象により提供データ等または派生データが喪失または毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされる可能性があることを認識し、それらにより自らまたは第三者に損害が発生した場合であっても、データ受領者に対していかなる損害賠償をも請求しないものとする。ただし、本条項は、データ漏えい等が発生したシステムを管理するデータ受領者が、漏えい等が発覚したまたは漏えい等が合理的に疑われる提供データ等および/または派生データを管理するシステムに関し、我が国において、それと同種同等のシステムで通常利用されるのと同種同等のセキュリティおよびバックアップ体制を備えていたこと(なお、データ受領者が、自らが管理するシステムの全部または一部の運営・管理を第三者に委託していた場合や第三者のサービスを利用していた場合には、当該第三者に対する適切な監督を行っていたことを含む。)を立証した場合に限り、適用されるものとする。

なお、経産省ガイドラインにおいては、類似の条項を「不可抗力免責」の条項とし、以下のとおりデータ提供者およびデータ受領者のいずれも免責することとしている³⁴。

第●条 (不可抗力免責)

本契約の契約期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、停電、通信設備の事故、 クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メインテナンス、法令の制定改廃その 他データ提供者およびデータ受領者の責に帰すことができない事由による本契約の全部または一部 の履行遅滞もしくは履行不能については、データ提供者およびデータ受領者は責任を負わない。

これらは、一般的な不可抗力の免責事由ではあるが、例えば通信設備の事故については、当該設備をデータ受領者が自ら管理していた場合には、当該設備に関する適切な管理をしていなければ安易に免責されるべきではないし、データ受領者が、自らが管理するシステムの全部または一部の運営・管理を第三者に委託していた場合や第三者のサービスを利用していた場合には、当該第三者に対する適切な監督を行っていなかった場合にまで免責されるとなれば、データ提供者は安心して自らのデータをデータ受領者に提供できない可能性がある。したがって、本ガイドライン(データ利活用編)では、経産省ガイドラインが掲げるのと同様の場合に一定の免責があるとしても、その免責は、データ受領者が適切な管理を行っていたことを立証した場合に限るものとした。

なお「データ受領者が管理するシステムの保守・点検」中のデータの喪失、漏えい、毀損については、必ずしも「不可抗力」や「データ受領者のコントロールの及ばない事象」とは言えないと考えられる可能性がある。しかしながら、「システムの保守・点検」中に、保守・点検担当者が相当程度の注意をしていたにもかかわらず、何らかの理由でデータが喪失又は漏えいしてしまうという

-

³⁴ 経産省ガイドライン117頁(契約書案第13条)

事象は散見されるところである。そして、データ受領者が、合理的なセキュリティシステムやバックアップ体制を整えていたにもかかわらず、サーバ等を管理又は所有し、その保守・点検をすることになっていたというだけの理由でデータ喪失等の責任を負担させられるというのは、損害の公平な分担という観点からして適切ではない場合が多いのではないかと思われるし、このような場合には、データ受領者にはデータの喪失や漏えいという事態の結果回避可能性がないまたは小さいと思われることからしても、そもそも過失が認められるのかどうかも疑問と言える。またこのような場合に原則としてデータ受領者にデータ喪失や漏えいの責任を問うとなれば、データ受領者側においてデータ喪失等のリスクを回避するために適切な保守・点検が担保されない懸念も生じる。また更に言えば、この種の契約実務に鑑みると、データ管理者によるシステムの保守・点検に起因したデータ喪失については免責対象としている事案が少なくないと思われる。したがって本モデル条項では、これらの点を踏まえ、この免責条項を敢えて「不可抗力」としては位置づけず、厳密に言えばデータ受領者のコントロールの及ぶ事象と考えられる可能性がある事象についても、特掲された事象に基づくデータ喪失等については原則として免責とし、最後にキャッチオール的にその他データ受領者のコントロールの及ばない事象によりデータ喪失がなされた場合にも同様に免責とする旨規定することとした。

また、派生データについてはデータ提供者(農業関係者)側もデータ受領者より提供を受ける可能性があることから、第6項と同様の規定を入れるということも検討に値する。ただし、その場合に、「派生データ」に関してデータ提供者(農業関係者)側に、データ受領者と同等のセキュリティ体制構築義務を認めることは妥当ではないから、それを前提とした本条ただし書による免責の覆滅を認めることも妥当ではないと言える。したがって、同様の規定を入れるとしても本文のみの掲載に留めることが望ましい。その場合の条文例は、以下のとおりとなる。

9 データ受領者は、データ提供者が管理するシステムの保守・点検、ウィルスの感染、ハッキング、コンピュータのバグ、設備または通信サービスの不備または停止、停電、誤操作、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メインテナンス、その他データ提供者のコントロールの及ばない事象により派生データが喪失または毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされる可能性があることを認識し、それらにより自らまたは第三者に損害が発生した場合であっても、データ提供者に対していかなる損害賠償も請求しないものとする。

11 秘密保持義務

第10条 (秘密保持義務)

- 1 データ提供者およびデータ受領者は、本契約を通じて知り得た、相手方(以下「**開示者**」という。)が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報(以下「**秘密情報**」という。ただし、提供データ等および派生データは本条における「秘密情報」には含まれない。)を、厳に秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本契約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で利用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合または個人情報保護委員会に対して漏えい等を報告するにあたって個人情報保護委員会から開示を求められた秘密情報については、秘密情報の開示を受けた当事者(以下「被**開示者**」という。)は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらないものとする。
 - ① 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - ② 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - ③ 開示の時点で公知の情報
 - ④ 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ⑤ 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
- 3 被開示者は、本契約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を 遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、 税理士等に対して秘密情報を開示することができる。
- 4 本条に基づく義務は、本契約が終了した後も●年間存続する。

(1) 秘密保持義務

経産省ガイドラインは、「本条第1項では、書面に限らず、口頭等によって提供された情報も、秘密情報であることが表明される限りは『秘密情報』としているが、秘密情報の範囲を明確にするために『書面に秘密であることが表示されたもの』とする場合もある。逆に、秘密情報であることを積極的に表明しなくても、広く秘密情報の定義に含める場合もある。なお、提供データ等については、第3条第3項において、データ受領者の第三者に対する開示、提供が禁止され、第8条第1項において、データ受領者が、提供データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管すること等が定められているため、提供データについては、本条第1項における秘密表示の有無にかかわらず、データ受領者は適切に管理しなければならない義務を負うことになる。」と説明する35。この説明は、農業データにもそのまま当てはまるので、本ガイドライン(データ利活用編)においても援用をする。

-

³⁵ 経産省ガイドライン115頁

(2) データ提供者から、提供データ等に「秘密」と明示されて提供された場合

データ提供者から、提供データ等に「秘密」と明示されて提供された場合には、当該提供データ 等は「秘密情報」となる。そして、このような自体が想定される場合には、第1項は次のとおりと なる。

1 データ提供者およびデータ受領者は、本契約を通じて知り得た、相手方(以下「**開示者**」という。)が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報(以下「**秘密情報**」という。提供データ等および派生データは、原則として秘密情報に該当しないものとするが、データ提供者から提供当時に秘密情報であることが明示されて提供された提供データ等は、秘密情報とする。)を、厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本契約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で利用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合または個人情報保護委員会に対して漏えい等を報告するにあたって個人情報保護委員会から開示を求められた秘密情報については、秘密情報の開示を受けた当事者(以下「被開示者」という。)は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。

(3) 秘密保持義務の存続期間

本ガイドライン (データ利活用編)では、経産省ガイドライン 8と同様、「本条に基づく義務は、本契約が終了した後も●年間存続する」という規定を置いている。当事者の合意で、秘密保持義務を契約終了までとすることや、永久とすることも可能であるが、①契約終了後直ちに秘密情報が開示されることは不都合が生じることが少なくないこと、②他方、永久に秘密保持義務を負担するというのは、実務的にほぼ不可能であること、③実務的にも契約終了後一定期間のみ秘密保持義務を負担すると規定するのが一般的であることから、本ガイドライン (データ利活用編)でもこれにしたがって秘密保持義務の存続期間に関する規定を入れた。どの程度の期間を入れるのかは情報が陳腐化すると想定される期間などに応じてケース・バイ・ケースであるが、契約終了後2年から5年程度が多いのではないかと思われる。

-

³⁶ 経産省ガイドライン114頁

12 派生データ等の取扱

(1) 派生データの利用権限に関する考え方

本ガイドライン(データ利活用編)は、これまで経産省ガイドラインと同様に、「データ創出に対する寄与度や機器所有権等」、あるいは当該データ創出に対して誰が知見を提供したのかという点などを参考にして、データの利用権限を誰が有すると考えるべきかを判断する姿勢をとってきた。そしてこの考え方を前提とすると、派生データはデータ受領者側で発生することが多いことや、当該派生データの生成に対する寄与はデータ受領者側でなされていることが多いことから、派生データに事実上アクセスできるデータ受領者には当然に契約上利用権限を付与すべきということになる。経産省ガイドラインのアプローチは、この前提に立った上で、「データ受領者のみが一切の利用権限を有する。」と規定し、その上で契約によってデータ受領者の利用権限をどこまで制限するのか、契約によってデータ提供者に利用権限を認めるか否か、認めるとしてその範囲をどこまでにするのかを決めていくという考え方を採用しているようである。3。

このアプローチは理論的整合性という意味では正しいアプローチではある。しかしながら、「データ受領者のみが一切の利用権限を有する。」という文言に対しては、農業関係者からの反発または懸念が予想される。農業関係者は一般に自己が提供する農業データの取扱に対しては非常にセンシティブであり、自己が提供したデータに対する利用権限が奪われたように見える条文が規定された場合には、データの提供を躊躇するという事態が懸念される。そしてその場合には、農業関係者からスムーズかつ大量の農業データを集約することが出来なくなってしまうおそれがある。これに対しては、派生データは提供データとは別個なもので、新たに創作されたデータであるからそのような懸念はないという意見もあり得る。しかしながら、農業関係者の立場からすれば、派生データは、提供データとは別個独立したデータまたはデータ群ではあるが、提供データが利用されたデータまたはデータ群であり、それにもかかわらず原則として、「データ受領者のみが一切の利用権限を有する。」という規定がなされた場合には、自らの知見が含まれているデータの利用権限の一部が奪われたと感ずる可能性は否定できない。また、派生データの生成には、提供データ等が寄与していることも疑いがない事実なのであるから、データ受領者のみが派生データの利用権限を有することが基本となるような条文は、農業データに関する限り、この観点からしても適切ではない。

なお、本ガイドライン(データ利活用編)でも、派生データの定義を、経産省のガイドラインを参考に、「提供データ等を加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータまたはデータ群をいう。」と定義した。しかしながら、派生データ創出に対するデータ受領者による知見の提供という観点からすれば、派生データと一口にいっても、その生成過程におけるデータ受領者の知見の提供の有無および程度は異なっているように思える。例えば、仮に「統合データ」の定義を、「『派生データ』の一種類で、一つの派生データに複数の提供データ等または派生データが含まれている場合で、それらが一つのデータ群として密接不可分に統合されているものをいう。」と定義した場合、統合データの生成には、データ受領者の機器所有権等(ソフトウェアの所有権等)

³⁷ 経産省ガイドラインでは、「一般論でいえば、派生データの利用権限に関する明確な合意がなければ、提供データ(元データ)の性質、提供データ(元データ)を取得する際の出費・労力、営業秘密性、提供データ(元データ)の加工・編集・統合等の程度・費用、提供データ(元データ)の全部または一部が復元可能なものとして派生データに含まれるかどうか等を考慮して、派生データの利用権限がデータ受領者のみにあるのか、それとも派生データの利用権限がデータ提供者にもあるのかを合理的に解釈していことになると思われる。」と述べている(28頁)。

³⁸ 経産省ガイドラインの「データ提供型モデル契約書案」第11条(経産省ガイドライン115頁)

は寄与しているかもしれないが、データ受領者固有の知見が含まれているかどうかは、「統合」作業にそのような知見が含まれているかどうかによるので、ケース・バイ・ケースであると言える。これに対して、「分析」とは、物事をいくつかの要素に分け、その要素、成分、構成などを細かい点まではっきりさせることを言い、その中には、分析者による何らかの知見が利用されているのが通常である。したがって、「分析データ」の定義を、「『派生データ』の一種類で、提供データ等をもとに、データ受領者の独自の知見または独自の知見が反映されたツールによって分析がなされた派生データをいう。」と定義した場合、分析データの生成には、データ受領者の独自の知見が寄与していることになる。このように、派生データの生成過程において、データ受領者の知見が大きく寄与している場合には、派生データの利用権限をデータ受領者のみに認める正当性は相対的に高まるが(特に、提供データ等が熟練農業者等による「暗黙知」のようなものではない場合にはこのように言いやすい)、逆に派生データの生成過程において、データ受領者の知見が大きく寄与していない場合には、派生データの利用権限をデータ受領者のみに認める正当性は相対的に低くなると思われる。そしてこの論理は、特に提供データ等が熟練農業者等による「暗黙知」のようなものであったり、ノウハウと呼べるようなものである場合にはより鮮明になる。

そして、以上のような、派生データに対する知見の寄与度によって利用権限の有無およびその割合を決するという観点と、データ提供者である農業関係者の意識や懸念を考慮すると、少なくとも農業データに関する限り、原則として「派生データ」の利用権限は、データ提供者にも一定程度留保できるようにし、事案に応じて柔軟な対応や規定をするのが適切ということになる。そして、この観点からすれば、農業データに関する限り、そのためのアプローチとしては、

- (1) 派生データの利用権限はデータ提供者とデータ受領者で共同で保持することとし、その利用権限の行使方法を具体的に契約書の中に落とし込むことによって妥当な結論を図るというアプローチ
- (2) 派生データの利用権限はデータ受領者が保持し、その利用権限をデータ提供者に非独占的 にライセンスをした上で、そのライセンス条件の中で妥当な結論を図るというアプローチ
- (3) 派生データの利用権限については特段言及することなく、派生データの利用権限を契約に 基づいてどのように配分するか(換言すれば、当事者間で派生データの取扱及び利用をど のようにするのか)を規定するというアプローチ

などが考えうる。しかしながら、(1)について言えば、「保持」とは、「データに対して適法にアクセスできる事実状態」を意味するところ、現実問題として派生データを保持しているのは、データ受領者のみであることから、「共同で保持する」という表現には違和感が残る。また、その点から「共同で保持」ではなく「共有」という表現を用いることも考えられる。そして、この表現は、データ提供者(農業関係者)にも利用権限が留保されている趣旨が窺えてわかり易いということは言える。しかしながら、これまで述べてきたとおり、「データ・オーナーシップ」という概念を取り入れることは適切ではないのであるから、所有権の存在を前提としたかのような「共有」という表現をこのガイドラインで取り入れることは適切ではない。他方、(2)のアプローチも、「派生データはデータ受領者が保持している」という事実状態を正しく反映しているものではあるが、「派生データの利用権限」をデータ受領者が単独で保持するという表現を使うことにより、農業関係者が自らのデータに対するコントロール権を喪失してしまったとの意識を持つ可能性があるという点で妥当性を欠く。

したがって、本ガイドライン(データ利活用編)では、誰が派生データの利用権限を保持するのかについては敢えて規定せず、データ提供者もデータ受領者も、その派生データの利用権限を有す

るということを念頭に置きつつ、その取扱については契約書で規定したとおりに実施することを合意するに留めることとした(上記の(3)のアプローチ)。

この点、経産省ガイドラインは、「派生データの利用権限の有無・配分、提供データ等のデータ受領者の利用に基づいて生じた知的財産権の帰属は法律上当然には定まらなかったり、一義的には明確にならないこともあるので、契約においてその点を明らかにしておくことが望ましい。」とし、①当事者間で別途合意した場合を除き、派生データの利用権限をデータ受領者のみが有することを前提にデータ提供者に派生データの利用を認めない案【案1】、②派生データの利用権限はデータ受領者が有するとした上で、データ提供者に対して非独占的利用権を許諾する案【案2】、および③派生データの利用権限について、契約書では明示せず別途協議で定める案【案3】の3つを提示している39。

しかしながら、前述のとおり、農業関係者のデータ提供に対する懸念を払しょくし、農業関係者からスムーズかつ大量の農業データを集約することを実現していくという観点からすると、農業データに関する限り、原則として派生データの利用権限をデータ受領者のみが有するという経産省のモデル契約案を雛形として提供するのではなく、派生データの利用方法についての具体的な指針を与える形の契約案を提供することが望ましいのではないかと思われる。

そして、以上の考え方を前提とすると、派生データの取扱に関する条文は次のとおりとなる。

第11条 (派生データ等の取扱)

- 1 データ提供者およびデータ受領者は、本目的のために自ら派生データを利用することができる。この利用の中には、本目的のために、派生データを加工等することが含まれる。
- 2 前項の場合、データ提供者およびデータ受領者は、相手方当事者の事前の書面による承諾がない限り、派生データを第三者(データ提供者またはデータ受領者が法人である場合、それらの子会社、関連会社も第三者に含まれる。)に開示、提供、漏えいさせてはならない。
- 3 データ提供者が、派生データの利用を望む場合には、別途両当事者で定める申込書式に必要事項を記入の上、データ受領者に申請をするものとする。データ受領者は、その利用が利用権限を逸脱しているなど特段の事情がない限り、データ提供者に対して、申請された派生データを提供しなければならない。ただし、データ提供者に対する派生データの提供に費用を要する場合には、データ受領者は別途定める手数料をデータ提供者に請求することができる。
- 4 提供データ等または派生データの利用に基づき生じた知的財産権(データベースの著作物に関する権利を含むが、これらに限らない。以下本条において同じ。)は、本契約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意をした場合を除き、データ提供者とデータ受領者の共有とする。この場合において、当該知的財産権の創出に出願作業が必要な場合には、データ提供者とデータ受領者が共同で当該出願作業を行うか、相手方当事者の同意を得て、一方当事者が単独で行うものとする。
- 5 本契約で別段の規定がある場合または当事者間で別途合意をした結果、派生データの利用権限をデータ受領者のみに帰属させる場合には、派生データの利用に基づき生じた知的財産権は、データ受領者のみに帰属する。
- 6 前2項の規定は、提供データ等または派生データに関する知的財産権が第三者に帰属する場合 には、適用がないものとする。

³⁹ 経産省ガイドライン116頁 (モデル契約書第11条)

- 7 データ受領者が、派生データを利用して行った事業またはサービスによって売上げを得たときは、受領データが得た売上金額の●%をデータ提供者に対して支払う。その支払条件については、データ提供者とデータ受領者が協議の上決定する。
- 8 データ受領者は、派生データの正確性、完全性、安全性(派生データ等がウィルスに感染していないことを含む。)、有効性(本目的への適合性を満たしていることを含む。)、派生データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと、派生データが本契約期間中継続してデータ提供者に提供されることをいずれも保証しない。また、データ受領者は、本契約において明示的に保証すると記載したものを除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、派生データ等について一切の保証をしない。
- 9 前項の規定は、以下のいずれかの場合には適用がないものとする。
 - ① データ受領者が、派生データ等の全部または一部を改ざんして、データ提供者に提供した場合
 - ② データ受領者が有償で派生データ等をデータ提供者に提供した場合で、派生データの正確性、 完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、または派生データが第三者の知的財産 権および/またはその他の権利を侵害することを故意により告げずまたは重過失により告げないで、派生データ等をデータ提供者に提供した場合
 - ③ データ受領者が、派生データ等をデータ提供者に対して提供する権限がないことを知りながらまたはこれを重過失により知らないで、派生データ等をデータ提供者に提供した場合
- 10 データ受領者が、第13条第1項から第4項のいずれかに基づき本契約を解除した場合には、 データ提供者は、データ受領者の求めにより、派生データの利用を停止し、かつデータ受領者より提供を受けた派生データを削除または消去しなければならない。

(2)提供データ等または派生データの利用に基づき生じた知的財産権の帰属について

提供データ等を使ってデータ受領者が分析作業をすることによって、農業従事者の「暗黙知」を 「形式知」とし、当該「形式知」をソフトウェアの形にして、新規就農者に対するラーニング教材 (ソフトウェア) とする場合、当該ソフトウェアには著作権が発生する。そしてその場合、当該ソ フトウェアの著作権は、原則として、当該ソフトウェアを創作したデータ受領者にあるということ になる(著作権法第17条1項)。しかしながら、この結論では、農業従事者が提供した「暗黙知」 に著作物性が認められない限り、農業従事者の「暗黙知」を「形式知」とし、当該「形式知」をソ フトウェアの形にしたものは、二次的著作物にはならないが(著作権法第28条)、「暗黙知」な るものに著作物性が認められることは通常ないと言える。そしてかかる結果は、当該ソフトウェア の利用に対するデータ提供者のコントロール権を奪う結果となる。しかしながら、そのような結論 は、前述したようにデータ提供者である熟練農業者によるデータ提供を躊躇させる結果を招来させ るリスクがある。したがって、本ガイドライン(データ利活用編)では、提供データ等または派生 データの利用に基づき生じた知的財産権も、原則として、データ提供者とデータ受領者の共有とす ることとした(法的には、データ受領者が創作したソフトウェアに、データ提供者が重要な寄与を したとして、データ受領者が保有する著作権の一部をデータ提供者に譲渡することとなる)。ただ し、提供データ等が、熟練農業者が保有している「暗黙知」とも言えないようなものであって、そ こに何らデータ提供者の知見が反映されていないようなものである場合には、必ずしもデータ提供 者に知的財産権の利用権限を留保させる必要がない場合も存在する。また、データ提供者から提供 を受けたデータによって「統計データ」が作成される場合のように、「統計データ」内にデータ提供者からの知見が残っていないような場合にも、必ずしもデータ提供者に知的財産権の利用権限を留保させる必要がないとも言える。したがって、本ガイドライン(データ利活用編)は、このような場合には当事者が別途協議の上合意することによって、適切な利用権限の分配ができるように「当事者間で別途合意をした場合を除き」という文言を入れた。また、このような場合に、当事者間で別途合意をすることによって、当該合意を本契約内に落とし込む場合もあろうかと思われるので、

「本契約で別段の規定がある場合」も本条項の適用がない一場面として入れている。ただし、この場合には、農業従事者の提供データ等に対する権限を不当に奪う結果とならないように、データ受領者は、慎重に対応する必要がある。

なお、本ガイドライン(データ利活用編)では知的財産権の後に「データベースの著作物に関する権利を含むが、これらに限らない。以下本条において同じ。」という規定を入れたが、これは、①知的財産権基本法によれば、知的財産権には当然に著作権も含まれるが(同法第2条第2項)、農業従事者等が、そのように正確に把握できるかどうかは明らかではないこと、②データベースの著作物のように例示をしたほうがイメージが付きやすいと思われることから記載したものであって、特段必須の記載ではない。同様の記載は経産省ガイドラインにも存在する⁴。

なお、この知的財産権が特許、実用新案、意匠等であるか、著作権であるかによって、利用可能な態様が異なる。この知的財産権が特許、実用新案、意匠等の場合、データ提供者またはデータ受領者が自己利用をする場合には、他の契約当事者の同意は不要であるが、第三者に実施許諾をする場合には他の契約当事者の同意が必要となる。他方、この知的財産権が著作権であって、その著作権がデータ提供者とデータ受領者の共有に帰属する場合には、当該著作権は契約の一方当事者であるデータ提供者またはデータ受領者が自己利用をする場合であっても、他方当事者からの同意が必要となる。したがって、この点については留意が必要である。

(3) 利用権限の行使方法

本ガイドライン(データ利活用編)では、契約書の雛形においては、派生データの利用権限については敢えて触れないものの、その取扱方法を契約書で定めることにしている。そして、この取扱方法をどのように定めるかについては、知的財産に関する共有の規定を参考に検討するのが適切であると考える。派生データの生成には、データ提供者もデータ受領者も寄与しており、かかる事実状態に鑑みると、データ提供者もデータ受領者も、その派生データの利用権限を一定程度有するということを念頭に置くことが適切である。そしてそうだとするならば、その取扱や利用方法については、データと同じ無体財産である知的財産の共有の規定を参考にした上で、双方が納得できる結論に導くことが適切であると考えられるからである。

なお、データ提供型の場合、多くは上記の考え方でよいと思われるが、データ創出型の場合には、派生データに対するデータ受領者の寄与が著しく大きく(それに対して派生データに対するデータ提供者の寄与が著しく小さく)、したがって、派生データの利用権限をデータ受領者のみが有すると考えるべき(そして、農業関係者もそれに対して特段異議を述べることはないだろうと思われる)場面も想定される。

-

⁴⁰ 経産省ガイドライン106頁(モデル契約書案第3条第4項)

そこで、以下では、まず派生データの利用方法について知的財産権の共有規定を参考とする考え 方について解説し、続いて派生データの利用権限をデータ受領者のみが有すると考えるべき場合に ついて解説する。

A. 派生データの利用方法について知的財産権の共有規定を参考とする考え方

まず派生データの利用方法については、理屈上、契約当事者に何らの制限もかけないという考え 方と何らかの制限をかけるという考え方があり得る。そして、後者については、(1)自己利用に 制限をかける(他方当事者の同意を必要とする)、(2)第三者提供に制限をかける(他方当事者 の同意を必要とする)という考え方があり得る。そして、これらを整理すると次のとおりとなる。

- ① 何らの制限もかけず、いずれの当事者も自由に自己利用(その改変や削除等も含む。以下同じ。)も第三者提供(利用許諾も含む。以下同じ。)もできるとする考え方、
- ② 自己利用については自由とするが、第三者提供については制限をかける考え方、
- ③ 自己利用についても、第三者提供についてもいずれも制限をかける考え方

このうち、我が国の知的財産法制を参考にすると、共有となる知的財産権について、①を採用するものはないが、②および③を採用するものは存在する。②の考え方は、特許権等の共有の考え方 (特許法第73条など)を踏襲したものであり、③の考え方は、著作権の共有の考え方(著作権法第65条)を踏襲したものである。なお、①および②については、「派生データ」の利用を、本目的のために利用する場合には自由とする考え方(換言すれば、本目的外の利用は認めないという考え方)と、目的のいかんにかかわらず自由とする考え方があり得るし、③の場合には、本目的のために利用する場合にも制限を加える(換言すれば、相手方の同意なくしては「派生データ」の一切の自己利用を認めない)という考え方も理論上はあり得る。これらを表にまとめると次の通りとなる。

目的による制限	自己利用	第三者への提供/利用許諾
あり/なし	自由	自由
あり/なし	自由	制限
_	制限	制限

しかしながら、本目的のために利用する場合にも制限を加えるという考え方は、本契約の目的の達成を阻害する可能性があるので、かかる考え方を採用することは困難である。また、③の考え方は「派生データ」に対してあらゆる利用制限をかけることになるが、「派生データ」の作成、利用も契約目的を達成するためにはある程度必要であるという現実に鑑みれば、自己利用をすべて制限する③の考え方を採用することは困難である。また、①の考え方は、「派生データ」に対するデータ提供者の「派生データ」に対する利用権限を担保する考え方を採用する一方で、データ受領者による「派生データ」の利用に対するコントロール権を事実上喪失させるものであり、かかる事態に対しては農業関係者が懸念を示すことが考えられることから、この考え方も採用しづらい。

以上のような考慮から、本ガイドライン(データ利活用編)の雛形では、「派生データ」の利用に関する限り、②の考え方を採用し、各当事者が「派生データ」を本目的のために利用する限りにおいては自由に利用できるものとするが、第三者提供については制限をすることとした。なお、本ガイドライン(データ利活用編)の条項案では、「この利用の中には、本目的のために、派生データを加工等をすることが含まれる。」という文言を入れているが、これは自己利用を自由にするこ

との帰結であるし、データ提供者が自分の利用しやすいフォーマットに変更したり、熟練農業者独自の観点から、さらなる内容の分析をしたいという思いを阻害しないように配慮したものである。しかしながら、データ提供者に派生データの加工、分析、編集、統合や、その内容の訂正、追加、削除、消去をすることを許諾することは、例えば派生データが著作物となっている場合には、著作者人格権の観点から問題がある可能性もあるし、またデータ提供者によって修正された派生データが、何らかの理由で修正前の派生データと混在してしまい、データのコンタミネーションが起こる可能性が懸念されるということもあり得る。そのような場合には、「この利用の中には、本目的のために、派生データを加工等をすることが含まれる。」を削除し、「ただし、データ提供者は、派生データをデータ受領者から受領した状態のまま利用しなければならず、本契約で明示的に規定されるものを除き、データ受領者の事前の書面による承諾なくして、派生データを加工、分析、編集、統合し、その内容の訂正、追加、削除、消去をすることはできない。」とすることも検討に値する。

B. 派生データの利用権限をデータ受領者のみに保持させる場合

これに対し、当事者の合意等に基づき、派生データの利用権限をデータ受領者のみが有することとした場合には、データ受領者は、データ提供者に対し、本契約期間中、当該派生データを本目的の範囲で利用することを許諾することとした。これは、派生データの利用権限をグラントバックすることで、農業関係者によるデータ提供のインセンティブを確保するとともに、その利用目的を本目的に限ることで、派生データの創作者であるデータ受領者の意図しない利用がなされないような状態を担保することとしたものである。また、この場合、「データ提供者は、本契約で明示的に規定されるものを除き、データ受領者の事前の書面による承諾なくして、派生データの内容の訂正、追加、削除し、加工等し、第三者に開示、提供する権限を有しない。」こととした。派生データの利用権限は、データ受領者のみが有することになるから、派生データの利用が許諾されたデータ提供者にその無断改変を許さないというのは当然の帰結であるが、それを契約書の中で明示することによって、農業関係者に対する規範を提供しようとしたものである。

なお、当事者の合意等に基づき、派生データの利用権限をデータ受領者のみが有することとした 場合であっても、派生データの生成にデータ提供者の提供データ等が寄与していることは事実であ るので、派生データの利用によってデータ受領者が何らかの利益を受けた場合には、その利益を適 切にデータ提供者に対して分配することが望ましい。

そして、以上を反映させた条文例は、次の通りとなる。

第11条(派生データの取扱)

- 1 本契約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意をした場合を除き、派生データの利用権限は、データ受領者のみが有する。
- 2 データ受領者は、データ提供者に対し、本契約期間中、[有償/無償で]当該派生データを本目的の範囲で利用することを許諾する。この場合、データ提供者は、本契約で明示的に規定されるものを除き、データ受領者の事前の書面による承諾なくして、派生データの内容の訂正、追加、削除し、加工等し、第三者に開示、提供する権限を有しない。
- 3 データ提供者が、派生データの利用を望む場合には、別途両当事者で定める申込書式に必要事項を記入の上、データ受領者に申請をするものとする。データ受領者は、その利用が利用権限を 逸脱しているなど特段の事情がない限り、データ提供者に対して、申請された派生データを提供

しなければならない。ただし、データ提供者に対する派生データの提供に費用を要する場合には、データ受領者は別途定める手数料をデータ提供者に請求することができる。

- 4 派生データの利用に基づき生じた知的財産権は、データ受領者のみに帰属する。
- 5 前各項の規定にもかかわらず、当事者間で別途書面による合意をすることにより、派生データ の利用に基づき生じた知的財産権を、データ提供者とデータ受領者の共有とすることができる。
- 6 前2項の規定は、提供データ等または派生データに関する知的財産権が第三者に帰属する場合には、適用がないものとする。
- 7 データ受領者が、派生データを利用して行った事業またはサービスによって売上げを得たときは、受領データが得た売上金額の●%をデータ提供者に対して支払う。その支払条件については、データ提供者とデータ受領者が協議の上決定する。
- 8 データ受領者は、派生データの正確性、完全性、安全性(派生データ等がウィルスに感染していないことを含む。)、有効性(本目的への適合性を満たしていることを含む。)、派生データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと、派生データが本契約期間中継続してデータ提供者に提供されることをいずれも保証しない。また、データ受領者は、本契約において明示的に保証すると記載したものを除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、派生データ等について一切の保証をしない。
- 9 前項の規定は、以下のいずれかの場合には適用がないものとする。
 - ① データ受領者が、派生データ等の全部または一部を改ざんして、データ提供者に提供した場合
 - ② データ受領者が有償で派生データ等をデータ提供者に提供した場合で、派生データの正確性、 完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、または派生データが第三者の知的財産 権その他の権利を侵害することを故意により告げずまたは重過失により告げないで、派生データ等をデータ提供者に提供した場合
 - ③ データ受領者が、派生データ等をデータ提供者に対して提供する権限がないことを知りながらまたはこれを重過失により知らないで、派生データ等をデータ提供者に提供した場合
- 10 データ受領者が、第13条第1項から第4項のいずれかに基づき本契約を解除した場合には、データ提供者は、データ受領者の求めにより、派生データの利用を停止し、かつデータ受領者より提供を受けた派生データを削除または消去しなければならない。

なお、本ガイドライン(データ利活用編)の雛形では、「派生データ」に関するデータ受領者の利用権限も「本目的の範囲」にとどめているが、「派生データ」の利用に関する限り、「派生データ」を創出させたデータ受領者の利用権限を、「本目的の範囲」にとどめないという判断をすることは可能である(上記の「派生データの利用方法について知的財産権の共有規定を参考とする考え方」の文例では、データ受領者の利用権限を何ら制限していない)。このようにすることによって、データ受領者による「派生データ」の使い勝手を向上させることができるが、その場合でも、「派生データ」を本目的以外のいかなる目的で使うのかについて、農業関係者への丁寧な説明に努め、その利用方法に関する誤解や懸念を与えないようにすることが望ましい。

ところで、先述した文部科学省の「さくらツール」では、大学等と民間企業との共同研究等の成果として生じた発明の多くが、とりあえず共同出願、共有特許とされており、事業化に繋がってい

ないとの問題意識の下、共同研究等成果を大学等または民間企業の単独帰属する選択肢を含めて、 共同研究契約書のモデルが複数提示されているところである。

本ガイドライン(データ利活用編)においては、農業の特殊性を踏まえた上で、データ提供者もデータ受領者も派生データの利用権限を有することと整理したところであるが、「さくらツール」が指摘する共有帰属に係る問題意識については、今後、農業分野における ICT サービスの進展・普及に伴い農業者自身のノウハウの流出に対する不安が軽減・解消されることをはじめ、農業分野におけるデータ契約をとりまく環境変化を踏まえながら、将来的な課題として整理することが適当と考えられる。(この点は、後述のデータ創出型契約においても同様)

(4) 派生データに対する非保証

提供データ等に対する非保証の考え方は派生データの提供の際にも適用されるべきであるから、 提供データ等に対する非保証と同様の条文を派生データにも入れることにした。この点、派生データそのものの生成主体はデータ受領者のみであり(例えば、分析データに使うアルゴリズム等はデータ受領者のみが保有しているものが使われている)、その観点から、派生データの提供を受けるデータ提供者は、一般にその完全性等を期待しており、したがってその旨の黙示的保証がみとめられてしかるべきだと考えることもできる。しかしながら、このような黙示的な保証が認められるとすると、データ受領者が派生データの提供を躊躇する可能性があり、その場合、データ提供者のデータ提供のインセンティブが削がれる結果となる可能性がある。したがって、原則として、データ受領者に派生データの非保証を付与することが適切である。

そして、派生データに対する非保証は、データ受領者が派生データの提供を躊躇する可能性を回避するためのものであり、有償提供の場合および無償提供の場合のいずれの場合でも適用されるべきであるから、本ガイドライン(データ利活用編)でも特段区別なく適用される建付けとしている。

(5) 契約解除後の派生データの利用権限

本契約がいずれかの当事者によって解除された場合、他方当事者は当該派生データを契約解除後 も利用し続けられるのかは一つの検討すべき問題である。

まず、派生データの利用権限は、所有権的な権利ではないのであるから、①契約解除後は、派生データの利用権限は全部消滅するという考え方、②契約解除後は、契約が解除された当事者の利用権限のみ消滅するという考え方、③契約解除後も、派生データの利用権限(自己利用権)は両者にそのまま存続するという考え方のいずれの考え方も理論的には可能である。ただし、①の考え方は、契約の解除権行使を不当に制限する可能性があることから、実務上採用することは困難であると思われる。そして、②の考え方を採用するか、③の考え方を採用するかを検討する際には、政策的な配慮が必要となる。まず、契約の解除がなされる際には、当事者の信頼関係は破壊されている場合が多く、したがって、相手方に派生データの利用権限を残しておくことはできないという解除当事者の意思に考え方に重きを置く場合には②の考え方を採用することとなる。しかしながら、この考え方を採用する場合には、次の点をどのようにクリアするのかを検討する必要がある。

① 派生データの生成には、他の提供データも利用されていることが少なくなく、データ提供者が契約を解除した場合に、データ受領者が派生データを削除する必要があるとなると、当該派生データを利用している他の提供データの提供者に不測の損害を被らせる可能性があること。

- ② 他方、データ提供者としても、データ受領者が派生データを削除するとなれば、そのデータの継続的な利用やメインテナンス等の観点から不都合となる可能性があること。
- ③ 派生データについて、「共有される知的財産」に類似した事実状態にあるものと捉えた場合には、仮に自己の責めに帰すべき事由によって、他の共有者から利用権限を調整するための契約が解除されたとしても、派生データの自己利用権が消滅するという考え方には馴染みにくいと思われること。

したがって、派生データの利用に関して知的財産権の共有の規定を参考にする考え方に立つと、 原則として「契約解除後も、派生データの利用権限(自己利用権)は両者にそのまま存続する」と いう考え方が一番抵抗感なく受け入れられるのではないかと思われる。

他方、派生データの利用権限をデータ受領者のみが有すべきとする考え方に立てば、データ・ライセンス契約の場合には、契約解除後にライセンス対象データの消去義務が規定されることが多いことから、データ受領者が解除した場合にデータ提供者の派生データ消去義務を規定することには抵抗感がないと思われるし、むしろ、当事者の合理的意思に合致するともいえる。

したがって、以上の観点から、本ガイドライン(データ利活用編)では、原則として、派生データの利用権限は契約解除後も消滅しないこととした。この点、明文上は、第3条第7項に規定されているが、余後効を規定した第17条で第11条(派生データ等の取扱)を契約終了後も有効にすることにして、派生データは契約終了後もそのまま利用できることとしている。なお、「派生データの利用権限は契約解除後も消滅しない」とは、契約解除後もデータ提供者に派生データに対するアクセス権を与えるということまでは意味しない。契約解除後までデータ受領者にかかる作業を強制することは適切ではないからである。

派生データの利用権限をデータ受領者のみが有するという考え方に立った場合には、「データ受領者が、第13条第1項から第4項のいずれかに基づき本契約を解除した場合には、データ提供者は、データ受領者の求めにより、派生データの利用を停止し、かつデータ受領者より提供を受けた派生データを削除または消去しなければならない。」とした。そしてこの場合、データ提供者の派生データに対する利用権限は契約の解除によって当然に消滅するのではなく、それをデータ受領者が望んだ場合のみ、派生データの利用停止、消去義務が発生するようにしている。

なお、この条文は、派生データの利用権限をデータ提供者にも保持させるという考え方に立ったとしても適用は可能である。何故なら、派生データの利用権限及びその制限は、当事者の契約により定められるものであるが、データ受領者がデータ提供者に対する信頼をなくしてしまったことにより契約を解除した場合(第13条第1項から第4項のいずれかに基づき契約を解除した場合)にまで、データ提供者に派生データの利用権限を保持させることは適切ではないとも考えられるからである。そして、データ提供者がデータ受領者との信頼関係を破壊した場合に、派生データの利用権限を喪失させたとしても、これに対してデータ提供者が異議を述べたり、そのような規定に反発をしてデータ提供を躊躇することも考えにくい。したがって、本ガイドライン(データ利活用編)ではいずれの場合にも、この条文を入れることにした。

13 有効期間

第12条(有効期間)

本契約の有効期間は、本締結日から●年間とする。ただし、本契約の有効期間満了の●ヶ月前までにデータ提供者またはデータ受領者から相手方に対して書面による契約終了の申し出がないときは、本契約と同一の条件でさらに●年間継続するものとし、以降も同様とする。

本契約の雛形では、一定の有効期間を設定しつつ、自動更新の規定を入れた。有効期間の定めを 入れることにより、その期間中(更新された場合にはその更新期間を含む。以下同じ。)に限りデータ受領者は提供データ等の利用が可能となり、他方データ受領者から派生データの利用許諾が得られた場合には、その期間中に限りデータ提供者は派生データ等の利用が可能となる。継続的なデータ提供と利用が望まれることを考えると、このような自動更新条項が望ましい。

ただし、具体的なプロジェクトを前提としたデータ提供とその利用の場合には、プロジェクトが終了すればこのデータ提供および利用契約も終了すると考えられる。したがって、その場合には、ただし書き以降の自動更新条項は削除し、「本契約の有効期間は、契約締結日から●年間(または●ヶ月)とする。」という条文でも良い。

14 契約の解除

第13条 (契約の解除)

- 1 本契約のいずれか一方の当事者(以下「**本件当事者**」という。)は、本契約の他方当事者(以下「**相手方**」という。)に以下のいずれかに該当する事由が発生した場合には、何ら催告なくして、本契約を解除することができる。
 - ① 本契約の一に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反が是正されなかった場合
 - ② 破産、民事再生、特別清算、会社更生手続の開始が申立てられ、あるいはこれに類する手続が申立てられた場合。ただし、これらの申立が債権者によりなされた場合には、裁判所がその手続開始決定をした場合(特別清算の場合には手続開始命令をした場合)とする。
- 2 本件当事者は、自らが、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)に該当しないこと、および反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有しないことを相手方に表明保証する。本件当事者は、相手方が反社会的勢力に該当し、または以下の各号の一にでも該当することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有しているとき
- 3 本件当事者は、相手方が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて本件当事者の信用を棄損し、または当本件事者の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 4 データ提供者は、データ受領者が提供データ等または派生データの漏えいまたは喪失をした場合には、何ら催告なくして、本契約を解約することができる。
- 5 本件当事者は、本契約に別途定める場合のほか、相手方との間で書面による合意をすることにより、本契約を解約することができる。
- 6 第3条第5項ただし書の規定にもかかわらず、本条第1項から第4項のいずれかに基づき本契 約が解除された場合には、データ受領者は、データ提供者の求めに従い、自らのシステムから、 提供データ等の全部または一部を削除しなければならない。ただし、この規定は、派生データ内 の提供データ等に対しては適用がないものとする。第3条第6項は、本項の場合にも準用する。

7 本条第1項から第3項各号のいずれかを理由として本契約を解除した本件当事者は、本条第1項から第3項各号に該当する相手方に対して、本契約違反または解除に基づいて被った損害の賠償を請求することができる。本条第4項を理由として本契約を解除したデータ提供者の損害賠償請求権の行使は、第9条第8項に規定したとおりとする。

(1) 本契約の解除

本契約のようなデータ提供契約および利用契約は、データの提供価値や利用価値を高めるという観点からも、特段の事情がない限りできるだけ継続できる方向の契約条項が望ましい。しかしながら、データの利用継続をさせるのにふさわしくない事情が発生した場合に、その利用継続を中止または停止させる機能と手順を契約書の中に入れ込むことは極めて重要である。なぜなら、そのような機能があるからこそ、データ提供者は、安心してデータ提供を継続することが可能となると言ってよいからである。

したがって、本ガイドライン(データ利活用編)の雛形においても契約解除条項を設定した。 なお、本条第2項および第3項は、いわゆる「暴排条項」(経産省ガイドラインでは「反社会的 勢力の排除」とされているもの)であり、このような取引契約の中に入れることが推奨されている 条項である⁴¹。

(2) 契約終了後の提供データ等の削除等 (第6項)

これについては、第3条第5項および第6項で解説したところが本条においてもあてはまるところであるので、そちらを参照されたい。なお、経産省ガイドラインのように、契約終了後の提供データ等の削除に関する条項を契約終了後の措置として別個の条文としてまとめて記載してもよい。第3条第5項は、「データ提供者は、本条第1項に基づく許諾をした後であっても、何らの理由なくして、いつでも、データ受領者に対して提供データ等の削除、消去または利用停止を求めることができる。ただし、この規定は、データ提供者がデータ受領者に対して提供データ等を有償で許諾した場合には適用がない。」と定めている。したがって、本条第6項本文の規定については、これがあってもなくても、第3条第5項で提供データ等の削除をしなければならないが、これを注意的に規定したものである。また、第3条第5項ただし書によれば、有償提供をした場合には、削除等の要求はできないが、本条第6項で、データ受領者に有償提供をした場合でも、データ受領者が提供データ等または派生データの漏えいまたは喪失をした場合には、削除要求を認めたものである。なお、合意解約の場合に、その後のデータの削除等の義務を認めるかどうかは、当該合意解約契約書の中で規定することを想定している。

(3) データ漏えいの場合の損害賠償の制限(第4項および第7項)

データ受領者が故意または過失によってデータ漏えいをさせ、それによってデータ提供者に対して損害を与えた場合には、データ受領者はデータ提供者に対し、その損害を賠償しなければならない。しかしながら、データ漏えいは、ハッキング等必ずしもデータ受領者の責めに帰すべきではない事由により生じることがある。

-

⁴¹ 経産省ガイドライン117頁(モデル契約書案第16条)

この場合、仮にデータ漏えいがハッキング等必ずしもデータ受領者の責めに帰すべきではない事由により生じたとしても、データ提供者の立場からすれば、安心できないデータ受領者に継続的に提供データ等を保管させておくことはできないと思われることから、データ漏えいの帰責事由の有無にかかわらず、データ提供者に対する解除権を認めたのが、第4項である。

他方、データ漏えいがハッキング等必ずしもデータ受領者の責めに帰すべきではない事由により生じた場合(換言すれば故意または過失がない場合)にまで、データ提供者からの損害賠償請求を認めることはデータ受領者にとって酷であるし、現行の民商法の体系にもそぐわない。第9条第8項は、このような場合に備えて責任制限を定めたものであるが、本条第7項は、データ受領者が管理する場所でデータ漏えいが発覚した場合の損害賠償にも、この責任制限の規定が適用となることを注意的に規定したものである。

15 不可抗力免責

第14条(不可抗力免責)

- 1 本契約の契約期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、法令の制定改廃その 他データ提供者およびデータ受領者の責に帰すことができない事由による本契約の全部または一 部の履行遅滞もしくは履行不能については、データ提供者およびデータ受領者は責任を負わない。
- 2 前項の規定にもかかわらず、第9条第8項ただし書に基づきデータ受領者に対する免責が認められない場合には、その限りで、前項の適用は排除されるものとする。

本条第1項は、不可抗力が生じた場合の免責条項であるが、データ受領者において漏えい等が発覚したまたは漏えい等が合理的に疑われる提供データ等および/または派生データを管理するシステムに関し、適切な管理をしていなかった場合にまで免責を認めるとすると、農業関係者等のデータ提供者が安心して提供データ等をデータ受領者に提供することができなくなる懸念がある。したがって、本ガイドライン(データ利活用編)では、経産省ガイドラインの不可抗力条項に一定の制限を加えて、農業関係者等のデータ提供者が安心して提供データ等をデータ受領者に提供する体制を確保することとした。

16 権利義務の譲渡禁止

第15条 (契約の地位の譲渡)

データ提供者またはデータ受領者は、相手方の事前の書面による承諾を得なければ、本契約上の地位または本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができない。ただし、以下の場合にはこの限りではない。

- ① データ提供者またはデータ受領者が第三者と合併する場合など、その地位が第三者に包括的に 承継される場合
- ② データ提供者またはデータ受領者が、本契約上のまたは本契約に基づく権利義務を親会社、子会社または関連会社に譲渡する場合

本ガイドライン (データ利活用編) でも経産省ガイドライン同様、権利義務の譲渡禁止条項を入れた。これは主に、データの提供を受ける者が、データ提供者が意図しない相手方にデータの提供 等や契約上の地位を移転しないようにすることを意図したものである。

ただし、(1) データ提供者またはデータ受領者が第三者と合併する場合など、その地位が第三者に包括的に承継される場合や(2) データ提供者またはデータ受領者が、本契約上のまたは本契約に基づく権利義務を親会社、子会社または関連会社に譲渡する場合など、企業再編に伴う契約上の地位の移転等まで制限する必要性はないと思われるので、これらの場合には、契約上の地位の譲渡等を許容することとした。なお、「本契約上の権利義務」とは、本契約上のデータ提供者としての地位や本契約に記載してある権利義務を意味し、「本契約に基づく権利義務」とは、本契約に基づいて収益が上がった場合の売上金の分配請求権などを意味する。

17 通知

第16条 (通知)

- 1 データ提供者およびデータ受領者は1名以上の主任担当者を指定し、その主任担当者の氏名、 電話番号および/または電子メールアドレスを相手方に対して通知をするものとする。個人データ管理責任者を設置することとした場合には、データ受領者の主任担当者は、個人データ管理責任者を兼ねるものとする。データ提供者およびデータ受領者は、自らの主任担当者を変更する場合には、事前にその旨および新しい主任担当者の氏名、電話番号および/または電子メールアドレスを相手方に通知するものとする。
- 2 本契約に基づきデータ提供者またはデータ受領者が、相手方に対して通知が必要な場合には、 相手方から別途書面で指定を受けた場合を除き、データ提供者またはデータ受領者の主任担当者 から相手方の主任担当者の電子メールアドレス宛に電子メールを送付することにより通知すれば 足りるものとする。ただし、本契約の解除通知は、書面により行うものとする。
- 3 本契約に基づきデータ提供者またはデータ受領者が相手方に対して同意または許諾を求める必要があるときにも、別途両当事者で合意がある場合を除き、データ受領者またはデータ提供者の主任担当者から相手方の主任担当者に対して、電子メールまたは書面で同意または許諾を求めるものとする。

(1) 主任担当者の指定

本ガイドライン(データ利活用編)では、まず主任担当者の選任を規定した。本契約の雛形では様々な場合に、相手方に対する通知を求める旨規定されているが、その場合に誰に通知すればよいのか、誰にいかなる方法で通知すれば当該通知の効果が生じるのかが特定されていないと、通知の有無について争いが生じる可能性がある。そこで、本ガイドライン(データ利活用編)ではまず各当事者に主任担当者を選任させるとともに、その主任担当者を相手方に通知させることとした。

個人データ管理責任者は、金融分野を除いて特段設置が求められてはいないので⁴²、設置する必要がある機関ではない。しかしながら、個人データ保護の重要性に鑑みて設置する場合や監督機関の要請等によって設置する場合には、通知先もデータの管理に精通している個人データ管理者に対して行うことが適切な場合が多いと思われる。そこで、本ガイドライン(データ利活用編)では、「データ受領者の主任担当者は、個人データ管理責任者を兼ねるものとする。」こととした。

(2) 通知

本ガイドライン(データ利活用編)では、本契約に基づき通知または承諾が必要な場合の通知方法および承諾の取得方法について特定することとした。なお、本ガイドライン(データ利活用編)では、電子メールで通知をし、または同意等を求めれば足りることとしているが、例えば解除通知など、電子メールでの送付が相応しくないと思われるものもある。したがって、本ガイドライン(データ利活用編)の雛形では解除通知については書面で行うこととした。

[№] 金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針2-1」

18 存続条項

第17条(存続条項)

本契約に特段の規定がない限り、本契約終了後も、第3条第4項および第7項(提供データ等の利用許諾)、第4条第4項(対価・支払条件)、第5条第2項(提供データ等の非保証)、第6条(責任の制限等)、第9条(データ漏えい等の場合の対応及び責任)、第11条(派生データ等の取扱)、第13条第6項および第7項(契約の解除)、第14条(不可抗力免責)、本条、第18条(完全条項)、第19条(準拠法)、第20条(紛争解決)の各規定は有効に存続する。

(1) 存続条項に関する基本的な考え方

契約は、その終了または解除によって効力を喪失する。したがって、本契約終了または解除後は、本契約の各条項も効力を失い、本契約の当事者を何ら拘束しないというのが原則である。

しかしながら、かかる原則は当事者の合意で覆すことが可能である。また民法上の規定を契約書で覆した場合(例えば民法で規定される責任の範囲より狭い範囲しか責任を負担しないことに合意した場合など)や契約解除後の効力を規定した条文を置いた場合には、それらの条文は契約終了または解除後も効力を生じることを規定しておくことが契約の解釈に関する争いを避けるという意味からも重要である。また、このような存続条項は同種の契約でも散見される条項であるし、経産省ガイドラインでもモデル条項として規定されている⁴³。

したがって、本ガイドライン(データ利活用編)でもこのような観点から存続条項を入れた。なお、経産省ガイドラインでは、秘密保持条項も存続条項として入れているが、本ガイドライン(データ利活用編)では敢えて存続条項からは外した。これは、本ガイドライン(データ利活用編)のモデル条項では、秘密保持義務が本契約が終了した後も●年間存続する旨規定されているが、①秘密保持義務が「本契約終了後も存続する。」という規定とすると、この条項によって永久に存続するのではないかという誤解を生ずるおそれがあること、②モデル条項で、秘密保持義務が本契約が終了した後も●年間存続する旨規定されているのであれば、敢えて秘密保持条項を本条の中に入れ込むことは屋上屋を重ねることになることから、本ガイドライン(データ利活用編)のモデル契約では秘密保持条項を外している。ただし、本モデル条項では、存続条項に「本契約に特段の規定がない限り、」という文言が入っており、そのため「この条項によって永久に存続するのではないかという誤解」を生じてもそれが裁判所で認められる可能性は極めて低いといえるから、秘密保持条項を存続条項の中に入れ込んでも何ら差し支えないといえる。

(2) いかなる条項を存続することにするのか

これについては様々な考え方があり得るが、一般的には、①契約終了後も効力を有すると明記された条項、②民商法や知的財産権法の規定を、それらの法律が許容する範囲で契約書により変更させた条項(例えば、知的財産権の帰属を、創作者等ではなく、他の契約当事者に帰属させる旨規定された条項)、③解除後の効力について規定された条項、④準拠法や紛争解決などの一般条項などの効力を、契約終了または解除後も存続させる旨規定することが多い。

-

⁴³ 経産省ガイドライン117頁 (モデル契約第17条)

19 その他の一般規定

第18条 (完全条項)

本契約は、提供データ等および派生データのデータ受領者またはデータ提供者に対する提供、利用およびそれに伴う責任範囲に関するデータ提供者およびデータ受領者間の完全なる合意を意味し、本契約成立以前になされたこれに関する協議および合意のすべてにとって代わられるものとする。

第19条(準拠法)

本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に基づいて解釈されるものとする。

第20条(紛争解決)

- 1 本契約に関し、データ提供者およびデータ受領者の間で意見または認識の食い違いその他の紛争が発生した場合には、データ提供者およびデータ受領者は、相手方の主任担当者に通知した上で、誠実に協議し、その解決に務めるものとする。
- 2 前項の規定にもかかわらず、協議により紛争を解決することができない場合には、データ提供者とデータ受領者は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

(1) 完全条項について

契約の交渉中、契約当事者が最終的な契約文言と異なる内容を口頭または書面で合意し、その後そのような合意を踏まえて最終的な契約文言とすることが少なくない。しかしながら、そのような場合、しばしば一方当事者から、従前に合意した内容またはその趣旨からすれば、最終的な契約書の文言にもかかわらず、その文言とは異なった合意をする趣旨だったなどという主張がなされることがある。そのような主張は、少なからず時間と労力を使って契約文言を最終化し、かかる最終的な契約書文言により合意を最終化させようとする当事者の合理的意思に反するものであるが、一旦紛争になれば、裁判所等の紛争処理機関はそのような主張に合理性があるのかどうかを一応調べなければならず、このような完全条項がない場合、その紛争処理に無駄な労力と時間を要することにもなり兼ねない。したがって、本ガイドライン(データ利活用編)でもそのような無用な紛争を避けるために、完全条項(完全合意条項ということもある)を置くこととした。

(2) 準拠法について

日本企業同士の国内で実施されるデータ提供契約であれば、特段の合意がなくても契約の準拠法は日本法となるであろうから、特段準拠法を定める必要性はないともいえる。しかしながら、海外企業との取引において、日本法を準拠法とする合意をしておけば、その規定は多くの国で有効と解されており、日本法に基づき本契約が解釈されることになるから、日本の弁護士に依頼することでき、コミュニケーションの負担がなく、紛争の結論の見通しがつきやすくなるというメリットがある⁴。

したがって、海外の当事者との間でデータ提供契約を締結する場合には、このような準拠法の規定を入れておくことが望ましい。

⁴⁴ 経産省ガイドライン39頁

(3) 紛争解決条項について

本契約雛形では、東京地方裁判所をのみに訴えの提起ができるような定めとした。これを専属的合意管轄の定めといい、多くの契約ではこのような規定がなされている。しかしながら、この管轄裁判所がもっぱらデータ受領者側の所在地であり、データ提供者の所在地ではない場合には、例えば、データ提供者が訴えられる場合に、データ提供者は訴訟遂行のために東京に来ることを余儀なくされたりするなど、データ提供者が不利益を被ることもある。したがって、このような専属的合意管轄裁判所の定めをする場合には、データ提供者に著しく不利になることがないような配慮がなされることが必要である。なお、このような専属的合意管轄裁判所の定めがない場合には、民事訴訟法に別段の管轄の定めががない限り、訴えられる当事者の所在地を管轄する地方裁判所において訴えを提起することが可能となる(民事訴訟法第4条第1項)。したがって、例えば、データ提供者が大阪府に所在し、データ受領者が東京都港区に所在する場合で、データ提供者が、データ受領者を訴える場合には、東京地方裁判所がその訴えに対する管轄を有することになる。

専属的合意管轄裁判所の定めをする場合、雛形のように、契約書等の書面にて、①裁判所名を特定すること、②専属的合意管轄裁判所であることの2つを規定することが必要である。

また、海外の当事者との間で契約を締結する場合にも、我が国に所在する裁判所を専属的合意管 轄裁判所とする合意は有効である(民事訴訟法第3条の7)。したがってそのような合意をすれば、 日本の裁判所で紛争解決をすることができ、海外で訴訟を遂行する手間と費用を回避することがで きるというメリットがある。

ただ、海外企業に対して日本の裁判所で裁判を提起して勝訴判決を得ても、当該海外企業の所在 地を管轄する裁判所において、我が国の判決の執行が許されないことがある(例えば中国など)。 したがって、このような事態をさけるために、国際仲裁という制度を用いることがある。仲裁を用 いれば、ニューヨーク条約加盟国場においては、原則として仲裁判断は執行が可能である。なお、 紛争解決手段をこのような国際仲裁に付すには、「仲裁合意」が必要である。我が国の仲裁法によ れば、「仲裁合意」とは、「既に生じた民事上の紛争または将来において生ずる一定の法律関係(契 約に基づくものであるかどうかを問わない。) に関する民事上の紛争の全部または一部の解決を一 人または二人以上の仲裁人にゆだね、かつその判断(以下「仲裁判断」という。) に服する旨の合 意をいう。」とされている(仲裁法第2条第1項)。そして、仲裁合意は、「当事者の全部が署名 した文書、当事者が交換した書簡または雷報(ファクシミリ装置その他の隔地者間の通信手段で文 字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信されたものを含む。)その他の書 面によってしなければならない。」とされ(仲裁法第13条第2項)、契約書に仲裁条項がある場 合や電子メールによって仲裁合意がなされた場合も、有効な仲裁合意とされている(仲裁法第13 条第3項および第4項)。また、仮に本契約が何らかの理由によりその全部または一部が無効とさ れた場合も、仲裁条項により合意された仲裁合意は、「当然にはその効力を妨げられない。」とさ れている。日本商事仲裁協会のホームページに記載されている仲裁条項の例は、「この契約からも しくはこの契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争もしくは意見の相 違は、日本商事仲裁協会の商事仲裁手続きにしたがって、(都市名―例、日本国東京都)において 仲裁により最終的に解決されるものとする。」とされている。このように、仲裁合意を起案する際

_

⁴⁵ 民事訴訟法第5条から第7条

⁴⁶ 一般社団法人日本国際仲裁協会の資料によれば、2014年1月31日現在で140カ国以上が加盟をしている。

には、①いかなる紛争が仲裁の対象となされるのか(上記の例でいえば「この契約からもしくはこの契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争もしくは意見の相違は、」の部分がこれに該当する)、②いかなる仲裁ルールに従うこととするのか(上記の例でいえば、「日本商事仲裁協会の商事仲裁手続きにしたがって、」の部分がこれに該当する)、③どこを仲裁の管轄地とするのか(上記の例でいえば、都市名の記載部分がこれに該当する)、④仲裁による解決が最終的なものであること(上記の例でいえば、「仲裁により最終的に解決されるものとする。」の部分がこれに該当する)の各記載をしなければならない。また、このほか、仲裁合意に、①仲裁人の数(1名または3名)、②仲裁人の選任方法、③仲裁言語(いかなる言語で仲裁を行うか)などを入れることもある。仲裁の場合のモデル文案は、次のとおりである。

2 前項の規定にもかかわらず、協議により紛争を解決することができない場合には、データ提供者とデータ受領者は、この契約からもしくはこの契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争もしくは意見の相違を、日本商事仲裁協会の商事仲裁手続きにしたがって、日本国東京都を仲裁地として、仲裁により最終的に解決することに合意する。仲裁人は3名とし、仲裁言語は日本語とする。

仲裁合意がある場合、合意をした当事者から訴訟を提起されても、被告側(訴えられた側)で、 仲裁合意の存在を主張立証して、訴えの却下を申し立てれば、訴えは却下される(仲裁法第14条 第1項)。したがって、仲裁合意をすれば、裁判で紛争解決をすることができないので、その点は 留意が必要である。

また、まれに仲裁と裁判所のいずれも選択できるかのような紛争解決条項をみかけることがある。 しかしながら、そのような条項は「仲裁人の判断に服する旨の合意」(仲裁法第2条第1項)とは 言えない。したがって、我が国の仲裁法上は「仲裁合意」とは認められず、別途当事者間で書面等 による合意をするか、仲裁手続中の主張書面の記載によって「仲裁合意が書面によってなされたも の」とみなされるなどしない限り(仲裁法第13条第5項)、紛争を仲裁に付することはできなく なるので、この点も注意が必要である。

第5 「データ創出型」契約のモデル契約書案

1. 「データ創出型」契約の意義

本ガイドライン(データ利活用編)において【データ創出型】とは、複数当事者が関与することにより、従前存在しなかったデータが新たに創出される場面において、当該データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限について取り決めるための契約である。例えば、農業データITサービスベンダが、熟練農業者にウェアラブル端末を装着してもらい、当該端末についているセンサから、その作業と判断に関する「暗黙知」の情報を農業データITサービスベンダに提供してもらい、農業データITサービスベンダが、当該「暗黙知」の情報を集積し分析して、当該熟練農業者の「暗黙知」を一定の「形式知」として誰でもが理解できる形に変換されたノウハウとして加工した場合には、熟練農業者と農業データITサービスベンダはいずれも新しく当該「形式知」を創出させた当事者である。そして、この当事者間で、熟練農業者の「暗黙知」をどの範囲で利用することができるのか、「形式知」をいかなる条件で利用することができるのかを定める場合が、この契約の類型となる。

【データ提供型】と【データ創出型】の一番の違いは、取引の対象となるデータや情報等が、(1)契約締結前からデータ提供者のみが保持していたと言えるのか(これに該当する場合には、【データ提供型】となる)、それとも(2)契約締結により行われた共同作業によって創出、取得または収集されたものなのか(これに該当する場合には、【データ創出型】となる)という点である。したがって、前述の例のように、農業従事者と IT サービスベンダとの間でプロジェクトが計画され、当該プロジェクトの一環として、農業関係者側にセンサ等をつけることによって、データ受領側が当該センサからデータや画像等を取得するような場合には、この【データ創出型】の契約類型となる。

【データ創出型】に関するガイドラインでは、【データ提供型】で述べたところで【データ創出型】にも該当する項目については可能な限り説明の重複を避け、【データ創出型】に特有の問題または【データ提供型】と共通の問題ではあるが別個の説明を加えるべき点について、解説をすることとする。

2. 「データ創出型」契約における課題

① 適切な利用権限の調整

「データ創出型」契約における課題として、経産省ガイドラインは、「①データ創出に複数の当事者が関与するが、利用権限の調整ルールが明確ではないこと」を挙げる47。例えば、農業関係者がウェアラブル端末から発する「当初データ等」について言えば、いかなるセンサをどこに設置するのか、いかなるデータを取得するのが「派生データ」を価値あるものとするために効果的なのか(データの種類や項目)等について立案・計画した「データ受領者」の貢献度は大きい。他方、当該「当初データ等」については、農業関係者独自の視点や判断が含まれていることも少なくなく、この点を無視することはできない。また「データ提供型」契約のガイドラインでも再三指摘したとおり、農業データの提供を受ける際には、農業関係者が安心して当該データを提供することができ

⁴⁷ 経産省ガイドライン51頁

るような建付けを構築することが必要であり、単に「当初データ等」や「派生データ」の創出や取得に対する貢献度の大小のみで利用権限の有無を決するというアプローチも好ましくない。したがって、本ガイドライン(データ利活用編)ではこのような観点から、適切な利用権限や収益の配分について検討をすることとする。

なお、本項では、データ提供者とデータ受領者のみの契約関係の考察にとどめることとする。実際のサービスとしては、データ受領者からの委託により第三者であるデータの加工・分析を行う事業者も存在すると考えられるが、第三者の存在まで含めると契約関係が複雑になり、読者の理解をかえって阻害するおそれがあると考えられる。第三者との関係でもデータのやり取りは当然存在し、当該データを元に作成された派生データの利用権限や利用サービスの権利の帰属などの問題は存在するが、これらについては本ガイドライン(データ利活用編)が公表され、その考え方に関する議論がある程度落ち着いたところで、必要に応じ、別途検討し作成することとする。なお、より具体的な事例を交えた解説は第6・2・(1)を参照いただきたい。

② 個人情報およびプライバシー権に対する配慮

また、経産省ガイドラインも指摘するとおり、提供される「当初データ等」の中には、個人情報または個人データが含まれることがある⁴⁸。この点に関する留意点については、既に【データ提供型】でも述べているが、提供される「当初データ等」の中には、個人情報または個人データが含まれる場合には、「データ受領者」は、利用目的の特定およびその通知、公表等、個人情報保護法上求められる対応をする必要があることに留意すべきである。また、「派生データ」の作成に際しては、可能な限り個人情報または個人データを「匿名化」するなどして、個人情報の保護に配慮しつ、「派生データ」の利活用の幅を拡大することができるように心がけることが適切である。

_

⁴⁸ 経産省ガイドライン52頁

3 定義規定

第1条 (定義)

本契約において、次に掲げる語は次の定義による。

- ① 「本件事業」とは、「データ受領者」と「データ提供者」の間で行われる事業をいい、その概略は**別紙1**に記載のとおりとする。
- ② 「当初データ等」とは、「本件事業」に基づいて、「データ受領者」が「データ提供者」 から受領する情報、データおよび/または画像で**別紙2**で特定されたものをいう。
- ③ 「本目的」とは、●をいう。
- ④ 「加工等」とは、「当初データ等」を加工、分析、編集、統合等することをいい、「派生データ」とは、「当初データ等」を「加工等」することによって新たに生じたデータまたはデータ群をいう。
- ⑤ 「売上金額」とは、データ受領者が、「派生データ」を第三者に提供することによって、 当該第三者からデータ受領者が受領した金額をいう。
- ⑥ 「個人情報等」とは、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報、個人データおよび 匿名加工情報を総称したものをいう。

(1) 当初データ等の定義

経産省ガイドラインは【データ創出型】契約のモデル契約書案において「対象データ」という用語を用い、その定義を「本件事業に基づいて、創出、取得または収集されたデータをいう。」としている49。同ガイドラインは、「対象データ」の創出、取得または収集には、農業関係者である「データ提供者」側もITベンダ等である「データ受領者」側も寄与していると評価できることから、敢えてその主体と特定しないような定義をしたものと思われる。

他方、そのような理解にたつと、経産省ガイドラインの定義では、「対象データ」が「派生データ」を含むのかどうかについて、定義自体からは必ずしも明確とはならないと思われる。何故なら、「創出、取得または収集」の主体を「データ受領者」と解すると、「本件事業に基づいて、創出、取得または収集されたデータ」の中には、派生データも含まれると解釈することができる余地があるからである。したがって、「対象データ」の創出、取得または収集にいずれの当事者も関与していると評価できるのであれば、当該データの取得経過については敢えて記載しないことにし、文言からして、「派生データ」との違いを鮮明にするアプローチのほうが農業関係者にはわかり易いのではないかとも思われる。

また、経産省ガイドラインを見る限り「対象データ」は、「派生データ」を含む概念として利用されている可能性がある。しかしながら、データ提供者が、「本件事業」のために提供したデータについては、「派生データ」と異なった取扱をすべき場面が想定されるので、そのような場面に適切に対応するためには、データ提供者が、「本件事業」のために提供したデータについて特段の定義をすることが適切であると言える。

そこで本ガイドライン(データ利活用編)では、その通常の意味から「派生データ」とは明確に 区別できるよう、「本件事業」に基づいて、「データ受領者」が「データ提供者」から受領する情報、データおよび/または画像を総称して「当初データ等」と定義することとした。また、本類型

⁴⁹ 経産省ガイドライン120頁

では主にウェアラブル端末その他の機械やセンサ等を通じて取得される情報等が念頭におかれており、したがって、データ提供型の場合と異なり、データ提供者が無意識に提供する情報等が主なものになると思われることから、「当初データ等」の定義は、提供にフォーカスするのではなく、受領にフォーカスするような定義とした。なお、「データ受領者」が受領するものの中には、データのみならず、データ化されていない情報や画像も含まれることは、データ提供型契約の場合と同様である。

(2) 当初データ等の特定

経産省ガイドラインは、「データには明瞭な外縁がないため、対象データの範囲を明確に定める ことは一般的に容易ではない。必要に応じて、サンプルデータ等を分かりやすい形式で掲載する等 して、可能な限り「対象データ」の範囲を特定することが望ましい。」としている50。特にデータ 提供者がデータ受領者に提供するデータの中に、①「取引の対象となるデータを一方当事者(デー タ提供者)のみが保持しているという事実状態について契約当事者間で争いがない」データ(デー タ提供型契約の対象とすべきデータ)と、当該データの「創出、取得または収集」に対してデータ 提供者およびデータ受領者のいずれの寄与も認められるようなデータ(データ創出型契約の対象と すべきデータ)のいずれも含まれている場合や、②データ受領者が複数のデータ提供者から「当初 データ等」を取得するような場合には、提供される「当初データ等」の範囲が特定できていないと、 データ提供者側で、データ受領者側が保持するいかなるデータに対して契約上の主張をすることが できるのか定かではなくなる。またこの場合、データ受領者側が保持する当該データにどの契約が 適用となるのかも定かではなくなる可能性がある。この点経産省ガイドラインは、「たとえば、対 象データを収集する「センサ等」および当該センサ等を設置する「機器等」について別途定義を定 め、当該センサ等が当該機器等から取得したデータを対象データとする等と定める方法を取ること が考えられる。」としているが、農業データに関しても、例えば、データ受領者が、データ提供者 である農業者等にウェアラブル端末を装着してもらい、かかる端末から送信されるデータや画像が 「当初データ等」となる場合には、「データ受領者がデータ提供者に提供される別紙に定める各機 器を通じて、本契約期間中、創出、取得または撮影され、データ受領者に自動的にまたはデータ受 領者が設定したアルゴリズムに基づき都度送信される全てのデータおよび画像」などと特定するこ とができる。そして、この場合データ受領者側は、特定の農業関係者から取得したデータをその取 得時期、取得センサ等の機器等から特定することになる。

-

⁵⁰ 経産省ガイドライン120頁

4 当初データ等の取得

第2条(当初データ等の取得)

- 1 データ受領者は、<u>別紙3</u>に記載の手法、その他データ提供者との間で合意した方法により、当初データ等を取得するものとし、偽りその他不正の手段により当初データ等を取得してはならない。
- 2 データ受領者は、個人情報等を含んだ当初データ等をデータ提供者から取得する場合および個人情報等を含んだ派生データをデータ提供者に対して提供する場合には、その旨および取得または提供する個人情報の項目について、予めデータ提供者に通知する。なおデータ受領者は、データ提供者から取得した個人情報等を含んだ当初データ等については、個人情報保護法を遵守した取扱をし、かつ個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項に基づき、データ受領者から個人情報等を含んだ派生データの提供を受ける旨の通知を受けたデータ提供者は、派生データの取得に際し、個人情報保護法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 当初データ等の中に第三者の知見、実験、発見、農作業その他の活動によって取得されたデータ(以下「**第三者提供データ**」という。)がある場合には、データ提供者は、当該第三者から第三者提供データを本契約に基づき処分をする権限を付与されていることを、データ受領者に対して表明し、保証する。

(1) 当初データ等の取得に関する規定

経産省ガイドラインでは同種の条項は入れられなかったが、本ガイドライン(データ利活用編)では、当初データ等の取得に関する規定を入れることとした。農業データITサービスベンダからウェアラブル端末の装着を依頼され、当該端末からのデータ取得に協力を求められる農業関係者は、農業データITサービスベンダからいかなるデータが取得されるのかの説明を受ける場合が多いと思われるが、ITに疎い農業関係者の場合、実際のところいかなるデータがどのようにして取得されているのかを真に把握することは困難である。そして、農業関係者は、いかなる当初データ等がどのような方法によって取得されるのかが分からなければ、安易にデータの取得に協力することもできない可能性がある。

したがって、本契約の雛形では、取得する当初データ等の項目と方法について、契約書で特定するとともに、データ受領者が、データ提供者に開示していない方法で、その他不正な手段で当初データ等を取得するなどができないようにした。

(2) 当初データ等に個人情報が含まれている場合

また、当初データ等に個人情報等(個人データ等を含む。)が含まれている場合には、データ受領者側で、個人情報保護法に則ったデータの取得および管理措置をとることが必要となる。個人情報保護法によれば、①個人情報取扱事業者は、本人(データ提供者)との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。」とされている(個人情報保護法第21条第2項)。また、同法第20条は、「個人情報取扱事業者は、偽りその他不

正の手段により個人情報を取得してはならない。」とされている。その他、データ内容の正確性の確保等(同法第22条)や適切な安全管理措置を講ずること(同法第23条)なども求められており、データ受領者はこれらの義務を遵守しなければならないこととなる。

なお、経産省ガイドラインにおける雛形では、「個人情報の取扱」という個別の条文をたてて、自らが提供するデータに個人情報等が含まれる場合には、相手方に対してその旨明示する等の規定が用意されている51。しかしながら、データ受領者が、データ提供者である農業者等にウェアラブル端末を装着してもらい、かかる端末から送信されるデータや画像が「当初データ等」となる場合には、データ提供者は、いかなるデータがデータ受領者に送信されるのかを事実上コントロールすることができないことがある(例えば、ウェアラブル端末を装着して提供データ等を提供する熟練農業者は、当該ウェアラブル端末等によって、自分の個人情報が取得されているのかどうかを認識すらしていないことがあり得る)。そして、この場合かかる「当初データ等」の項目をコントロールしているのは、通常データ受領者である。したがって、この場合に、データ提供者(農業関係者)側に、個人情報の明示を求めることは少なくとも適切ではない。したがって、本ガイドライン(データ利活用編)では、この規定を採用せず、その他の経産省ガイドラインの規定については、本条に入れ込む形とした。

(3) 当初データ等の中に第三者の知見、実験、発見、農作業その他の活動によって取得されたデータがある場合の措置

【データ提供型】のところでも示したとおり、【データ創出型】においても、当初データ等の中に第三者の知見、実験、発見、農作業その他の活動によって取得されたデータがある場合があり得る。したがって、そのような場合に備えて、この契約書雛形でも、データ提供者は、当該第三者から第三者提供データを本契約に基づき処分をする権限を付与されていることを、データ受領者に対して表明保証することとした。なお、この場合も、データ提供者が農業者個人であって、ウェアラブル端末等を装着する主体である場合には、この規定(本条第4項)は不要である。

⁵¹ 経産省ガイドライン124頁

5 当初データ等の利用権限等

第3条(当初データ等の利用権限等)

- 1 当初データ等に関する各自の利用権限は、別紙4に定めるとおりとする。
- 2 データ提供者が、当初データ等の利用を望む場合には、別途両当事者で定める申込書式に必要 事項を記入の上、データ受領者に申請をするものとする。データ受領者は、その利用が利用権限 を逸脱しているなど特段の事情がない限り、データ提供者に対して、申請された当初データ等を 提供しなければならない。ただし、データ提供者に対する当初データ等の提供に費用を要する場 合には、データ受領者は別途定める手数料をデータ提供者に請求することができる。
- 3 データ提供者およびデータ受領者は、<u>別紙4</u>に定める利用権限を超えて、当初データ等を利用 および/または処分してはならない。
- 4 データ受領者は、データ提供者の書面による承諾がない限り、当初データ等を第三者(データ 受領者が法人である場合、その子会社、関連会社も第三者に含まれる。)に開示、提供、利用許 諾または漏えいしてはならない。
- 5 当初データ等に関してデータ提供者が創出した知的財産権(データベースの著作物に関する権利を含むが、これらに限らない)がある場合には、当該知的財産権はデータ提供者に帰属する。 ただし、当初データ等のうち、第三者に知的財産権が帰属するものはこの限りではない。

(1) 当初データ等の利用権限

当初データ等の利用権限は、「必ずしもそのデータそれ自体の交換価値のみに紐づくものではなく、そのデータの創出に対する寄与度や知見等にも紐づくものである」という考えは、データ創出型契約が想定する「当初データ等」にもあてはまるものである。例えば、農業データITサービスベンダが、熟練農業者にウェアラブル端末を装着してもらい、当該端末についているセンサから、その作業と判断に関する「暗黙知」の情報(これが「当初データ等」に該当する)を農業データITサービスベンダが、当該「暗黙知」の情報を集積し分析して、当該熟練農業者の「暗黙知」を一定の「形式知」として誰もが理解できる形に変換されたノウハウとして加工する場合を念頭に置くと、「当初データ等」には、特定の農作業、農産物等に関して、熟練農業者がその知識、経験または実験等に基づき、意識的または無意識的に選択、取得、発見、発明等した内容、画像およびデータが含まれることが多い。他方、当該「当初データ等」の取得のために、データ受領者は、当該データ取得計画を立案し、ウェアラブル端末およびそれに紐づくコンピュータシステムおよびデータベースを準備するとともに、いかなる情報やデータを、いかなるタイミングやスパンで取得するのか等を自らの知見に基づき取捨選択するのが通常である。

したがって、このような現実を直視すると、当初データ等の利用は、特段の事情がない限り、データ提供者にも許容されるという形が穏当であると思われる⁵²。もちろん、当事者間で別段の合意をすることは何ら差し支えない。

_

[∞]この例外としては、「当初データ等」の創出に「データ提供者」の知見が何ら寄与していない場合(例えば、特段熟練の知見を有しているわけではない農業者がトラクタを運転することによって、農機メーカーが取得することとなるデータなど)が考えられる。しかしながら、実務上はかかる判断(「当初データ等」の創出に「データ提供者」の知見が何ら寄与していないかどうかの判断)は必ずしも容易ではないこと(特に、農業関係者にかかる判断をさせることは困難である)、「データ受領者」である企業に無条件にかかる主張を許すと、法律に明るくない「データ提供者」である個人の農業者等

そして、当初データ等の利用については、データ提供契約における派生データの取扱と同様、以下のいずれかの考え方があり得る。

目的による制限	自己利用	第三者への提供/利用許諾
あり/なし	自由	自由
あり/なし	自由	制限
	制限	制限

① 利用目的による制限

まず、「当初データ等」のデータ提供者(農業関係者)の立場からすれば、その知識、経験または実験等に基づき、意識的または無意識的に選択、取得、発見、発明等した内容、画像およびデータが含まれる「当初データ等」の利用を、データ受領者が設定した目的の範囲に限定されることに対しては抵抗感が強いのではないかと思われる。さらに農業関係者としては、「当初データ等」は、いまだ「暗黙知」の段階ではあるものの、自らの長年の知見やノウハウが含まれていると認識しているのが通常であり、特定の利用目的を超えた自由な利用をデータ受領者(プロジェクト・マネジャー)に許諾するということにも抵抗感が強いのではないかと思われる。他方、データ受領者(プロジェクト・マネジャー)側としては、自らが設定したプロジェクトの目的の範囲で、当初データ等を利用すること(この中には派生データの作成および利用目的が含まれる)については抵抗感はないか、極めて少ないものと思われる。

利用目的の記載の仕方はケース・バイ・ケースであるが、例えば「●地域の農業の発展と生産性向上」などという狭い目的設定の方法もあるし、「農業またはこれに関連する事業全体の発展に寄与する研究開発および実証実験、データ提供者が運営する農業関連事業の生産性向上のための分析等(当初データ等の加工等を含む。)」などという広い目的設定の方法もある。前者の目的を設定した場合、特定の地域内で当初データ等を共有することは想定されているが、それ以外の地域の農業関係者と当初データ等の共有をすることは想定されていない。

なお、農業関係者側の了解が得られれば、利用目的の範囲を広げたり、あるいはデータ受領者側に利用目的の制限をかけないような「当初データ等」の利用権限の設定も可能である。

② 自己利用

これについては特段制限する理由はないと思われる。ただし、データのコンタミネーションを避けるために、データ受領者(プロジェクト・マネジャー)側がデータ提供者に対して、「当初データ等」に対して無断で加工等をすることを控えるよう要望することがある。この場合には、データ受領者側からデータ提供者側に適切な説明をした上、協議によりデータ提供者側の「当初データ等」に対する無断での加工等を制限することも可能である。

が萎縮をしてデータの提供をためらうなどのケースが想定されるので、この特段の事情については慎重に判断することが望まれる。

③ 第三者への提供/利用許諾

これについてはいずれの当事者にも抵抗感があるものと思われる。農業関係者としては、自ら長年に亘って積み重ねてきた知見やノウハウが無限定に流出することになってしまう懸念があるし、他方、データ受領者(プロジェクト・マネジャー)としても、当初データ等の取得方法やその選択等に自らの知見やノウハウが反映されていることが多いのであるから、これらがデータ提供者による当初データ等の譲渡やライセンスによって外部に流出してしまうこととなると、プロジェクトの価値を毀損することになる懸念があるからである。

したがって、以上をまとめると、当初データ等の利用権限に対する制限は、概ね以下の考え方が スタンダードになるものと思われる。

契約当事者	目的による制限	自己利用	第三者への提供(譲渡
			またはライセンス)
データ提供者	なし	自由	制限
(農業関係者)			
データ受領者	あり	自由	制限
(I Tベンダ/プロジ		(ただし、利用目的の	
ェクト・マネジャー)		範囲内に限る)	

その他、利用の場所や期間等によって制限をすることも可能である。そして、これらを総合的に 考慮すると、別紙4の記載例としては、次のとおりとなる。

別紙4 当初データ等およびその利用権限

データの概要	データ項目	取得対象期間	データ提供者の	データ受領者の
			利用権限	利用権限
データ受領者が	機器名を特定し	[本契約の有効	自己利用するこ	本目的の範囲で
データ提供者に	た上で、当該機	期間中]に取得	とに限る(ただ	自己利用するこ
提供される別紙	器で取得できる	されたもの	し、本目的の制	とに限る (加工
1に定める各機	データおよび情		限はなし)。デ	等を含む。)。
器を通じて、取	報の項目を記載		ータ受領者によ	データ提供者に
得または撮影さ	する。		る事前の書面に	よる事前の書面
れ、データ受領			よる承諾なく、	による承諾な
者に自動的に送			当初データ等を	く、当初データ
信される全ての			第三者に譲渡ま	等を第三者に譲
データおよび画			たは利用許諾し	渡または利用許
像			てはならない。	諾してはならな
				V %

なお、「派生データ」の利用権限の考え方や利用権限の範囲については必ずしも「当初データ等」 と一致しないので、この点については後述する。

(2) 「当初データ等」に対するデータ提供者のアクセス権について

本ガイドライン(データ利活用編)は、当初データ等の利用は、特段の事情がない限り、データ 提供者にも許容されるという立場をとっているが、これはデータ受領者が、「当初データ等」を保 管または管理しているデータベースに、データ提供者のアクセス権(当該データベースにデータ受 領者の許可がなくてもアクセスでき、またはアクセスすることをデータ受領者に求めることができ る権利)を付与するものではない。データ受領者は、自らのデータベースで「当初データ等」以外 のデータも保管・管理していることがあるし、その中には、データ受領者の営業秘密が含まれてい ることもある。また、データ受領者は、当該データベースに適切なセキュリティ(完全管理措置) を施していることが通常であるが、外部者であるデータ提供者に、当該データベースへの自由なア クセスを許諾することは、セキュリティ上問題となる可能性もある。

したがって、本ガイドライン(データ利活用編)では、データ提供者に対する当初データ等に対するアクセス権は認めないものの、データ提供者に「当初データ等」の利用権限が留保されているという状況に鑑み、データ提供者が、当初データ等の利用を望む場合には、別途両当事者で定める申込書式に必要事項を記入の上、データ受領者に申請をさせることとし、データ受領者は、その利用が利用権限を逸脱しているなど特段の事情がない限り、データ提供者に対して、申請された当初データ等を提供しなければならないこととした。なお、この場合、データ受領者側において当初データ等を媒体に複製するなどの場合には実費等がかかる場合があり、それをデータ受領者に負担させるのは必ずしも適切ではないので、「ただし、データ提供者に対する当初データ等の提供に費用を要する場合には、データ受領者は別途定める手数料をデータ提供者に請求することができる。」とした。

(3) データ提供者による利用停止措置

データ提供型契約では、データ提供者のみが「当初データ等」の利用権限を有するという前提に立って、データ提供者による提供データ等の利用停止措置を規定した。しかしながら、データ創出型契約においては、「当初データ等」の創出にデータ受領者も大きく寄与しているのがむしろ通常であり、したがって、データ受領者も「当初データ等」の利用権限を有すると解するのが自然であると思われる。そして、そうだとすると、「当初データ等」に関する限り、データ提供者による一方的な利用停止措置を認めることは適切ではないと言える。また、農業データを念頭に置く限り、データ創出型契約における「派生データ」は、契約当事者以外の第三者に対する利用が想定されている場合が少なくなく、したがって、派生データの利用を不合理に制限するような規定を置くことは契約の目的を害する可能性さえある。

したがって、データ創出型契約においては、データ提供者によるデータ利用停止措置の規定は置かないこととした。

なお、上述のとおり、データ提供者もデータ受領者も当初データ等の利用権限を有することと整理したところであるが、文部科学省「さくらツール」が指摘する共有帰属に係る問題意識については、第4·12·(3)を参照すること。

6 派生データの利用権限等

第4条(派生データの利用権限等)

- 1 本契約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意をした場合を除き、派生データに関する各自の利用権限は、<u>別紙5</u>に定めるとおりとする。
- 2 データ提供者が、派生データの利用を望む場合には、別途両当事者で定める申込書式に必要事項を記入の上、データ受領者に申請をするものとする。データ受領者は、その利用が利用権限を逸脱しているなど特段の事情がない限り、データ提供者に対して、申請された派生データを提供しなければならない。ただし、データ提供者に対する派生データの提供に費用を要する場合には、データ受領者は別途定める手数料をデータ提供者に請求することができる。
- 3 データ提供者およびデータ受領者は、<u>別紙5</u>に定める利用権限を超えて、派生データを利用、 開示、譲渡、利用許諾および/または処分してはならない。
- 4 データ提供者は、本契約で明示的に規定されるものを除き、派生データについて、データ受領者の承諾なく、その内容の訂正、追加または削除を行うことのできる権限を有しない。
- 5 派生データの作成または利用に基づき生じた知的財産権(データベースの著作物に関する権利を含むが、これらに限らない。以下本条において同じ。)は、本契約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意をした場合を除き、データ提供者とデータ受領者の共有とする。この場合において、当該知的財産権の創出に出願作業が必要な場合には、データ提供者とデータ受領者が共同で当該出願作業を行うか、相手方当事者の同意を得て、一方当事者が単独で行うものとする。
- 6 本契約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意をした結果、派生データの利用権限をデータ受領者のみに帰属させる場合には、派生データの作成または利用に基づき生じた知的財産権は、データ受領者のみに帰属する。
- 7 前2項の規定は、派生データに関する知的財産権が第三者に帰属する場合には、適用がないものとする。

(1) 派生データの利用権限に関する考え方

経産省ガイドラインは、「派生データに対する利用権限を設定する際には、①分析の対象となる生データの創出に対する各当事者の寄与度(コスト負担、機器の所有権、センサ等の設置方法の策定やデータの継続的創出のためのモニタリングの主体はどちらか)、②データの加工等にかかる労力および必要となる専門知識の重要性、③派生データの利用により、当事者が受けるリスク等が考慮要素となる。」としている53。そして、この点は農業データであっても何ら代わりはない。

ところで、経産省ガイドラインは、「どのような派生データが創出され、どのような経済的価値が生じるのかは、契約の締結時点において予測できないことも少なくない」ことから、案1として、派生データの利用権限を加工等の対象となった当初データ等の利用権限に準じるという方法を採用している⁵⁴。

派生データに対する利用権限を設定する際の考慮要素として、前記①から③の考慮要素を検討すべきという考え方に立てば、「派生データ」と「当初データ等」の利用を同じとする考え方は理解

.

⁵³ 経産省ガイドライン56頁

⁵⁴ 経産省ガイドライン122頁および123頁

し易い。何故なら、「派生データ」生成にあたり「当初データ等」に加えられる付加価値により、「当初データ等」に対するデータ提供者の利用権限がなくなるわけではなく、その点は「派生データ」の利用権限にも引き継がれるべきだからである。したがって、当事者に特段の合意がない限り、「派生データ」を生成する際に生み出された付加価値によって、「派生データ」の利用権限をデータ受領者のみが有することになるという考え方は適切ではないと考えられる。この考え方は「当初データ等」の提供に対する農業関係者のセンシティビティによってもサポートされる。

しかしながら、データ提供者のみが「当初データ等」の利用権限を有するという考え方を採用した場合に、「派生データの利用権限を加工等の対象となった当初データ等の利用権限に準じるという方法を採用」する場合には、不都合な結果を生むことがある。何故なら、この場合派生データの利用権限は当初データ等と同様、データ提供者のみが有することになるが、この場合には「②データの加工等にかかる労力および必要となる専門知識の重要性」その他のデータ受領者の貢献度がまったく評価されなくなるからである。確かに、「加工等」といっても様々な態様があるが、少なくとも「当初データ等」をデータベース化し、それを基に何らかの分析や統計データが作られる限りにおいて、「派生データ」を生成するデータ受領者が「派生データ」の利用権限を有するという状況は確保されてしかるべきである。

なお、理屈上「当初データ等」の利用権限をデータ受領者のみが有することとすることは不可能 ではないが、「農業関係者が安心して当該データを提供することができるような建付けを構築する」 という観点からすれば、かかる考え方をデフォルト(基本)とすることも妥当ではなく、「当初デ ータ等」の利用権限は一定程度データ提供者に留保されるべきである。

したがって、以上のような考え方を前提として、本ガイドライン(データ利活用編)では、当事者が別途合意するなど特段の事情がない限り、「派生データ」に関する各自の利用権限を契約書の中で調整するアプローチを採用した。

(2) 派生データに関する各自の利用権限

派生データに関する各自の利用権限も、当初データ等の利用権限と同様、以下のいずれかの考え方があり得る。

派生データの帰属およ	目的による制限	自己利用	第三者への提供(譲渡
びそれぞれの考え方			またはライセンス)
共有	あり/なし	自由	自由
	あり/なし	自由	制限
	_	制限	制限

① 利用目的による制限

派生データについては、いずれの当事者に対しても認めるという考え方も、いずれの当事者に対しても利用目的の制限なく利用させるという考え方もあり得る。まず、農業関係者(データ提供者)からすれば、派生データは、自らが提供した「当初データ等」から派生したものではあるが、そこにデータ受領者の一定の知見や貢献等が加わって新たに創出されたデータであるから、データ受領者の意向を無視してまで、自由に使わせるべきだという考え方にはならない。他方、データ受領者からしても、確かに派生データは自らの知見や貢献等によって創出されたデータではあるが、その

根底には農業関係者(データ提供者)の「当初データ等」またはそれに含まれている知見やノウハウ等が存在するのであるから、データ提供者の意向を無視してまで、派生データを自由に使わせるべきだという考え方にもならない。

他方、派生データを農業振興や生産性向上のための一種の公共財と捉え、データ提供者の権限に 十分配慮しつつも、可能な限り利活用を促進すべきという考え方にたてば、いたずらに狭い利用目 的を設定して、その利用を制限することは、データ受領者が立案したデータ取得のプロジェクトの 目的の達成を不当に阻害し、派生データの価値を毀損することにもなりかねない。

したがって、あり得べき方向性として、データ受領者が立案したデータ取得のプロジェクトの目的に合致するような形で、かつデータ提供者の予測可能性を阻害しない程度に派生データの利用目的を広めに設定し、派生データを使い勝手のよいものにしていくというような考え方も検討されてよいと思われる。この点、経産省ガイドラインでは、両当事者の「取決め」として、分析結果を「工作機械の製造業者」(派生データを生成したデータ受領者に該当する)の新製品の研究開発のために使用することはできるが、顧客(当初データ等のデータ提供者に該当する)の競合事業者に対して、ベストプラクティスを提供する目的では使用してはならないとする例が掲げられているが55、農業関係者に安心してプロジェクトに参加してもらうという観点からするならば、このような制限は必要であると考えられる。

なお、「派生データ」に「当初データ等」内の個人情報が残っている状態でデータ提供者または 第三者に提供される場合、データ受領者は、「派生データ」の取扱についても「当初データ等」の 利用目的に限定して利用しなければならないと解釈される余地があり、その場合「派生データ」に だけ広い利用目的を設定することが困難となる可能性がある。また、その場合「派生データ」の提 供にも原則として本人の同意が必要になる(個人情報保護法第27条および第28条)が、そうだ とすると、極めて多数の本人から同意を取得することが必要となって、「派生データ」の使い勝手 が悪いものとなってしまう可能性がある。

したがって、データ受領者は、「当初データ等」に加工等を施し「派生データ」とする場合には、「当初データ等」に含まれる個人情報等を匿名化し、個人情報保護法上の「匿名加工情報」として取り扱うことが望ましい。

なお、匿名加工情報の活用については、経産省ガイドライン43頁に解説がなされているので、 そちらを参照いただきたい。

② 自己利用

自己利用については、「派生データ」を生成したデータ受領者に関する限り、これを特段制限する理由はないと思われる(ただし、合意した目的内での利用に限られる)。

また「派生データ」の生成に対するデータ提供者の寄与を考慮すれば、データ提供者の自己利用 についても制限すべきではないという考え方もあり得る。しかしながら、データ提供者(農業関係者)は、データ等の取扱や見方に慣れていないことも少なくなく、データ受領者が自らの知見やノウハウ等を使って創出した「派生データ」をむやみに改変することを許してしまうと、当該改変デ

⁵⁵ 経産省ガイドライン56頁。なお、経産省ガイドラインは、顧客であるB1のデータが利用されない限りにおいて、工作機械の製造業者であるA(生データを生成したデータ受領者に該当する)が他の顧客であるB2のデータを活用して、B2に対して同種のサービスを提供することを制限しないと取り決めることにも合理性があると考えられるとしている(同ガイドライン56頁、脚注118)。

ータの利用により、農作物に対して思わぬ被害が発生させてしまうことがあり得る。またデータの コンタミネーションが発生し、派生データの価値を毀損させてしまう懸念もある。したがって、か かる観点からは、「派生データ」に関する限り、データ提供者による無断改変等については禁止す るという考え方も合理性を有するといえる。

③ 第三者への提供/利用許諾

派生データは、単数または複数のデータ提供者から提供された当初データ等にデータ受領者の知見やノウハウを使って加工等をすることにより新たに創出されたデータである。したがって、派生データは当初データ等に比して、データ単体としての価値は向上しており、これは農業振興や生産性向上のための一種の公共財と捉えることも可能である。

そしてこのような考え方に立てば、データ提供者の意識に十分な配慮をしつつ、可能な限り派生データの利用が促進されるような制度設計をすることが求められる。この点からすれば、例えば特定の地域Aの熟練農業者「甲」と同じ地域Aの熟練農業者「乙」(例えば、いずれもいちご農家とする。)にウェアラブル端末の装着をお願いし、特定の品種のいちご栽培に関するデータを収集、分析して一定の「形式知」(栽培ノウハウ)を創作した場合を想定すると、熟練農業者「甲」と「乙」は、同じ地域内で当該「形式知」を利用することには抵抗感がない可能性がある。しかしながら、熟練農業者「甲」は、他の都道府県のいちご農家や、ましてや海外のいちご農家に、無断でかかる「形式知」を使わせることには、相当程度の抵抗感を示す可能性が高い。これに対して、当初データ等が既に統計データ化されているなど、「派生データ」から特定の栽培ノウハウを拾い出すことが困難となった「派生データ」についてまで第三者提供を制限させる必要はないともいえる。ただ、このような切り分けについては様々な考え方が有り得、モデル契約として一つの考え方を示すことは必ずしも適切ではないともいえる。

したがって、データ創作型契約においても、提供型契約と同様、「派生データ」の第三者提供については、原則として「当初データ等」の提供者の同意を求めることとするが、その同意の取得の際に、不合理にデータ提供者が同意の提供を留保しないようにした。

また、その他の考え方としては、データ提供者の同意までは不要とするが、データ提供者に対する事前の通知は必要とし、特定の日数以内にデータ提供者が異議を述べた場合には、その取扱について協議をするというものもあり得る。

契約当事者	目的による制限	自己利用	第三者への提供/利用許諾
データ提供者	あり	自由(ただし、派生	制限
(農業関係者)		データの無断改変	
		等は認めない。)	
データ受領者	あり	自由	制限(ただし、データ受領者
(I Tベンダ/プロジ			への同意提供を不合理に留
ェクト・マネジャー)			保しない。)

その他、「当初データ等」と同様、「派生データ」も、利用の場所や期間等によって制限をすることも可能である。そして、これらを総合的に考慮すると、別紙5の記載例としては、次のとおりとなる。

別紙5 派生データおよびその利用権限

データの概要	データ項目	取得対象期間	データ提供者の 利用権限	データ受領者の 利用権限
データ受領者が当初データ等を加工等して新たに創出させたデータ	①加工等のいずれをして創出させたデータなのか(例、統計データ、分析データ)②データ項目等について特定する。	[本契約の有効 期間中]に取得 されたもの	自己利用することでは、 し、派生で等いい。 の無断ないのでは、 の無断ないのでは、 の無断ないでは、 の無断ないでは、 の無断ないでは、 の無断ないでは、 の無断ないでは、 の無断ないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	自とは異常のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個

(3) 派生データの利用に基づき生じた知的財産権の帰属について

これに関する考え方はデータ提供型で説明したものと同じであるので、そちらを参照されたい。

(4) 「派生データ」に対するデータ提供者のアクセス権について

派生データに対するデータ提供者のアクセス権を認めないこと等は、「当初データ等に対するデータ提供者のアクセス権について」で記載したところと同じである。ただし、データ提供者が一定の手続を踏むことによって、派生データを利用することは、当初データ等の場合と同様、可能である。

なお、上述のとおり、データ提供者もデータ受領者も派生データの利用権限を有することと整理 したところであるが、文部科学省「さくらツール」が指摘する共有帰属に係る問題意識については、 第4·12·(3)を参照すること。

7 当初データ等および派生データの非保証

第5条 (当初データ等および派生データの非保証)

- 1 データ提供者およびデータ受領者は、それぞれ相手方に対し、相手方に対して提供する当初データ等または派生データ(以下「**相手方提供データ**」という。)の正確性、完全性、安全性、有効性(各利用目的への適合性)および相手方提供データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことをいずれも保証しない。
- 2 データ提供者およびデータ受領者は、それぞれ相手方に対し、創出または提供を予定していた相手方提供データが必ず創出または提供されること、相手方提供データがそれぞれ相手方に継続的に提供されることをいずれも保証するものではない。

当初データ等の非保証に関する基本的な考え方

当初データ等の非保証に関する考え方は、提供型における「提供データ等」の非保証と同一である。しかしながら、一定のセンサから取得されるデータを「当初データ等」とする【データ創出型】の典型例を考えると、「提供データ等」とは異なり、①データ提供者に、当初データ等が、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証させる必要性や、②「提供データ等の保証および非保証」の条文の第4項各号に規定したような非保証の例外規定を設ける必要性は存在しない。したがって、【データ提供型】の契約書雛型には入れていたこれらの条文は、【データ創出型】では入れていない。

8 利用権限の配分に対する対価等

第6条 (利用権限の配分に対する対価)

データ提供者およびデータ受領者は、第3条および第4条により、相手方に当初データ等および派生データの利用権限を配分することにつき、相手方に対して、譲渡費用、利用許諾に対する対価 その他の対価を請求する権利を有しない。

本件では、データ受領者が立案したプロジェクトに基づき、データ受領者がセットアップしたセンサを通じて、データ受領者がデータ提供者から当初データ等を取得し、それを加工等して派生データを創出し、当該派生データをデータ受領者とデータ提供者で利用するという事態が想定されている。そして、この場合、データ受領者もデータ提供者も、それまで保有していなかったデータの利用が許諾され、それにより経済的価値を取得するということになる。しかしながら、当初データ等および派生データの創出には、程度の差こそあれ、データ提供者もデータ受領者もそれなりの貢献をしたと評価することができる。したがって、このような事情に鑑み、モデル契約では、それぞれ相手方に対して対価の支払をすることなく、当初データ等および派生データの利用をすることができることとした。

第7条(収益の分配)

データ受領者が、派生データを利用して行った事業またはサービスによって売上げを得たときは、 データ受領者が得た売上金額の●%をデータ提供者に対して支払う。その支払条件については、本 契約に定めのあるものの他は、データ提供者とデータ受領者が協議の上決定する。

この点、経産省ガイドラインでは、次のような説明がなされている。

「データ創出型契約では、データを当事者自らが利用するだけではなく、第三者へ提供する等により、収益をあげることが予定される場合がある。このような収益のモデルとしては、以下のようなモデルを含め、様々な態様が考えられる。

- 対象データそのものを第三者に利用許諾等することにより、ライセンスフィーを受領
- 対象データを用いて分析モデルを作成し、当該分析モデルに基づき開発したASP (Application Service Provider) サービスを第三者に対して提供⁵⁶

農業データに関して幅広い知見を有する研究者やITベンダがデータ受領者となる場合には、それらが創出する派生データの付加価値は相当大きいものとなる可能性がある。そして、そのような場合、データ受領者は一定の対価の支払を約束して、派生データの第三者提供に対する許諾をデータ提供者に求めることがあるし、それに対する同意取得を容易にするために、適切な対価の支払に関するメカニズムを契約書の中で用意しておくことは極めて有益である。そこで、本ガイドライン(データ利活用編)でも、収益の分配に関するメカニズムを用意した。なお、その収益分配の算定方式は、固定料金、従量制、売上分配など様々な方法があるが、農業関係者に対して透明性を確保するという観点からすれば、売上分配方式が適切なように思われる。したがって、本ガイドライン(データ利活用編)では、売上分配方式による収益の分配を実現させるようにした。

⁵⁶ 経産省ガイドライン58頁

なお、この規定は、データ提供者が派生データを第三者にライセンスまたは販売して一定の収益 をあげることは想定されていない。しかしながら、そのような事態が想定される場合には、データ 提供者が得た収益をデータ受領者と分配する旨の規定も必要となる可能性がある。

第8条 (分担金の支払い)

データ受領者は、データ提供者に対して、【データ保管費用】の分担金として、データ受領者およびデータ提供者が別途協議の上定める金員の支払を求めることができる。

本件で想定されるようなプロジェクトの場合、データ受領者がデータ提供者に対して保管費用を請求すべき場合、または保管費用の請求が想定される場合は極めて稀であると思われる。しかしながら、データ提供者がデータ受領者が保管する派生データの提供を受けて、それを第三者にライセンスまたは販売して一定の収益をあげるようなビジネスモデルの場合には、データ受領者が、売上分配の一環として、あるいはそれとは別にデータ保管費用などの分担金を請求することがあり得る。したがって、本ガイドライン(データ利活用編)では、このような場合に備えて分担金の支払規定を置いた。なお、経産省ガイドラインの雛形では、「分担金を支払う。」旨が規定されているが、実際には、このような分担金の支払をデータ受領者が売上の分配とは別に求めることは稀であると思われることから、本ガイドライン(データ利活用編)では、「支払を求めることができる。」という建付けとしている。

9 報告・監査等

第9条(報告等) 【売上の配分の場合】

- 1 データ受領者は、本契約の有効期間中、各計算期間(4月1日~翌年3月31日とする。)に おける派生データの利用によって生じた売上金額その他データ提供者の指定する事項が記載され た報告書を作成し、当該計算期間終了後15日以内にデータ提供者に対して提出しなければなら ない。
- 2 データ受領者は、第7条に基づき計算される金額(以下「**本分配金**」という。)を、本条第1項に定めた報告書を提出した日の翌月末日までに、データ提供者が指定する銀行口座に振込送金の方法によって支払うものとする。なお、振込手数料はデータ受領者の負担とする。
- 3 データ受領者は、本条第1項の報告書に記載すべき事項に関して適正な帳簿を備えるものとし、 これを本契約の有効期間中、保存・保管するものとする。データ提供者またはその代理人は必要 に応じて当該帳簿を閲覧および閲覧することができる。
- 4 データ提供者は、前項における帳簿の閲覧および閲覧により知り得たデータ受領者の機密事項を第三者に開示・漏えいしてはならない。また、データ提供者は、帳簿の閲覧および検査により知り得たデータ受領者の機密事項を前項以外のいかなる目的・用途にも利用してはならない。

第10条 (利用状況の報告および監査)

- 1 データ提供者は、データ受領者に対し、データ受領者による当初データ等の利用が本契約の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができる。
- 2 データ受領者は、データ提供者に対し、データ提供者による派生データの利用が本契約の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができる。
- 3 データ提供者またはデータ受領者は、第1項または前項に基づく報告が当初データ等または派生データの利用状況を検証するのに十分ではないと判断した場合、●営業日前に相手方に対して書面による事前通知をすることを条件に、1年に1回を限度として、相手方の営業所において、自らおよび/または自らが指定した第三者をして、当初データ等または派生データの利用状況の監査を実施することができるものとする。この場合、監査を実施するデータ提供者またはデータ受領者は、相手方の情報セキュリティに関する規程その他相手方が別途定める規程を遵守するものとする。
- 4 前項による監査の結果、データ受領者またはデータ提供者が本契約に違反して当初データ等または派生データを利用していたことが発覚した場合、データ提供者またはデータ受領者は相手方に対し監査に要した費用を支払うものとする。

これらについては、データ提供型契約における説明と特段変わるところがないので、そちらをご参照いただきたい。

10 相手方受領データの管理

第11条 (相手方受領データの管理)

- 1 データ提供者およびデータ受領者は、相手方から受領するデータ(以下「**相手方受領データ**」という。)を他の情報またはデータと明確に区別し、自己のものを管理するのと同一の注意義務をもって管理・保管しなければならない。
- 2 データ提供者およびデータ受領者は、相手方受領データの管理状況について合理的な疑義が生じた場合には、相手方に対していつでも書面による報告を求めることができる。この場合において、相手方受領データの漏えいまたは喪失のおそれがあると相手方が判断した場合、データ提供者またはデータ受領者は、相手方に対して当初データ等および派生データの管理方法・保管方法の是正を求めることができる。
- 3 前項の報告または是正の要求がなされた場合、その要求を受けたデータ提供者またはデータ受領者は速やかにこれに応じなければならない。
- 4 データ提供者およびデータ受領者は、相手方受領データを第三者に提供または開示する場合には、当該第三者との間で適切な秘密保持契約を締結するなどして、当該第三者に対し、適切な相手方受領データに関する秘密保持と保管を履行させなければならない。

(1) データ受領者およびデータ提供者の管理責任

データ提供型契約では、データ受領者側だけに提供データ等および派生データの保管について善管注意義務を課す条文例を紹介したが、データ創出型契約では、データ提供型契約と異なり、データ受領者に加えてデータ提供者にも派生データに対する管理責任を負担させる形の条文を紹介した。実際には、データ提提供型契約でもデータ創出型契約でも、データ提供者側(農業関係者側)において派生データを利用する以上、取扱を大きく異にする理由はない。したがって、この点については、それぞれの事情に応じて、データ提供型契約で紹介した文例か、データ創出型で紹介した文例のいずれかを使うことができる。ただ、管理対象データが、「提供データ等」か、「当初データ等」か、「派生データ」かによってその考え方は若干異なるといえる。

(2) 提供データ等の管理

データ提供型契約における「提供データ等」とは、取引の対象となるデータを一方当事者(データ提供者)のみが保持しているという事実状態について契約当事者間で争いがないということを前提として、データ提供者(例、農業関係者)がデータ受領者(例、ITベンダ等)に対して提供するデータである。したがって、データ受領者からみて提供データ等は「他人のもの」と評価することができるから、データ受領者が契約に基づき引き受けるその管理方法については、データ受領者に「善良な管理者の注意」をもって管理させることに馴染むといえる(民法400条、644条、656条等参照)。なお、「善良な管理者の注意義務」(以下「善管注意義務」という。)とは、管理者の属する階層・地位・職業などにおいて一般的に要求されるだけの注意を意味する5%。したがって、この義務が課された管理者は、自分の能力からして最大限注意義務を果たしていたということを主張立証しても、管理義務を果たしたことにはならず、同規模の同業者に通常求められている管理義務を果たしたことを主張立証して初めて管理義務を履行したということができる。

⁵⁷我妻・有泉コンメンタール民法総則・物権・債権(第5版) 705頁。

(3) 当初データ等の管理

① 当初データ等の管理責任の考え方

これに対して当初データ等は、その創出にデータ提供者側もデータ受領者側も寄与しているデータであり、その一部は「自分のもの」と評価することが可能であるが、他の部分は「他人のもの」と評価されることになる。したがって、この場合、2名以上の共同相続人が相続財産を共同管理している場合に準じて、データ受領者に「自己の固有財産におけるのと同一の注意をもって」当初データ等を管理する責任を負担させるという考え方が一方ではあり得る(民法918条第1項)。この「自己の固有財産におけるのと同一の注意をもって」というのは、「善管注意義務」に対する概念であり、自己の能力に応じた注意で足りるという意味であるので⁵⁸、「善管注意義務」より低い注意義務で足りる。

他方、この民法の規定は直ちに当初データ等に提供できるものではないことに加え、農業関係者のノウハウ漏えいの懸念を払拭するという観点を重視すれば、当初データ等に関するデータ受領者の管理義務を一段高い「善管注意義務」にまで引き上げるという考え方もあり得る。

② 当初データ等の管理責任をデータ提供者側に負担させるべきか

データ創出型契約においては、データ提供者側にウェアラブル端末を装着するなどし、センサやカメラ等から自動的にまたはデータ受領者が設定したアルゴリズムに基づき取得したデータ等がデータ受領者に送られるということが想定されている。そして、このような場合には、データ提供者側は何ら当初データ等を「管理」する立場にはないといえるので、当初データ等については、データ提供者に管理責任を規定する必要はないものといえる。

(4) 派生データの管理

① 派生データの管理責任の考え方

派生データも当初データ等と同様、その創出にデータ提供者側もデータ受領者側も寄与しているデータであるので、「自己の固有財産におけるのと同一の注意をもって」当初データ等を管理する責任を負担させるという考え方があり得る。他方、派生データが分析データや統計データのみである場合のように派生データから当初データ等が窺えない場合はともかく、そうではなく派生データの中に当初データ等が残存している場合(例、単に当初データ等を統合、分類したに過ぎない派生データの場合)には、当初データ等に準じてデータ受領者側に「善管注意義務」を負担させるという考え方はあり得る。

② データ提供者に派生データの管理責任を負担させるべきか

データ提供型契約でもデータ創出型契約でも、データ提供者側(農業関係者側)において派生 データを利用し、その派生データの利用権限がデータ受領者側にも帰属していると考える以上、データ提供者側としても、派生データについて、一定の適切な管理をしていく必要があると言える。 しかしながら、データ提供者が個人農家を含めた農業関係者であることに鑑みると、データ受領者 として想定されている I Tベンダや農機メーカーと同程度のセキュリティを要求することは適切で

83

⁸⁸ 我妻・有泉コンメンタール民法総則・物権・債権(第5版) 705頁

はないという考え方が妥当である。なぜなら、農業関係者は通常そのようなセキュリティシステムを備えておらず、高度なセキュリティシステムを備えなければ派生データが使えないとなると、自らのノウハウともなるデータを提供するインセンティブがなくなるし、データ提供者に一定の利用権限を留保させた意味もなくなるからである。また、派生データの利用権限を共有としたのであれば、農業関係者の主観的基準で管理義務の履行を考えることができる「自己のものを管理するのと同一の保管レベル」で保管させれば良いという考え方があり得る。

他方、「自己のものと管理するのと同一の保管レベル」であっても、法的にまたは契約上、そのような管理義務を農業関係者に課すと、データ提供のインセンティブを削ぐことになるという考え方もある。そして、その考え方を採用する場合には、契約上は農業関係者側にそのような保管義務を課さず、データ提供者側にマニュアル等を付与し、適切なトレーニングをするなどして、現実的な運用やデータ受領者側による適切な指導で対応することになる。

以上をまとめると、以下のようなパターンが考えられる。

【データ提供型契約】

当事者	提供データ等	派生データ
データ提供者(農業関係者)		「自己のものを管理するのと 同一の注意義務」または契約 上は保管義務を課さず、実際 の運用やデータ受領者側によ る適切な指導で対応する。
データ受領者(ITベンダや 農機メーカー等)	「善管注意義務」	「自己のものを管理するのと 同一の注意義務」または「善 管注意義務」

【データ創出型契約】

当事者	当初データ等	派生データ
データ提供者 (農業関係者)	_	「自己のものを管理するのと
		同一の注意義務」または契約
		上は保管義務を課さず、現実
		的な運用やデータ受領者側に
		よる適切な指導で対応する。
	E. L	
データ受領者(ITベンダや	「自己のものを管理するのと	「自己のものを管理するのと
農機メーカー等)	同一の注意義務」。ただし、	同一の注意義務」。ただし、
	「善管注意義務」にまで引き	派生データの中に当初データ
	上げるという考え方もあり得	等が残存しているような場合
	る。	には、ノウハウ等の流出防止
		の観点から、「善管注意義務」
		に引き上げるという考え方も
		あり得る。

したがって、具体的な事情を考慮の上、以上のような考え方を参考に適切に管理義務を規定することが望ましい。

(5) データ提供者側に法的な管理義務を課さない場合も、管理状況の報告義務を課すことはできるか。

データ提供者側に法的な管理義務を課さない場合も、管理状況の報告義務を課すことはできるし適切であると考えられる。本ガイドライン(データ利活用編)は、データ提供者側に法的な管理義務を課さない場合も、データ提供者側において、派生データをずさんに管理してもよいと言っているわけではない。前述のとおり、現実的な運用やデータ受領者側による適切な指導で対応するといっているのであり、その一環として、データ提供者がマニュアル、トレーニングまたは指導にしたがった保管をしているのかを報告させ、不適切な管理をしている場合には、それに対する是正要求をすることができるという手段を残しておくことは必要かつ適切であると思われる。

(6) 相手方受領データの第三者提供

相手方の書面による承諾を得て派生データ等を第三者に提供する場合には、当該第三者との間で 適切な秘密保持契約を締結するなどして、貴重なノウハウが思わぬ第三者に流出しないような対応 をとることが必要である。なお、この秘密保持契約の雛形(フォーム)については、契約書に添付 して、契約当事者がそれを使うように合意してもよい。

11 データ漏えい等の場合の対応及び責任

第12条 (データ漏えい等の場合の対応及び責任)

- 1 データ受領者は、当初データ等の漏えい、喪失、データ提供者の許諾を得ない第三者提供、目的外利用等、本契約に違反する当初データ等の利用(以下「**当初データ等の漏えい等**」という)を発見した場合、または当初データ等の漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちにデータ提供者にその旨を通知しなければならない。
- 2 データ受領者は、派生データの漏えいまたは喪失(以下「派生データの漏えい等」という)を 発見した場合、または派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちにデータ提供者にそ の旨を通知しなければならない。
- 3 データ受領者から派生データを受領したデータ提供者が、派生データの漏えい等を発見した場合、または派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちにデータ受領者にその旨を通知しなければならない。
- 4 本条第1項または第2項に該当する場合、データ受領者は、自己の費用と責任において、当初 データ等の漏えい等または派生データの漏えい等の事実の有無を確認し、当初データ等の漏えい 等または派生データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策につ いて検討しその内容をデータ提供者に報告しなければならない。
- 5 データ提供者が管理する領域で派生データ等の漏えい等が生じ、または派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合には、データ提供者は、自己の費用と責任において、派生データの漏えい等の事実の有無を確認し、派生データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容をデータ受領者に報告しなければならない。
- 6 漏えいまたは喪失(以下これらを総称して「**漏えい等**」という)が発生し、または漏えい等が 発生した可能性のある当初データ等または派生データに個人データが含まれている場合には、漏 えい等を生じさせたデータ受領者またはデータ提供者は、個人情報保護委員会に対してその旨報 告し、その指示に従うものとする。
- 7 データ提供者およびデータ受領者は、相手方提供データに、第三者の知的財産権の対象となる データが含まれる等、相手方の利用につき制限があり得ることが判明した場合には、速やかに相 手方に対してその旨を通知した上、相手方と協議および協力して、当該第三者の許諾を得ること または問題とされているデータを除去する措置を講じること等により、相手方が相手方提供デー タの利用権限を行使できるよう努める。
- 8 データ提供者は、データ受領者が管理するシステムの保守・点検、ウィルスの感染、ハッキング、コンピュータのバグ、設備または通信サービスの不備または停止、停電、誤操作、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メインテナンス、その他データ受領者のコントロールの及ばない事象により当初データ等または派生データが喪失または毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされる可能性があることを認識し、それらにより自らまたは第三者に損害が発生した場合であっても、データ受領者に対していかなる損害賠償をも請求しないものとする。ただし、本条項は、データ漏えい等が発生したシステムを管理するデータ受領者が、漏えい等が発覚したまたは漏えい等が合理的に疑われる当初データ等および/または派生データを管理するシステムに関し、我が国において、それと同種同等のシステムで通常利用されるのと同種同等のセキュリティおよびバックアップ体制を備えていたこと(なお、データ受領者が、自らが管理するシステムの全部または一部の運営・管理を第三者に委託していた場合や第三者のサ

- ービスを利用していた場合には、当該第三者に対する適切な監督を行っていたことを含む。)を 立証した場合に限り、適用されるものとする。
- 9 データ受領者は、データ提供者が管理するシステムの保守・点検、ウィルスの感染、ハッキング、コンピュータのバグ、設備または通信サービスの不備または停止、停電、誤操作、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メインテナンス、その他データ受領者のコントロールの及ばない事象により派生データが喪失または毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされる可能性があることを認識し、それらにより自らまたは第三者に損害が発生した場合であっても、データ提供者に対していかなる損害賠償をも請求しないものとする。

(1) データ漏えい等の場合の対応

データ漏えい等の場合の対応方法に関する考え方は、基本的にデータ提供型契約と同様である。 なお、第7項については、派生データについて、データ提供者に契約上の保管義務を課さない場合 には、これを入れる必要がないという考え方もあり得る。何故なら、保管義務を課さないのであれ ば、債務不履行に基づく損害賠償請求は成り立たないからである。

しかしながら、データ漏えいの場合の請求原因としては、債務不履行のみならず不法行為も存在するのであり、契約上保管義務がないとしても、データ提供者側にマニュアル等が付与され、トレーニングがなされるなど、データ受領者側による適切な指導を受けていたにもかかわらず、それを意図的に無視し、あるいは過失によりそのような指導を遵守しなかったような場合には、不法行為による損害賠償ということもあり得る。したがって、それに備えて、第7項を規定しておく意味はあるものと考えられる。

(2) 第三者の権利により利用が制限される場合の処理

この点は本条第7項に規定されているが、経産省ガイドラインではデータ創出型契約において別途の条項(第9条)として切り出されている 50 。本ガイドライン(データ利活用編)では、農業データに関する限り、データ提供型契約とデータ創出型契約とで第12条の規定を異にする必要性はないとの立場から、データ提供型契約と同様の規定を置き、特段第7項を別個の条項として切り出すことはしていない。なお、経産省ガイドラインでは、この対象となるものとして以下のような場合が掲げられている 60 。

- ・ 第三者の権利の対象となるデータが含まれる場合
 - o パターンA データの創出に、契約当事者以外の第三者が関与する場合
 - パターンB機材の提供に、契約当事者以外の第三者が関与する場合
 - パターンC 分析アルゴリズムが、契約当事者以外の第三者によって提供されている場合

したがって、相手方に提供したデータの生成過程で上記のいずれかのパターンに該当する場合には、第7項が発動される可能性があるということになる。他方、データ創出型に限っていえば、データ提供者(農業関係者)側の関与は、ウェアラブル端末の装着や、データ受領によるインタビュ

-

⁵⁹ 経産省ガイドライン126頁

⁶⁰ 経産省ガイドライン126頁

ーに応えるだけということがあり得る。そして、そのような場合、当初データ等の生成に関しては、 データ提供者(農業関係者)は第三者の許諾を得ることに協力すべき立場にすらないということも あり得る。当初データ等の生成過程で、契約当事者以外の第三者が関与する場合(当初データ等の 創出に当該第三者が関与または寄与する場合)があり得るので、第7項の対象を「派生データ」に 限ることはできないが、第7項の義務主体をデータ受領者に限定して、以下のような条文に仕立て 直すということも検討されてよい。

7 データ受領者は、当初データ等または派生データの創出に本契約当事者以外の第三者が関与する場合や、第三者の知的財産権の対象となるデータが含まれる場合等、その利用につき制限があり得ることが判明した場合には、速やかにデータ提供者に対してその旨を通知した上、データ提供者と協議して、当該第三者の許諾を得ることまたは当該データを除去する措置を講じること等により当該データの利用権限を行使できるよう努める。

12 責任の制限等

第13条 (責任の制限等)

- 1 データ提供者は、データ受領者による当初データ等の利用に関連する、または当初データ等の データ受領者の利用に基づき生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権のデ ータ受領者による利用に関連する一切の請求、損失、損害または費用(合理的な弁護士費用を含 み、特許権侵害、意匠権侵害、その他これらに類する侵害を含むがこれに限らない)に関し責任 を負わない。
- 2 データ受領者は、当初データ等の利用に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求(以下「**紛争等**」という)が生じた場合には、直ちにデータ提供者に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任および費用負担において、当該紛争等を解決する。データ提供者は、当該紛争等に合理的な範囲で協力するものとする。
- 3 データ受領者は、前項に定める紛争等に起因または関連してデータ提供者が損害、損失または 費用(合理的な弁護士費用を含み、以下「**損害等**」という)を被った場合(ただし、当該紛争等 がデータ提供者の帰責事由に基づく場合を除く)、データ提供者に対して、当該損害等を補填す る。

データ創出型契約における責任制限規定の考え方

データ提供型契約においては、提供データ等の創出にデータ受領者側が何ら関与していないことから、特に提供データ等が有償で提供された場合には、提供データ等の品質等についてデータ受領者から責任を問われる場面を想定し得る。したがって、データ提供型契約においては、このような責任制限の規定を入れる必要性は大きかったといえる。

これに対してデータ創出型契約においては、①当初データ等の創出にデータ受領者側が積極的に関与していること、②他方、当初データ等はセンサなどから無意識的に提供されることから、データ提供者としては、そもそもデータの品質や他人の知的財産権侵害に関して明示的にも黙示的にも責任を負担すべき立場にはないという考え方もあり得る。そして、このような考え方から、データ創出型契約においては、責任制限の規定を置く必要がないという考え方もあるかもしれない。しかしながら、紛争等に巻き込まれたデータ受領者側が、かかる紛争等に関して自らも何らの責任をも負担すべきではないと考えた際には、当初データ等側に何らかの問題があるのではないかと考え、あるいは当初データ等側にも相応の負担をしてもらおうと考え、当初データ等提供者を当該紛争等に巻き込むということがあり得る。そして、そのような場合にこのような責任制限の条文がないと、当初データ等提供者は、当該紛争に巻き込まれるリスクがあり、安心してデータ提供をすることやデータ受領者側が考案したプロジェクトに参画できないという事態も想定できる。

したがって、データ創出型契約においても、データ提供型契約同様、このような責任制限の規定 を置く必要性はあると考えられる。

13 秘密保持義務

第14条 (秘密保持義務)

- 1 データ提供者およびデータ受領者は、本契約を通じて知り得た、相手方(以下「**開示者**」という。)が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報(以下「**秘密情報**」という。ただし、相手方受領データは本条における「秘密情報」には含まれない。)を、厳に秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本契約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で利用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合または個人情報保護委員会に対して漏えい等を報告するにあたって個人情報保護委員会から開示を求められた秘密情報については、秘密情報の開示を受けた当事者(以下「被開示者」という。)は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらないものとする。
 - ① 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - ② 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - ③ 開示の時点で公知の情報
 - ④ 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ⑤ 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
- 3 被開示者は、本契約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を 遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、 税理士等に対して秘密情報を開示することができる。
- 4 本条に基づく義務は、本契約が終了した後も●年間存続する。

(1) 秘密保持に関する基本的な考え方

秘密保持に関する考え方はデータ提供型契約と同様である。なお、第1項で「ただし、相手方受領データは本条における「秘密情報」には含まれない。」と規定されている理由は、経産省ガイドラインで規定されているとおり、本契約第3条第1項、第3項および第4項で各当事者による当初データ等の第三者提供が禁止されており、第4条で派生データに関して同様の規定があり、第11条において、相手方受領データに関して、一定の管理義務が規定されているのであるから、相手方受領データはそれらの規定に基づき秘密保持がなされ、かつ管理されることになる。

(2) 違約金条項

もっとも、経産省ガイドラインも指摘するとおり、データの流出等に伴って当事者に生じた損害額の算定が困難であることがあるため、損害賠償額(違約金条項)の予定を契約書に規定しておくことは検討に値する⁶¹。その条項例は、本ガイドライン(データ利活用編)35頁に記載したところである。

-

⁶¹ 経産省ガイドライン127頁

しかしながら、この違約金条項をデータ提供者(農業関係者)側に対しても適用しようとする場合には、若干配慮が必要となる。何故なら、データ提供者(農業関係者)側は、秘密情報やデータの管理に関して、データ受領者(ITベンダや農機メーカー)ほど先進の管理システムを有していないことが多く、それにもかかわらず、データの流出等の場合には一定の損害賠償義務を負担するとなると、「派生データ」の利用を躊躇し、あるいは「派生データ」の利用による当初データ等提供のインセンティブを削ぐという結果になりかねないからである。

したがって、モデル文例のように違約金条項を置くとしても、データ提供者側のみが違約金条項を発動できるようにする(換言すれば、データ提供者側が提供する「当初データ等」のみ、あるいは「当初データ等」および「派生データ」の漏えい等についてのみ違約金条項を適用する)など一定の工夫が求められる。

14 新たなデータ創出の場合の対応

第15条 (当初データ等の範囲の変更)

- 1 データ提供者およびデータ受領者は、本契約締結時にはその創出、取得または収集を想定し得なかった新たなデータを創出、取得または収集することができることを知り、そのデータの利活用を求めるときは、相手方に対してその旨通知し、当初データ等の範囲を変更することを求めることができる。
- 2 データ提供者およびデータ受領者は、前項により通知を受けたときは、当初データ等の範囲の変更が必要であるか否かを別途協議の上、必要があると決定したときはデータ提供者およびデータ受領者が合意した手続に従って、当初データ等の範囲の変更および当該当初データ等に対する利用権限の配分を決定する。

当初データ等の範囲の変更が必要な理由

経産省ガイドラインは、この点に関し、「本条項例では、対象データを『本件事業に基づいて、 創出、取得または収集されたデータ』と定め、具体的な対象データの特定の方法として、『センサ 等』や『機器等』の定義を設け、当該センサ等が当該機器等から取得したデータを対象データとす る方法を例示している(第1条参照)。実際の取引では、センサの性能向上等の理由により、契約 締結時点では想定し得ないデータが創出、取得または収集される可能性は十分にあり得る。そのた め、この場合に当該データを利用権限の対象とするための追加手続を規定しておく必要がある。本 条項例では、対象データの範囲を変更し、当該対象データに対する利用権限の配分を決定するため には、当事者の合意を要すると定めている。」と説明している®。この点については、農業データ でも同様であるので、本ガイドライン(データ利活用編)にも同様の規定を入れ込んだ。

_

[∞] 経産省ガイドライン128頁

15 有効期間等その他一般規定

第16条(有効期間)

本契約の有効期間は、本締結日から●年間とする。ただし、本契約の有効期間満了の●ヶ月前までにデータ提供者またはデータ受領者から相手方に対して書面による契約終了の申し出がないときは、本契約と同一の条件でさらに●年間継続するものとし、以降も同様とする。

契約の有効期間を定める意義や自動更新条項を定める理由については、データ提供型契約で解説したとおりであるので、そちらを参照いただきたい。

16 契約の解除

第17条 (契約の解除)

- 1 本契約のいずれか一方の当事者(以下「**本件当事者**」という。)は、本契約の他方当事者(以下「**相手方**」という。)に以下のいずれかに該当する事由が発生した場合には、何ら催告なくして、本契約を解除することができる。
 - ① 本契約の一に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反が是正されなかった場合
 - ② 破産、民事再生、特別清算、会社更生手続の開始が申立てられ、あるいはこれに類する手続が申立てられた場合。ただし、これらの申立が債権者によりなされた場合には、裁判所がその手続開始決定をした場合(特別清算の場合には手続開始命令をした場合)とする。
- 2 本件当事者は、自らが、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)に該当しないこと、および反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有しないことを相手方に表明保証する。本件当事者は、相手方が反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有しているとき
- 3 本件当事者は、相手方が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて本件当事者の信用を棄損し、または当本件事者の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 4 データ提供者は、データ受領者が当初データ等または派生データの漏えいまたは喪失をした場合には、何ら催告なくして、本契約を解約することができる。
- 5 本件当事者は、本契約に別途定める場合のほか、相手方との間で書面による合意をすることにより、本契約を解約することができる。
- 6 本条第1項から第4項のいずかに基づき本件当事者により本契約が解除された場合には、相手 方は、本件当事者の求めにより、自らのシステムから、相手方受領データの全部または一部を削 除しなければならない。ただし、この規定は、派生データおよび派生データ内の当初データ等に ついては適用がないものとする。

- 7 前項の場合、相手方受領データの全部または一部の削除を求められた本件当事者は、削除の対象となった相手方受領データが削除されたことを証する書面を相手方に提出しなければならない。
- 8 本条第1項から第3項各号のいずれかを理由として本契約を解除した本件当事者は、本条第1項から第3項各号に該当する相手方に対して、本契約違反または解除に基づいて被った損害の賠償を請求することができる。本条第4項を理由として本契約を解除したデータ提供者の損害賠償請求権の行使は、第12条第8項に規定したとおりとする。

(1) 契約終了後の当初データ等の削除等の適用の有無

契約の解除に関する基本的な考え方は、データ提供型契約とデータ創出型契約とでは、基本的に同じである。ただし、データ創出型契約では、契約終了後の当初データ等の削除義務は規定していない。その理由は以下のとおりである。

まず、データ創出型契約においては、「当初データ等」の創出にデータ受領者も大きく寄与しているのがむしろ通常であり、したがって、その利用権限の帰属も、データ提供者とデータ受領者の共有と解するのが自然であるから、何ら理由なく、一方当事者による「当初データ等」の削除や利用停止措置を認めるのは適切ではない。このような観点から、データ創出型契約においては、データ提供者によるデータ利用停止措置の規定を置いていない(第3条の解説参照)。

しかしながら、故意または過失その他本条に定める何らかの帰責事由がある一方当事者に対して 契約を解除した場合に、その後まで当初データ等または派生データの継続利用を認めるかどうかは 別途検討が必要である。何故なら、そのような場合、契約解除をした当事者は、他方当事者に対す る信頼を失っているのが通常であり、そのような場合にまで、提供したデータの継続利用を認める ということは、当事者の合理的意思に反するといえるからである。

したがって、本ガイドライン(データ利活用編)では、故意または過失その他本条に定める何らかの帰責事由がある一方当事者に対して契約を解除した場合には、原則として削除要求を認めることとするが、その場合でも派生データの継続的利用を確保する公益的必要性の観点から、「派生データ内の当初データ等については適用がない」ものとした。この点は、データ提供型契約の場合と同様である。

(2)削除等の証明

データ創出型契約の場合、データ提供型契約第3条第5項で規定したような利用停止措置の規定 がなく、したがって同条第6項で規定したような削除等の証明書を求める規定もないことから、本 条でその点を補完する規定を入れた(第7項)。

17 不可抗力免責

第18条(不可抗力免責)

- 1 本契約の契約期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、法令の制定改廃その 他データ提供者およびデータ受領者の責に帰すことができない事由による本契約の全部または一 部の履行遅滞もしくは履行不能については、データ提供者およびデータ受領者は責任を負わない。
- 2 前項の規定にもかかわらず、第12条第8項ただし書に基づきデータ受領者に対する免責が認められない場合には、その限りで、前項の適用は排除されるものとする。

18 権利義務の譲渡禁止

第19条 (契約の地位の譲渡)

データ提供者またはデータ受領者は、相手方の事前の書面による承諾を得なければ、本契約上の地位または本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができない。ただし、以下の場合にはこの限りではない。

- ① データ提供者またはデータ受領者が第三者と合併する場合など、その地位が第三者に包括的に 承継される場合。
- ② データ提供者またはデータ受領者が、本契約上のまたは本契約に基づく権利義務を親会社、子会社または関連会社に譲渡する場合。

19 通知

第20条(通知)

- 1 データ提供者およびデータ受領者は1名以上の主任担当者を指定し、その主任担当者の氏名、 電話番号および/または電子メールアドレスを相手方に対して通知をするものとする。個人データ管理責任者を設置することとした場合には、データ受領者の主任担当者は、個人データ管理責任者を兼ねるものとする。データ提供者およびデータ受領者は、自らの主任担当者を変更する場合には、事前にその旨および新しい主任担当者の氏名、電話番号および/または電子メールアドレスを相手方に通知するものとする。
- 2 本契約に基づきデータ提供者またはデータ受領者が、相手方に対して通知が必要な場合には、 相手方から別途書面で指定を受けた場合を除き、データ提供者またはデータ受領者の主任担当者 から相手方の主任担当者の電子メールアドレス宛に電子メールを送付することにより通知すれば 足りるものとする。ただし、本契約の解除通知は、書面により行うものとする。
- 3 本契約に基づきデータ提供者またはデータ受領者が相手方に対して同意または許諾を求める必要があるときにも、別途両当事者で合意がある場合を除き、データ受領者またはデータ提供者の主任担当者から相手方の主任担当者に対して、電子メールまたは書面で同意または許諾を求めるものとする。

20 存続条項

第21条(存続条項)

本契約に特段の規定がない限り、本契約終了後も、第3条第3項から第5項(当初データ等の利用権限等)、第4条第3項から第7項(派生データの利用権限等)、第5条(当初データ等および派生データの非保証)、第9条第4項(報告等)、第12条(データ漏えいの場合の対応及び責任)、第13条(責任の制限等)、第17条第6項、第7項および第8項(契約の解除)、第18条(不可抗力免責)、本条、第22条(完全条項)、第23条(準拠法)、第24条(紛争解決)の各規定は有効に存続する。

21 その他の一般規定

第22条 (完全条項)

本契約は、当初データ等および派生データのデータ受領者またはデータ提供者に対する提供、利用およびそれに伴う責任範囲に関するデータ提供者およびデータ受領者間の完全なる合意を意味し、本契約成立以前になされたこれらに関する協議および合意のすべてにとって代わられるものとする。

第23条(準拠法)

本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に基づいて解釈されるものとする。

第24条(紛争解決)

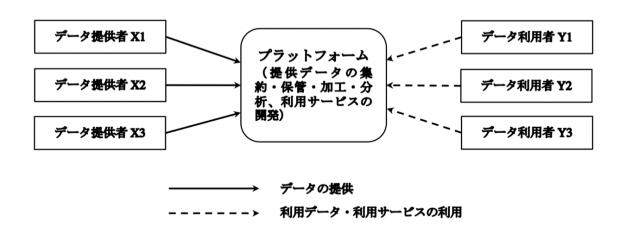
- 1 本契約に関し、データ提供者およびデータ受領者の間で意見または認識の食い違いその他の紛争が発生した場合には、データ提供者およびデータ受領者は、相手方の主任担当者に通知した上で、誠実に協議し、その解決に務めるものとする。
- 2 前項の規定にもかかわらず、協議により紛争を解決することができない場合には、データ提供者とデータ受領者は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第6 「データ共用型」規約のモデル契約書案

1 「データ共用型」契約の意義

本ガイドライン(データ利活用編)において、【データ共用型】とは、複数の事業者がデータをプラットフォームに提供し、プラットフォーム事業者が当該データを集約・保管、加工または分析をし、複数の事業者がプラットフォームを通じて、当該データを共用するための契約である。農業関係者、農機メーカー、ICTベンダ、官公庁などが有償または無償で農業データプラットフォーム(WAGRI)に対して様々なデータを提供し、プラットフォーム事業者を通じて、ICTベンダや農機メーカー等が個別に開発・集積した農業ICTサービスやデータベースを相互に連携させ、一定のルールの下でデータを共有し、またWAGRI上で必要なデータを統合・解析することによって、質の高い分析データをWAGRI参加者に提供するという事業は、この【データ共用型】の契約によって規律されることになる。

【データ共用型】は、複数のデータ提供者からデータ等がプラットフォーム上に提供され、当該プラットフォームを運営するプラットフォーム事業者が当該データを集約・保管、加工または分析をし、複数の事業者がプラットフォームを通じて、当該データを共用するという点においては、【データ提供型】や【データ創出型】に近い面がある。他方、【データ共用型】では、【データ提供型】や【データ創出型】には登場しなかった「プラットフォーム」や「プラットフォーム事業者」という概念や契約主体が新たに登場する。また、【データ共用型】では、データ等はプラットフォームに提供しないものの、プラットフォームからデータの提供を受けて利用するだけの当事者も存在する。経産省ガイドラインは、【データ共用型】に適用のある以下のような基本構造のモデル図を提供している。



また、経産省ガイドラインは、実際には、上記のデータ提供者とデータ利用者は重複することが 多いと考えられるが、データを提供するだけの者またはデータを利用するだけの者も想定されると し、「たとえば、プラットフォームが収集した一次データを加工・分析した二次データを、データ 提供者グループ以外の第三者にも利用させる場合は、データ提供者ではない者がデータ利用者とな り、両者が一致しないことになる。このようにデータを提供するだけの者または利用するだけの者 がいる場合も、本章では、プラットフォーム型として扱うものとする。」と説明している⁶³。この 点は、本ガイドライン(データ利活用編)も同様である。

また、経産省ガイドラインは、「プラットフォームは、提供データを集約・保管した上で、提供データをそのまま一次データとしてまたは一定の加工・分析を加えた二次データとしてデータ利用者に提供すること、さらには提供データの加工・分析結果に基づいて利用サービスを開発または創出し、提供することが期待されている」とも説明をしている⁶⁴。しかしながら、農業データに関する限り、特にプライベート・データと呼ばれる、例えば農業関係者が提供する農作物の育成に関するデータでは、「提供データをそのまま一次データとして」提供者が知らない第三者に対してプラットフォーム事業者が提供することについては、農業関係者から強い抵抗感が示されることが予想される。したがって、本ガイドライン(データ利活用編)においては、そのようなプライベート・データについては、データ提供者の了解なく第三者に提供されることがないように、安全にプラットフォーム上で保管されることを念頭に、契約書案を作成することが期待される。

なお、経産省ガイドラインは、【データ共用型】のモデル契約書案を作成、公開していないが、 本ガイドライン(データ利活用編)では、【データ共用型】に関して経産省ガイドラインで説明されたところを参考にしつつ、農業データに即した形の【データ共用型】のモデル契約書案の作成を 目指している。

2 「データ共用型」契約における検討事項

(1)契約当事者

【データ共用型】契約は、経産省ガイドラインにおいて「プラットフォーム型」契約とも称されているとおり、プラットフォーム(またはプラットフォーム事業者)を中心として、データのやり取りが、①データ提供者とプラットフォーム事業者、②プラットフォーム事業者とデータ利用者間で行われることが想定される。したがって、この場合、データ提供やその利用に関する契約関係は、①データ提供者とプラットフォーム事業者(データ提供契約)、②プラットフォーム事業者とデータ利用者間で発生し(データ利用契約)、データのやり取りが直接存在しないデータ提供者とデータ利用者には契約関係が存在しない。他方、場合によっては、プラットフォームはあくまでもデータのやり取りをする「場所」を提供するに過ぎず、したがって、データのやり取りもプラットフォーム事業者を介すことなく、データ提供者とデータ利用者との間で直接行われることがある。この場合、「データ提供・利用契約」については、データ提供者とデータ利用者の間で成立することとなる。

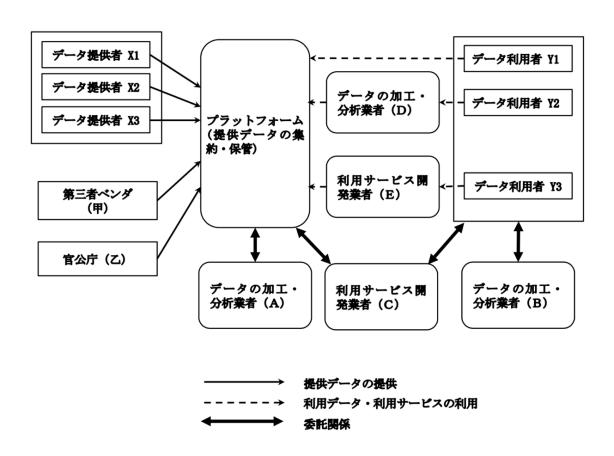
また、データの提供や利用に関する契約とは別に、プラットフォーム事業者と各参加者との間では「プラットフォーム利用契約」の成立が想定される。この場合には契約当事者は、プラットフォーム事業者と当該プラットフォームに参加する各参加者ということになる。また、プラットフォームはあくまでもデータのやり取りをする「場所」を提供するに過ぎないという場合には、プラットフォーム事業者は、あくまでも情報を保管・管理するに過ぎないという立場になるため、データ提供者とプラットフォーム事業者との間で提供データの「保管契約」が締結されることが想定される。

-

⁶⁸ 経産省ガイドライン67頁および68頁

⁶⁴ 経産省ガイドライン68頁

なお、プラットフォームをめぐっては、プラットフォーム事業者、データ提供者およびデータ利用者のみならず、プラットフォーム事業者の事業を補助するまたは再委託する第三者の関与も想定される。このような第三者には、プラットフォーム事業者またはデータ利用者から委託を受けて、データの加工・分析を行う者、利用サービス等のサービス開発を行う者のほか、プラットフォーム事業者から利用データの提供を受けて、加工・分析またはソリューションその他の利用サービスの開発を行った上で、それらをデータ利用者に提供する者などが考えられる。経産省ガイドラインでも、そのような場面を想定し、以下のような概念図を提供している⁶⁶。



確かに、プラットフォームを巡っては、上記のような当事者がプラットフォームまたは参加者との間で契約を締結する場面が想定される。しかしながら、本ガイドライン(データ利活用編)で取り扱う契約関係は、あくまでもデータ提供者、プラットフォーム事業者およびデータ利用者のみの関係にとどめることとする。何故なら、それ以外の第三者まで含めると契約関係が複雑になり、読者の理解をかえって阻害する可能性があると考えられるからである。第三者との関係でも、データのやり取りは当然存在し、当該データを元に作成された派生データの利用権限や利用サービスの権利の帰属などの問題は存在するが、これらについては本ガイドライン(データ利活用編)が公表され、その考え方に関する議論がある程度落ち着いたところで、必要に応じ、別途検討し作成することとする。

⁶⁵ 経産省ガイドライン69頁

(2) 契約の種類と数

【データ共用型】においては、関係当事者の間で、大きく分けて以下の3つの契約が成立することを想定している。

- プラットフォーム事業者と各参加者との間で成立する「プラットフォーム利用契約」
- データ提供者とプラットフォーム事業者間、プラットフォーム事業者とデータ利用者間、 あるいはデータ提供者とデータ利用者間で成立する「データ提供・利用契約」⁶⁶
- 利用サービス ⁶⁷の提供者(通常は、プラットフォーム事業者が想定される) と当該サービスの利用者間で成立する「サービス提供・利用契約」

まず、「プラットフォーム利用契約」は、プラットフォーム事業者が提示する利用規約に各参加者が同意することにより、プラットフォーム事業者と各参加者との間でそれぞれ成立する。したがって、例えばプラットフォーム事業者から参加料(プラットフォーム利用料)が課金される場合、参加者が、提供データとは別に個人情報の提供をし(たとえば利用登録の際に、担当者の氏名や連絡先を登録するような場合)、その個人情報の取扱について、プラットフォーム事業者が何らかの約束をする場合には、この「プラットフォーム利用契約」が当事者を拘束することになる。そして、「プラットフォーム利用契約」は利用規約に対する各当事者が同意をした段階で、プラットフォーム事業者を一方当事者とし、各参加者を他方当事者として個別に成立することになる。

次に「データ提供・利用契約」は、データのやり取りが、①データ提供者とプラットフォーム事業者、②プラットフォーム事業者とデータ利用者間で行われる場合には、①および②の各当事者間でそれぞれ成立する。また、データのやり取りが、データ提供者とデータ利用者との間で直接行われる場合には、この両者で契約が成立することも可能である。このいずれの場合も本ガイドライン(データ利活用編)で提示する「利用規約」は契約内容の一部となる⁶⁸。

最後に「サービス提供・利用契約」は、通常プラットフォーム事業者が利用サービスの提供者となり、他の参加者(データ提供者および/またはデータ利用者)がサービス利用者となるからその

_

⁶⁶ プラットフォーム型の場合、データ提供者とデータ利用者間で直接的に「データ提供・利用契約」を成立させるには 工夫が必要である。何故なら、データ提供者が利用規約の提示を受けるのは通常、プラットフォーム事業者であり、当該 利用規約に同意したときには、具体的なデータ利用者は存在しないのであるから、利用規約はプラットフォーム事業者と データ提供者との間のみで成立するとも解されるからである。したがって、データのやり取りをデータ提供者とデータ利 用者間で直接的に行わせる場合に、データ提供者とデータ利用者間で別途利用条件等についてプラットフォーム上で合意 する仕組みを作るようにすれば(例えば、プラットフォーム上で、両者が利用規約を遵守してデータの提供・利用をする ことを前提に、データ提供者が利用範囲を示し、データ利用者がその利用範囲について同意をするなど)、データ提供者 とデータ利用者間で直接的に「データ提供・利用契約」を成立させることも可能であると考えられる。

[「]利用サービス」とは、後述する通り、「プラットフォーム事業者」が「提供データ」および/または「派生データ」を共用または活用することにより、「プラットフォーム」を通じて「データ利用者」に対して提供されるサービスをいう。したがって、この中には、プラットフォームを利用することを目的とする①の契約は「利用サービス」には含まれない。 利用規約以外では、データ提供者とデータ利用者間でデータの特定がなされ、またデータの利用に課金がなされる場合には、当該金銭のやり取りが契約内容となる。

両者で契約が成立する。この場合も本ガイドライン(データ利活用編)で提示する「利用規約」は 契約内容の一部となる。

このように、【データ共用型】契約の場合、データのやり取りや当該データを使ったサービスが利用されると、「プラットフォーム利用契約」の他に、その数だけ、「データ提供・利用契約」が成立し、また当該データのやり取りをした当事者間で、あるいはサービスの提供および利用をした当事者間で、利用規約にしたがった権利・義務関係が発生することとなる。

(3) データ共用型契約のスコープ

このプラットフォーム事業者と契約を締結するデータ提供者には、農業関係者から直接データの提供を受けて独自のデータベースを構築している農機メーカーやICTベンダも存在する。そして、このデータ提供者(例、農機メーカーやICTベンダ)が、プラットフォーム事業者から「新たな農業関連データ」(派生データ)をシステム開発に利用し易いフォーマットで取得し(この場合データ提供者は、データ利用者になる)、それを元に自らまたは第三者(システム・ベンダ)をしてシステム開発をして、農業関係者に還元する場合も想定されている。その場合には、農業関係者と農機メーカーやICTベンダは、別途、プラットフォーム事業者が加工等をした「新たな農業関連データ」(派生データ)に関して、「データ提供・利用契約」および「システム利用許諾契約」を締結することになる。また、データ利用者がデータまたは当該データを利用して自らが創出したサービスを提供する先が、データ提供者以外の第三者の場合には、当該データ利用者と当該第三者との間で「データ利用契約」等を締結する必要がある。

このうち、本ガイドライン(データ利活用編)が対象とするのは、前述のとおり、①プラットフォーム事業者と各参加者との間で成立する「プラットフォーム利用契約」、②データの提供/データ利用当事者間で成立する「データ提供・利用契約」および③利用サービスの提供者とサービスの利用者間で成立する「サービス提供・利用契約」のみであり、その先の各契約(上記の例で言えば、「新たに加工等された新たな農業関連データ」(派生データ)に関する、データ提供者(同時にデータ利用者にもなっている)と農業関係者との間で締結される「データ提供・利用契約」および「システム利用許諾契約」)については、本ガイドライン(データ利活用編)の対象外としている。ただし、例えば、派生データを利用した結果発生する成果物やサービスに関する権利の帰属は、参加者の重要な関心事であると思われることから、本ガイドライン(データ利活用編)では、この限りで一定の指針を示すこととする。

また、前述のとおり、このほかにデータ提供者とプラットフォーム事業者との間で提供データの「保管契約」の締結が想定される場合がある。この場合には、プラットフォーム事業者が提供するプラットフォーム上で、データ提供者がデータ利用者に対して、特定のデータに対するアクセスを許諾することになるが、今回のガイドラインでは、この「保管契約」についても対象外とする。

(4) データ共用型契約の契約フォーム

本ガイドライン(データ利活用編)が想定するプラットフォームには、多数の参加者の参加が想定されている。そして、このような場合、各当事者の個別の「契約書」という形ではなく、「利用

規約」の形にし、すべての契約当事者との間で同一内容の契約条件に合意をすることが実務上求められる。その理由は経産省ガイドライン[®]にも次のとおり記載されている。

「一つずつの契約関係に相違点を設けると、プラットフォーム事業者において多数のデータ提供者およびデータ利用者と個々に契約条件を交渉して決定するのに時間やコストがかかり、また、契約管理のコストもかかるため、利用規約を用いて画一的で効率的な対応をしたいという動機付けが生ずることが挙げられる。また、データ提供者およびデータ利用者においても、個別契約によりプラットフォームが構築されていると、他のデータ提供者およびデータ利用者とプラットフォーム事業者間の個別契約の内容を知り得る手段がないものの、画一的な契約内容の利用規約が採用されていれば、他のデータ提供者またはデータ利用者と比べて不利な条件設定がされていないという安心感が得られるため、利用規約に基づく契約関係が構築されているプラットフォームに参加しやすくなるというメリットも考えられる」

この理屈は本ガイドライン(データ利活用編)にも該当するので、本ガイドライン(データ利活用編)でも、この観点から雛形は契約書の形ではなく、利用規約の形とする。なお、本ガイドライン(データ利活用編)が対象とする「プラットフォーム利用規約」、「データ提供・利用規約」および「サービス提供・利用規約」は、それぞれ別個の規約として作成することも可能であるが、本ガイドライン(データ利活用編)としては、これらを一本の「データ提供利用規約」として作成することとする。このようにすることによって、プラットフォーム事業者はいずれの当事者に対しても、一本の規約で対応をすることが可能となる。また、プラットフォーム事業者が提供データにアクセス権を有しない形のプラットフォームの場合には、データ提供者がデータ利用者に対してアクセス・キーを付与することによって、データのやり取りが両者の間で直接行われることになるが、このような場合、一本の規約とすることにより、データ提供者は、プラットフォーム事業者を通じて、データ利用者に対して様々な請求をすることが可能となるため、データ提供者側のデータ提供に対する安心を担保することが可能となるというメリットもある。この場合には、プラットフォーム事業者がデータ提供者とデータ利用者の双方に対して規約の提示をし、データ提供者とデータ利用者から規約に対する同意を取得することによって、データ提供者、データ利用者およびプラットフォーム事業者の規約への拘束力を確保することを意図している。

ただし、プラットフォームの目的や参加者の属性等によっては、参加者ごとに若干異なる契約条項を合意しなければならない場面があることも否定できない。このような場合、プラットフォーム事業者としては、可能な限り統一フォームの規約に合意をさせるよう努力し、合理的な理由によりどうしても合意できない条項に限り、利用規約を当該当事者限りで修正する形の個別の契約書を締結するなどして対応することになる。

なお、農業関係者を一方当事者とし、農機メーカーやICTベンダを他方当事者とする契約については別途作成する必要があるが、それがデータ提供型契約であれば、データ提供契約のモデル契約書案を、データ創出型契約であれば、データ創出型のモデル契約書案の雛形をそれぞれ利用することができる。

(5) プラットフォーム事業者の責任

【データ共用型】において、プラットフォーム事業者は、データ提供者から提供データの提供を 受け、それをデータ提供者の意向にしたがって保管・管理する場合(これには第三者に対する提供

-

⁶⁹ 経産省ガイドライン81頁

も含まれる)と、当該提供データを加工等して派生データを作成し、それを第三者であるデータ利用者および/またはデータ提供者に提供する場合がある。また、プラットフォーム事業者としては、農業の発展という公共の利益のために、国の機関や外郭団体が、無報酬または実費のみで提供データを管理、加工等し、派生データを提供をする場合と、営利企業が相当程度の報酬を取得して、提供データを管理、加工等し、派生データを提供をする場合が存在し得る。

これらのプラットフォーム事業者がいかなる場合に、いかなる責任をデータ提供者またはデータ利用者に対して負担するのか、あるいは負担しないのかについては、当該プラットフォームの長期的かつ安定的な存続を確保する必要性の有無や当該プラットフォームが社会に果たす役割等から慎重かつ適切な判断が求められる。この点についての詳細な議論は、プラットフォーム事業者の責任の箇所において詳細に行うこととする。

(6) 利益分配について

プラットフォーム事業者が、データ提供者から提供を受けた提供データをデータ提供者に代わり データ利用者に提供したこと、あるいは当該提供データを加工等した派生データをデータ利用者に 提供したことによって当該データ利用者から利用料その他の利益を得た場合には、当該利益をデー タ提供者との間で分配するという問題が生じる。この点、経産省ガイドラインは、「もっとも、プ ラットフォーム型においては、データ提供者がデータ利用者としての地位も併有することが多く、 そのような場合にはデータ提供者はデータ利用者として成果物を利用することにより一定の利益を 得ていると整理し、それ以上データ提供者としては利益分配を求めない構造のプラットフォーム型 とすることもあり得る。また、たとえば、データ利用者がプラットフォームを通じて提供を受けた データを分析会社に提供してデータ分析を依頼し、得られたデータ分析結果に基づいて、データ利 用者が業務を効率化したときの利益の分配等、多数の参加者が関与するプラットフォーム型におい ては、当該利益への提供データの貢献の程度(寄与度)や当該利益を分配すべき者の範囲を算定し 難い場合も多いことからすると、利益分配を定めない方が適切な場合も多いと考えられる。」と説 明しているで。このように様々なパターンがあり得るが、少なくとも我が国においてはこのような プラットフォームが完全な営利目的で設置されている例はまだ少なく、社会的な基盤としてプラッ トフォームが整備された結果、利益分配というものに馴染まないパターンが多いと思われる。した がって、本ガイドライン(データ利活用編)でも、利益分配については条文としては設定しないこ ととする。

なお、上述のとおり、本ガイドライン(データ利活用編)のデータ共用型に係るモデル契約書案においては利益分配についての条文は設定しないこととしたが、実際に整備・稼働するプラットフォームの中には利益分配に関する条文を設ける事例が出てくることも考えられる。この点、本ガイドライン(データ利活用編)のデータ提供型(第4の5「対価・支払条件」)及びデータ提供型(第5の8「利用権限の配分に対する対価等」)において、固定料金、従量制、売上分配などの方法を提示しているので、当該箇所を参照することにより対応することとする。

[™] 経産省ガイドライン88頁。

3 定義規定

第1条(定義)

本規約において、次に掲げる語は次の定義による。

- ① 「提供データ」とは、本規約に基づき、「データ提供者」が「プラットフォーム」に対して提供するデータまたはデータ群をいう⁷¹。「データ提供者」とは、「提供データ」を「プラットフォーム」に対して、または「プラットフォーム」を通じて「データ利用者」に対して提供する者をいう。
- ② 「本目的」とは、●をいう。
- ③ 「加工等」とは、「提供データ」を加工、分析、編集、統合等することをいい、「派生データ」とは、「提供データ」を「加工等」することによって新たに生じたデータまたはデータ群をいう。
- ④ 「個人情報等」とは、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報、個人データおよび匿名加工情報を総称したものをいう。
- ⑤ 「プラットフォーム」とは、異なる企業グループまたは団体に属する複数の事業者(以下これらを総称して「複数の事業者等」という。)から提供される大量のデータを集約、保管および/または連携させ、「提供データ」を提供した複数の事業者等および/またはこれと異なる複数の事業者等が当該データを共用または活用することを可能にするための場所または基盤をいう。
- ⑥ 「プラットフォーム事業者」とは、「プラットフォーム」を運営する事業者をいう。また、「プラットフォーム事業者」がプラットフォームを通じて行う事業を「プラットフォーム事業」という。
- ⑦ 「データ利用者」とは、「データ提供者」または「プラットフォーム事業者」から「提供データ」および/または「派生データ」の利用許諾を受けて、当該データの利活用をする者をいう。「データ提供者」が、他の「データ提供者」または「プラットフォーム事業者」から「提供データ」および/または「派生データ」の利用許諾を受けて、当該データの利活用をする場合には、当該データを利活用する「データ提供者」は「データ利用者」と読み替えることとする。
- ⑧ 「利用データ」とは、「プラットフォーム」を通じて「データ利用者」が利用するデータをいう。
- ⑨ 「利用サービス」とは、「プラットフォーム事業者」が「提供データ」および/または 「派生データ」を共用または活用することにより、「プラットフォーム」を通じて「デー タ利用者」に対して提供されるサービスをいう。
- ⑩ 「参加者」とは、「プラットフォーム事業」に参加する当事者(これには、「プラットフォーム事業者」、「データ提供者」および「データ利用者」が含まれる。)を総称していう。
- ① 「アクセス・キー」とは、「データ利用者」に対して「プラットフォーム」が自動的に 発行する、パスワードその他の「提供データ」または「派生データ」へのアクセスを認証

⁷¹ データ提供型契約では、「別紙に詳細に定めるもの」という文言を定義の中に入れていたが、プラットフォーム型の利用規約では、データの提供が複数回に亘る場合が想定されており、利用規約の中で提供データの範囲を特定することは必ずしも適切とはいえないことから、「別紙に詳細に定めるもの」という規定は削除した。

するための電子的な鍵をいう。

- ② 「プライベート・データ」とは、「データ提供者」または「プラットフォーム事業者」が「プラットフォーム」を通じて「データ利用者」に提供するデータのうち、「データ提供者」または「プラットフォーム事業者」が「プラットフォーム」上でその利用に制限をかけるよう設定するデータをいう。なお、「プライベート・データ」を「加工等」して作成された「派生データ」についても、「プライベート・データ」とするが、「統計データ」については、「パブリック・データ」とする。ただし、「プライベート・データ」の「データ提供者」が異議を述べた場合にはこの限りではない。
- ③ 「パブリック・データ」とは、「データ提供者」または「プラットフォーム事業者」が「データ利用者」に提供するデータのうち、「プライベート・データ」に該当するデータ 以外のデータであり、何ら制限なく「本プラットフォーム」上で「データ利用者」の利用 に供されるものをいう。
- ④ 「統計データ」とは、「プラットフォーム事業者」が個々の「提供データ」を加工等して作成する「提供データ」の集合体であって、そのデータの集合体がもつ集団的現象を数値で表し、かつ当該数値から特定の個人、法人または団体を識別することができないものをいう。
- ⑤ 「関連会社等」とは、会社法で定義されている親会社および子会社ならびに会社法計算 規則で定義されている関連会社を総称した会社をいう。
- (B) 「産業財産権」とは、特許権、商標権、実用新案権、意匠権を総称したものをいう。

(1) プラットフォームの定義

① 「プラットフォーム」の定義

経産省ガイドラインでは、「プラットフォーム」の定義として、「プラットフォームという用語は、使用される場面により意味が大きく異なり得るが、(中略)「異なる企業グループに属する複数の事業者から提供される大量のデータを集約・保管し、複数の事業者が当該データを共用または活用することを可能にするための場所または基盤」という意味で用いることとすると説明されていたで、これに対し、本ガイドライン(データ利活用編)では、「プラットフォーム」とは、異なる企業グループまたは団体に属する複数の事業者(以下総称して「複数の事業者等」という。)から提供される大量のデータを集約、保管および/または連携させ、「提供データ」を提供した複数の事業者等および/またはこれと異なる複数の事業者が当該データを共用または活用することで、可能にするための場所または基盤をいう。」とした(下線部が経産省ガイドラインの定義と異なっている部分である)。

-

⁷² 経産省ガイドライン66頁

⁷³ 経産省ガイドライン65頁から66頁の脚注125は、「本章においては、事業者が提供したデータがプラットフォームを通じて何らかの形で他の事業者にも利用可能な状態となることをデータの「共用」といい、また、データの「共用」にとどまらず、プラットフォームに集約されたデータまたはその加工・分析結果を利用して新たなソリューション等を開発・創出するという側面を強調する際には、データの「活用」という用語を使用することとする。もっとも、「共用」も広い意味では「活用」に含まれうるものであり、両者は常に明確に区別されるものではない。」と説明している。本ガイドラインにおいても、「活用」「共用」の意味するところは、これと同様とする。

② データ提供者のスコープ

まず、本ガイドライン(データ利活用編)では、「プラットフォーム」の一例として、一定の共 通したルールの下で、気象や土地、地図情報等に関する様々なデータを民間企業や官公庁が有償ま たは無償で提供する農業データプラットフォームである「農業データ連携基盤」(通称、WAGR I) が想定されている。そして、WAGRIでは、提供されたデータを連携、共有し、提供するこ とが想定されている。したがって、この観点からすれば、データ提供者として想定されているのは、 「異なる企業グループに属する複数の事業者」のみならず、官公庁や非営利目的の団体もデータ提 供者となる可能性がある。しかしながら、官公庁やこれらの団体は、他のデータ提供者とは異なる 条件でプラットフォームにデータ提供をする場合が通常であると思われることから、本ガイドライ ン(データ利活用編)では「データ提供者」としてこのような官公庁は想定対象外とした 4。「プ ラットフォーム」の定義の中で、「『提供データ』を提供した複数の事業者等」という言葉を用い ているのはその趣旨である。なお、仮に官公庁等も「データ提供者」に含める場合、官公庁等が提 供するデータの中には、そもそも直接提供された者以外の第三者も利用可能であることを前提とし て提供されるデータが存在する。そのようなデータを一般に「オープン・データ」というが(機械 判読に適したデータ形式で、「データ提供者」により二次利用が可能なルールで予めその利用が許 諾され、公開されたデータを意味する。)、このような「オープン・データ」は、その性質上、当 該データの漏えいや開示等があった場合にも何ら責任追及できるものではないことから、提供デー タ漏えい責任を規定する際にも、「オープン・データ」の漏えいがあった場合は責任追及対象から 除外するなどの措置を検討することとなる。

なお、【データ共用型】契約で想定されている「データ提供者」としては、主に農業関係者から 提供を受けたデータを集約させたデータ群またはデータベースを保有する農機メーカー、ICTベ ンダ等を想定している。したがって、データ形式以外の情報や映像がプラットフォームに提供され る場面は通常想定されないことから、【データ提供型】等のガイドラインとは異なり、「提供デー タ」という定義を用いている。

③ 複数の事業者の意味

また、データ利用者側の当事者として、単に「複数の事業者」と表現する場合には、データ提供者として表現されている「複数の事業者」と同一でなければならないのか、それとも異なる者であってもよいのかが必ずしも明らかではないことから、本ガイドライン(データ利活用編)では、「『提供データ』を提供した複数の事業者等および/またはこれと異なる複数の事業者等が『提供データ』および/または『派生データ』を共用または活用することを可能にする」という表現にした。なお

-

⁷⁴ 経産省ガイドライン68頁、脚注127。なお、該当箇所において経産省ガイドラインは、「プラットフォームが、天気情報、地形情報等のデータを提供する第三者ベンダから当該情報を取得する場合や、官公庁から官データ(国、地方公共団体または独立行政法人が事務または事業の遂行にあたって、管理、利用または提供しているデータ)の提供を受けて利用する場合等も、このような第三者ベンダや官公庁はプラットフォームを通じてデータを利用することは通常想定されていないため、プラットフォームを通じてデータを提供する者とデータを利用する者が一致しないことになる。もっとも、このような第三者ベンダや官公庁は、他のデータ提供者とは異なる条件でプラットフォームにデータを提供する場合が通常であると思われるため、本ガイドライン(データ編)では、「データ提供者」の定義には含めないこととする。」と述べている。

「プラットフォーム」では、提供データの加工等が行われる場合もあろうが、提供データの一部(例えば「プライベート・データ」)についてはアクセス制限をすることによって、「プラットフォーム」は当該データの加工等をしない場合も想定されている。したがって、このような「プラットフォーム」も対象にできるように、「プラットフォーム」が行う作業の中には「加工等」は入れないこととした。

念のために付言すると、これらの改訂は、経産省ガイドラインの「プラットフォーム」の定義に 実質的な変更を加えるものではない。

(2) 本ガイドライン(データ利活用編)が対象とするプラットフォームのスコープ

① 同一企業グループ内で構築されるプラットフォームやSNS等

経産省ガイドラインは、同ガイドラインが対象とする「プラットフォーム」について、「同一の企業グループ内の複数の事業者が一つのデータベースにデータを集約したうえで、当該グループ内で共用することにより、または第三者に提供することにより当該データを活用する事例もみられるが、かかるデータベースは、異なる企業グループに属する複数の事業者からデータが提供されることが予定されていないため、本ガイドライン(データ編)においてはプラットフォームとしては扱わないこととする。また、オンラインマーケットプレイスやソーシャル・ネットワーク・システム(SNS)等も、それぞれ「マッチング型」、「メディア型」のプラットフォームと呼ばれることがあるが、本ガイドライン(データ編)では、このようなBto CまたはCto C取引におけるプラットフォームは対象外としている。なお、本ガイドライン(データ編)では、データに個人情報が含まれる場合についても付随的な限度で検討を加えているが、専ら個人情報を中心とする文脈でプラットフォームとしての機能を果たし得る仕組みとして議論されている「情報銀行」や「パーソナルデータストア(PDS)」の導入についての検討は、本ガイドライン(データ編)の対象外としている。」と説明しているで。

本ガイドライン(データ利活用編)は農業データに関するガイドラインであり、また提供データのデータ提供者またはそれ以外のデータ利用者による提供データまたは派生データの利活用を目的としたものであることからして、また本ガイドライン(データ利活用編)における「プラットフォーム」の定義からしても、経産省ガイドラインが掲げている事案は、本ガイドライン(データ利活用編)でも同様に対象外となる。

② クラウドサービス型およびデータ流通市場型(またはマーケットプレイス型)

また、経産省ガイドラインは、特定のデータ提供者が提供したデータまたはその加工・分析結果を、当該データ提供者(またはそのグループ会社)のみが利用し、当該データ提供者以外の参加者がデータ利用者として共用しない、いわゆる「クラウドサービス型」や自らのデータを第三者に提供することで対価を得たいと考える事業者と、第三者のデータを利用したいと考える事業者をマッチングさせるための、データ流通市場型(またはマーケットプレイス型)といわれるプラットフォームについても、基本的にプラットフォーム型としては扱わないこととしている⁷⁶。前者について

[™] 経産省ガイドライン66頁、脚注126

⁷⁶ 経産省ガイドライン69頁から71頁

は、データ提供者以外の第三者にプラットフォーム上のデータの利用を認めない点やデータ提供者とクラウドサービス事業者との間の「データ提供契約」で対応が可能であるという点で、本ガイドライン(データ利活用編)でもプラットフォーム型としては扱わないこととする。また後者についても、複数当事者によるデータの共用や活用が想定されていないという点で、本ガイドライン(データ利活用編)でも、プラットフォーム型としては扱わないこととする。

(3) プラットフォームに提供されるデータの種類

経産省ガイドラインは、「プラットフォーム型を検討する場合、対象となる提供データの種類お よび範囲を適切に選択することが重要である。そのための視点の一つとして、たとえば、他の事業 者(特に、自社の競合事業者)に開示すると自社の競争力を削ぐ可能性があるデータと、他の事業 者に開示しても自社の競争力には直接には影響がないまたは影響が小さいデータを切り分けた上で、 まずは後者のデータを優先的に提供データとすることが考えらえる」とした上で、「どの種類のデ ータが他の事業者に開示しても自社の競争力には直接には影響がないまたは影響が小さいデータに 属するかは、必ずしも一義的に定まるものではなく、当該データを利用する他の事業者の属性、当 該データが利用される方法(生データのまま利用されるか、加工・分析した上で利用されるか等)、 各事業者または業界における戦略的な意思決定により定まる場合も多いと考えられる。また、他の 事業者(特に、自社の競合事業者)に開示すると自社の競争力を削ぐ可能性があるデータであって も、プラットフォームを利用して共用・活用することが考えられる。たとえば、ある業界内の他の 競合事業者に開示された場合には自社の競争力を削ぐ可能性があるデータであっても、当該データ のデータ利用者をまったく異なる業界の事業者に限定することや、当該データそのものではなくデ ータ提供者が特定できないよう一般化するための加工・分析を加えたデータのみを利用データに設 定することにより、プラットフォームを通じて複数の事業者間で共用・活用することが可能になる 場合もあると考えられる。」と述べている。。

農業データに関するプラットフォームにおいてもこのような考慮は必要である。たとえば熟練農業者が提供したデータや熟練農業者にウェアラブル端末を装着してもらった結果取得したデータなどは、「他の農業者に開示すると自らの競争力を削ぐ可能性があるデータ」ということができる。そして、「データ提供者」が「プラットフォーム」を通じて「データ利用者」にこのようなデータを提供する場合には、「プラットフォーム」上でその利用に制限をかけるよう設定できるようになっているのが通常でありで、「データ提供者」はかかる管理画面を操作することにより、当該データの第三者提供をするのかしないのか、するとした場合どのようなデータ利用者であれば提供可能なのかを設定することになる。本ガイドライン(データ利活用編)では、このようなデータを「プライベート・データ」と呼んでいる。他方、本ガイドライン(データ利活用編)では、「プライベート・データ」に該当するデータ以外のデータであって、何ら制限なく「本プラットフォーム」上で「データ利用者」の利用に供されるものを「パブリック・データ」と呼んでいる。「パブリック・データ」の例として想定されるのは、各地の卸売市場の市況データ、農薬、肥料の適用作物や適用

_

[™] 経産省ガイドライン76頁および77頁

⁷⁸ このようなデータは、「営業秘密」として保護しておくことが有効な場合が多いと考えられる。当該データについて、 プラットフォーム上で提供先を制限するとともに、提供先に対して利用範囲を制限したり、第三者提供を禁止しておく(守 秘義務を課す)ことは、「営業秘密」の要件である「秘密管理性」に資する対策にもなる。

量に関する資材データ、特定の地域の平均気温、日照時間、日照量等の気象データ、試験研究機関が有する品種特性、栽培方法に関するデータなどがある。

このように「プラットフォーム型」において、「プライベート・データ」および「パブリック・データ」の区別が必要なのは、主にこれが、「プラットフォーム事業者」のデータに関する管理責任に直結する可能性があるからである。この点については、後述する「プラットフォーム事業者の管理責任」のところで詳述する。

なお、本ガイドライン(データ利活用編)では「統計データ」でいては一律に「パブリック・ データ」とすることとしている。これは、一般に多数のデータを分析して数値化された「統計デー タ」のように、それ自体からはノウハウや秘密情報を読み取るこができないように加工されたもの については、データの利活用を促進するという観点から、広く参加者に対する利用を認めることが 望ましいとの判断によるものである。したがって、プラットフォーム事業者が加工等により「統計 データ」を作成した場合には、それを「パブリック・データ」として設定してデータ利用者の利用 に供することになる。ただし、このような一律の取扱には異論があり得る。本ガイドライン(デー タ利活用編)において「統計データ」とは、「プラットフォーム事業者が個々の提供データを加工 等して作成する提供データの集合体であって、そのデータの集合体がもつ集団的現象を数値で表し、 かつ当該数値から特定の個人、法人または団体を識別することができないものをいう。」と定義し たが、「統計データ」の作成に使われた提供データの母集団が比較的少数の場合には、「統計デー タ」の中にデータ提供者が保有する貴重なノウハウが残ってしまっている場合も想定される (例え ば、10軒の農家で肥料の量と生育速度を調査して、その相関や平均値をとった場合など)。この 場合も定義上は「統計データ」に該当してしまうが、「統計データ」を「パブリック・データ」に すべきとした趣旨からすれば、このような「統計データ」については「パブリック・データ」との 取扱をすべきではないという判断もあり得る。他方、どの程度の大量のデータをもとに「統計デー タ」を「パブリック・データ」とすることが許容されるのかについて、一律に定めることは不可能 である。したがって、「統計データ」を「パブリック・データ化」する場合には、事情に応じて、 柔軟な対応が望まれることもあり得ることに留意いただきたい。本ガイドライン(データ利活用編) では、プラットフォーム事業者が提供データ等を加工等して派生データを作成する際にデータ提供 者に通知することにより、データ提供者が、「統計データ」を「パブリック・データ化」すること に対して異議を留められるようにしている。

(4) プラットフォームの役割

本ガイドライン(データ利活用編)の雛形において、「プラットフォーム」とは、「官公庁(その外郭団体等を含む。)、異なる企業グループまたは団体に属する複数の事業者(以下これらを総称して「複数の事業者等」という。)から提供される大量のデータを集約、保管および/または連携させ、「提供データ」を提供した複数の事業者等および/またはこれと異なる複数の事業者等が

-

⁷⁹ このようなデータは、一定の条件下で相手方を特定して提供されていることから、「限定提供データ」として保護しておくことが有効な場合が多いと考えられる。限定提供データとして保護するためには、ID、パスワード等の電磁的管理を行うとともに、第三者提供を禁止する等の契約上の措置を行っておく必要がある。

当該データを共用または活用すること⁸⁰を可能にするための場所または基盤をいう。」と定義されている。したがって、この定義の下では、以下の2種類の「プラットフォーム」が想定できる。

- A. プラットフォーム事業者には、一切の「プライベート・データ」に対するアクセス権限が付与されず、データ提供者には、プラットフォーム上の管理画面を操作させることにより、自己の管理領域でのみ「プライベート・データ」を管理させるという形のプラットフォーム。この場合、データ連携のために必要なソフトウェアは、プラットフォーム事業者からデータ提供者およびデータ利用者に対して提供される。
- B. プラットフォーム事業者に「プライベート・データ」に対するアクセス権限が付与され、 別途データ提供者が許諾した範囲で、「派生データ」を含めた「プライベート・データ」 に対する「加工等」や共有、活用(第三者提供を含む。)がプラットフォーム上でなされ る。

Aの類型の場合、「提供データ」の利用、管理(ストレージまたはデータベースへの保存)及び 第三者提供のための「アクセス・キー」の提供(これは、データ利用者に対して提供される)は、 予め「本プラットフォーム」上にプログラムされた内容に従って、自動的に行われることが多い。

Bの類型でも、このような「アクセス・キー」の提供自体は、データ利用者に対して自動で行われることが多いが、プラットフォーム事業者が、提供データ(特にプライベート・データ)が保管されている「データ提供者」の管理領域へのアクセス権限を有していること、自己が「加工等」した派生データは、自己がアクセス権限を有するデータ提供者の管理領域か、あるいはプラットフォーム事業者自身が管理する領域において格納されることが想定されることから、プラットフォームから提供データおよび/または派生データの漏えいがあった場合、プラットフォーム事業者がその第一次的な管理責任を追及される可能性が高いという点が、Aの類型とは異なる。

いずれの類型を採用するかで、プラットフォーム事業者がデータ提供者および/またはデータ利用者に対して負担すべき責任は変わってくると思われるが、本ガイドライン(データ利活用編)では、Aの類型を基本としつつ、場面ごとにBの類型も視野に入れた規約の雛形を作成することとする。

(5)参加者の範囲

_

本ガイドライン(データ利活用編)では、「参加者」を、「プラットフォーム事業」に参加する 当事者(これには、「データ提供者」や「データ利用者」が含まれる。)を総称していうと定義し ている。プラットフォーム事業への参加が想定されているのは、「データ提供者」、「データ利用 者」および「プラットフォーム事業」の三者である。なお、プラットフォームをどこまで開放する かという観点からは、プラットフォームを一定の範囲および/または地域の事業者に限定する「ク

⁸⁰ 経産省ガイドライン65頁から66頁の脚注125は、「本章においては、事業者が提供したデータがプラットフォームを通じて何らかの形で他の事業者にも利用可能な状態となることをデータの「共用」といい、また、データの「共用」にとどまらず、プラットフォームに集約されたデータまたはその加工・分析結果を利用して新たなソリューション等を開発・創出するという側面を強調する際には、データの「活用」という用語を使用することとする。もっとも、「共用」も広い意味では「活用」に含まれうるものであり、両者は常に明確に区別されるものではない。」と説明している。本ガイドラインにおいても、「活用」「共用」の意味するところは、これと同様とする。

ローズド型プラットフォーム」と、利用規約に同意をする限り誰でも参加を許諾する「オープン型プラットフォーム」のいずれもが存在する。またオープン型プラットフォームの中には、データ提供者側またはデータ利用者の一方のみをオープンにするものなども存在し、プラットフォーム事業者は、いかなるプラットフォームにするのかについて、プラットフォームの目的に沿って柔軟な設計をすることが求められる⁸¹。

この点、経産省ガイドラインは、オープン型プラットフォームの場合、「オープン型であるということを利用規約に明記し、提供データをデータ提供者ではないデータ利用者が広く共用・活用し得ることについて、データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約の利用範囲の規定に明記しておくことが、将来の紛争予防のために望ましい。」とし、また「オープン型プラットフォームの発展形ともいえるものとして、データ利用者として他のプラットフォーム事業者が登場する場合もある。この場合も、少なくとも利用規約の作成時点で他のプラットフォーム事業者がデータ利用者となることが想定されているときは、その点について利用規約に明記し、将来の紛争予防に努めることが望ましい。」と指摘している。データ提供にセンシティブな姿勢を見せる傾向にある農業関係者がデータ提供者の場合、プラットフォームがそもそもオープンなものかどうかクローズドなものかどうかは、その利用規約の内容と相まって、データを提供するかどうかを判断する上で非常に重要なものである。したがって、この点は、利用規約のみならず、プラットフォーム事業者が、データ提供者に対する説明資料等によってデータ提供者に対して事前に説明することが望ましい。

-

⁸¹ 経産省ガイドライン75頁

4 プラットフォームの利用許諾

第2条 (プラットフォームの利用許諾)

- 1 プラットフォーム事業者は、別途指定する申込フォームに必要事項の記入をし、本規約に同意をした参加者が、本規約に規定する各条件にしたがってプラットフォームを利用することを許諾する。
- 2 プラットフォーム事業者は、以下の一に該当する者の参加を拒絶することができる。
 - ① 以前プラットフォームに参加していた参加者で、本規約第14条第1項、第3項、第4項または第5項の規定に基づき本規約を解除されたことがある者。
 - ② 反社会的勢力(第14条第2項に定義されている。)に該当し、または第14条第2項各号に該当すると認められる者
 - ③ 第14条第3項各号の行為を行ったと認められる者

(1) プラットフォームの利用許諾

プラットフォーム事業者と各参加者との間で「プラットフォーム利用契約」が成立することと、 その契約内容が本規約に含まれていることを示した規定である。この利用契約の内容として、プラットフォーム事業者は一定の限度で運営管理責任を負担し(第8条)、またプラットフォーム事業 者が利用サービスの提供をする場合には、利用サービスを利用することができる。

(2) プラットフォームに参加が可能な当事者

本規約上の「プラットフォーム」は、利用規約に同意をする「データ利用者」なら誰でも参加を許諾するオープン型プラットフォームである。その趣旨は第1項で表わされている。しかしながら、本ガイドライン(データ利活用編)では、反社会的勢力である場合など、一定の事項に該当する者である場合には、あらかじめ本プラットフォームに参加することを拒絶することができるようにしている。そして、そうすることによって、プラットフォームの健全な利用が保たれるにようにしている。

5. 提供データの提供方法

第3条(提供データの提供方法)

- 1 データ提供者は、本規約に定める義務の履行と責任に関する内容を承諾した上、プラットフォームに対して提供データを、<u>別紙1</u>に定める提供方法で提供する。ただし、データ提供者は、データ提供の●日前までにプラットフォーム事業者に通知することで、別紙に記載の提供方法を変更することができる。
- 2 データ提供者は、個人情報等を含んだ提供データをプラットフォームに提供する場合には、事前にその旨および提供される個人情報等の項目をプラットフォーム事業者に明示する。
- 3 データ提供者が個人情報等を含んだ提供データをプラットフォームに提供する場合には、その 生成、取得および提供等について、個人情報保護法に定められた手続を履践していることを保証 する。
- 4 プラットフォーム事業者は、本条第2項にしたがって提供データが提供された場合には、個人情報保護法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 5 データ提供者は、提供データの全部または一部を改ざんして、提供データをプラットフォーム に提供してはならない。なお、「改ざん」とは、事実と異なる改変を加えることをいう。

(1) 提供データの提供方法

提供データの提供方法については、基本的に【データ提供型】契約の「提供データの提供方法」で述べたところが本章でも妥当する。なお、プラットフォーム型の場合、プラットフォームからデータ提供者に対して提供されたソフトウェアを使って、一定のフォーマットにデータを変換してプラットフォームに提供することが求められる場面も想定される。そのような場合には、本条第1項の「別紙に定める提供方法」の中に、プラットフォーム事業者が指定したフォーマットが特定されることになる。また、「プラットフォームに対する提供データの提供方法は、別途プラットフォーム事業者の指示するところに従い、データ提供者が、プラットフォームにアクセスし、アップロードすることにより提供するものとする。」というような定め方もあり得る。

(2) プラットフォーム事業者には、一切の「プライベート・データ」に対するアクセス権限が付 与されない場合

以上の条文は、プラットフォーム事業者に「プライベート・データ」に対するアクセス権限が付与される場合を想定したものであるが、プラットフォーム事業者に一切の「プライベート・データ」に対するアクセス権限が付与されない場合には、プラットフォーム事業者は、「提供データ」内の個人情報に何らのアクセスをする権限もなく、したがって提供データ内の個人情報については管理責任を負担しないのであるから、次のとおり、第4項は不要となる。

第3条(提供データの提供方法)

1 データ提供者は、本規約に定める義務の履行と責任に関する内容を承諾した上、プラットフォームに対して提供データを、別紙に定める提供方法で提供する。ただし、データ提供者は、データ提供の●日前までにプラットフォームに通知することで、別紙に記載の提供方法を変更することができる。

- 2 データ提供者は、提供データの全部または一部を改ざんして、提供データをプラットフォームに提供してはならない。なお、「改ざん」とは、事実と異なる改変を加えることをいう。
- 3 データ提供者が個人情報等を含んだ提供データをプラットフォームに提供する場合には、その 生成、取得および提供等について、個人情報保護法に定められた手続を履践していることを保証 する。
- 4 データ提供者は、提供データの全部または一部を改ざんして、提供データをプラットフォームに提供してはならない。なお、「改ざん」とは、事実と異なる改変を加えることをいう。

(3) 提供データに個人情報が含まれている場合

本ガイドライン(データ利活用編)では、データ提供者が、個人情報等を含んだ提供データをプ ラットフォームに提供する場合には、データ提供者に①事前にその旨および提供される個人情報等 の項目をプラットフォーム事業者に明示させ、②その生成、取得および提供等について、個人情報 保護法に定められた手続を履践していることを保証させるとともに、プラットフォーム事業者に対 し、個人情報保護法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずることを約束させた。農業者 (個人)が当初データの保有者である場合で当該当初データ内に個人情報が含まれている場合には、 データ提供者が当該農業者(個人)に対して利用目的等を通知しまたは公表することになるし、当 該農業者(個人)から第三者提供に対する同意を取得することになる。ただし、経産省ガイドライ ンで指摘されているとおり、「プラットフォーム型においては、事業グループを越えた複数の事業 者に提供データを共用・活用させることで新たな価値を生み出すことが期待されるため、利用範囲 をできるだけ広く規定する場合」が少なくない⁸²。しかしながら、この場合、記載方法のいかんに よっては、個人情報保護法第17条第1項が「利用目的をできる限り特定しなければならない。」 と規定していることと反する結果になる可能性がある。また、同法第27条1項は、第三者提供の 場合に原則として本人の同意を必要とし、また域外移転をする場合にも同様の同意を要求するが、 プラットフォーム型においては、提供範囲を予め特定することが困難であるため、法が求める同意 の取得が困難となる可能性が高い。したがって、経産省ガイドラインは、「プラットフォームを通 じた情報提供を行おうとする場合には、利用目的や第三者提供の範囲をあらかじめ十分に特定でき ないため、法令を遵守する観点から、提供データとして個人情報がプラットフォームに収集されな い体制を取ることが望ましい場合もある」と指摘している。また、他の手段として、「個人情報を 含む提供データを扱う場合には、あらかじめデータ提供者の元で匿名加工情報(個人情報保護法第 2条第6項)または統計情報その他の非個人情報とした上で、プラットフォームを通じて流通させ ることが考えられる。この場合、提供データが個人情報ではなく非個人情報であることについて、 データ提供者に一定の責任を負わせることも考えられる。」などとも説明している⁸³。そして、「提 供データが個人情報ではなく非個人情報であることについて、データ提供者に一定の責任を負わせ る」ことの具体例として、「たとえば、データ提供者に、(i)提供データに個人情報が含まれな いことを表明保証させる、(ii)提供データに個人情報が含まれる場合には、個人情報にかかる本 人からプラットフォームにおける個人情報の第三者提供等について同意を取得したことを表明保証

٠

[∞] 経産省ガイドライン89頁

⁸³ 経産省ガイドライン89頁

させる、(iii)提供データが匿名加工情報または統計情報であることを表明保証させる、といった対応が考えられる。」と説明している⁸⁴。

なお、プラットフォーム事業者としては、SPC (特別目的会社) やプラットフォーム運営のために新たに設立された会社も想定されるが、このような場合には、プラットフォーム事業の立ち上げ時にはプラットフォーム事業者が「個人情報取扱事業者」(個人情報保護法第16条第2項)となることはなく、したがって、個人情報取扱事業者の義務等が規定された個人情報保護法保護法第4章第1節の義務を負担しない。しかしながら、プラットフォーム事業者に「プライベート・データ」に対するアクセス権限が付与される場合には、後述する当初取得者は、プラットフォーム事業者もデータ提供者同様に当初データ中の個人情報保護をすることを期待していると言えるから、この場合には、プラットフォーム事業者に「個人情報保護法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずる」ことを約束させることにした。

-

⁸⁴ 経産省ガイドライン89頁、脚注163

6. 提供データに関する適切な取得および保証/非保証

第4条(提供データに関する適切な取得および保証/非保証)

- 1 データ提供者は、適法かつ適切な方法によって提供データが取得されたものであることを表明し、保証する。
- 2 提供データの中に第三者(以下「**当初取得者**」という。)が有していたデータ(以下「**当初データ**」という。)がある場合には、データ提供者は、当初取得者から当初データを本規約に基づき利用し、かつ利用許諾をする権限を付与されていることを、プラットフォーム事業者およびデータ利用者に対して表明し、保証する。なお、データ提供者は、当初データをプラットフォーム上に提供するに先立ち、当初取得者に対して、本規約の内容を提供し、本規約にしたがって、当初データが提供されかつ利用される旨の同意を当初取得者から得るものとする。その同意書のフォームは、別紙2に記載のとおりとする。
- 3 データ提供者は、提供データの正確性、完全性(提供データに瑕疵またはバグがないことを含む。)、安全性(提供データがウィルスに感染していないことを含む。)、有効性(本目的への適合性を満たしていることを含む。)、提供データが第三者の知的財産権および/またはその他の権利を侵害しないこと、提供データが継続してデータ利用者に提供されることをいずれも保証しない。また、データ提供者は、本規約において明示的に保証すると記載したものを除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、提供データに関するいかなる保証もしない。
- 4 前項の規定にもかかわらず、以下のいずれかの事由を原因として、データ利用者が損害を被った場合には、データ利用者は、データ提供者に対して損害賠償を請求することができる。
 - ① データ提供者が提供データの全部または一部を改ざんして、データ利用者に提供した場合。
 - ② データ提供者が有償で提供データをデータ利用者に提供した場合で、提供データの正確性、 完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、その他提供データが第三者の知的財産 権および/またはその他の権利を侵害していることを故意により告げずまたは重過失により告げないで、提供データをデータ利用者に提供した場合。

(1) 適法かつ適切な取得

データ提供者がプラットフォームに提供するデータの中には、①自らが原始的に取得したデータ (例えば気象データや農薬、肥料の適用作物や適用量に関するデータなど)と、②第三者から承継 取得したデータ (農業関係者から取得した特定の農作物に関する育成データなど)がある。そして、これらのデータの中には、官公庁から提供されるデータと民間企業から提供されたデータがある。このうち官公庁から提供されるデータについては一般的に問題ないと言えるが、民間企業等から提供されるデータについては、適法な取得または適切な取得がなされていない場合があり得る(例えば、元のデータ提供者に提供した機械にセンサがついていることを知らせないでデータを取得していた場合など)。そして、そのような場合には、のちに元のデータ提供者との間でトラブルとなり、場合によっては、元のデータ提供者からデータ利用の停止や損害賠償が請求されることもある。したがって、本ガイドライン(データ利活用編)では、このようなリスクを回避する手段として、第1項の表明保証をしてもらうことにより、のちに当該データの利用が第三者から停止請求されたりしないようにした。

(2) 当初取得者からの同意取得

プラットフォーム型で想定されているデータ提供者の中には、農業関係者からデータ提供を受けた農機メーカーやICTベンダなどが含まれている。そしてその場合には、農業関係者は、自己が提供したデータ(プライベート・データ)がどのようにして、また誰に利用されることになるのかについては非常にセンシティブであるのが通常である。ましてや、かかるデータが、プラットフォームを通じて、複数の見知らぬデータ利用者に提供または開示される可能性があるとなると、それがいかなるルールの下でなされるのかまたはなされないのかについて明確に認識できていないと、農業関係者としてはデータを安心して農機メーカーやICTベンダに提供できないことになる。そこで、このような観点からすれば、本規約内容を示した(または本規約を添付した)同意書を農業関係者から取得した上で、プラットフォーム事業を展開することが、農業関係者の利益の保護と、プラットフォーム事業の継続性を担保する上では必要になる。

この点、我が国においては、データにオーナーシップまたはこれに類する権利は認められておらず、したがって、仮に農業関係者からの同意なく提供データをプラットフォーム上に提供したとしても、農業関係者から差止請求や損害賠償請求を受ける可能性は低いとして、あるいは農機メーカーやICTベンダには多数の農業関係者からデータが集約されることから、現実問題として、本規約に対する同意を得た上で提供データの取得を開始するのは煩雑であるというような指摘もあり得る。しかしながら、データの種類によっては損害賠償請求を受ける可能性も否定できないこと(例えば、特殊な品種で非常に高く売れる品種の果物の育成ノウハウが詰まったデータが、同意なく取得された上、当該データが第三者に販売された場合)、農業関係者が少しでも騙されたという感覚を持つようであると、データ提供者やプラットフォームに対する信頼を喪失する可能性があるが、かかる信頼を失っては、プラットフォーム事業は立ち行かなくなるのであることからすると、長期的な視野にたてば、農業関係者に対してプラットフォームの規約を提示した上できちんとした説明をし、いかなる場合に、いかなる者に提供データが開示または提供されるのかを事前に知らしめ、かつ同意を得ることは必要な手続であると考えられる。したがって、本ガイドライン(データ利活用編)では、同意の取得を推奨することとし、その場合の同意フォームも提供することとする。

(3) 提供データに関するデータ提供者の責任(保証/非保証)

経産省ガイドラインは、この点に関し、「データ提供者に提供データに関する責任を負わせたり、 負わせなかったり、または責任の一部を負わせたりする場合があるところ、客観的にいずれが好ま しいというものではなく、どのように責任関係を設計すれば、必要な数、属性のデータ提供者を確 保しつつプラットフォームを持続的に運営できるかという事業上の観点を踏まえて、データ提供者 の責任範囲を設計することとなる。なお、データ提供者がデータの正確性について責任を負わない 旨の免責条項を利用規約に規定することは、プラットフォーム型においてもあり得るものの、産業 データについては、たとえば、時間軸がずれていた、単位変換を誤った、検査をクリアするために データが改竄または捏造されていたといった事態が生ずると、複数のデータ利用者がプラットフォ ームを通じて当該データを利用することで、予期せぬ損害が生じる可能性もある。データの正確性 について保証を求める場合でも、「正確性」にどのような意味を持たせるのかについては、利用規 約において詳細に内容を規定した上で、誰が責任をもつのかまたは誰も責任をもたないのかについ て明記することが望ましい。」としている⁸⁵。この指摘はいずれも正しいものであり、本ガイドライン(データ利活用編)においても妥当する。本ガイドライン(データ利活用編)では、できるだけ提供データの提供者が安心して、かつ無償またはできるだけ安価な対価でデータの提供をしてもらうことを確保することを優先に、提供データの原則的非保証を規定し、例外的にデータ提供者が提供データの内容について責任を負担すべき場合を限定的に規定しているが、上記の観点からも、この規定が必ずしもデフォルトにすべきものとは言えないことについても留意をいただきたい。

⁸⁵ 経産省ガイドライン95頁

7 データ提供者による提供データのデータ利用者への提供

第5条(データ提供者による提供データのデータ利用者への提供)

- 1 データ提供者は、管理画面上の設定により、プラットフォームが発行するアクセス・キーを特定のデータ利用者に通知することによって、プライベート・データを当該特定のデータ利用者の利用に供することができる。アクセス・キーの通知を受けたデータ利用者は、当該アクセス・キーを利用して、データ提供者がプラットフォーム上で管理するデータ・サーバにアクセスし、当該サーバに格納されている提供データを利用することができる。データ提供者は、プラットフォーム上の管理画面の設定(提供データのプライベート・データおよびパブリック・データの区別の設定を含むがこれに限られない。)を自らの意思と責任のみにより行うものとする。
- 2 データ提供者は、①当初取得者から提供を受けた当初データ及び②プラットフォームが自動作成し、データ提供者に提供したアクセス・キーを善良な管理者の注意をもって管理・保管する。
- 3 データ提供者は、管理画面を自ら操作し、自らの責任において、プライベート・データをパブ リック・データに変更することができる。ただし、プライベート・データの中に当初データが含 まれている場合には、データ提供者は、その変更につき当初取得者の承諾を得なければならない。 データ提供者は、パブリック・データと指定した提供データを後にプライベート・データと設定 変更をすることはできない。
- 4 データ提供者は、本規約が拘束力を有している間であっても、何らの理由なくして、いつでも プラットフォーム事業者に対して、プライベート・データの削除、消去または利用停止を求める ことができる。本条項に基づくデータ提供者によるプライベート・データの削除、消去、または 利用停止請求に基づきプラットフォーム事業者および/またはデータ利用者に損害が発生した場 合であっても、プラットフォーム事業者および/またはデータ利用者は、データ提供者に対して 何らの損害賠償請求その他のクレームをすることができない。ただし、データ利用者が、有償で プライベート・データの提供を受けていた場合にはこの限りではない。
- 5 前項にもとづき、プライベート・データの削除、消去または利用停止を求められたプラットフォーム事業者は、対象となったプライベート・データを削除、消去し、または利用停止措置をとらなければならない。またデータ提供者が、プライベート・データの削除、消去を求めた場合には、データ提供者は、プラットフォーム事業者に対して、対象となったプライベート・データが削除または消去されたことを証する書面の提出を求めることができる。この場合、プラットフォーム事業者は、かかる請求に応じなければならない。
- 6 前2項の規定は、①データ提供者が、第14条第1項から第5項のいずれかに基づき本規約を 解除された場合、および②本規約に基づきデータ提供者から提供されたプライベート・データに 基づき派生データが作成され、データ利用者が当該派生データの利用をしている場合における当 該派生データについては適用がないものとする。
- 7 データ提供者に代わり、プラットフォーム事業者が提供データをデータ利用者に提供する場合 には、プラットフォーム事業者は、管理画面を通じたデータ提供者の指示にしたがい、適切に提 供データをデータ提供者が指示したデータ利用者に提供するものとする。
- 8 提供データに関してデータ提供者が創出した著作権、品種登録を受ける権利および産業財産権 を受ける権利(データベースの著作物に関する権利を含むが、これらに限らない。以下同じ。) は、データ提供者に帰属する。ただし、提供データのうち、第三者に知的財産権が帰属するもの はこの限りではない。

9 提供データに関してデータ提供者が創作した著作物がプラットフォーム事業者に提供されている場合には、データ提供者とプラットフォーム事業者との間で特段の合意がない限り、当該著作物は、データ提供者からプラットフォーム事業者およびデータ利用者に対して本規約に基づき利用許諾されているものとみなす。

(1) プラットフォームの管理画面上での設定

この種のプラットフォームには様々なものがあり得るが、よくある例では、プラットフォームには管理画面というものが設定され(この管理画面は、参加者がプラットフォームに接続したパソコン上で操作することができる)、その管理画面上で、提供データの管理または提供対応を、データ提供者の選択に基づき設定することができる。この場合、データ提供者は、管理画面上で、提供データの利用を求める参加者に求められた提供データを提供するかどうか、参加者にデータ提供をする場合の提供者の範囲などを設定することができる。また、データ提供者は、管理画面上で、提供データのプライベート・データ及びパブリック・データの区別の設定をすることができるし、データ提供者は、管理画面を自ら操作して、自らの責任において、プライベート・データをパブリック・データに変更することができる(ただし、この場合には農業関係者の同意を取得することが求められることになるであろう)%。

そして、このようにデータ提供者が、管理画面上でデータ提供の有無やその範囲について設定をする場合には、原則としてプラットフォーム事業者はそれらの行為については何ら管理をしていないのであるから、提供データのコンテンツやデータ利用者との間で提供行為を巡るトラブルがあったとしても、それについてはデータ提供者とデータ利用者との間で解決すべき問題であり、プラットフォーム事業者はかかる紛争には何ら関与しないという帰結となる可能性が高い。「データ提供者は、プラットフォームの管理画面の設定を自らの意思と責任のみにより行うものとする。」という規定を入れたのは、提供データが提供される者の範囲等に関して、データ提供者とプラットフォーム事業者との間で将来トラブルになった場合に、データ提供者が管理画面の設定や意味がよくわからなかったなどと主張して、プラットフォーム事業者に責任転嫁をするようなことを防止するための措置である。

他方、データ提供者が、プラットフォーム上の管理画面上で上記のような設定はするが、プラットフォーム事業者がデータ提供者が提供するプライベート・データについてのアクセス権限を有し、したがって実際のデータのやり取りについては、プラットフォーム事業者とデータ利用者が主体となる場合がある。その場合においては、その両者の間でデータ提供契約が成立するのであるから、取引対象となったデータの提供に関するトラブルについてはプラットフォーム事業者とデータ利用者との間で解決すべき問題であり、プラットフォーム事業者は、契約上、自らがデータ利用者に対して負担した損害賠償をデータ提供者に対して求償できる事情がある場合には、データ提供者に対して求償するという図式になる。また、プラットフォーム事業者がデータ提供者から、提供データの「加工等」をする権限を付与され、「派生データ」を作成してデータ利用者および/またはデータ提供者に提供する場合にも、当該「派生データ」の利用に関するトラブルについては、プラットフォーム事業者とデータ提供者間、またはプラットフォーム事業者とデータ利用者間の契約問題と

⁸⁶ これらの事実についても適切に農業関係者に知らしめるため、本規約中に規定することも検討されてよい。

なる。本ガイドライン(データ利活用編)では第7項で対応をしているが、アクセス・キーを誰が どのように付与するのか等に関してもケース・バイ・ケースであると思われるので、具体的な実状 に応じて適切に条文を修正していく必要がある。なお、実際のデータのやり取りについては、プラットフォーム事業者とデータ利用者が主体となる場合には、第7項の代わりに、第5条第1項を、 以下のような条文に修正することも検討に値する。

第5条(データ提供者による提供データのデータ利用者への提供)

1 プラットフォーム事業者は、データ提供者の指示に基づき、プラットフォームが発行するアクセス・キーを特定のデータ利用者に通知することによって、プライベート・データを当該特定のデータ利用者の利用に供することができる。アクセス・キーの通知を受けたデータ利用者は、当該アクセス・キーを利用して、プラットフォーム上で管理されるデータ・サーバにアクセスし、当該サーバに格納されている提供データを利用することができる。

そしてこのいずれの制度設計にするのかについては、プラットフォーム事業者にプライベート・データに対するアクセス権限を付与することやデータ提供の主体ならしめることの是非について慎重に検討した上で、データ提供者とデータ利用者のプラットフォームに対する信頼確保の観点からバランスのとれたものにしていく必要がある。

なお、データ提供の可否やその提供範囲を管理画面上での設定ではなく、利用規約上で定めるという方法も考えられる。経産省ガイドラインはそのような方法を想定しており、①データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約と②データ利用者・プラットフォーム事業者間の2つの利用規約が別個に作成されることを前提として、前者の利用規約においては提供データの利用範囲を規定し、後者の利用規約においては、利用データまたは利用サービスの利用範囲を規定することになると考えられるとしている。また、「データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用範囲の定めにより、成果物である利用データ、利用サービスの取扱も定まることとなる。利用範囲は、①どの提供データについて、②誰が(データ利用者の属性、範囲や条件、プラットフォーム事業者の協力先等その他の参加者の範囲や条件等)、③いつ(期間)、④どこで(たとえば、国外サーバに提供データを記録しないで欲しいといったことが考えられる)、⑤どのような目的で、⑥どのような態様・方法で共用・活用するため、という素の全部または一部を組み合わせる形で規定されることが多い。」と説明している『。

(2) アクセス・キーの付与

「アクセス・キー」とは、「データ利用者」に対して「プラットフォーム」が自動的に発行する、パスワードその他の「提供データ」または「派生データ」へのアクセスを認証するための電子的な鍵をいう。本ガイドライン(データ利活用編)においては、「データ提供者は、管理画面上による設定により、プラットフォームが発行するアクセス・キーを特定のデータ利用者に通知することによって、プライベート・データを含む、指定した内容の提供データを当該特定のデータ利用者の利用に供することができる。アクセス・キーの通知を受けたデータ利用者は、当該アクセス・キーを利用して、データ提供者が管理するデータ・サーバにアクセスし、当該サーバに格納されている提供データを利用することができる。」という状況を想定している。そして、データ提供者に対し、

⁸⁷ 経産省ガイドライン94頁

①当初取得者から提供を受けたプライベート・データ及び②プラットフォームが自動作成し、データ提供者に提供したアクセス・キーを善管注意義務をもって管理・保管することを求めることによって、プライベート・データのデータ漏えいが起こった際の漏えい源の特定、再発防止策の策定と責任の所在を明確にすることが可能となる。

なお、この点アクセス・キーは、データ提供者が提供したデータを管理するためのものに過ぎないのであって、データ提供者に善管注意義務まで負担させる必要はなく、自己のものを管理するのと同程度の管理義務でもよいのではないかという議論はあり得る。この考え方にも十分な合理性はあるが、①そもそも本ガイドライン(データ利活用編)で想定されている提供データの中には、農業関係者のノウハウが詰まったデータが含まれることが想定されていること、②農業関係者に対してプラットフォームにおいてのみならず、データ提供者側もデータを安全に管理していることを示すことが、データ提供の促進に繋がると思われることからすれば、データ提供者に提供したアクセス・キーを善管注意義務をもって管理・保管させる規定をおいた方がよいのではないかと思われる。

(3) データの利用停止措置

本ガイドライン(データ利活用編)では、「データ提供者は、何らの理由なくして、いつでもプ ラットフォーム事業者に対して、プライベート・データの削除、消去または利用停止を求めること ができる。本条項に基づくデータ提供者による提供データの削除、消去、または利用停止請求に基 づきプラットフォーム事業者および/またはデータ利用者に損害が発生した場合であっても、プラ ットフォーム事業者および/またはデータ利用者は、データ提供者に対して何らの損害賠償請求そ の他のクレームをすることができない。ただし、データ利用者が、有償でプライベート・データの 提供を受けていた場合にはこの限りではない。」とした。これはデータ提供契約の規定と一定程度 の平仄をあわせたものである。ただし、これに対しては反対の考え方もあり得る。その考え方は、 ①データ提供者は、データ提供者以外の多数の利用者による利用が想定されるオープン型プラット フォームであることを知りながら当該プラットフォームに対してデータの提供をしたのであるから、 当該プラットフォームが継続的に利用者に対してデータ提供する役割を阻害すべきではないこと、 ②この点においてデータ提供者とデータ受領者を二当事者とするデータ提供契約等とは異なること から取扱を同じにする必然性はないこと、③オープン型プラットフォームに参加したデータ利用者 の立場からすれば、これまで利用できていたデータが突然利用できなくなる可能性があるとすると、 当該オープン型プラットフォームの継続的存続やこれに対する信用ができないとして参加を見送る 場面が想定されるが、そうであるとオープン型プラットフォームの設立を通じてデータの利活用を 促進するという当初の目的に逆行することになり得ることなどを理由とする。なお、この考え方に 立つ場合にも、①データ提供者からのデータの削除、消去、利用停止措置には一切応じないとする 考え方や、②データ提供者からのデータの削除、消去、利用停止措置には契約解除の場合その他合 理的な理由がない限り応じないとする考え方などがあり得る。また、折衷的な考え方として、プラ ットフォーム事業者に対してデータの削除、消去、利用停止措置を求めることはできるが、データ 利用者に対してはかかる請求をすることは認めないとする考え方などがあり得る。データ提供者が オープン型プラットフォームに対して安心してデータ提供をすることができるようにするためには 一定程度データ削除、消去、利用停止措置を求める手段を確保しておくことは必要であると思われ るが、他方データ利用者が突然データを利用することができなくなるということも極力避ける必要 がある。そこで、本ガイドライン(データ利活用編)では、上記の折衷説の立場を採用し、本条の 下では、プラットフォーム事業者のみに対して、データの削除、消去、利用停止措置を求めること

ができるようにし、データ利用者が既にプラットフォームからダウンロードするなどして既に使っているデータに対する消去等の請求は認めないこととした。有償でプライベート・データを提供する場合であっても、提供するデータが第三者の知的財産権および/またはその他の権利を侵害していることを知った場合には、侵害行為を回避する観点から、プラットフォーム事業者および/またはデータ利用者に対してプライベート・データの削除・消去または利用停止を求めることができる旨を規定しておくことも考えられる⁸⁸。

なお、本規約では、「前2項の規定は、(中略)本規約に基づきデータ提供者から提供されたプ ライベート・データに基づき派生データが作成され、データ利用者が当該派生データの利用をして いる場合における当該派生データについては適用がないもの」としたが(第6項)、これもデータ 提供契約に同様の規定が置かれていることとの平仄をあわせたものである。しかしながら、この点 も農業関係者の思いを汲んだ十分な議論が必要である。派生データは、提供データとは別個独立の データであり、その利用の設定や消去請求については、それを作成したプラットフォーム事業者に 一任すべきであって、その判断に対してデータ提供者の介入を許すべきではないという考え方が一 方では存在する。これは、派生データの共用を促進し、それを今後の農業の発展にできるだけ活用 していこうという考え方に基づいたものである。他方、派生データの中には、農業関係者のプライ ベート・データが識別できる形で残っているものもあり、そのようなデータについては、提供デー タと同一の取扱にしないと農業関係者の不安を取り除くことはできないという考え方が存在する。 このような考え方は、農業関係者の不安解消のためには、派生データの共用や活用を一定程度犠牲 にすることはやむなしという考え方に立脚するものである。なお、折衷的な考え方としては、後者 の考え方を採用しつつ、統計データ等のすでに農業関係者のプライベート・データが識別できる形 で残っていないものについては、前者の考えを採用するというものがあり得る。この考え方に立つ 場合の第7項の条文例としては、「6.前2項の規定は、本規約に基づきデータ提供者から提供さ れたプライベート・データに基づき派生データが作成された場合で、当該派生データにおいて提供 データの識別が出来ない場合については、適用がないものとする。」というものが検討されること になる。

(4) プライベート・データの管理責任

プラットフォーム型で想定されているデータの流れは概ね以下の通りである。



すなわち、農業関係者等(当初取得者)は、自らが取得した「当初データ」をデータ提供者に提供する。「当初データ」のうち、データ提供者がデータ利用者との共用やデータ利用者による活用

^{*} 提供データに他人の営業秘密や限定提供データが含まれていた場合、それを知って提供する行為は不正競争防止法上の 差止請求等の対象となる「不正競争」行為に該当する可能性がある。

を予定しているものについては「提供データ」となるが、データ提供者はプラットフォーム事業者によってプラットフォーム上で付与された管理画面上で、「提供データ」を「プライベート・データ」とするか「パブリック・データ」とするのかを選択をし、その上で、「提供データ」をデータ利用者の利用に供するということになる。

したがって、これらについては、以下のように整理をすることができる。

₩ ₹₩ ৴	\/_T_\ \	+= / !! -> ->	
義務主体	当初データ	提供データ	プライベート・データ
データ提供者	善管注意義務での管理(4条)	 適切な取得(3条) プラットフォームへの提供(2条) データ漏えいの場合の対応義務(11条) 許諾外の利用を発見した場合の通報義務(6条) 	 管理画面上での設定(4条) アクセスキーの取得およびデータ利用者への付与(4条) 削除、消去または利用停止の請求(4条) パブリック・データに変更する場合の同意取得(4条)
データ利用者		 利用(4条、5条) 適切な管理(5条、6条) データ漏えいの場合の対応 義務(11条) 契約解除された場合の削除 義務(13条) 	 アクセスキーの取得および利用(4条、5条) 削除、消去または利用停止 義務(4条)
プラットフォ 一ム事業者		 データ漏えいの場合の対応 義務(11条) プラットフォーム事業者が 提供者となる場合には、デー タ利用者への提供とアクセ ス・キーのデータ提供者への 付与(4条) 	 アクセス・キーのデータ提供者への付与(4条) 削除、消去または利用停止 義務(4条)

(5) 提供データを利用した結果生じた権利の帰属

提供データの中には農業関係者から取得したデータが含まれるが、これらに関して「データ提供者が新たに創出した著作権、品種登録を受ける権利および産業財産権を受ける権利(データベースの著作物に関する権利を含むが、これらに限らない。以下同じ。)は、データ提供者に帰属する。ただし、提供データのうち、第三者に知的財産権が帰属するものはこの限りではない。」とした。この「第三者」には、農業関係者が含まれる。なお、この規定は、参加者間のみ拘束力を有するものである(換言すれば、例えばデータ提供者とデータ利用者間では、データ提供者に権利が帰属することを合意または確認する)という意味に過ぎない。すなわち、当該データに関して生ずる知的財産権に関して、農業関係者とデータ提供者との間で、農業関係者に帰属させる旨の合意がある場

合や、農業関係者がデータ提供者に対して提供したデータに著作権等が発生している場合には、農業関係者との間では、当該データに関して生ずる知的財産権は、農業関係者に帰属するということになる。

(6) 提供データに関してデータ提供者が創作した著作物がプラットフォーム事業者に提供されて いる場合のみなし利用許諾

本ガイドライン(データ利活用編)では「提供データに関してデータ提供者が創作した著作物がプラットフォーム事業者に提供されている場合には、データ提供者とプラットフォーム事業者との間で特段の合意がない限り、当該著作物は、データ提供者からプラットフォーム事業者およびデータ利用者に対して本規約に基づき利用許諾されているものとみなす。」旨規定をした。①提供データに関してデータ提供者が創作した著作物に関する利用許諾がプラットフォーム事業者間で定められる可能性が実務上低いと思われること、②提供データに関してデータ提供者が創作した著作物がプラットフォーム事業者に提供されている場合には、事実上利用許諾をする意思があったと認めても問題はないこと、③かかる利用許諾が認められないと提供データの利用に混乱を来たす可能性があることから、権利関係の安定という観点から、かかるみなし規定を置いたものである。

8 データ利用者による提供データの利用

第6条(データ利用者による提供データの利用)

- 1 データ利用者は、本規約に定める義務の履行と責任に関する内容を承諾した上、本目的および データ提供者から別途指定を受けた内容の範囲内で、提供データを利用することができる。
- 2 データ利用者は、データ提供者から提供された提供データ及びアクセス・キーを善良な管理者 の注意をもって管理するとともに、秘密として保持し、第三者に開示し、その利用に供してはな らない。
- 3 前項の規定にもかかわらず、データ利用者は、提供データを自らの関連会社等に利用させ、アクセス・キーを、提供データを利用させる自らの関連会社等に限り開示することができる。この場合、データ利用者は、データを利用させる当該子会社または関連会社をして、事前に本規約に同意させるとともに、提供データの利用に関して、データ利用者と同等の責任を負担させなければならない。データ利用者の関連会社等による本規約の違反は、データ利用者の違反とみなされる。この規定は、プラットフォーム事業者がデータ利用者に対して派生データの利用を許諾した場合も同様とする。
- 4 前項の関連会社等が企業再編等によりデータ利用者の関連会社等ではなくなった場合、関連企業等ではなくなった会社は、利用データの利用権限を喪失する。この場合、データ利用者は、データ利用者の関連会社等ではなくなった会社名を直ちにデータ提供者に通知するとともに、自らの費用と責任で、関連会社等ではなくなった会社に対して、利用データの利用を中止させなければならない。
- 5 前項の規定は、プラットフォーム事業者がデータ利用者に対して派生データの利用を許諾した 場合には適用がないものとする。
- 6 データ利用者が提供データを利用して新たな成果物を作成したり、新たなサービスを構築しようとするときには、第1項に基づき、かかる成果物の作成や新たなサービスの構築が利用範囲として設定されている場合を除き、事前にデータ提供者に通知し、その承諾を得なければならない。その際、データ提供者とデータ利用者は、新たな成果物および/または新たなサービスに関して生ずる著作権、品種登録を受ける権利および/または産業財産権を受ける権利の帰属について誠実に協議し、決定するものとする。なお、新たな成果物および/または新たなサービスに関して生ずる著作権、品種登録を受ける権利および/または産業財産権を受ける権利の帰属について協議が整わない場合には、当該権利はデータ提供者とデータ利用者との間の共有とする。

(1) データ利用者による利用の範囲

本ガイドライン(データ利活用編)では、データ提供者が管理画面により、データ利用者の提供 データの利用範囲を設定し、その範囲内でデータ利用者は提供データの利用をすることができるこ ととした。

なお、本ガイドライン(データ利活用編)での雛形では、データ提供者からデータ利用者に対する利用のみを設定された場合であっても、データ利用者が自らの関連会社等に対して提供データを利用させることができるようにした。しかしながら、これについてはデータ利用者が大きなグループのグループ企業である場合には、データ提供者または農業関係者においていかなる範囲の者が利用者となるのかの把握が難しく、データ提供者側の不安が煽られる場合も想定される。そのような場合には、第3項から第5項の規定を削除した形での利用規約の設定も可能である。

(2) データ利用者の関連会社等が関連会社等ではなくなった場合の措置

昨今の状況をみると、一つのグループ企業であった会社が他のグループ企業の傘下となることは珍しくない。例えばAグループ企業は、データ提供者が属する甲県の農業支援をしていたが、Bグループ企業は、いちご栽培に関するノウハウを欲する新興国であるZ国の農業支援をしているという事案がある場合に、Aグループ企業の傘下であったX社がデータ利用者であったところ、X社がBグループ企業に買収されたという例を想定してみる。この場合、データ提供者にデータを提供してきた農業関係者Cとしては青天の霹靂であり、自分のノウハウがZ国に行ってしまうのだとしたら直ちにその利用を停止させたいと考える可能性がある。そして、そのような農業関係者Cの思いは、このプラットフォーム型でも実現できるような手当てが必要である。

そこで、本ガイドライン(データ利活用編)の雛形では、データ利用者の「関連会社等が企業再編等によりデータ利用者の関連会社等ではなくなった場合、関連企業等ではなくなった会社は、利用データの利用権限を喪失する。この場合、データ利用者は、データ利用者の関連会社等ではなくなった会社名を直ちにデータ提供者に通知し、自らの費用と責任で、関連会社等ではなくなった会社に対して、提供データの利用を中止させなければならない。」という規定を入れた。X社がAグループ企業の関連会社でなくなった以上、契約上当然に提供データを利用できなくなるという考え方もあり得るが、契約の時点で「関連企業」であった以上、契約締結後の事情で「関連企業」ではなくなった場合に、当該企業を排除するまたは当該企業に利用停止を求める特段の規定なく、当然に裁判上「関連企業」ではなくなったから利用権限がなくなる(換言すれば、「関連企業」ではなくなった会社を相手取って利用差止の請求や仮処分が裁判上認められる)と言い切れるかどうかは必ずしも定かではないからである。

なお、この場合に派生データの取扱をどのようにするのかは難しい問題である。前述のとおり、派生データは、提供データとは別個独立のデータであり、その利用の設定や消去請求については、それを作成したプラットフォーム事業者に一任すべきであって、その判断に対してデータ提供者の介入を許すべきではないという考え方が一方では存在する。他方、派生データの中には、農業関係者のプライベート・データが識別できる形で残っているものもあり、そのようなデータについては、提供データと同一の取扱にしないと農業関係者の不安を取り除くことはできないという考え方が他方では存在する。本ガイドライン(データ利活用編)は前者の考え方に沿って第5項の条文を作成しているが、後者の考え方に立つ場合には、第5項の条文を「5.前項の規定は、プラットフォーム事業者がデータ利用者に対して派生データの利用を許諾した場合にも適用するものとする。」と規定することによって対応が可能となる。また。後者の考え方に立つ場合でも、第5項に「ただし、統計データについてはこの限りではない。」という条文を付加して、統計データについての利用停止を除外するという考え方もあり得る。

(3) データの利用に基づき生じた権利の帰属

データ利用者は、提供データを利用して新たな成果物を作成したり、新たなサービスを構築しようとすることがある。それ自体、データの幅広い利活用という観点からは推奨されるべきものであると言える。そして、当初からかかるデータの幅広い利活用を想定している場合には、その旨データ提供者に告げて、当該利用についての許諾を求めておくことが望ましい。しかしながら、実際にはそのような新たな成果物やサービスの構築が当初から判っていることは稀であり、データの利用

を開始した後に、データ利用者において、新たな成果物やサービスの構築を思いつくことは少なく ない。そしてそのような場合、新たな成果物やサービスに関する著作権や産業財産権を受ける権利 等について当該権利を創出したデータ利用者に帰属させることとするというのは一つの考え方であ る。しかしながら、提供データに農業関係者の重要なノウハウが存在するような場合に、果たして それを利用した新たな成果物やサービスに関する著作権や産業財産権を受ける権利等を、データ利 用者側のみに帰属させて良いのかどうかについては疑問なしとはしない。この点については政策的 価値判断になると思われるが、本ガイドライン(データ利活用編)では、①提供データに農業関係 者の重要なノウハウが存在するような場合に、当該ノウハウに関する農業関係者の権利が徒に奪わ れることがないようにする、②利用者側に積極的な情報開示と協議を促すという2つの観点から、 承諾義務、協議義務を規定し、さらに協議が整わなかった場合には、新たな成果物やサービスに関 する著作権や産業財産権を受ける権利等は、データ提供者(対象となるデータ提供者が複数いる場 合には、当該複数のデータ提供者)とデータ利用者の共有に帰属することとした。なお、その場合、 共有となった権利はどのように使えるのかが問題となるが、それは対象となった権利について法律 が規定するところに従って律せられれば良いのではないかと考えられる。例えば、著作権であれば、 共有者全員の同意がなければ自己利用すらできないことになるし、それが特許を受ける権利なので あれば、特段の合意がない限りは、全員で共同出願しなければならないこととなる。なお、新たな 成果物やサービスについては、データ提供者とデータ利用者との合意によって「営業秘密」とする ことは原則として想定していないが、そのような合意がなされる場合には、プラットフォーム上の 設定によって適切な対応をすることが期待される。

9 提供データの管理

第7条 (提供データの管理)

- 1 データ利用者は、提供データおよび派生データを他の情報またはデータと明確に区別し、我が 国において一般にデータ保管のために用いられるシステムで通常利用されるのと同種同等のセキ ュリティおよびバックアップ体制を備えるなど、善良な管理者の注意をもって管理・保管しなけ ればならない。
- 2 データ提供者は、提供データおよび派生データの管理状況について、データ利用者に対していっても書面による報告を求めることができる。この場合において、提供データまたは派生データの漏えいまたは喪失のおそれがあるとデータ提供者が判断した場合、データ提供者は、データ利用者に対して提供データおよび派生データの管理方法・保管方法の是正を求めることができる。
- 3 前項の報告または是正の要求がなされた場合、データ利用者は速やかにこれに応じなければならない。
- 4 データ利用者は、自らの情報管理に第三者のシステムを利用し、当該システムの運営または管理を当該第三者またはその他の第三者に委託している場合には、当該システムの運営・管理会社に対して適切な監督を行わなければならない。
- 5 データ提供者は、自らが提供データを提供したデータ利用者が、本規約に違反する利用をしていることを発見した場合には、プラットフォーム事業者に通知するとともに、データ利用者に対してその違反の是正を求め、その違反が是正されない場合には、本規約に従って利用停止その他の適切な措置を講ずることを求めることができる。データ利用者は、データ提供者からの指示に従わなくてはならない。
- 6 前項の場合において、提供データのデータ利用者に対する提供者がプラットフォーム事業者である場合には、データ提供者は、プラットフォーム事業者に対して、プラットフォーム事業者がデータ利用者に違反の是正を求め、データ利用者がその違反を是正しない場合には、プラットフォーム事業者自らの責任により、データ利用者に対して、利用停止その他の適切な措置を講ずるよう求めることができる。プラットフォーム事業者は、かかる指示をデータ提供者から受領した場合には、その指示に従わなくてはならず、またデータ利用者もプラットフォーム事業者の指示に従わなくてはならない。

(1) データ利用者の管理責任

本ガイドライン(データ利活用編)においては、データ利用者の責務として、「提供データおよび派生データを他の情報またはデータと明確に区別し、我が国において一般にデータ保管のために用いられるシステムで通常利用されるのと同種同等のセキュリティおよびバックアップ体制を備えるなど、善良な管理者の注意をもって管理・保管しなければならない。」と規定した。まず他のデータとの区別を求めたのは、データ・コンタミネーション(提供データが他のデータと混じってしまうことによって、その正確性が毀損されたり、その他何らかの悪影響を受けることをいう。)を避けるためである。また、データ利用者には、他人のデータを保管するための責務として、「我が国において一般にデータ保管のために用いられるシステムで通常利用されるのと同種同等のセキュリティおよびバックアップ体制を備える」ことをその一例とした善管注意義務を認めた。

なお、データ共用型においては、このデータ利用者の中には事業者(この中には、農業協同組合などの団体も含まれる。)のみならず、農業者などの個人も想定されている。そしてそのような場

合に、上記のような内容の善管注意義務を求めると、農業者はそのような「セキュリティおよびバックアップ体制を備える」ことが困難であることが多いことから、かえってデータの利活用を阻害するという懸念も存在する。したがって、この場合には、必ずしも上記のような内容の善管注意義務を求めるのではなく、もう少し低い内容の管理義務を設定するなどして、幅広い提供データや派生データの利活用を認める方向を検討することも検討されるべきである。そして、この場合の「もう少し低い内容の管理義務」は、データ利用者に農業者等の農業関係者が想定されることからすれば、わかり易い言葉で、具体的に何をすれば管理責任を果たしたことになるのかがわかるような文言を検討することが求められるというべきである。

(2) プラットフォーム事業者の管理責任

提供データのデータ利用者に対する提供者がプラットフォーム事業者である場合にはデータ提供契約の当事者はプラットフォーム事業者とデータ利用者になるから、データ提供者はデータ利用者との間で直接的な契約関係に立たず、データ利用者に対して直接指示や要求を出すことはできない。したがって、この場合には、データ提供者は、プラットフォーム事業者に指示を出し、当該指示に基づき、プラットフォーム事業者がデータ利用者に是正要求や利用停止要求を出すことになる。また、かかるプラットフォーム事業者の指示に従わないことが、データ利用者の債務不履行を構成することを確保するために、本ガイドライン(データ利活用編)では、「データ利用者もプラットフォーム事業者の指示に従わなくてはならない。」という文言を入れている。

10 プラットフォーム事業者の運営責任等

第8条 (プラットフォーム事業者の運営責任等)

- 1 プラットフォーム事業者は、我が国において、同種同等のプラットフォームで利用されるのと 同種同等のセキュリティを備えることにより、プラットフォームを適切に管理するものとする。
- 2 プラットフォーム事業者は、プラットフォームの運営に関して、前項及び第14条第2項に記載の事項を除き、明示または黙示の別を問わず、データ提供者およびデータ利用者に対して何らの保証をせず、その中には、プラットフォームのセキュリティが完全なものであること、プラットフォームにバグがないこと、プラットフォームの利用によりウィルスに感染しないこと、プラットフォームの運営が中断しないこと、プラットフォームが第三者の知的財産権を侵害しないことのいずれも含まれるがこれらに限られない。データ提供者およびデータ利用者は、プラットフォームのセキュリティが不完全であったこと、その他本項で保証対象外とされた事項を理由として、プラットフォーム事業者に対して損害賠償請求その他のクレームをすることはできない。
- 3 データ提供者およびデータ利用者は、プラットフォーム(これを構成するデータベースやクラウドシステムを含む。)の保守・点検等を理由として、プラットフォームの運営が中断されることがあり得ることを承諾する。ただし、プラットフォーム事業者は、当該保守を実施する前に、データ提供者およびデータ利用者に対して保守期間等について通知をするものとする。

(1) プラットフォーム事業者の運営責任等

プラットフォーム事業者には、まず自らが管理するシステムのセキュリティを適切なものにする ことが求められる。経産省ガイドラインも同様の考慮をしており、「プラットフォーム事業者は、 前記のとおり、多種多様の提供データを取り扱うため、一定程度のサイバーセキュリティ対策を行 うことが要求され、提供データ、利用データおよび利用サービスの安全管理に関する義務を負うと 解される。プラットフォーム事業者として一般的に期待される/通常実施されるサイバーセキュリ ティの措置を実施していない場合には、セキュリティインシデントが生じた場合にプラットフォー ム事業者が責任を負うものと解される。他方、完璧なサイバーセキュリティ対策は存在し得ないと いえるため、一定の範囲のセキュリティインシデントについては免責とすることを検討する必要も ある。」と述べており、また「一般的に期待される/通常実施されるサイバーセキュリティの措置」 として、「プラットフォーム事業において、クラウドサービスを利用して事業を実施する場合は、 情報管理策等に関するISO/IEC27017 やクラウドサービス上の個人情報保護に関する ISO/IEC27018 などの規格の認証取得などによる対策等の措置が期待される。」と記載されてい る。本ガイドライン(データ利活用編)では、「同種同等のプラットフォームで利用されるのと同 種同等のセキュリティ」という表現にしているが、この表現では具体的にいかなる基準を満たせば 「同種同等のプラットフォームで利用されるのと同種同等のセキュリティ」といえるのかについて 不明確であるという指摘もあり得るところであり、この点はもちろん経産省ガイドラインのように 特定の規格で特定することも可能である。他方、このプラットフォーム型の規約は、WAGRIの ような多数の当事者の参加が見込まれている大規模なものから、複数の農業者等のデータを小規模 に共用するような場合も想定されている。そして、後者の場合にまで「情報管理策等に関する ISO/IEC27017 やクラウドサービス上の個人情報保護に関するISO/IEC27018 などの規格の認 証取得」を求めることは行き過ぎであるという考え方があり得るところであり、そうだとするなら、 プラットフォームのなり手を極端に制限することにもなりかねない。 したがって、このような小規 模なプラットフォーム事業者までを対象とするのであれば、「同種同等のプラットフォームで利用 されるのと同種同等のセキュリティ」という表現のほうが汎用性があってよいという判断もあり得 ると思われる。

(2) プラットフォーム事業者の責任限定

本ガイドライン(データ利活用編)では、本規約で明示的に開示した事項を除き、プラットフォーム事業者が一切保証をせず、責任も負担しないという条文をモデル条項として採用した。プラットフォーム事業者が、我が国における農業の発展等の公共の利益のために、無償でまたは実費程度の費用でプラットフォーム事業を運営している場合には、営利目的でプラットフォーム事業を運営している者と同等の責任負担を認めることは妥当ではないと思われること、またこのようなプラットフォームを運営しようとする者の成り手を制限することになることを防止する必要性からも、かかる責任限定の規定は検討されて良いと思われる。また他の責任限定の方法としては、賠償額に一定の上限を設けるという方法である。この点経産省ガイドラインは、「利用料を徴収しているデータ利用者との間では、利用料を基にした損害賠償額の算定式をあらかじめ規定することができるが、データ提供者との間では、料金を徴収して提供データの提供を受ける場合は想定し難く、どのような算定式により損害賠償額を一定額に限定する旨を規定するかについて検討を要する。」と述べている。。したがって、例えば少なくともデータ提供者との間では、本ガイドライン(データ利活用編)の雛形で記載したような責任限定の方法が妥当することが多いと思われる。

(3) 提供データの内容に関するプラットフォーム事業者の非不保証

本ガイドライン(データ利活用編)のモデル条項第4条第3項から第4項では、データ提供者の提供データに対する非保証を規定した。これはプラットフォーム事業者がプライベート・データへのアクセス権限を有さず、提供データの提供が、プラットフォームを利用することにより、プラットフォームを通じてデータ提供者とデータ利用者間で直接行われることを前提とした条文である。これに対して、データ提供者からプラットフォーム事業者がプライベート・データに対するアクセス権を付与され、プラットフォーム事業者がデータ利用者に対して提供データの提供をする場合がある。そしてこの場合、データ提供の当事者はプラットフォーム事業者(データ提供者)とデータ利用者(データ受領者)となるわけであるが、プラットフォーム事業者は提供データの生成には何ら関与していないのであるから、その中身についてデータ利用者に対して何らかの責任を負担すべき立場にはないということが言える。また、プラットフォーム事業者のなり手を確保し、当該プラットフォームを通じて提供データを大量に収集し、使い勝手の良いデータベースを構築するという目的に鑑みれば、データの生成に関与していないプラットフォーム事業者に瑕疵担保責任を負担させることにすると、プラットフォーム事業者のなり手がいなくなるのではないかという政策的懸念も存在する。そして、そのような配慮からすると、原則としてプラットフォーム事業者に対して、その瑕疵担保責任を追求できるような条文例は好ましくないという考え方になる。

しかしこのような考え方に対して、昨今プラットフォームが発するデータ内容の信憑性については、プラットフォームが厳しく管理すべきという考え方が出てきている。例えば、医療情報のキュレーションサイトで医師の監修をつけないで医療関連情報を掲載したサイトの運営者や捏造記事やフェイクニュースを拡散したSNS運営者に対して社会から厳しい声が寄せられ、その結果サイト

⁸⁹ 経産省ガイドライン101頁から102頁

運営者が掲載内容の信ぴょう性を一定程度担保する対応を迫られるという事態が生じるに至った。 オープン型プラットフォームでは、利用規約に同意をすれば誰でもプラットフォームの利用をする ことができ、また当該プラットフォームが管理するデータの利用をすることができるのであるから、 プラットフォーム事業者に対しても、同じような厳しい対応(一定程度内容の信憑性を担保する措 置を講ずること)が迫られるといった事態も想定されるところではある。

しかしながら、プラットフォームの立ち上げの初期から、将来のあり得べきリスクを考慮してあ まりに厳しい措置を要求するとなると、前述のとおり、プラットフォーム事業者のなり手がみつか らず、プラットフォーム自体の成立や存続ができないことにもなり兼ねない。また、当該リスクか ら生ずる損害の公平な分担という考え方に立脚しても、例えば、無償または実費程度でプラットフ ォームを提供し、数多くの利用者にデータ提供をしているプラットフォーム事業者と、データ内容 の非保証が謳われていることを知りつつ無償でデータ利用をしているデータ利用者とを比較すると、 プラットフォーム事業者が果たすある種の公益的な役割のとデータ利用者側の認識に鑑みて、プラ ットフォーム事業者側を保護し、その存続を維持する必要性は相対的に高いということができる。 他方、プラットフォーム事業者が広告収入その他で莫大な利益を上げている場合で、プラットフォ ームが与える社会的影響も相当程度大きくなったときには、仮にデータ利用者がデータ内容の非不 保証が謳われていることを知りつつ無償でデータ利用をしているとしても、データ利用者は他の手 段によってデータを入手する手段が限られており選択の余地がないこともあり得ることや利益に見 合った責任を負担させることこそが損害の公平な分担であると考えられること等からして、プラッ トフォーム事業者に、マスメディアに対する責任と類似の責任を負担させることにも一定の合理性 が生ずるとも考えられる。

以上の考え方からすれば、プラットフォームの影響力がマスメディアに匹敵するほど大きくなく、 ある種の公益的な観点からプラットフォームの立ち上げがなされ、その立ち上げを促進すべき現段 階においては、一定の例外的事情がある場合を除き、データ内容についての非保証とそれに対する 免責を認める方向で調整するのが好ましいと思われる。そして、その場合の条文例は、第4条第3 項を参照し、次のとおりとなる。

第8条 (プラットフォーム事業者の運営責任等)

(略)

 $1\sim3$

- 4 プラットフォーム事業者は、提供データの正確性、完全性(提供データに瑕疵またはバグがな いことを含む。)、安全性(提供データがウィルスに感染していないことを含む。)、有効性(本 目的への適合性を満たしていることを含む。)、提供データが第三者の知的財産権および/また はその他の権利を侵害しないこと、提供データが継続してデータ利用者に提供されることをいず れも保証しない。また、プラットフォーム事業者は、本規約において明示的に保証すると記載し たものを除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、提供データに関するいかなる保証もし ない。
- 5 前項の規定にもかかわらず、以下のいずれかの事由を原因として、データ利用者が損害を被っ た場合には、データ利用者は、プラットフォーム事業者に対して損害賠償を請求することができ る。
 - ① プラットフォーム事業者が、提供データの全部または一部を改ざんして、データ利用者に提

⁹⁰ 多数の利用者がプラットフォーム事業者が管理するデータを利用し、その事業に活かしているという現実や、利益追求 型のプラットフォームではないということを総合考慮して、ここでは「ある種の公益的役割」と表現している。

供した場合

② プラットフォーム事業者が有償で提供データをデータ利用者に提供した場合で、提供データの正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、その他提供データが第三者の知的財産権および/またはその他の権利を侵害していることを故意により告げずまたは重過失により告げないで、提供データをデータ利用者に提供した場合。

なお、上記の規定が入る場合、提供データの提供は、データ提供者とプラットフォーム事業者間 で直接行われることになるから、第4条第4項の規定は、次のように修正されなくてはならない。

第4条 (提供データに関する適切な取得および保証/非保証)

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 前項の規定にもかかわらず、以下のいずれかの事由を原因として、<u>プラットフォーム事業者</u>が 損害を被った場合には、<u>プラットフォーム事業者</u>は、データ提供者に対して損害賠償を請求する ことができる。
 - ① データ提供者が、提供データの全部または一部を改ざんして、<u>プラットフォーム事業者</u>に提供した場合
 - ② データ提供者が有償で提供データをデータ利用者に提供した場合で、提供データの正確性、 完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、その他提供データが第三者の知的財産 権および/またはその他の権利を侵害することをプラットフォーム事業者またはデータ利 用者に対して、故意により告げずまたは重過失により告げないで、提供データをデータ利用者 に提供した場合。

②については、データ提供者の直接的契約当事者はプラットフォーム事業者であり、告知義務もプラットフォーム事業者に対してあると言えるが、実質的な提供データの利用者であるデータ利用者に対して「提供データの正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、その他提供データが第三者の知的財産権および/またはその他の権利を侵害していること」を告げていた場合にまで免責されないというのも酷であると思われることから、データ利用者に対して要告知事項を告知していた場合には免責されるようにした。

(4) プラットフォーム事業者の監査権

なお、データの提供が①データ提供者およびプラットフォーム事業者間、および②プラットフォーム事業者およびデータ利用者間で行われる場合には、プラットフォーム事業運営に対する信頼性を維持するために、データ提供者およびデータ利用者が、利用規約にしたがってデータ提供およびデータ利用、あるいは利用サービスの利用行為を行っているのかを確認するために、プラットフォーム事業者がデータ提供者およびデータ利用者に対して定期的または不定期に書面による報告を求めたり、一定の書面開示を求めたり、あるいはプラットフォーム事業者によるデータ提供者またはデータ利用者への実地監査権を利用規約に規定することがある。またその逆に、データ提供者および/またはデータ利用者が、プラットフォーム事業者に対し、定期的または不定期に書面による報

告を求めたり、一定の書面開示を求めたり、あるいはプラットフォーム事業者への実地監査権を利用規約に規定することもある⁹¹。

しかしながら、このような規定を設けるかどうかは、監査を受けるデータ提供者、データ利用者またはプラットフォーム事業者が、そのような監査の要求に耐えうるだけの人員を揃えていることが想定されるかどうか等を慎重に考慮して反断することが必要である。そうでないと、かかる監査権が実質的なプラットフォーム事業への参入障壁となる可能性があるからである。また監査権を認めるとしても、監査の内容としてどこまでを認めるのか、それに対する対応義務をどこまで認めるのかなどは同様の観点から慎重な検討が必要である。

(5) プラットフォームに対する苦情処理

経産省ガイドラインは、プラットフォームの事業運営に対する信頼性を維持するために、監査権に加えて、「データ提供者およびデータ利用者のための苦情申出先や、データ提供者およびデータ利用者間で紛争が生じた場合の解決手順等をあらかじめ利用規約に規定する場合もある。なお、第三者による苦情申出(たとえば、自社に対するデータが同意なく第三者によりプラットフォームに提供されており、直ちに提供を止めて欲しい等)に関する対応方針を予め利用規約に規定する場合もある。」と述べている $^{\circ}$ 。この点は、経産省ガイドラインが述べているとおり、①データ提供者およびデータ利用者が当事者となる苦情申出先と、②第三者が当事者となる苦情申出先の設置は分けて検討する必要がある。

まず、前者の苦情申出については、第7条の「提供データの管理」の規定の中で、データ利用者に対する是正措置を設けており(第2項および第6項)、この規定で対応は可能だと思われる。

他方、プラットフォームへの参加者ではない第三者からの苦情申立手段については、本ガイドライン(データ利活用編)では条文化していない。例えば、データ提供者に対して自らの農業関連データを提供した農業関係者が、データ提供者が農業関係者との間の契約に違反して、同意なくして農業関連データをプラットフォームに提供してしまったなどの場合に、データ提供者と契約関係にあるプラットフォーム事業者がデータ提供者に対して何らかの措置を講ずることが必要なのではないかといった問題意識である。

この点例えば、データに個人情報が含まれている場合、個人情報保護法第40条第1項により「個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。」とされており、また第2項で「個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。」とされている。また、個人情報保護委員会が公表している「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」74頁によれば、個人情報取扱事業者は、保有個人データの取扱に関する苦情の申出先(個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合は、その団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。)について本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならないとしている。したがって、プラットフォームの事業者が個人情報取扱事業者になる場合には、その取扱う個人情報について、個人情報保護法第40条第2項の措置を採ることを検討することになるし、保有

⁹¹ 経産省ガイドライン98頁

⁹² 経産省ガイドライン98頁

個人データの取扱に関する苦情の申出先を利用規約の中などで規定し、公表するなどの措置を検討することになる。

しかしながら、提供データに個人情報が含まれていない場合には、プラットフォーム事業者に対してこのような苦情申出先を設けさせる法的根拠はない。また、この場合データ提供者がデータを取得した農業関係者は相当数に上ると思われるが、そのような相当数の者からの苦情をプラットフォーム事業者に受け付けさせるとなれば、プラットフォーム事業者の運営体制如何では、それが高い参入障壁になってしまうという可能性も懸念される。また、この場合農業関係者はデータ提供者と文書または口頭にてデータ提供に関する契約を締結している場合が多いと思われるが、そうだとするなら、その苦情の矛先はまずはデータ提供者に向けさせるべきものであるとも考えられる。本ガイドライン(データ利活用編)はかかる場合も想定して、第5条において、データ提供者がプラットフォーム事業者に対して、何らの理由なくして、プライベート・データの削除、消去または利用停止を求めることができる旨規定している。プラットフォーム事業者が公益団体等である場合など、公益的な観点から苦情申出先等を規定すべき場合はあると思われるが、プラットフォームに対する苦情申出を受け付けるという規定については上記のような観点から慎重な対応が望まれるところである。

11 プラットフォーム事業者による利用サービスの提供

第9条 (プラットフォーム事業者による利用サービスの提供)

- 1 プラットフォーム事業者は、データ提供者からプライベート・データのアクセス権限及び利用 権限を付与されている場合には、プライベート・データを分析した結果を利用し、または当該分 析結果を他の提供データを分析したものと統合した結果を利用した利用サービスを、データ提供 者およびデータ利用者に提供することができる。本規約に基づきプラットフォーム事業者が提供 可能な利用サービスは、別途プラットフォーム事業者からデータ提供者およびデータ利用者に通 知しまたは公表するものとする。
- 2 プラットフォーム事業者は、データ提供者から提供データへのアクセス権限及び利用権限を付与されている場合には、当該提供データを利用して、統計データを作成し、これを利用サービスの一環としてデータ提供者およびデータ利用者に提供することができる。
- 3 プラットフォーム事業者は、本規約で明示的に規定されるものを除き、プライベート・データ について開示、提供、内容の訂正、追加または削除を行うことのできる権限を有しない。
- 4 利用サービスに関してプラットフォーム事業者が創出した著作権および産業財産権を受ける権利 (統計データに関する権利を含むが、この限りではない。)は、プラットフォーム事業者に帰属する。ただし、(1)利用サービスの用に供された提供データに関する権利、並びに(2)派生データまたは利用サービスに関して第三者に知的財産権が帰属するものはこの限りではない。

(1) プラットフォーム事業者による利用サービスの提供

プラットフォーム事業者がデータ提供者からプライベート・データのアクセス権限及び利用権限を付与されている場合には、プライベート・データを分析した結果を利用し、または当該分析結果を他の提供データと統合した結果を利用した利用サービスをデータ提供者およびデータ利用者に提供することができる。データの「活用」の促進を期待するという観点からは、プラットフォーム事業者によるかかる利用サービスの提供は、データの連携、共有、提供の次のステップとして、今後期待されるところである。ただし、このような利用サービスの提供は、プラットフォーム事業者がデータ提供者やデータ利用者に対して、利用規約への同意を求める時点では約束できないことが多いと思われるので、「本規約に基づきプラットフォーム事業者が提供可能な利用サービスは、別途プラットフォーム事業者からデータ提供者およびデータ利用者に通知しまたは公表するものとする。」という規定をおいて、第1項が何らプラットフォーム事業者による約束を構成しないものとすることを明らかにした。

(2)統計データの提供

本ガイドライン(データ利活用編)では、プラットフォーム事業者が、データ提供者から提供データへのアクセス権限及び利用権限を付与されている場合には、利用サービスの一環として、当該提供データを利用して、統計データを作成し、これをデータ提供者およびデータ利用者に提供することができることを規定した。このような統計情報は、今後の農業の発展に寄与することが多いが、統計情報となってしまっている以上、そこからは既にデータ提供者のノウハウ等は読み込めないため、その利用に関してデータ提供者の同意を求める必要性もない。したがって、かかる統計データ

については、プラットフォーム事業者が、データ提供者から提供データへのアクセス権限及び利用 権限を付与されている限りにおいて、自由に作成し、提供できるようにした。

(3) 利用サービスに関する権利の帰属

利用サービスとしては、例えば熟練農業者のデータを集積してノウハウを「形式知」としたものを利用して、農業者に対して当該ノウハウを学習してもらうためのソフトウェアを作成、提供することが考えられる。このような場合、当該ソフトウェアの創作に熟練農業者のデータは一定の寄与をしているが、①当該ソフトウェアに利用される「形式知」となる「派生データ」の作成をプラットフォーム事業者が行った場合またはプラットフォーム事業者が考え出したアルゴリズムが利用された場合には、当該「形式知」の生成に対するプラットフォーム事業者の寄与は極めて大きいといえること、②当該ソフトウェアの設計やプログラミングをプラットフォーム事業者が行った場合には、これに対する熟練農業者やデータ提供者の寄与は通常ないと思われることからして、ソフトウェアである「プログラムの著作物」を創作した者(=著作者)は、プラットフォーム事業者であるといえる(著作権法第2条第2号)。したがって、この場合には、当該ソフトウェアの著作権は、プラットフォーム事業者に帰属させるべきということになる(著作権法第17条第1項)。ただし、当然のことではあるが、(1)利用サービスの用に供された提供データに関する権利、並びに(2)派生データまたは利用サービスに関して第三者に知的財産権が帰属する権利が、プラットフォーム事業者に帰属することになるものではない。

なお、この場合、利用サービスの著作権がプラットフォーム事業者に帰属するとしても、その著作権の行使にデータ提供者または当初データの利用権者の同意が必要となるであろうか。データ提供者または当初データの利用権者が有していたデータに著作物性が認められ、かつそれを利用したソフトウェアが当該著作物を翻案することにより創作された二次的著作物(著作権法第2条第11号)といえる場合には同意が必要となるといえる(著作権法第28条)。しかしながら、当該データが著作権法上のデータベース(著作権法第2条第10号の3)⁵³といえるものではない場合や、映像や画像データのようなものでもない場合には、データそれ自体に著作物性が認められる可能性は極めて低いのであるから、これに著作物性が認められることはなく、したがって、このような場合にはプラットフォーム事業者が利用サービスを構築するにあたって、データ提供者または当初データの利用権者から同意を取得する必要はないということになる。このように著作権法上は、著作権法上のデータベース(著作権法第2条第10号の3)、映像や画像データに該当する場合を除き、データ提供者または当初データの利用権者の同意は不要ということになるが、政策的配慮により、規約においてデータ提供者の同意を必要とすることは可能であるし、データ提供者がこれに同意した場合には、かかる規約が独占禁止法違反などに該当して公序良俗違反とならない限り、データ提供者を拘束することになる。

_

⁵³ 著作権法上、データベースとは、「論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。」とされており、データ単体またはその単なる集合体は、「情報」または「情報の集合物」に過ぎないといえる。したがって、それらのデータまたはデータの集合物はデータベースとはいえず、著作物性も付与されないということになる。

なお、以上は利用サービスに知的財産権(上記の場合では著作権)が発生する場合について説明をしたが、利用サービスには常に知的財産権が発生するわけではない。これらの場合には、いずれも「利用サービスに関してプラットフォーム事業者が創出した著作権および産業財産権を受ける権利」が存在しないのであるから、第4項の適用はない。また、利用サービスの開発をする場合、第三者が保有する知的財産権(例えば特許権等)を意識的にまたは無意識で利用する場合もある。この場合に、当該知的財産権を有する第三者からサービス利用者が訴えられた場合、誰がいかなる責任を負担するのか、あるいは負担しないのかについても利用規約で明示的に定めておく必要がある。

12 責任の制限等

第10条 (責任の制限等)

- 1 データ提供者およびプラットフォーム事業者は、データ利用者による提供データ、派生データまたは利用サービスの利用に関連する、または提供データ、派生データまたは利用サービスの利用に基づき生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権のデータ利用者による利用に関連する一切の請求、損失、損害または費用(合理的な弁護士費用を含み、特許権侵害、意匠権侵害、その他これらに類する侵害を含むがこれに限らない)に関し責任を負わない。
- 2 データ利用者は、提供データ、派生データまたは利用サービスの利用に起因または関連して第 三者との間で紛争、クレームまたは請求(以下「**紛争等**」という)が生じた場合には、直ちにデータ提供者[またはプラットフォーム事業者]に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任および費用負担において、当該紛争等を解決する。データ提供者[またはプラットフォーム事業者]は、当該紛争等に合理的な範囲で協力するものとする。
- 3 データ利用者は、前項に定める紛争等に起因または関連してデータ提供者[またはプラットフォーム事業者]が損害、損失または費用(合理的な弁護士費用を含み、以下「**損害等**」という)を被った場合(ただし、当該紛争等がデータ利用者の帰責事由に基づく場合を除く)、データ提供者[またはプラットフォーム事業者]に対して、当該損害等を補填する。
- 4 本条第1項から第3項の規定は、第三者の権利侵害または知的財産権侵害の事実について、データ提供者[またはプラットフォーム事業者]が知りながらデータ利用者に告げず、または重過失でこれを告げなかった場合には、適用がないものとする。

(1) 責任制限規定

責任制限規定は、データ提供型またはデータ創出型でも同様の規定を置いているので詳細な説明は割愛するが、プラットフォーム型ではデータ利用者からプラットフォーム事業者も補償請求のターゲットとなる可能性があることから、プラットフォーム事業者も免責当事者とした。また免責の対象となるのは、「データ利用者による提供データ、派生データまたは利用サービスの利用に関連する第三者(これは他の利用者も含む。)からの一切の請求等」と「これらの利用に基づき生じた知的財産権等の利用に関連する一切の請求等」についてである。

この規定によれば、プラットフォーム事業者が利用サービスの開発をする場合、第三者が保有する知的財産権(例えば特許権等)の利用をしてしまい、当該第三者からデータ利用者が訴えられたとしても、プラットフォーム事業者は何らの責任も負担しないことになる。責任の公平な分担という観点からは議論のあるところであろうと思われるが、派生データや利用サービスの提供を無償で受け、そのような責任を負担しないサービスだということを予め了解して派生データや利用サービスを利用した場合には、本文中のような規定もやむを得ないものと思われる。

ただし、データ提供者側に権利侵害の事実について故意または重過失による告知義務違反があった場合には、免責を認めないという考え方もあり得る。第4項はかかる考え方を採用したものである。

13 派生データ等の取扱

第11条(派生データ等の取扱)

- 1 プラットフォーム事業者は、データ提供者から提供データに対するアクセス権限および利用権 限を付与されている場合には、本目的のために提供データを加工等して、派生データを作成する ことができる。
- 2 前項の場合、プラットフォーム事業者は、データ提供者から別段の意思表示がない限り、派生 データをデータ提供者およびデータ利用者に提供することができる。なお、プラットフォーム事 業者は、プライベート・データを加工等したものについては、統計データを除き、プライベート・ データと設定しなければならない。
- 3 プラットフォーム事業者は、派生データを作成したときは、速やかに当該派生データの作成に 利用した提供データのデータ提供者に対してその旨通知するものとする。
- 4 データ提供者およびデータ利用者は、プラットフォーム事業者に対して申込みをすることにより、派生データの利用をすることができる。なお、データ提供者およびデータ利用者に対する派生データの提供に費用を要する場合には、プラットフォーム事業者は別途定める手数料をデータ提供者およびデータ利用者に請求することができる。プラットフォーム事業者は、データ提供者およびデータ利用者に対して、アクセス・キーを付与することによって、プライベート・データである派生データの利用を許諾するものとする。
- 5 データ提供者およびデータ利用者は、プラットフォーム事業者から付与されたアクセス・キー を善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、秘密として保持し、第三者に開示し、そ の利用に供してはならない。ただし、第6条第3項は、本条において準用されるものとする。
- 6 派生データの作成または利用に関し新たにプラットフォーム事業者が創出した著作権および産業財産権を受ける権利は、本規約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意をした場合を除き、プラットフォーム事業者に帰属する。ただし、派生データに関する知的財産権が第三者に帰属する場合には、この限りではない。
- 7 プラットフォーム事業者は、明示または黙示のいずれかを問わず、派生データに関するいかなる保証もしないものとし、その中には派生データの正確性、完全性、安全性(派生データ等がウィルスに感染していないことを含む。)、有効性(本目的への適合性を満たしていることを含む。)、派生データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと、派生データが継続してデータ提供者およびデータ利用者に提供されることをいずれも保証しない。
- 8 前項の規定にもかかわらず、以下のいずれかの事由を原因として、データ提供者および/またはデータ利用者が損害を被った場合には、損害を被ったデータ提供者および/またはデータ利用者は、プラットフォーム事業者に対して損害賠償を請求することができる。
 - ① プラットフォーム事業者が、派生データの全部または一部を改ざんして、データ提供者および/またはデータ利用者に提供した場合。
 - ② プラットフォーム事業者が有償で派生データをデータ提供者および/またはデータ利用者に提供した場合で、派生データの正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、または派生データが第三者の知的財産権および/またはその他の権利を侵害しないことを故意により告げずまたは重過失により告げないで、派生データをデータ提供者および/またはデータ利用者に提供した場合
 - ③ プラットフォーム事業者が、派生データをデータ提供者に対して提供する権限がないことを 知りながらまたはこれを重過失により知らないで、派生データをデータ提供者および/または

データ利用者に提供した場合

9 データ提供者またはデータ利用者が派生データまたは利用サービスを利用して新たな成果物を作成し、および/または新たなサービスを構築したときは、プラットフォーム事業者に通知しなければならない。派生データまたは利用サービスを利用した結果生じた新たな成果物および/または新たなサービスに関して生ずる著作権、品種登録を受ける権利および/または産業財産権を受ける権利は、新たな成果物を作成し、および/または新たなサービスを構築したデータ提供者またはデータ利用者とプラットフォーム事業者との共有とする。ただし、これらの参加者間で特段の合意がある場合には、この限りではない。

(1) 派生データの作成等におけるプラットフォーム事業者の責任

プラットフォーム事業者は、データ提供者から提供データに対するアクセス権を付与されている場合には、本目的のために提供データを加工等して、派生データを作成することができる。そしてこの場合、プラットフォーム事業者は、データ提供者から別段の意思表示がない限り、派生データをデータ提供者およびデータ利用者に提供することができる。したがって、この場合、派生データに瑕疵があり、それに基づき当該派生データを利用した者が損害を被った場合には、プラットフォーム事業者は債務不履行または不法行為により損害賠償を請求される可能性がある。

しかしながら、データ提供者が提供データの完全性や瑕疵がないことについて一切の保証を否定しており、またプラットフォーム事業者においてこれらの不存在を確認することは不可能であることからすると(プラットフォーム事業者には、農業データの正確性を逐一確認するだけのノウハウも人材も存在しないことが通常である)、プラットフォーム事業者において提供データを利用した派生データの正確性等を補償させることは適切ではない。そこで、本条では第7項において、派生データ内容の非保証を規定した。

(2) 派生データの知的財産権の帰属

この派生データと前述の利用サービスとは別ものであるが、それぞれ知的財産権が発生した場合に、その帰属を誰にするのかは明確に定めておく必要がある。派生データに関して言えば、分析データを作成し、それに基づき何らかの特許を取得することやデータを集積させて、データベースを作成することなどが想定される。この場合の考え方としては、経産省ガイドラインにおいても、利用規約において、「①プラットフォーム事業者のみに帰属すると定める場合、②全データ提供者に帰属する(全データ提供者で共有)と定める場合、③プラットフォーム事業者および全データ提供者に帰属する(プラットフォーム事業者および全データ提供者で共有)と定めることが考えられる。」と説明されている。①、②または③のいずれの規定が正しいということはなく、当該知的財産権の形成(発明や創作)への寄与により適切に判断していくということになろう。また経産省ガイドラインは、「②、③いずれの場合であっても、プラットフォーム事業者が知的財産権等のライセンス(必要に応じてサブライセンスを含む)を利用規約において一律に得ておけば、プラットフォーム事業者が利用データおよび利用サービスをデータ利用者に提供するにあたり、知的財産権侵害によるプラットフォーム事業の中断や終了といった問題は生じないといえる。」とも説明している。本ガイドライン(データ利活用編)は、①の例を参考に条文を規定しているが、②または③の場合

_

⁹⁴ 経産省ガイドライン87頁。

を採用する場合には、経産省ガイドラインが規定するとおり、適切なライセンスの取得条項を入れて問題を未然に防ぐなどの措置を講ずることが必要である。

なお、派生データに知的財産権が発生しない場合でも、誰が派生データの利用権限を有するのかについては議論となりえる。そしてその場合でも上記と同様の議論が起こりえるが、派生データの生成をした主体はプラットフォーム事業者であり、事実上そのアクセス権限はプラットフォーム事業者にしかないことからすると、①その利用をどのような条件と方法で許諾し、②誰がいつまで利用できるのかという点さえ利用規約内で定まれば、実際問題として派生データの利用権限を誰に帰属させるのかについては、それほど大きな意味を有しないし、その点において当事者間で議論をする実務上の利益もない。したがって、派生データそれ自体の利用権限については特段本規定では定めないこととした。

(3) データ提供者またはデータ利用者が派生データまたは利用サービスを利用して新たな成果物 を作成したり、新たなサービスを構築した場合の権利の帰属

「データ提供者またはデータ利用者が派生データまたは利用サービスを利用して新たな成果物を作成し、および/または新たなサービスを構築したときは、プラットフォーム事業者に通知しなければならない。」とした。提供データの場合と取り扱いを異にしたのは、提供データの場合には、農業関係者やデータ提供者側のノウハウを守る必要性が高いと言えるが、派生データや利用サービスはむしろ参加者の利活用をより促進することを意図して作成されるものであるから、プラットフォーム事業者の許諾なくして利用させることが適切であるとの判断によるものである。ただし、派生データや利用サービスに関する権利は、プラットフォーム事業者に帰属しているものであること、したがって、それらに基づき新たに生じた権利の存在についてプラットフォーム事業者に知らせることは必要と考えられることから、事前事後を問わず、プラットフォーム事業者への通知は必要とした。

次に権利の帰属については、「派生データまたは利用サービスを利用した結果生じた新たな成果物および/または新たなサービスに関して生ずる著作権、品種登録を受ける権利および/または産業財産権を受ける権利は、新たな成果物を作成し、および/または新たなサービスを構築したデータ提供者またはデータ利用者とプラットフォーム事業者との共有とする。ただし、これらの参加者間で特段の合意がある場合には、この限りではない。」とした。この考え方は、提供データを利用した結果、新たな成果物および/または新たなサービスが生まれ、それに関して生ずる著作権、品種登録を受ける権利および/または産業財産権を受ける権利が生じた場合と同様である。なお、提供データの場合と異なり、事前の協議を差し挟まなかったのは、派生データまたは利用サービスについては、提供データに比べ、より幅広い利用を促進することが適切であると思われることを理由とする。しかしながら、前述のとおり、派生データについても、その内容によっては、「提供データ」により近い取扱をすべき場合もあると思われるので、具体的な事案に即し、柔軟な対応をすることが望まれる。

14 データ漏えい等の場合の対応

第12条 (データ漏えい等の場合の対応及び責任)

- 1 参加者は、提供データの漏えい、喪失、データ提供者の許諾を得ない第三者提供、目的外利用 等、本規約に違反する提供データの利用(以下これらを総称して「**提供データの漏えい等**」とい う。)を発見した場合、または提供データの漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちにプラット フォーム事業者にその旨を通知しなければならない。
- 2 参加者は、派生データの漏えいまたは喪失(以下これらを総称して「**派生データの漏えい等**」 という)を発見した場合、または派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合、プラットフォ ーム事業者にその旨を通知しなければならない。
- 3 本条第1項または前項に該当する場合、参加者は相互に協力して、提供データの漏えい等また は派生データの漏えい等の事実の有無を確認し、提供データの漏えい等または派生データの漏え い等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容を共有 しなければならない。
- 4 漏えいまたは喪失(以下これらを総称して「**漏えい等**」という)が発生し、または漏えい等が発生した可能性のある提供データまたは派生データに個人データが含まれている場合には、参加者は、個人情報保護委員会に対してその旨報告し、個人情報保護委員会の指示に従うものとする。
- 5 データ提供者はデータ利用者に提供した提供データに第三者の知的財産権その他の権利の対象となるデータが含まれる等、データ利用者の利用につき制限があり得ることが判明した場合には、速やかにデータ利用者に対してその旨を通知した上、データ利用者と協議および協力して、当該第三者の許諾を得ることまたは問題とされているデータを除去する措置を講じること等により、データ利用者が提供を受けたデータの利用権限を行使できるよう努める。ただし、かかる協議および協力に関してデータ提供者が費用を支出した場合には、当該費用はデータ利用者の負担とする。
- 6 データ提供者は、データ利用者が管理するシステムの保守・点検、ウィルスの感染、ハッキング、コンピュータのバグ、設備または通信サービスの不備または停止、停電、誤操作、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メインテナンス、その他データ利用者のコントロールの及ばない事象により提供データまたは派生データが喪失または毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされる可能性があることを認識し、それらにより自らまたは第三者に損害が発生した場合であっても、データ利用者に対していかなる損害賠償をも請求しないものとする。ただし、本条項は、データ利用者が本規約で求められている適切なデータの管理義務を果たしていたことを立証した場合に限り適用されるものとする。
- 7 データ提供者およびデータ利用者は、プラットフォーム事業者が管理するシステムの保守・点検、ウィルスの感染、ハッキング、コンピュータのバグ、設備または通信サービスの不備または停止、停電、誤操作、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メインテナンス、その他データ提供者のコントロールの及ばない事象により派生データが喪失または毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされる可能性があることを認識し、それらにより自らまたは第三者に損害が発生した場合であっても、プラットフォーム事業者に対していかなる損害賠償も請求しないものとする。

(1) データ漏えい等の場合の措置

データ提供者がデータ利用者に提供した提供データに第三者の知的財産権その他の権利の対象となるデータが含まれる等、データ利用者の利用につき制限があり得ることを知った場合には、データ利用者の損害の拡大を防止するという観点から、データ提供者にも一定の告知義務を認め、かつ信義則上の観点から、その除去に協力する努力義務を課したものである。ただし、データ提供者には、かかる第三者を排除すべき法的義務はなく、またデータ内容に関する何らの保証もしていないのであるから、費用が発生した場合には、データ利用者に負担させるのが合理的であるともいえる。したがって、本ガイドライン(データ利活用編)ではかかる観点から、データ提供者に費用が発生した場合にはデータ利用者に負担させることとした。しかしながらこの費用負担については必ずしも論理的帰結といえるものではないことから、利用規約によって折半などと規定することも検討されてよい。

なお、規定には含まれていないが(したがってプラットフォーム事業者の義務とはしていない)、 プラットフォーム事業者が本条第1項に関する通知を受領した場合には、必要に応じて関係する参加者にその旨を知らせたり、またはプラットフォーム上で公表をすることを検討することになる。 ただし、公表をする場合には、当該公表があとで事実と異なっていた場合にプラットフォーム事業 者が何らかの責任を負担することがあり得るため(例えば、本規約に違反する提供データの利用があったとの公表をプラットフォーム上でしたところ、そのような事実はないことが後に判明した場合など)、プラットフォーム事業者は慎重な対応をする必要がある。

(2) データ漏えい等が発生した場合の責任

データ漏えい等が発生した場合の責任は、①データ利用者のところで提供データのデータ漏えい等が発生した場合のデータ利用者の責任、②プラットフォーム事業者のところで派生データのデータ漏えい等が発生した場合に、データ利用者およびデータ提供者において派生データのデータ利用ができなくなった場合のプラットフォーム事業者の責任が想定される。

まず、前者について言えば、データ利用者は、一定のデータ保管管理責任を負担するが、それらのコントロールの及ばない事情によりデータ漏えいが発生した場合、義務違反を認められるか、認められるとして損害賠償義務をどこまで負担するのかについては検討すべき課題である。コントロールの及ばない事情によりデータ漏えいが発生した場合には、基本的には免責を認めるのが一般である。しかしながら、データ利用者に通常求められるセキュリティ体制をとっていなかった場合にまで免責を認めるのは公平の観点から適切ではないと考えられるので、その場合には免責の例外としてよいと思われる。ただし、この場合、データ利用者に求められるセキュリティ水準は、その保管するデータの数や事業規模等によっても当然異なる可能性がある。したがって、ここで求められるセキュリティ水準については、例えば一般に利用されているSLA(サービスレベル・アグリーメント)等を参照して、具体的にどこまでのセキュリティ水準をどのような当事者に求めるのかを予め合意しておくなども検討されてよい。なお、プラットフォーム事業者が提供データに対するアクセス権限を有し、そのデータ提供をしている場合には、プラットフォーム事業者の管理責任も問題となるが、その場合には、第8条(プラットフォーム事業者の運営責任等)の規定が適用となる。

後者については、データ提供者およびデータ利用者は、そもそも「プラットフォーム事業者は、 明示または黙示のいずれかを問わず、派生データに関するいかなる保証もしないものとし、その中 には派生データの正確性、完全性、安全性(派生データ等がウィルスに感染していないことを含む。)、有効性(本目的への適合性を満たしていることを含む。)、派生データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと、派生データが継続してデータ提供者およびデータ利用者に提供されることをいずれも保証しない。」という条文が用意されている(本規約の第11条第6項)ことからすれば、データ漏えいが発覚したとしても、それによりプラットフォーム事業者に対して責任追及すべき立場にない。したがって、7項においては、かかる考え方をもとに、プラットフォーム事業者の免責を規定している。

15 秘密保持義務

第13条 (秘密保持義務)

- 1 プラットフォーム事業者、データ提供者およびデータ利用者は、本規約を通じて知り得た、他の参加者(以下「**開示者**」という。)が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報(以下「**秘密情報**」という。ただし、提供データおよび派生データは本条における「秘密情報」には含まれない。)を、厳に秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本規約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で利用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合または個人情報保護委員会に対して漏えい等を報告するにあたって個人情報保護委員会から開示を求められた秘密情報については、秘密情報の開示を受けた当事者(以下「被開示者」という。)は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらないもの とする。
 - ① 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - ② 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - ③ 開示の時点で公知の情報
 - ④ 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ⑤ 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
- 3 被開示者は、本規約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を 遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、 税理士等に対して秘密情報を開示することができる。
- 4 本条に基づく義務は、本規約が終了した後も●年間存続する。

(1) 秘密保持義務を負担する相手方について

データ提供がデータ提供者からデータ利用者に直接行われる場合(したがってデータ提供契約がこの両者間で成立する場合)を想定すると、承諾を取得する相手方は、データ提供者であればデータ利用者であればデータ提供者である。他方、提供データの提供がデータ提供者からプラットフォーム事業者に対して行われ、当該提供データがプラットフォーム事業者からデータ利用者に対して行われる場合は、契約関係は、プラットフォーム事業者を中心に、データ提供者またはデータ利用者との間で存在するのであるから、承諾を取得する相手方も、それぞれデータ提供者とプラットフォーム事業者間ではその両者の相手方、データ利用者とプラットフォーム事業者間ではその両者の相手方ということになる。この規約上の「他の参加者」は、上記いずれの場面でも使えるように作成されているが、それぞれの場面に応じて「他の参加者」を解釈する必要がある。

(2) プラットフォーム型で想定される秘密情報

データ提供者とデータ利用者の二者間の契約の場合と異なり、プラットフォーム型の場合には、 プラットフォーム事業者を通じた情報のやり取りは、データ提供者に付与された管理画面上でデータ提供者が提供する提供データとプラットフォーム事業者が提供する派生データのみであって、それ以外の秘密情報のやり取りが存在しない場合が想定される。その場合、第13条第1項の条文例 のように「提供データおよび派生データは本条における「秘密情報」には含まれない」のだとすると、「秘密情報」は存在しないようにも思える。この点、経産省ガイドラインは、「提供データが営業秘密に該当しない場合であっても、たとえば、データ事業者が当該プラットフォームにデータを提供していることや、データ利用者が当該プラットフォームを通じてデータの共用・活用を行っていることを口外しないで欲しいといった要請があり得るため、秘密保持義務を利用規約に規定する場合がある。また、利用規約の内容が、データ提供者およびデータ利用者以外の者に開示されることを望まない場合は、プラットフォーム事業者がデータ提供者およびデータ利用者に対して利用規約の内容に関して秘密保持義務を課す場合もある。」と説明している。したがって、このような事態があり得る場合には、依然として秘密保持義務の規定を置く意味はあると言える。

なお、提供データおよび/または派生データを本条における「秘密情報」とすることも可能であり、その場合には第13条第1項の「ただし、提供データおよび派生データは本条における「秘密情報」には含まれない。」を削除する必要がある。ただし、この場合、提供データや派生データに厳格な秘密管理性を要求されると、データ利用者の社内等における使い勝手が悪くなることもあり得るので、データが利用範囲を定めて提供された上で、適切なセキュリティ対策を施した上で利用すること以上の秘密管理性を要求する必要がどこまであるのかという点も検討する必要がある。

16 規約の解除

第14条 (規約の解除)

- 1 本規約のいずれかの参加者(以下「**本件当事者**」という。)は、本規約の他の参加者(以下「**相手方**」という。)に以下のいずれかに該当する事由が発生した場合には、何ら催告なくして、本規約を解除することができる。
 - ① 本規約の一に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反が是正されなかった場合
 - ② 破産、民事再生、特別清算、会社更生手続の開始が申立てられ、あるいはこれに類する手続が申立てられた場合。ただし、これらの申立が債権者によりなされた場合には、裁判所がその手続開始決定をした場合(特別清算の場合には手続開始命令をした場合)とする。
- 2 本件当事者は、自らが、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)に該当しないこと、および反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有しないことを相手方に表明保証する。本件当事者は、相手方が反社会的勢力に該当し、または以下の各号の一にでも該当することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本規約を解除することができる。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 本件当事者は、相手方が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本規約を解除することができる。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて本件当事者の信用を棄損し、または当本件事者の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 4 本条第1項第1号の規定にかかわらず、データ提供者またはプラットフォーム事業者は、提供 データまたは派生データの漏えいまたは喪失をした相手方に対し、何ら催告なくして、本規約を 解約することができる。
- 5 プラットフォーム事業者は、相手方が申込フォームに虚偽の記載をした場合には、本規約を解除し、以後プラットフォームの利用を拒否することができる。
- 6 プラットフォーム事業者は、データ提供者および/またはデータ利用者に、本条第1項1号、 第4項または第5項のいずれかに該当する事項が生じたときには、本規約の解除に代えて、相当 と認める期間、かかるデータ提供者および/またはデータ利用者のプラットフォームへのアクセ スを停止し、提供データ、派生データおよび利用サービスの提供停止をすることができる。

- 7 第5条第4項ただし書の規定にかかわらず、本条に基づきプラットフォーム事業者から本規約 を解除されたデータ提供者および/またはデータ利用者は、プラットフォーム事業者の求めに従 い、プラットフォームを通じて受領した提供データおよび/または派生データを自己のシステム から削除または消去し、かつかかる削除または消去を証明する書類をプラットフォーム事業者が 求める形式で、プラットフォーム事業者に対して提出しなければならない。
- 8 本条第1項から第5項のいずれかを理由として本規約を解除した本件当事者は、本条第1項から第5項のいずれかに該当する相手方に対して、本規約違反または解除に基づいて被った損害の賠償を請求することができる。ただし、本条第4項を理由としたデータ提供者からのプラットフォーム事業者に対する損害賠償請求権の行使は、第12条第7項に規定したとおりとする。
- 9 本条第1項から第5項のいずれかを理由として本規約を解除し、または本規約を解除された一方当事者がプラットフォーム事業者である場合には、原則として本規約の解除は、本規約を解除した本件当事者とプラットフォーム事業者との間でのみで効力を有し、当該解除の効力は他の参加者には及ばないものとする。ただし、この場合において、他の参加者全員が別途合意した場合には、プラットフォーム事業者はその合意に従うものとする。
- 10 提供データ、派生データおよび/または利用サービスの作成、構築または利用に関して生じた権利(第6条第6項、第9条第4項、第11条第9項に規定される権利を含むが、この限りではない。)が、本規約を解除されたプラットフォームへの参加者と、他のプラットフォームへの参加者またはプラットフォーム事業者との間で共有となる場合には、本規約解除時に、本規約を解除されたプラットフォームへの参加者は、他の共有者(他のプラットフォームへの参加者またはプラットフォーム事業者を意味する。以下同じ。)に対して当該権利の持分の全部を無償で譲渡するものとし、他の共有者は当該権利を譲り受けるものとする。なお、かかる譲渡に伴い、品種登録を受ける権利および/または産業財産権を受ける権利の出願に別途書類の作成が必要である場合には、他の共有者の求めに応じて、本規約を解除されたプラットフォームへの参加者は、当該書類の作成に適切な協力をしなければならない。
- 11 データ提供者が本規約を解除された場合には、データ提供者とプラットフォーム事業者との間で別段の合意がない限り、データ提供者はプラットフォーム事業者を含む他の参加者(後にプラットフォームに参加する参加者を含む。)に対して、解除時までにプラットフォームに提供していた提供データの継続的利用を異議なく承諾し、かつ提供データに関してデータ提供者が創作した著作物(データベースの著作物を含むが、これらに限らない。)で解除時までにプラットフォームに提供していた著作物を無償で継続的に利用することを許諾するものとする。

(1)解除当事者と解除事由

従前記載したとおり、データ共用型では、①プラットフォーム事業者と各参加者との間で成立する「プラットフォーム利用契約」、②データの提供/データ利用当事者間で成立する「データ提供・利用契約」および③利用サービスの提供者とサービスの利用者間で成立する「サービス提供・利用契約」がそれぞれ存在することが想定されている。したがって、規約の解除についてもこれらの当事者間でなされることになるが、多くの場合には、プラットフォーム事業者を中心として、データ提供者またはデータ利用者との契約が成立していると思われることから、本ガイドライン(データ利活用編)でもそのような事態を想定した形でのモデル契約条項としている。

(2)参加者が申込フォームに虚偽の記載をした場合

参加者が申込フォームに虚偽の記載をした場合には、プラットフォーム事業者に対する重大な背信行為と言えるから、この場合にはプラットフォーム事業者が規約の解除をすることができることとした。ただし、軽微な虚偽記載がある場合には、プラットフォーム事業者はその裁量で規約の解除をしないこともできる。

(3) プラットフォーム事業者によるアクセスの一時停止措置

規約の解除事由にあたる場合であっても、一定の事項の場合には、解除だけではなく、プラットフォームに対するアクセスの一時停止措置を講じたほうが適切な場合もあると思われる。したがって、本ガイドライン(データ利活用編)では、データ提供者および/またはデータ利用者に一定の規約違反があった場合、プラットフォーム事業者が、その選択により、当該違反者に対するプラットフォームへのアクセス停止措置を講ずることができるようにした。

(4) 契約解除時の派生データの利用停止および削除義務等

本条に基づきプラットフォーム事業者から本規約を解除されたデータ提供者および/またはデータ利用者は、プラットフォーム事業者の求めに従い、プラットフォームを通じて受領した提供データおよび派生データを自己のシステムから削除または消去しなければならないこととした。

なお、この場合、派生データの削除義務まで認めるべきかどうかは議論のあるところである。何 故なら、データ提供型では、派生データに関しては、提供データを提供したデータ提供者とそれを 加工等したデータ受領者の間で、「共有される知的財産」に類似した関係(換言すれば、派生デー タを共同で創出したという関係)にあると言えることを根拠に、契約解除後もデータ提供者に自己 利用に関する権限を認めたが、この関係はデータ共用型でも同じなのではないかとも言えるからで ある。しかしながら、データ提供型のような二当事者の関係ではなく、データ共用型ではデータの 加工等をする際に多数のデータ提供者の提供データが使われることが想定されている。そしてその ような場合、個々のデータ提供者の派生データに対する貢献度は相対的に小さくなるのに対し、派 生データの作成に携わったプラットフォーム事業者の貢献度は相対的に大きくなる。誰が派生デー タの利用権限を有するのかについては様々な考え方があり得るが、データの創出に対する貢献度を 一つの尺度と考える場合には、派生データの作成に対する貢献度が相対的に小さいデータ提供者や、 一般的には派生データの作成に全く貢献していないデータ利用者に対して、自らの責に帰すべき事 由により契約が解除され、あるいは自らの選択により脱退した後に、データの利用停止や削除を認 めたとしても、データ提供者の権益を不当に害することになるとまでは言えないと考えられる。ま た、この場合、他のデータ提供者としても、そのような規律違反者に継続的に派生データを使わせ ることは避けたいと考える可能性が高い。そして、この点はプラットフォームから脱退し、規約の 遵守を約束できない者に対しても同様であると思われる。

したがって、本ガイドライン(データ利活用編)では、契約解除等がなされたデータ提供者および/またはデータ利用者に対しては、派生データを含めて利用の停止とデータ削除を要求することとした。

(5) プラットフォーム事業者が規約を解除される場合の解除の効力

現実的には稀だと思われるが、プラットフォーム事業者が他の参加者から規約を解除される場合の解除の効力を規定した。この場合、解除参加者(データ提供者)は、第5条第4項に基づき、プラットフォーム事業者に対して、自らが提供したプライベート・データの利用停止措置を採ることができる。他方、このような場合でも、①パブリック・データについては他の多くの参加者が使っている可能性が高いこと、②そこには特殊なノウハウが含まれていることはないため、プライベート・データの場合に比して利用停止措置をとる実務的な必要性も少ないと思われることから、パブリック・データについては利用停止措置の対象外とした。また、派生データについては、上記②は必ずしもはてはまらないが、①の観点に加えて、プラットフォーム事業者が作成したものであることに鑑み、これについても特段利用停止措置をとることは認めない方向での条文とした。

なお、例えば、プラットフォーム事業者が反社会的勢力であることや、第14条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、他の参加者全員の同意を得て、プラットフォーム事業者の交代等の措置を検討する必要が出てくる可能性がある。具体的には様々な方法論があり得るであろうが、本ガイドライン(データ利活用編)では、「ただし、他の参加者全員が別途合意した場合には、プラットフォーム事業者はその合意に従うものとする。」とだけ規定をして、他の参加者全員の望むところにしたがって、プラットフォーム事業者に適切な措置をとらせることができるような道筋を規定した。

(6) 規約解除または脱退の場合の成果物の帰属について

提供データ、派生データおよび/または利用サービスの利用により生じた著作権、品種登録を受ける権利および/または産業財産権を受ける権利の帰属は、これまでのモデル条文によれば以下のとおりである。

4 1		11.21 DD 11
条文	権利	権利の帰属主体
①第5条第8項	提供データに関してデータ提供者が創出した著作権、 品種登録を受ける権利および産業財産権を受ける権利(データベースの著作物に関する権利を含むが、これらに限らない。以下同じ。)	データ提供者
②第6条第6項	データ利用者が提供データを利用して作成または構築した新たなサービスに関して生ずる著作権、品種登録を受ける権利および/または産業財産権を受ける権利	まずは関係者で協議し、権利 の帰属について協議が整わな い場合には、当該権利はデータ提供者とデータ利用者との 間の共有とする。
③第9条第4項	利用サービスに関してプラットフォーム事業者が創出した著作権および産業財産権を受ける権利(統計データに関する権利を含むが、この限りではない。)	プラットフォーム事業者に帰属する。ただし、(1)利用サービスの用に供された提供データに関する権利、並びに(2)派生データまたは利用サービスに関して第三者に知的財産権が帰属するものはこ

		の限りではない。
④第11条第6項	派生データの作成または利用に関し新たにプラット フォーム事業者が創出した著作権および産業財産権 を受ける権利	本規約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意をした場合を除き、プラットフォーム事業者に帰属する。
⑤第11条第9項	派生データまたは利用サービスを利用した結果生じた新たな成果物および/または新たなサービスに関して生ずる著作権、品種登録を受ける権利および/または産業財産権を受ける権利	新たな成果物を作成しおよび /または新たなサービスを構 築したデータ提供者またはデ ータ利用者と、プラットフォ ーム事業者との共有とする。 ただし、これらの参加者間で 特段の合意がある場合には、 この限りではない。

このうち、①および③については原則としてデータ提供者またはプラットフォーム事業者の単独に権利が帰属することから、規約解除または脱退後も、特段の合意がない限り、データ提供者またはプラットフォーム事業者がそのままその権利を保有し、かつ利用することができる。他方、データ提供者が被解除者である場合、他の参加者が継続的に提供データおよび当該データから派生した権利を利用し続けられるかどうかは必ずしも定かではないが、プラットフォームの継続性に鑑みれば、かかるデータおよび権利の継続的利用は確保しておく必要がある。したがって、ここでは、「データ提供者が本規約を解除された場合には、データ提供者とプラットフォーム事業者との間で別段の合意がない限り、データ提供者はプラットフォーム事業者を含む他の参加者(後にプラットフォームに参加する参加者を含む。)に対して、解除時までにプラットフォームに提供していた提供データの継続的利用を異議なく承諾し、かつ提供データに関してデータ提供者が創作した著作物(データベースの著作物を含むが、これらに限らない。)で解除時までにプラットフォームに提供していた著作物を無償で継続的に利用することを許諾するものとする。」とした。提供データについては利用権限の帰属なるものが観念できないことから、その利用については異議を述べないという構成としている。

これに対して、②、④および⑤の権利については、参加者間で共有となるか、または共有となる可能性があることから、規約解除後、被解除者が、継続してこれらの権利を利用することができるのか否かが問題となる。これに関して、対象となる権利が著作物であれば、著作権法にしたがって処理するという方法がある。この考え方によれば、解除または脱退前に共有者間で特段の合意がなければ、各共有者は自己利用することができないということになる。しかしながら、これではプラットフォームに残っている参加者もプラットフォーム事業者もかかる著作物を使えないという結論になり兼ねない。また品種登録を受ける権利や産業財産権を受ける権利に関していえば、例えば特許を受ける権利の場合、「特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許出願をすることができない。」とされている(特許法第38条)。したがって規約で何も対応しないと、著作権のみならず、品種登録を受ける権利や産業財産権を受ける権利についても死蔵してしまう可能性がある。

したがって、本規約においては、プラットフォームへの参加者と、他の参加者またはプラットフ ォーム事業者との間で共有にかかる権利がある場合であって、共有者であるプラットフォームへの 参加者が本規約の解除をされた場合には、当該共有にかかる権利が他の共有者に無償で譲渡される ものとし、他の共有者はこれを無償で譲り受けることとした。(本条第10項)。これは、他の共 有者およびプラットフォーム事業者の立場からすると、そのような信頼関係を破壊したデータ提供 者に自己利用とはいえ当該データに関して派生した著作権者や産業財産権を受ける権利等を継続利 用させる必要はないと考えられることから、単に相互利用許諾を認める措置ではなく、共有権限を 譲渡させることとしたものである。ただし、この点に関しては、様々な考え方(債務不履行等の事 由があるとはいえ、共有権限まで奪う必然性があるのかどうか疑問という考え方)も十分あり得る ところであり、相互に継続的な利用権限を認める、またはプラットフォーム事業者及び他の参加者 に対する利用権限だけを規定する(この場合には、データ提供者の共有権限は奪われず、データ提 供者は自己利用を継続することができるが、著作権に限ってのみ、別途共有者から許諾を受けなけ れば、継続利用をすることができなくなる)などの方法により対処することも可能である。なお、 後者の考え方に立つ場合、産業財産権を受ける権利や品種登録を受ける権利が共有となっている場 合に何らの対応もしないと権利が死蔵化してしまうことから、その点に関する検討は別途必要とな る。

(7) データの削除等の措置との関係について

この規定(本条第10項、第11項)と第15条第3項の関係について若干説明をする。例えば データ提供者が本プラットフォームから脱退をした場合、両規定によれば次のとおりとなる。

① データ提供者が本規約を解除された場合

	プラットフォーム事業者に対して	データ利用者に対して
提供データ(プライベート・デ	• データの削除、消去、利用停止の	提供データの削除、消去、
ータ)	要求をすることはできない (第5	利用停止の要求はできな
	条第6項)。	V %
	データ提供者はプラットフォー	
	ム事業者を含む他の参加者(後に	
	プラットフォームに参加する参	
	加者を含む。)に対して、解除時	
	までにプラットフォームに提供	
	した提供データの継続的利用を	
	異議なく承諾し、かつ提供データ	
	に関してデータ提供者が創出し	
	た著作権(データベースの著作物	
	に関する権利を含むが、これらに	
	限らない。)の継続的利用を許諾	
	する(本条第11項)。	
提供データ、派生データおよび	• 本規約解除時に、本規約を解除さ	• データ利用者が共有者で
/または利用サービスの利用に	れたプラットフォームへの参加	ある場合には、権利が譲

より生じた著作権、品種登録を	者は、他の共有者(他のプラット	渡される。データ利用者
受ける権利および/または産業	フォームへの参加者またはプラ	が共有者ではない場合で
財産権を受ける権利が共有とな	ットフォーム事業者を意味する。	も、プラットフォーム事
る場合	以下同じ。)に対して当該権利の	業者が共有者となってい
	持分の全部を無償で譲渡するも	ることから、その利用は
	のとし、他の共有者は当該権利を	従前どおりとなる。
	譲り受けるものとする。	
	• 品種登録を受ける権利および/	
	または産業財産権を受ける権利	
	の出願に別途書類の作成が必要	
	である場合には、他の共有者の求	
	めに応じて、本規約を解除された	
	プラットフォームへの参加者は、	
	当該書類の作成に適切な協力を	
	しなければならない(本条10項)。	
データ提供者に単独に帰属する	データ提供者は継続的にかかる	従前利用していた提供デ
権利(提供データに関してデー	権利を有し、かつ利用する権限を	ータ及び著作物につい
タ提供者が創出した著作権、品	有する。	て、継続的な利用権限を
種登録を受ける権利および産業	提供データに関してデータ提供	確保することができる。
財産権を受ける権利(データベ	者が創作した著作物(データベー	
ースの著作物に関する権利を含	スの著作物を含むが、これらに限	
むが、これらに限らない。以下	らない。)で解除時までにプラッ	
同じ。)。	トフォームに提供していた著作	
	物の継続的利用を許諾するもの	
	とする。	

② データ提供者が脱退した場合/データ提供者が本規約を解除した場合

	プラットフォーム事業者に対して	データ利用者に対して
提供データ(プライベート・デ	• データの削除、消去、利用停止の	提供データの削除、消去、
ー タ)	要求をすることができる(第15	利用停止の要求はできな
	条第3項、第5条第4項)。	V √°
提供データ、派生データおよび	プラットフォームを脱退した参	● 同左。
/または利用サービスの利用に	加者と他の共有者は、相互に他の	データ利用者は当該権利
より生じた著作権、品種登録を	共有者およびプラットフォーム	の継続的な利用が可能。
受ける権利および/または産業	を脱退した参加者に対して、当該	
財産権を受ける権利が共有とな	権利を無償かつ永久に利用許諾	
る場合	する権利を付与する。この場合、	
	プラットフォーム事業者が当該	
	権利の共有者である場合には、プ	
	ラットフォームを脱退した参加	

	者のプラットフォーム事業者に	
	対する利用許諾権の中には、プラ	
	ットフォームへの参加者に対す	
	る再利用許諾権を含むものとす	
	る。	
	• 共有にかかる権利が、品種登録を	
	受ける権利および/または産業	
	財産権を受ける権利である場合	
	で、一方当事者が他方当事者に対	
	してその権利化(出願)の意向を	
	示した場合には、共有者間で当該	
	権利化(出願)に関して誠実に協	
	議するものとする。	
データ提供者に単独に帰属する	提供データに関してデータ提供	• 従前利用していた著作物
権利	者が創作した著作物(データベー	については、継続的な利
	スの著作物を含むが、これらに限	用権限の確保が可能。
	らない。)で解除時までにプラッ	
	トフォームに提供していた著作	
	物についても、データ提供者の意	
	思により、継続及び利用中止のい	
	ずれも選択することができる。	

上記の表のとおり、データ提供者が本規約を解除された場合と、データ提供者が脱退した場合または本規約を解除した場合との違いは、

- 提供データ(プライベート・データ)の取扱と
- 共有となる権利の取扱
- データ提供者に単独に帰属する権利の取扱

のいずれにも表れる。

A. 提供データ (プライベート・データ) の取扱

データ提供者が本規約を解除された場合には、自らの責めに帰すべき事由に基づいてプラットフォームの利用を停止されるのであるが、この場合本規約の解除によりプラットフォーム事業者や他の利用者の利益が不当に害されることがあってはならない。したがって、この場合には、提供データの消去請求等を認めるべきではないと考えられる。他方この場合、確かにデータ提供者には落ち度はあるといえるが、データ提供者にデータを提供した農業関係者には落ち度がないと言える可能性があることから、かかる農業関係者の保護を図る必要があるのではないかとの考え方もあり得る。このように双方に落ち度がないと言える場合には、農業関係者の利益とプラットフォームに参加したデータ利用者の利益のいずれをいかなる理由により保護するのかについて慎重に検討をする必要がある。そして、かかる利益考量を支える事実関係はケースごとに異なると思われるが、①一般論として、農業関係者は、本規約を解除されたデータ提供者に対して債務不履行等を理由とした損害賠償請求をすることが可能であると思われること、②またプラットフォームに対する信頼確保の必

要性と正当なデータの利活用が妨げられることは可能な限り避ける必要があると思われることなどを総合的に考慮すると、データ提供者が本規約を解除された場合には、データ利用者に対してデータ利用を継続させる必要性の方が高いのではないかと思われる。

これに対して、本プラットフォームから任意に脱退した場合やプラットフォーム事業者の債務不履行等により本規約を解除したデータ提供者にはそのような落ち度はなく、この場合には原則どおり(第5条第4項に規定されるとおり)農業関係者を保護し、提供データ(プライベート・データ)の削除要求等を認める必要性は高いといえることから、この場合にはデータの削除請求等を認めることとした(第15条第3項、第5条第4項)。なお、本規約をデータ提供者が解除した場合の規定はないが、規定がない場合には第5条第4項が適用されることから(そのため第19条でも第5条第4項は、本規約終了後も適用がある旨規定されている)、特段の手当てはしていない。

B. 共有となる権利の取扱

これについては、「提供データ、派生データおよび/または利用サービスの作成、構築または利用に関して生じた権利(第6条第6項、第9条第4項、第11条第9項に規定される権利を含むが、この限りではない。)が、本規約を解除されたプラットフォームへの参加者と、他のプラットフォームへの参加者またはプラットフォーム事業者との間で共有となる場合には、本規約解除時に、本規約を解除されたプラットフォームへの参加者は、他の共有者(他のプラットフォームへの参加者またはプラットフォームへの参加者は、他の共有者(他のプラットフォームへの参加者またはプラットフォーム事業者を意味する。以下同じ。)に対して当該権利の持分の全部を無償で譲渡するものとし、他の共有者は当該権利を譲り受けるものとする。なお、かかる譲渡に伴い、品種登録を受ける権利および/または産業財産権を受ける権利の出願に別途書類の作成が必要である場合には、他の共有者の求めに応じて、本規約を解除されたプラットフォームへの参加者は、当該書類の作成に適切な協力をしなければならない。」とした。このような規定振りとした理由は本条の解説(6)で説明したところであるので、そちらを参照いただきたい。

これに対して、本プラットフォームから任意に脱退した場合やプラットフォーム事業者の債務不 履行等により本規約を解除した参加者については、①解除者または脱退者から共有権限を奪う必要 性はなく、しかも何ら落ち度のない者からかかる共有権限を奪うことは不当であると言えること、 ②何らかの理由により本プラットフォームから任意に脱退した場合やプラットフォーム事業者の債 務不履行等により本規約を解除した場合には、共有者が継続的に共有にかかる権利を継続利用でき る措置を講じておくことは必要と考えられることから、「プラットフォームを脱退した参加者と他」 の共有者は、相互に他の共有者およびプラットフォームを脱退した参加者に対して、当該権利を無 償かつ永久に利用許諾する権利を付与する。この場合、プラットフォーム事業者が当該権利の共有 者である場合には、プラットフォームを脱退した参加者のプラットフォーム事業者に対する利用許 諾権の中には、プラットフォームへの参加者に対する再利用許諾権を含むものとする。」とした(第 15条第4項)。なお、この場合、共有にかかる権利が死蔵化しないように、「共有にかかる権利 が、品種登録を受ける権利および/または産業財産権を受ける権利である場合で、一方当事者が他 方当事者に対してその権利化(出願)の意向を示した場合には、共有者間で当該権利化(出願)に 関して誠実に協議するものとする。」という手当てをしている。この場合、権利化を認めるかどう かについては、権利者(共有者)としても様々な考慮要素を検討するのが通常であり、権利化を認 めるかどうか、権利化を認めるとしてその手続は誰が行い、また誰が利用を負担するのか等につい ても、規約で一概に決めるのではなく当事者がよく話し合って決めるのが妥当であると思われるこ とから、協議により決めることとした。

C. データ提供者に単独に帰属する権利の取扱

データ提供者に単独に帰属する権利(第5条第8項)の取扱については、第11項で「データ提供 者が本規約を解除された場合には、データ提供者はプラットフォーム事業者を含む他の参加者(後 にプラットフォームに参加する参加者を含む。) に対して、解除時までにプラットフォームに提供 した提供データの継続的利用を異議なく承諾し、かつ提供データに関してデータ提供者が創出した 著作権(データベースの著作物に関する権利を含むが、これらに限らない。)の継続的利用を許諾 するものとする。」とした。まず提供データの利用権については、本条で確認的に継続的な利用を 許諾することとしているが、第5条第6項で、「①データ提供者が、第14条第1項から第5項の いずれかに基づき本規約を解除された場合」には削除要求等を認めないこととしていることとの平 仄を合わせたものである。次に、かかる権利の帰属については、このようなデータ提供者の単独に 帰属する権利の帰属については、契約終了後も効力を有する旨規定されていることから(第19条)、 解除前後で取扱を異にすることはない。したがって、データ提供者がプラットフォーム事業者等か ら本規約を解除された場合にも、かかる権利は以前としてデータ提供者の単独に帰属する。しかし ながら、データ提供者がプラットフォーム事業者から本規約を解除された場合にまで、従前プラッ トフォーム事業者やデータ利用者が利用していた当該データに関する著作物の利用を中止させるこ とは、プラットフォーム事業者やデータ利用者に対して不測の損害を被らせてしまう可能性がある。 そこで、本ガイドライン(データ利活用編)では、「提供データに関してデータ提供者が創作した 著作物(データベースの著作物を含むが、これらに限らない。)で解除時までにプラットフォーム に提供していた著作物」については、従前プラットフォーム事業者およびデータ利用者に利用許諾 されていたということを前提とすれば(第5条第8項)、かかる利用権は継続して認めるべきもの と考えられる。したがって、かかる利用権については、無償での継続的利用を許諾することとした。

これに対し、データ提供者の単独に帰属していた産業財産権を受ける権利や品種登録を受ける権利については、契約解除後もデータ提供者の単独に帰属させ、その権利化を含めた対応もデータ提供者の独自の判断で行わせるのが適切と考えられることから、第5条第8項以上に特段の規定を設けることなく、かつこの規定の効力が契約終了後も継続的に生じることとした。この点は、データ提供者が本プラットフォームから脱退した場合や本規約を解除した場合でも同様である。

なお、念のため付言すると、データ提供者の単独に帰属する著作権が、従前利用許諾されていなかった場合にまで契約解除後の利用許諾を新たに認める必要はないので、このような場合には、第14条第11項の適用はないことになる。

17 プラットフォームからの脱退

第15条(プラットフォームからの脱退)

- 1 データ提供者およびデータ利用者は、プラットフォーム事業者に対して通知をすることにより、 プラットフォームから脱退をすることができる。プラットフォームから脱退したデータ提供者お よび/またはデータ利用者は、脱退後直ちにプラットフォームを通じて提供を受けた提供データ、 派生データおよび利用サービスの利用を中止しなければならない。プラットフォーム事業者は、 プラットフォームから脱退したデータ提供者および/またはデータ利用者に対して、速やかに適 切なアクセス制限措置を講ずるものとする。
- 2 プラットフォームから脱退したデータ提供者および/またはデータ利用者は、プラットフォーム事業者から求めがあった場合には、プラットフォームを通じて受領した提供データおよび派生データを自己のシステムから削除または消去し、かつかかる削除または消去を証明する書類をプラットフォーム事業者が求める形式で、プラットフォーム事業者に対して提出しなければならない。
- 3 データ提供者がプラットフォームから脱退した場合のプラットフォーム事業者に対する提供データの削除要求等については、第5条第4項を準用する。
- 4 提供データ、派生データおよび/または利用サービスの作成、構築または利用に関して生じた権利(第6条第6項、第9条第4項、第11条第9項に規定される権利を含むが、この限りではない。)が、プラットフォームを脱退した参加者と、他のプラットフォームへの参加者またはプラットフォーム事業者との間で共有となる場合には、プラットフォームを脱退した参加者と他の共有者は、相互に他の共有者およびプラットフォームを脱退した参加者に対して、当該権利を無償かつ永久に利用許諾する権利を付与する。この場合、プラットフォーム事業者が当該権利の共有者である場合には、プラットフォームを脱退した参加者のプラットフォーム事業者に対する利用許諾権の中には、プラットフォームへの参加者に対する再利用許諾権を含むものとする。なお、共有にかかる権利が、品種登録を受ける権利および/または産業財産権を受ける権利である場合で、一方当事者が他方当事者に対してその権利化(出願)の意向を示した場合には、共有者間で当該権利化(出願)に関して誠実に協議するものとする。
- 5 前項の規定は、プラットフォームへの参加者が本規約を解除した場合で、当該参加者と他のプラットフォームへの参加者またはプラットフォーム事業者との間で共有となる権利がある場合にも準用するものとする。
- 6 データ提供者がプラットフォームから脱退をした場合または本規約を解除した場合には、データ提供者は、データ利用者に対し、提供データに関してデータ提供者が創作した著作物(データベースの著作物を含むが、これらに限らない。)で脱退または解除時までにプラットフォームに提供していた著作物を無償で継続的に利用することを許諾するものとする。

(1) プラットフォームからの脱退と脱退時のデータ利用中止義務等

データ共用型の契約 (特にプラットフォーム利用契約) は、プラットフォームまたはプラットフォーム事業者を中心とした多数当事者間の契約である。そして、この関係は、参加者が共同事業に 出資こそしないものの、「共同の事業を営むことを約する」という点では組合類似の関係にあると 言える。したがって、データ共用型の契約では、民法上の組合の規定を参照して、データ提供者お よびデータ利用者は、プラットフォーム事業者に通知の上、任意にプラットフォームからの脱退を することができるとの規定を置くこととした。

(2) 脱退時のデータ利用中止義務等

脱退をしたデータ提供者およびデータ利用者は、それ以降プラットフォームに対するアクセス権、 プラットフォームを通じて入手したデータおよび利用サービスの利用権をいずれも喪失することと なる。この場合に、それまで利用を継続していた提供データおよび派生データの削除義務について は、前条の(4)で解説したとおりであるので、そちらを参照いただきたい。

(3) データ提供者が脱退した場合のプラットフォーム事業者の提供データ削除義務

これに対して、データ提供者がプラットフォームから脱退をした場合、データ提供者がプラットフォーム事業者に提供データの削除要求を認めるべきかどうかについては議論のあるところである。現状のモデル条項案では、第5条4項が、「データ提供者は、何らの理由なくして、いつでもプラットフォーム事業者に対して、プライベート・データの削除、消去または利用停止を求めることができる。本条項に基づくデータ提供者によるプライベート・データの削除、消去、または利用停止請求に基づきプラットフォーム事業者および/またはデータ利用者に損害が発生した場合であっても、プラットフォーム事業者および/またはデータ利用者は、データ提供者に対して何らの損害賠償請求その他のクレームをすることができない。ただし、データ利用者が、有償でプライベート・データの提供を受けていた場合にはこの限りではない。」と規定しているところであるので、この規定に準じて、データ提供者はプラットフォーム事業者に対して、データの削除等を求めることができることになる。ただし、データ提供者はデータ利用者に対しては同様の請求をすることができないし、データ提供者が有償で提供データを提供していた場合には、プラットフォーム事業者に対しても、提供データの削除請求をすることはできないということには留意をする必要がある。

(4) プラットフォーム参加者が脱退した場合の共有の権利の帰属

この点については、第14条の解説(7)で詳述したとおりであるから、そちらをご確認いただきたい。

(5) データ提供者がプラットフォームから脱退した場合のデータ提供者の権利の取扱

データ提供者がプラットフォームから脱退した場合のデータ提供者単独に帰属する権利については、脱退の前後でその取扱を異にする必要性はない。したがって、データ提供者に単独に帰属する権利(第5条第8項)は脱退後も、データ提供者単独に帰属する(第19条)。問題は、この場合にも、データ提供者が本規約を解除された場合と同様、提供データの利用権限をプラットフォーム事業者およびデータ利用者に許諾すべきかである。この点、データ提供者とプラットフォーム事業者および/またはデータ利用者との間で、かかる権利の利用に関して別段の定めがある場合には、その定めに従うことになるが、かかる規定がない場合、データ提供者単独に権利が帰属する著作物

_

⁵⁵ 「第5条第4項に準じて」としたのは、同条項が規約に拘束力がある状況を想定している(存続条項でも第5条第4項は引用されていない)ことから、脱退後、規約の拘束力がデータ提供者に及ばなくなった場合には、この規定を準用することとしたためである。

がプラットフォームに提供されている場合には、みなし利用許諾が成立している(第5条第9項)。 しかしながら、データ提供者がプラットフォームからの離脱を希望した場合やプラットフォーム事業者が本規約の違反等をした場合にまで、かかるみなし利用規約を継続させるかどうかについては慎重な対応が必要である。そして、この場合には、当事者の利益考量からしても、従前利用していたデータ利用者の利用権については、不測の損害を防止するという観点から、その権利を確保する必要があると考えられるが、プラットフォーム事業者が継続してかかる権利を利用することまでは認める必要がないと考えられることから、データ利用者に対してのみかかる著作物の継続的な利用を認めることとした。

18 不可抗力免責

第16条(不可抗力免責)

- 1 天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、法令の制定改廃その他参加者の責に帰すことができない事由(以下総称して「**不可抗力事由**」という。)による本規約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、当該不可抗力事由が生じた参加者は責任を負わない。
- 2 前項の規定にもかかわらず、第12条第6項ただし書に基づきデータ利用者に対する免責が認められない場合には、その限りで、前項の適用は排除されるものとする。

19 権利義務の譲渡禁止

第17条 (規約上の地位の譲渡)

- 1 データ提供者またはデータ利用者は、相手方の事前の書面による同意を得なければ、本規約上の地位または本規約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができない。ただし、以下の場合にはこの限りではない。
 - ① データ提供者またはデータ利用者が第三者と合併する場合など、その地位が第三者に包括的 に承継される場合。
 - ② データ提供者またはデータ利用者が、本規約上の地位または本規約に基づく権利義務をその 関連会社等に譲渡する場合。
- 2 プラットフォーム事業者は、プラットフォームに参加しているすべてのデータ提供者およびデータ利用者の同意を得なければ、本規約上の地位または本規約に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。ただし、以下の場合にはこの限りではない。
 - ① プラットフォーム事業者が第三者と合併する場合など、その地位が第三者に包括的に承継される場合。
 - ② プラットフォーム事業者が、本規約上の地位または本規約に基づく権利義務その関連会社等 に譲渡する場合。
 - ③ プラットフォーム事業者が国、地方自治体あるいはそれらの関連団体(以下「政府関連団体」という。)によって設立された場合で、それらの運営または持分が、他の政府関連団体に移管される場合。
 - ④ プラットフォーム事業者が原始的な規約において予め第三者への規約上の地位の譲渡を規定している場合。

(1)同意を取得する相手方について

データ提供がデータ提供者からデータ利用者に直接行われる場合(したがってデータ提供契約が この両者間で成立する場合)を想定すると、同意を取得する相手方は、データ提供者であればデー タ利用者、データ利用者であればデータ提供者であって、それぞれプラットフォーム事業者からの 同意取得は必要ないということになる。上記の条文例はこの場面のみを想定している。

他方、提供データの提供がデータ提供者からプラットフォーム事業者に対して行われ、当該提供 データがプラットフォーム事業者からデータ利用者に対して行われる場合、ならびに派生データの 提供がプラットフォーム事業者からデータ提供者および/またはデータ利用者に対して行われる場 合を考えてみると、契約関係は、プラットフォーム事業者を中心に、データ提供者またはデータ利 用者との間で存在するのであるから、同意を取得する相手方も、それぞれデータ提供者とプラット フォーム事業者間ではその両者の相手方、データ利用者とプラットフォーム事業者間ではその両者 の相手方ということになる。したがって、この場合を想定した条文は当然に前述の条項とは異なる ことになる。その例としては、以下のとおりである。

第17条 (規約上の地位の譲渡)

1 データ提供者およびデータ利用者は、プラットフォーム事業者の事前の書面による同意を得なければ、本規約上の地位または本規約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができない。ただし、以下の場合にはこの限りではない。

- ① データ提供者またはデータ利用者が第三者と合併する場合など、その地位が第三者に包括的 に承継される場合。
- ② データ提供者またはデータ利用者が、本規約上のまたは本規約に基づく権利義務を関連会社 等に譲渡する場合。

2 略

(2) プラットフォーム事業者の規約の地位の譲渡

プラットフォーム事業者については、プラットフォーム事業者が国または地方自治体あるいはそれらの関連団体によって設立される場合も想定されるが、そのような場合、政府の方針によって、特定の団体から他の団体に事業が移管されることも想定される。本ガイドライン(データ利活用編)は、そのような場合にも備えた形で規約案を作成した。また、プラットフォームの立ち上げの際にはまだプラットフォームの運営事業体が決定しておらず、将来の規約上の地位の移管を想定して、暫定的な法人または団体がプラットフォームを立ち上げる場合が想定される。このような場合には、規約上で次のプラットフォーム事業者が明記または想定され、それを承諾した上でデータ提供者およびデータ利用者がプラットフォームへの参加を決めたということがいえるから、データ提供者およびデータ利用者の不利益にもならない。したがって、本規約ではこの場合にも備えた例外条項を置いている。

20 通知

第18条(通知)

- 1 データ提供者、データ利用者および/またはプラットフォーム事業者は1名以上の主任担当者を指定し、その主任担当者の氏名、電話番号および/または電子メールアドレスを他の当事者に対して通知をするか、またはプラットフォーム上で公表するものとする。データ提供者、データ利用者および/またはプラットフォーム事業者が個人データ管理責任者を設置することとした場合には、それらの者から特段の指示がない限り、データ提供者、データ利用者および/またはプラットフォーム事業者の主任担当者は、個人データ管理責任者を兼ねるものとする。データ提供者、データ利用者および/またはプラットフォーム事業者は、自らの主任担当者を変更する場合には、事前にその旨および新しい主任担当者の氏名、電話番号および/または電子メールアドレスを他の当事者に予め通知するか、またはプラットフォーム上で予め公表するものとする。
- 2 本規約に基づきデータ提供者、データ利用者および/またはプラットフォーム事業者が、他の 当事者に対して通知が必要な場合には、他の当事者から別途書面で指定を受けた場合を除き、データ提供者、データ利用者および/またはプラットフォーム事業者の主任担当者から他の当事者の主任担当者の電子メールアドレス宛に電子メールを送付することにより通知すれば足りるものとする。ただし、本規約の解除通知は、書面により行うものとする。
- 3 本規約に基づきデータ提供者、データ利用者および/またはプラットフォーム事業者が他の当事者に対して同意または承諾を求める必要があるときにも、別途両当事者で合意がある場合を除き、データ提供者、データ利用者および/またはプラットフォーム事業者の主任担当者から他の当事者の主任担当者に対して、電子メールまたは書面で同意または承諾を求めるものとする。

2 1 存続条項

第19条(存続条項)

本規約に特段の規定がない限り、本規約終了後も、第4条第3項および第4項(提供データに関する適切な取得および保証/非保証)、第5条第4項、第6項および第8項(データ提供者による提供データのデータ利用者の提供)、第6条第6項(データ利用者による提供データの利用)、第8条第2項および第3項(プラットフォーム事業者の運営責任等)、第9条第4項および第5項(プラットフォーム事業者による利用サービスの提供)、第10条(責任の制限等)、第11条第6項、第7項、第8項および第9項(派生データ等の取扱)、第12条(データ漏えい等の場合の対応及び責任)、第14条第5項、第7項、第8項、第9項、第10項および第11項(契約の解除)、第15条第2項、第3項、第4項、第5項および第6項(プラットフォームからの脱退)、第16条(不可抗力免責)、本条、第20条(完全条項)、第21条(準拠法)、第22条(紛争解決)の各規定は有効に存続する。

22 その他の一般規定

第20条 (完全条項)

本規約は、提供データ、派生データおよび利用サービスのデータ利用者またはデータ提供者に対する提供、利用、管理、プラットフォームの運営およびそれらに伴う各参加者の責任範囲に関するデータ提供者、データ利用者およびプラットフォーム事業者間の完全なる合意を意味し、本規約成立以前になされたこれに関する協議および合意のすべてにとって代わられるものとする。

第21条(準拠法)

本規約は、日本法を準拠法とし、日本法に基づいて解釈されるものとする。

第22条(紛争解決)

- 1 本規約に関し、データ提供者、データ利用者および/またはプラットフォーム事業者の間で意見または認識の食い違いその他の紛争が発生した場合には、データ提供者、データ利用者および/またはプラットフォーム事業者は、他の当事者の主任担当者に通知した上で、誠実に協議し、その解決に務めるものとする。
- 2 前項の規定にもかかわらず、協議により紛争を解決することができない場合には、データ提供 者、データ利用者および/またはプラットフォーム事業者は、東京地方裁判所を第一審の専属的 管轄裁判所とすることに合意する。

(1) 合意管轄条項について

(1) **日息官轄未頃に)い**(第22条第2項のような規定を専属的合意管轄条項といい、これに合意した契約当事者は、原則

として他の管轄で裁判を提起することができない%。民事訴訟法第11条第2項および第3項は、かかる合意は書面または電磁的記録によってなされなければならないとされている。したがって、本規約に対しては、クリックボタンなどによって確実に同意を取得した上で、かかる同意の事実を立証できるような措置を講じておくことが必要である。

⁵⁶ 専属的合意管轄の定めがある場合であっても、一方当事者が合意管轄裁判所以外の裁判所で訴えを提起し、他方当事者がそれに応訴した場合(管轄違いによる却下を求める本案前の答弁をすることなく答弁書を提出した場合)には応訴管轄が認められるし(民事訴訟法第12条)、また法律により専属的管轄が規定されている場合にも、専属的合意管轄の定めは原則として効力を生じない(民事訴訟法第13条第1項)。